

共通仕様書

〔業務委託編Ⅰ〕

令和7年1月20日

令和7年3月17日一部改定

共通仕様書〔業務委託編Ⅰ〕

総目次

測量業務共通仕様書	1
〔福島県公共測量作業規程〕	23
用地測量等共通仕様書	147
発注者支援業務委託	181
付録集〔福島県公共測量作業規程〕	211
付録1 測量機器検定基準	213
2 公共測量における測量機器の現場試験の基準	219
3 測量成果検定基準	227
4 標準様式	231
5 永久標識の規格及び埋設方法	325
6 計算式集	333
7 公共測量標準図式	373
別表1 測量機器級別性能分類表	537
参考付録1 図化機点検調整要領	545

測量業務共通仕様書

測量業務共通仕様書

1. 測量業務共通仕様書	5
2. 福島県公共測量作業規程	23
3. (参考資料) 公共測量の手続き	145

1. 測量業務共通仕様書

1. 測量業務共通仕様書

第1条 適用

1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、福島県土木部の発注する測量業務に係る委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 発注者支援業務、土木設計業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第9条に規定する者をいう。
2. 「検査職員」とは、測量業務の完了の検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
3. 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
4. 「社内審査員」とは、成果物の内容について技術上の審査を行う者で、契約書第11条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
5. 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。ただし、測量業務における「担当技術者」は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
6. 「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
7. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
8. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
9. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
10. 「共通仕様書」とは、各測量業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
11. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
12. 「現場説明書」とは、測量業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。
13. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。

14. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
15. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
16. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
17. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、測量業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
18. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
19. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
20. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
21. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
22. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
23. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
24. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、測量業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
25. 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
26. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
27. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
28. 「書面」とは、発行年月日を記録し、打合せ簿等の帳票をいい、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
29. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。
30. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
31. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
32. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
33. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
34. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
35. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
36. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第3条 受発注者の責務

1. 受注者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなくてはならない。
3. 受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第4条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く）以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

第5条 測量の基準

測量の基準は福島県の定める「公共測量作業規程」（以下「規程」という。）第2条の規定によるほかは監督員の指示によるものとする。

第6条 業務の実施

測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。

※（参考）国土地理院の製品仕様書に関するページ

http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/public/seihinsiyou/seihinsiyou_index.html

また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。

第7条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第8条 監督員

1. 発注者は、測量業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面（〔Ⅱ編〕様式-10または様式-12）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に書面（〔Ⅱ編〕様式-10または様式-12）で受注者に指示するものとする。

第9条 主任技術者

1. 受注者は、測量業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
3. 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 主任技術者は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
5. 主任技術者は、社内審査員を兼ねることはできない。

第10条 社内審査員及び審査の実施

1. 受注者は測量業務における社内審査員を定め発注者に通知（〔Ⅱ編〕様式－3）するものとする。
2. 社内審査員には測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有しなければならない。
3. 社内審査員は、審査計画を作成し業務計画書に記載し、審査に関する事項を定めなければならない。
4. 社内審査員は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、社内審査員自身による審査を行わなければならない。
5. 社内審査員は、業務完了に伴って審査結果を社内審査書としてとりまとめ、社内審査員の記名のうえ主任技術者に差し出すものとする。
6. 社内審査員は、主任技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

第11条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合（変更する場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出（〔Ⅱ編〕様式－28、29）するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は、社内審査員を兼ねることはできない。

第12条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
2. 受注者は次の各号に掲げる書類を別表により、監督員を経て、遅滞なく提出しなければならない。
 - (1) 委託業務着手届（〔Ⅱ編〕様式－1）
 - (2) 主任技術者・社内審査員通知書（〔Ⅱ編〕様式－3）
 - (3) 作業工程表（〔Ⅱ編〕様式－2）
 - (4) 業務計画書（〔Ⅱ編〕参考－11）
 - (5) 委託業務完了届（〔Ⅱ編〕様式－19）
 - (6) 成果物目録（〔Ⅱ編〕様式－20）及び成果物
 - (7) その他監督員が必要と認めたもの注）様式については、共通仕様書〔業務委託編Ⅱ〕に掲載。

3. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において、訂正または削除する場合においても、同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に申請しなければならない。

第13条 打合せ等

1. 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿〔Ⅱ編〕様式-27）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

2. 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品精算書を監督員に提出しなければならない。
4. 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
5. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括による。
6. 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新（アップデート）されたソフトを使用してウイルスチェックを行い、提出するものとする。なお、使用するウイルスチェックソフトの種別は任意とする。
7. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」*に努める。
 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。
 なお、1日での回答が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。
8. 受発注者は、ウィークリースタンスの推進に努める。ウィークリースタンスとは、受発注者協力のも

と計画的に業務を履行することで、品質確保に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とするものである。

(取組内容)

(1) 打合せ時間の配慮

昼休みや午後4時以降の打合せは行わない。

(2) 資料作成の配慮

① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。

② 休日前（金曜日等）に新たな依頼をしない。

③ 定時間際や定時後に依頼をしない。

④ 作業内容に見合った作業期間を確保する。

(3) その他

① 水曜日、金曜日は定時の帰宅を心がける。

② 工程に影響する条件等を、事前に受発注者間で確認・共有する。

③ 受発注者間で全体の業務工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努める。

(4) 災害発生時等の緊急的な対応については、取り組みの対象外とし、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。

第14条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後10日（休日等を除く）以内に業務計画書を作成し、監督員に（〔Ⅱ編〕参考－11を付して）提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要

(2) 実施方針

(3) 業務工程

(4) 業務組織計画

(5) 打合せ計画

(6) 実施順序及び方法

(7) 成果物の内容、部数

(8) 使用する主な図書及び基準

(9) 連絡体制（緊急時含む）

(10) 使用する主な機器

(11) 社内審査計画

(12) その他必要事項

(2)実施方針又は(3)その他には、第33条個人情報の取扱い、第34条安全等の確保及び第39条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

ただし、軽易な測量については、特記仕様書で示した場合、又は監督員の了承を得た場合は上記の一部を省略することができる。

3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4. 監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第15条 資料等の貸与及び返却

1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。

2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。また、発注者の承諾をうけないで他に公表貸与、使用等をしてはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第16条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。
3. 受注者は、測量法第14条、第21条、第23条、第37条、第40条等の届出に必要な資料を作成し、監督員へ提出しなければならない。また、規定第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

第17条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面（〔Ⅱ編〕様式-10）により随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、監督員の指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第18条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時

は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。

4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第19条 成果物の提出

1. 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物及び社内審査書を委託業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。

2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。

3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

4. 原則として全ての測量業務に対して電子納品の対象とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果物として納品すること」をいう。ここでいう電子成果物とは、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。

5. 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果物納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。

なお、電子による検査が困難な場合、発注者がA3版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。

6. 成果物の提出は、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づき、事前協議により決定する。

なお、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。

7. 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

8. 受注者は測量完了後、「規程」に示す成果物を成果物目録とともに電磁媒体（CD-R等）で下記により提出しなければならない。

- | | | | |
|----------|-----|-------------------|-----|
| (1) 計算簿類 | 各1部 | (2) 精度管理表 | 各1部 |
| (3) 図面 | 各1部 | (4) その他監督員の指示したもの | |

9. 成果物はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾をうけないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

第20条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第21条 検 査

1. 受注者は、成果物及び委託業務完了届提出にあたって、自ら社内審査を実施しなければならない。
2. 受注者は、契約書第31第1項の規定に基づき、委託業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
3. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
4. 検査職員は、監督員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 測量業務成果物の検査
- (2) 測量業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」を参考にするものとする。

第22条 修 補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 監督員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 監督員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員の指示に従うものとする。

第23条 条件変更等

1. 監督員が、受注者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、書面（〔Ⅱ編〕様式-10）によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面（〔Ⅱ編〕様式-10）をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - (1) 第18条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合。
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害。
 - (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第24条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。
 - (1) 測量業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、測量業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第30条の規定に基づき業務委託料の変更へ代える設計図書の変更を行う場合

2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第23条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第25条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第26条 一時中止

1. 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、第35条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には測量業務の全部又は一部の一時的中止を命ずることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。

第27条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第28条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第40条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第29条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、受注者に対して部分使用を請求する（〔Ⅱ編〕様式-17-1）ことができるものとする。
 - (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書（〔Ⅱ編〕様式-17-2）を発注者に提出するものとする。
3. 発注者は、契約書第33条の規定に基づく当該業務の部分使用を行う場合には、原則として当該業務を所管する課長以上の職にある者により、第21条に準じた確認検査を行い、その結果について受注者に通知（〔Ⅱ編〕様式-17-3）するものとする。

第30条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、福島県土木部入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第31条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第32条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしては

ならない。

2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第14条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第33条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有し

ないものに再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

- (1) 受注者は取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。
- (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第14条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第34条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (3) 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底

を図り、指導、監督に努めなければならない。

4. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、建設工事公衆災害対策要綱（国土交通省告示第496号令和元年9月2日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。
なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第35条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、天災等に伴い、成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第36条 履行報告

受注者は契約書第15条の規定に基づき、履行報告書（〔Ⅱ編〕参考様式-30）を作成し、監督員に提出しなければならない。

第37条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、閉庁日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

第38条 低価格入札業務の履行状況調査

低入札価格調査制度適用業務の場合、調査基準価格（非公表）を下回る価格で契約した場合においては、受託者は下記の事項に協力しなければならない。

1. 受託者は、低入札価格調査で受託者が説明した内容の履行状況を確認するために発注者が業務完了後に調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

第39条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第14条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

（電子情報の管理体制の確保）

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第14条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
 - 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第40条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第41条 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第42条 業務情報共有化（業務情報共有システム（ASP））

受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、業務情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」に基づくこととする。

なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

2. 福島県公共測量作業規程

※ 福島県公共測量作業規程について

平成28年4月21日付け28企技第117号通知により、平成28年5月1日以降起工するものからは「作業規程の準則（平成20年3月31日付け国土交通省告示第413号、一部改正平成28年3月31日付け国土交通省告示第565号）」を下記のとおり読み替えて準用する。

- (1) 表題の「作業規程の準則」を「福島県公共測量作業規程」と読み替える。
- (2) 準則本文中の「準則」を「規程」と読み替える。
- (3) 準則第1編総則第1条第1項の「第34条」を「第33条第1項」と読み替える。
- (4) 準則第1条第2項の「公共測量」を「福島県が行う公共測量」と読み替える。
- (5) 準則第2条の「公共測量」を「この規程を適用して行う測量」と読み替える。

作業規定の準則（国土地理院）

U R L : <http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/>

※ 福島県公共測量作業規程については、令和元年10月の共通仕様書改正より、平成28年3月31日付け国土交通省告示第565号に基づく本文の内容を掲載しています。

2. 福島県公共測量作業規程

目 次

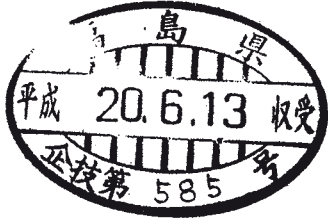
公共測量作業規程変更承認書	31
第1編 総 則 (第1条—第17条)	32
第2編 基準点測量	35
第1章 通 則	35
第1節 要 旨 (第18条・第19条)	35
第2節 製品仕様書の記載事項 (第20条)	35
第2章 基準点測量	36
第1節 要 旨 (第21条—第24条)	36
第2節 作業計画 (第25条)	38
第3節 選 点 (第26条—第30条)	38
第4節 測量標の設置 (第31条—第33条)	39
第5節 観 測 (第34条—第39条)	39
第6節 計 算 (第40条—第43条)	46
第7節 品質評価 (第44条)	51
第8節 成果等の整理 (第45条・第46条)	51
第3章 水準測量	52
第1節 要 旨 (第47条—第51条)	52
第2節 作業計画 (第52条)	53
第3節 選 点 (第53条—第57条)	53
第4節 測量標の設置 (第58条—第60条)	53
第5節 観 測 (第61条—第66条)	54
第6節 計 算 (第67条—第70条)	58
第7節 品質評価 (第71条)	59
第8節 成果等の整理 (第72条・第73条)	59
第4章 復旧測量 (第74条—第77条)	60
第3編 地形測量及び写真測量	62
第1章 通 則	62
第1節 要 旨 (第78条)	62
第2節 製品仕様書の記載事項 (第79条・第80条)	62
第3節 測量方法 (第81条)	63
第4節 図 式 (第82条)	63
第2章 現地測量	64
第1節 要 旨 (第83条—第87条)	64

第2節	作業計画（第88条）	65
第3節	基準点の設置（第89条）	65
第4節	細部測量（第90条）	65
第1款	TS点の設置（第91条—第94条）	65
第2款	地形、地物等の測定（第95条—第98条）	67
第5節	数値編集（第99条・第100条）	69
第6節	補備測量（第101条）	69
第7節	数値地形図データファイルの作成（第102条）	69
第8節	品質評価（第103条）	69
第9節	成果等の整理（第104条・第105条）	70
第3章	空中写真測量	71
第1節	要旨（第106条—第108条）	71
第2節	作業計画（第109条）	71
第3節	標定点の設置（第110条—第113条）	71
第4節	対空標識の設置（第114条—第119条）	72
第5節	撮影	74
第1款	要旨（第120条）	74
第2款	機材（第121条—第123条）	74
第3款	撮影（第124条—第131条）	76
第4款	GNSS/IMUデータの処理（第132条—第134条）	79
第5款	フィルムの処理（第135条—第143条）	79
第6款	数値写真の統合処理（第144条・第145条）	82
第7款	数値写真の整理（第146条—第148条）	82
第8款	品質評価（第149条）	83
第9款	成果等の整理（第150条・第151条）	83
第6節	刺針（第152条—第156条）	83
第7節	同時調整（第157条—第165条）	84
第8節	現地調査（第166条—第171条）	86
第9節	数値図化（第172条—第184条）	87
第10節	数値編集（第185条—第190条）	89
第11節	補測編集（第191条—第195条）	90
第12節	数値地形図データファイルの作成（第196条）	91
第13節	品質評価（第197条）	91
第14節	成果等の整理（第198条・第199条）	91
第4章	既成図数値化	92
第1節	要旨（第200条—第203条）	92
第2節	作業計画（第204条）	92
第3節	計測用基図作成（第205条・第206条）	92
第4節	計測（第207条—第210条）	93
第5節	数値編集（第211条—第213条）	93

第6節	数値地形図データファイルの作成（第214条）	94
第7節	品質評価（第215条）	94
第8節	成果等の整理（第216条・第217条）	94
第5章	修正測量	95
第1節	要旨（第218条—第221条）	95
第2節	作業計画（第222条）	97
第3節	予察（第223条）	97
第4節	修正数値図化	97
第1款	空中写真測量による修正数値図化（第224条・第225条）	97
第2款	TS等を用いる修正数値図化（第226条・第227条）	98
第3款	キネマティック法による修正数値図化（第228条・第229条）	98
第4款	RTK法による修正数値図化（第230条・第231条）	98
第5款	ネットワーク型RTK法による修正数値図化（第232条・第233条）	98
第6款	既成図を用いる方法による修正数値図化（第234条—第236条）	99
第7款	他の既成データを用いる方法による修正数値図化（第237条—第239条）	99
第5節	現地調査（第240条）	99
第6節	修正数値編集（第241条—第243条）	99
第7節	数値地形図データファイルの更新（第244条）	100
第8節	品質評価（第245条）	100
第9節	成果等の整理（第246条・第247条）	100
第6章	写真地図作成	101
第1節	要旨（第248条—第252条）	101
第2節	作業計画（第253条・第254条）	102
第3節	数値地形モデルの作成（第255条—第260条）	102
第4節	正射変換（第261条・第262条）	103
第5節	モザイク（第263条—第265条）	103
第6節	写真地図データファイルの作成（第266条・第267条）	104
第7節	品質評価（第268条）	104
第8節	成果等の整理（第269条・第270条）	104
第7章	航空レーザ測量	105
第1節	要旨（第271条—第273条）	105
第2節	作業計画（第274条）	105
第3節	固定局の設置（第275条・第276条）	106
第4節	航空レーザ計測（第277条—第281条）	106
第5節	調整用基準点の設置（第282条・第283条）	108
第6節	三次元計測データの作成（第284条—第291条）	109
第7節	オリジナルデータの作成（第292条・第293条）	111
第8節	グラウンドデータの作成（第294条—第298条）	111
第9節	グリッドデータの作成（第299条—第301条）	113
第10節	等高線データの作成（第302条・第303条）	114

第11節	数値地形図データファイルの作成（第304条）	114
第12節	品質評価（第305条）	114
第13節	成果等の整理（第306条・第307条）	114
第8章	地図編集	116
第1節	要旨（第308条—第312条）	116
第2節	作業計画（第313条）	116
第3節	資料収集及び整理（第314条）	116
第4節	編集原稿データの作成（第315条・第316条）	116
第5節	編集集（第317条—第319条）	117
第6節	数値地形図データファイルの作成（第320条）	117
第7節	品質評価（第321条）	117
第8節	成果等の整理（第322条・第323条）	117
第9章	基盤地図情報の作成	118
第1節	要旨（第324条）	118
第2節	基盤地図情報の作成方法（第325条）	118
第3節	既存の測量成果等の編集による基盤地図情報の作成（第326条・第327条）	118
第4節	作業計画（第328条）	119
第5節	既存の測量成果等の収集及び整理（第329条）	119
第6節	基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整（第330条—第333条）	119
第7節	基盤地図情報項目の抽出（第334条）	120
第8節	品質評価（第335条）	120
第9節	成果等の整理（第336条・第337条）	120
第4編	応用測量	121
第1章	通則	121
第1節	要旨（第338条—第344条）	121
第2節	製品仕様書の記載事項（第345条）	123
第2章	路線測量	124
第1節	要旨（第346条・第347条）	124
第2節	作業計画（第348条）	124
第3節	線形決定（第349条—第351条）	124
第4節	中心線測量（第352条—第354条）	126
第5節	仮BM設置測量（第355条—第357条）	127
第6節	縦断測量（第358条・第359条）	128
第7節	横断測量（第360条・第361条）	128
第8節	詳細測量（第362条・第363条）	130
第9節	用地幅杭設置測量（第364条—第366条）	130
第10節	品質評価（第367条）	131
第11節	成果等の整理（第368条・第369条）	131
第3章	河川測量	132
第1節	要旨（第370条・第371条）	132

第2節	作業計画（第372条）	132
第3節	距離標設置測量（第373条・第374条）	132
第4節	水準基標測量（第375条・第376条）	132
第5節	定期縦断測量（第377条・第378条）	133
第6節	定期横断測量（第379条・第380条）	133
第7節	深浅測量（第381条・第382条）	134
第8節	法線測量（第383条・第384条）	135
第9節	海浜測量及び汀線測量（第385条・第386条）	135
第10節	品質評価（第387条）	135
第11節	成果等の整理（第388条・第389条）	135
第4章	用地測量	137
第1節	要旨（第390条・第391条）	137
第2節	作業計画（第392条）	137
第3節	資料調査（第393条—第398条）	137
第4節	復元測量（第399条・第400条）	138
第5節	境界確認（第401条・第402条）	138
第6節	境界測量（第403条—第407条）	138
第7節	境界点間測量（第408条・第409条）	140
第8節	面積計算（第410条・第411条）	140
第9節	用地実測図データファイルの作成（第412条・第413条）	140
第10節	用地平面図データファイルの作成（第414条・第415条）	141
第11節	品質評価（第416条）	141
第12節	成果等の整理（第417条・第418条）	141
第5章	その他の応用測量	143
第1節	要旨（第419条）	143
第2節	作業計画（第420条）	143
第3節	作業方法（第421条）	143
第4節	作業内容（第422条）	143
第5節	品質評価（第423条）	143
第6節	成果等の整理（第424条・第425条）	143
附	則	144
付録1	測量機器検定基準	213
付録2	公共測量における測量機器の現場試験の基準	219
付録3	測量成果検定基準	227
付録4	標準様式	231
付録5	永久標識の規格及び埋設方法	325
付録6	計算式集	333
付録7	公共測量標準図式	373
別表1	測量機器級別性能分類表	537



国国地第 148 号

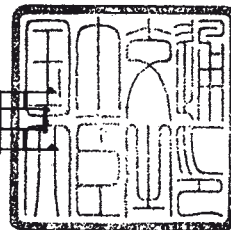
公共測量作業規程変更承認書

福島県知事

平成 20 年 5 月 27 日 付け 20 企技第 451 号 で 変更 申請 の あつ た 福島 県 公共 測量 作業 規程 は、測 量 法 (昭 和 24 年 法 律 第 188 号) 第 33 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 承 認 す る。

平成 20 年 6 月 9 日

国土交通大臣



第1編 総 則

(目的及び適用範囲)

第1条 この規定は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）第34条の規定に基づき、公共測量における標準的な作業方法等を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保すること等を目的とする。

2 この規程は、福島県が行う公共測量に適用する。

(測量の基準)

第2条 公共測量において、位置は、特別の事情がある場合を除き、平面直角座標系（平成14年国土交通省告示第9号）に規定する世界測地系に従う直角座標及び測量法施行令（昭和24年政令第322号）第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さ（以下「標高」という。）により表示する。

(測量法の遵守等)

第3条 測量計画機関（以下「計画機関」という。）及び測量作業機関（以下「作業機関」という。）並びに作業に従事する者（以下「作業員」という。）は、作業の実施に当たり、法を遵守しなければならない。

2 この規程において、使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

(関係法令等の遵守等)

第4条 計画機関及び作業機関並びに作業員は、作業の実施に当たり、財産権、労働、安全、交通、土地利用規制、環境保全、個人情報の保護等に関する法令を遵守し、かつ、これらに関する社会的慣行を尊重しなければならない。

(測量の計画)

第5条 計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、目的、地域、作業量、期間、精度、方法等について適切な計画を策定しなければならない。

2 計画機関は、前項の計画の立案に当たり、当該作業地域における基本測量及び公共測量の実施状況について調査し、利用できる測量成果、測量記録及びその他必要な資料（以下「測量成果等」という。）の活用を図ることにより、測量の重複を避けるよう努めなければならない。

3 計画機関は、得ようとする測量成果の種類、内容、構造、品質等を示す仕様書（以下「製品仕様書」という。）を定めなければならない。

一 製品仕様書は、「地理情報標準プロファイル Japan Profile for Geographic Information Standards (JPGIS)」(以下「JPGIS」という。)に準拠するものとする。

二 製品仕様書による品質評価の位置正確度等については、この規程の各作業工程を適用するものとする。ただし、この規程における各作業工程を適用しない場合は、JPGISによる品質評価を標準とするものとする。

(測量法に基づく手続)

第6条 計画機関は、法第39条において読み替えて準用する法第14条第1項、同条第2項（実施の公示）、法第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）及び法第26条（測量標の使用）並びに法第30条第1項（測量成果の使用）、法第36条（計画書についての助言）、法第37条（公共測量の表示）及び法第40条第1項（測量成果の提出）等の規定による手続を適切に行わなければならない。

(測量業者以外の者への発注の禁止)

第7条 計画機関は、法第10条の3に規定する測量業者以外の者に、この規程を適用して行う測量を請け負わせてはならない。

(基盤地図情報)

第8条 この規程において「基盤地図情報」とは、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号。以下「基本法」という。）第2条第3項に基づく基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令（平成19年国土交通省令第78号。以下「項目及び基準に関する省令」という。）の規定を満たす位置情報をいう。

2 計画機関は、測量成果である基盤地図情報の整備及び活用に努めるものとする。

（実施体制）

第9条 作業機関は、測量作業を円滑かつ確実に実行するため、適切な実施体制を整えなければならない。

2 作業機関は、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として、主任技術者を選任しなければならない。

3 前項の主任技術者は、法第49条の規定に従い登録された測量士であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければならない。

4 作業機関において、技術者として公共測量に従事する者は、法第49条の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならない。

（安全の確保）

第10条 作業機関は、特に現地での測量作業において、作業者の安全の確保について適切な措置を講じなければならない。

（作業計画）

第11条 作業機関は、測量作業着手前に、測量作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、これを計画機関に提出して、その承認を得なければならない。作業計画を変更しようとするときも同様とするものとする。

（工程管理）

第12条 作業機関は、前条の作業計画に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。

2 作業機関は、測量作業の進捗状況を適宜計画機関に報告しなければならない。

（精度管理）

第13条 作業機関は、測量の正確さを確保するため、適切な精度管理を行い、この結果に基づいて品質評価表及び精度管理表を作成し、これを計画機関に提出しなければならない。

2 作業機関は、各工程別作業の終了時その他適宜この規定に定める点検を行わなければならない。

3 作業機関は、作業の終了後速やかに点検測量を行わなければならない。

点検測量率は、次表を標準とする。

測 量 種 別	率
1・2級基準点測量	10%
3・4級基準点測量	5%
1～4級水準測量	5%
簡易水準測量	5%
地形測量及び写真測量	2%
線形決定	5%
中心線測量	5%
縦断測量	5%
横断測量	5%

（機器の検定等）

第14条 作業機関は、計画機関が指定する機器については、付録1に基づく測定値の正当性を保証する検

定を行った機器を使用しなければならない。ただし、1年以内に検定を行った機器（標尺については3年以内）を使用する場合は、この限りでない。

- 2 前項の検定は、測量機器の検定に関する技術及び機器等を有する第三者機関によるものとする。ただし、計画機関が作業機関の機器の検査体制を確認し、妥当と認められた場合には、作業機関は、付録2による国内規格の方式に基づき自ら検査を実施し、その結果を第三者機関による検定に代えることができる。
- 3 作業者は、観測に使用する主要な機器について、作業前及び作業中に適宜点検を行い、必要な調整をしなければならない。

（測量成果の検定）

第15条 作業機関は、基盤地図情報に該当する測量成果等の高精度を要する測量成果又は利用度の高い測量成果で計画機関が指定するものについては、付録3に基づく検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けなければならない。

（測量成果等の提出）

第16条 作業機関は、作業が終了したときは、遅滞なく、測量成果等を付録4の様式に基づき整理し、これらを計画機関に提出しなければならない。

- 2 第2編を適用して行う基準点測量(第4編において第2編を適用して行うこととしているものを含む。)において得られる測量成果は、すべて基盤地図情報に該当するものとする。
- 3 第3編及び第4編を適用して行う地形測量及び写真測量及び応用測量において得られる測量成果であつて、基盤地図情報に該当するものは、第3編第9章の規定を適用するものとする。
- 4 測量成果等は、原則としてあらかじめ計画機関が定める様式に従って電磁的記録媒体で提出するものとする。
- 5 計画機関は、第1項の規定により測量成果等の提出を受けたときは、速やかに当該測量成果等の精度、内容等を検査しなければならない。
- 6 測量成果等において位置を表示するときは、世界測地系によることを表示するものとする。

（機器等及び作業方法に関する特例）

第17条 計画機関は、必要な精度の確保及び作業能率の維持に支障がないと認められる場合には、この規程に定めのない機器及び作業方法を用いることができる。ただし、第5条第3項に基づき、各編にその詳細を定める製品仕様書に係る事項については、この限りでない。

- 2 計画機関は、この規程に定めのない新しい測量技術を使用する場合には、使用する資料、機器、測量方法等により精度が確保できることを作業機関等からの検証結果等に基づき確認するとともに、確認に当たっては、あらかじめ国土地理院の長の意見を求めるものとする。
- 3 国土地理院が新しい測量技術による測量方法に関するマニュアルを定めた場合は、当該マニュアルを前項の確認のための資料として使用することができる。

第2編 基準点測量

第1章 通 則

第1節 要 旨

(要 旨)

第18条 本編は基準点測量の作業方法等を定めるものとする。

- 2 「基準点測量」とは、既知点に基づき、基準点の位置又は標高を定める作業をいう。
- 3 「基準点」とは、測量の基準とするために設置された測量標であって、位置に関する数値的な成果を有するものをいう。
- 4 「既知点」とは、既設の基準点（以下「既設点」という。）であって、基準点測量の実施に際してその成果が与件として用いられるものをいう。
- 5 「改測点」とは、基準点測量により改測される既設点であって、既知点以外のものをいう。
- 6 「新点」とは、基準点測量により新設される基準点（以下「新設点」という。）及び改測点をいう。

(基準点測量の区分)

第19条 基準点測量は、水準測量を除く狭義の基準点測量（以下「基準点測量」という。）と水準測量とに区分するものとする。

- 2 基準点は、水準測量を除く狭義の基準点測量によって設置される狭義の基準点（以下「基準点」という。）と水準測量によって設置される水準点とに区分するものとする。

第2節 製品仕様書の記載事項

(製品仕様書)

第20条 製品仕様書は当該基準点測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データ内容及び構造、参照系、データ品質、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。

第2章 基準点測量

第1節 要 旨

(要 旨)

- 第21条** 「基準点測量」とは、既知点に基づき、新点である基準点の位置を定める作業をいう。
- 2 基準点測量は、既知点の種類、既知点間の距離及び新点間の距離に応じて、1級基準点測量、2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量に区分するものとする。
 - 3 1級基準点測量により設置される基準点を1級基準点、2級基準点測量により設置される基準点を2級基準点、3級基準点測量により設置される基準点を3級基準点及び4級基準点測量により設置される基準点を4級基準点という。
 - 4 GNSSとは、人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システムの総称で、GPS、GLONASS、Galileo及び準天頂衛星システム等の衛星測位システムがある。GNSS測量においては、GPS、GLONASS、及び準天頂衛星システムを適用する。なお、準天頂衛星システムは、GPSと同等のものとして扱うことができる。

(既知点の種類等)

- 第22条** 前条第2項に規定する基準点測量の各区分における既知点の種類、既知点間の距離及び新点間の距離は、次表を標準とする。

区 分 項 目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
既知点の種類	電子基準点 一～四等三角点 1級基準点	電子基準点 一～四等三角点 1～2級基準点	電子基準点 一～四等三角点 1～2級基準点	電子基準点 一～四等三角点 1～3級基準点
既知点間距離(m)	4,000	2,000	1,500	500
新点間距離(m)	1,000	500	200	50

- 2 前項の区分によらず、基本測量又は公共測量により設置した既知点を用いる場合は、当該既知点がどの区分に該当するかを特定の上、前項の基準に従い既知点として使用することができる。
- 3 1級基準点測量においては、既知点を電子基準点（付属標を除く。以下同じ。）のみとすることができる。この場合、既知点間の距離の制限は適用しない。ただし、既知点とする電子基準点は、作業地域に最も近い2点以上を使用するものとする。
- 4 3級基準点測量及び4級基準点測量における既知点は、厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算又は三次元網平均計算により設置された同級の基準点を既知点とすることができる。ただし、この場合においては、使用する既知点数の2分の1以下とする。

(基準点測量の方式)

- 第23条** 基準点測量は、次の方式を標準とする。

- 一 1級基準点測量及び2級基準点測量は、原則として、結合多角方式により行うものとする。
 - 二 3級基準点測量及び4級基準点測量は、結合多角方式又は単路線方式により行うものとする。
- 2 結合多角方式の作業方法は、次表を標準とする。

項目		区分			
		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
結果 合 多 角 方 式	1個の多角網における既知点数	2 + $\frac{\text{新点数}}{5}$ 以上 (端数切上げ)		3点以上	
		ただし、電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。	—	—	—
	単位多角形の辺数	10辺以下	12辺以下	—	—
	路線の辺数	5辺以下	6辺以下	7辺以下	10辺以下
		伐採樹木及び地形の状況等によっては、計画機関の承認を得て辺数を増やすことができる。			
	節点間の距離	250m以上	150m以上	70m以上	20m以上
	路線長	3km以下	2km以下	1km以下	500m以下
		GNSS測量機を使用する場合は5km以下とする。			
		ただし、電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りでない。	—		
	偏心距離の制限	$S/e \geq 6$ S：測点間距離 e：偏心距離			
路線図形	多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線から外側40°以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60°以上を原則とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。		同左	50°以下	
平均次数	—	—	簡易水平網平均計算を行う場合は平均次数を2次までとする。		
備考	<p>1. 「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までをいう。</p> <p>2. 「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。</p> <p>3. 3～4級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。</p>				

3 単路線方式の作業方法は、次表を標準とする。

区 分		1級基準点測量※	2級基準点測量※	3級基準点測量	4級基準点測量
単 路 線 方 式	方向角の取付	既知点の1点以上において方向角の取付を行う。ただし、GNSS測量機を使用する場合は、方向角の取付は省略する。			
	路線の辺数	7辺以下	8辺以下	10辺以下	15辺以下
	新点の数	2点以下	3点以下	—	—
	路線長	5km以下	3km以下	1.5km以下	700m以下
	路線図形	新点は、両既知点を結ぶ直線から両側40°以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60°以上とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。		同 左 50°以下	同 左 60°以上
	準用規定	節点間の距離、偏心距離の制限、平均次数、路線の辺数制限緩和及びGPS測量機を使用する場合の路線図形は、結合多角方式の各々の項目の規定を準用する。			
備 考	※ やむを得ず単路線方式を行う場合に限る。				

(工程別作業区分及び順序)

第24条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。

- 一 作業計画
- 二 選点
- 三 測量標の設置
- 四 観測
- 五 計算
- 六 品質評価
- 七 成果等の整理

第2節 作業計画

(要 旨)

第25条 作業計画は、第11条の規定によるほか、地形図上で新点の概略位置を決定し、平均計画図を作成するものとする。

第3節 選 点

(要 旨)

第26条 本章において「選点」とは、平均計画図に基づき、現地において既知点の現況を調査するとともに、新点の位置を選定し、選点図及び平均図を作成する作業をいう。

(既知点の現況調査)

第27条 既知点の現況調査は、異常の有無等を確認し、基準点現況調査報告書を作成するものとする。

(新点の選定)

第28条 新点は、後続作業における利用等を考慮し、適切な位置に選定するものとする。

(建標承諾書等)

第29条 計画機関が所有権又は管理権を有する土地以外の土地に永久標識を設置しようとするときは、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書等により承諾を得なければならない。

(選点図及び平均図の作成)

第30条 新点の位置を選定したときは、その位置及び視通線等を地形図に記入し、選点図を作成するものとする。

2 平均図は、選点図に基づいて作成し、計画機関の承認を得るものとする。

第4節 測量標の設置

(要 旨)

第31条 本章において「測量標の設置」とは、新点の位置に永久標識を設ける作業をいう。

(永久標識の設置)

第32条 新点の位置には、原則として、永久標識を設置し、測量標設置位置通知書（法第39条で読み替える法第21条1項に基づき通知する文書をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

2 永久標識の規格及び設置方法は、付録5によるものとする。

3 設置した永久標識については、写真等により記録するものとする。

4 永久標識には、必要に応じ固有番号等を記録したICタグを取り付けることができる。

5 3級基準点及び4級基準点には、標杭を用いることができる。

(点の記の作成)

第33条 設置した永久標識については、点の記を作成するものとする。

第5節 観 測

(要 旨)

第34条 本章において「観測」とは、平均図等に基づき、トータルステーション（データコレクタを含む。以下「TS」という。）、セオドライト、測距儀等（以下「TS等」という。）を用いて、関係点間の水平角、鉛直角、距離等を観測する作業（以下「TS等観測」という。）及びGNSS測量機を用いて、GNSS衛星からの電波を受信し、位相データ等を記録する作業（以下「GNSS観測」という。）をいう。

2 観測は、TS等及びGNSS測量機を併用することができる。

3 観測に当たっては、必要に応じ、測標水準測量を行うものとする。

(機 器)

第35条 観測に使用する機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものを標準とする。

機 器	性 能	摘 要
1級トータルステーション	別表1による	1～4級基準点測量
2級トータルステーション		2～4級基準点測量
3級トータルステーション		4級基準点測量
1級GNSS測量機		1～4級基準点測量
2級GNSS測量機		1～4級基準点測量
1級セオドライト		1～4級基準点測量
2級セオドライト		2～4級基準点測量

3 級 セ オ ド ラ イ ト		4 級 基 準 点 測 量
測 距 儀		1 ～ 4 級 基 準 点 測 量
3 級 レ ベ ル		測 標 水 準 測 量
2 級 標 尺		測 標 水 準 測 量
銅 卷 尺	J I S 1 級	—

(機器の点検及び調整)

第36条 観測に使用する機器の点検は、観測着手前及び観測期間中に適宜行い、必要に応じて機器の調整を行うものとする。

(観測の実施)

第37条 観測に当たり、計画機関の承認を得た平均図に基づき、観測図を作成するものとする。

2 観測は、平均図等に基づき、次に定めるところにより行うものとする。

一 TS等の観測及び観測方法は、次表のとおりとする。ただし、水平角観測において、目盛変更が不可能な機器は、1対回の繰り返し観測を行うものとする。

区 分 項 目		1 級基準点測量	2 級 基 準 点 測 量		3 級基準点測量	4 級基準点測量
			1 級トータルステーション、1 級セオドライト	2 級トータルステーション、2 級セオドライト		
水平角観測	読定単位	1"	1"	10"	10"	20"
	対回数	2	2	3	2	2
	水平目盛置	0°、90°	0°、90°	0°、60°、120°	0°、90°	0°、90°
鉛直角観測	読定単位	1"	1"	10"	10"	20"
	対回数	1	1	1	1	1
距離測定	読定単位	1 mm	1 mm	1 mm	1 mm	1 mm
	セット数	2	2	2	2	2

イ 器械高、反射鏡高及び目標高は、ミリメートル位まで測定するものとする。

ロ TSを使用する場合は、水平角観測、鉛直角観測及び距離測定は、1視準で同時に行うことを原則とするものとする。

ハ 水平角観測は、1視準1読定、望遠鏡正及び反の観測を1対回とする。

ニ 鉛直角観測は、1視準1読定、望遠鏡正及び反の観測を1対回とする。

ホ 距離測定は、1視準2読定を1セットとする。

ヘ 距離測定に伴う気温及び気圧（本章において「気象」という。）の測定は、次のとおり行うものとする。

(1) TS又は測距儀を整置した測点（以下「観測点」という。）で行うものとする。ただし、3級基準点測量及び4級基準点測量においては、気圧の測定を行わず、標準大気圧を用いて気象補正を

行うことができる。

(2) 気象の測定は、距離測定の開始直前又は終了直後に行うものとする。

(3) 観測点と反射鏡を整置した測点（以下「反射点」という。）の標高差が400メートル以上のときは、観測点及び反射点の気象を測定するものとする。ただし、反射点の気象は、計算により求めることができる。

ト 水平角観測において、対回内の観測方向数は、5方向以下とする。

チ 観測値の記録は、データコレクタを用いるものとする。ただし、データコレクタを用いない場合は、観測手簿に記載するものとする。

リ TSを使用した場合で、水平角観測の必要対回数に合せ、取得された鉛直角観測値及び距離測定値は、すべて採用し、その平均値を用いることができる。

二 GNSS観測は、干渉測位方式で行う。

イ GNSS測量機を用いる観測方法は、次表を標準とする。

観 測 方 法	観測時間	データ取得間隔	摘 要
ス タ テ ィ ッ ク 法	120分以上	30秒以下	1級基準点測量（10km以上※1）
	60分以上	30秒以下	1級基準点測量（10km未満） 2～4級基準点測量
短縮スタティック法	20分以上	15秒以下	3～4級基準点測量
キネマティック法	10秒以上※2	5秒以下	3～4級基準点測量
R T K 法	10秒以上※3	1秒	3～4級基準点測量
ネットワーク型R T K法	10秒以上※3	1秒	3～4級基準点測量
備 考	※1 観測距離が10km以上の場合は、1級GNSS測量機により2周波による観測を行う。ただし、節点を設けて観測距離を10km未満にすることで、2級GNSS測量機により観測を行うこともできる。 ※2 10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 ※3 FIX解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。		

ロ 観測方法による使用衛星数は、次表を標準とする。

GNSS衛星の組合せ	観測方法	短縮スタティック法 キネマティック法 R T K 法 ネットワーク型R T K法
	ス タ テ ィ ッ ク 法	
G P S 衛 星	4衛星以上	5衛星以上
GPS 衛星 及 び GLONASS 衛星	5衛星以上	6衛星以上

摘 要	<p>① GLONASS衛星を用いて観測する場合は、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</p> <p>② スタティック法による10km以上の観測では、GPS衛星を用いて観測する場合は5衛星以上とし、GPS衛星及びGLONASS衛星を用いて観測する場合は6衛星以上とする。</p>
--------	--

- ハ アンテナ高は、ミリメートル位まで測定するものとする。
- ニ 標高の取付観測において、距離が500メートル以下の場合は、楕円体高の差を高低差として使用できる。
- ホ GNSS衛星の作動状態、飛来情報等を考慮し、片寄った配置の使用は避けるものとする。
- ヘ GNSS衛星の最低高度角は15度を標準とする。
- ト スタティック法及び短縮スタティック法については、次のとおり行うものとする。
- (1) スタティック法は、複数の観測点にGNSS測量機を整置して、同時にGNSS衛星からの信号を受信し、それに基づく基線解析により、観測点間の基線ベクトルを求める観測方法である。
 - (2) 短縮スタティック法は、複数の観測点にGNSS測量機を整置して、同時にGNSS衛星からの信号を受信し、観測時間を短縮するため、基線解析において衛星の組合せを多数作るなどの処理を行い、観測点間の基線ベクトルを求める観測方法である。
 - (3) 観測図の作成は、同時に複数のGNSS測量機を用いて行う観測（以下「セッション」という。）計画を記入するものとする。
 - (4) 電子基準点のみを既知点として使用する以外の観測は、既知点及び新点を結合する多角路線が閉じた多角形を形成させ、次のいずれかにより行うものとする。
 - (i) 異なるセッションの組み合わせによる点検のための多角形を形成する。
 - (ii) 異なるセッションによる点検のため、1辺以上の重複観測を行う。
 - (5) スタティック法及び短縮スタティック法におけるアンテナ高の測定は、GNSSアンテナ底面までとする。なお、アンテナ高は標識上面からGNSSアンテナ底面までの距離を垂直に測定することを標準とする。
- チ キネマティック法は、基準となるGNSS測量機を整置する観測点、（以下「固定局」という。）及び移動する観測点（以下「移動局」という。）で、同時にGNSS衛星からの信号を受信して初期化（整数値バイアスの決定）などに必要な観測を行う。その後、移動局を複数の観測点に次々と移動して観測を行い、それに基づき固定局と移動局の間の基線ベクトルを求める観測方法である。なお、初期化及び基線解析は、観測終了後に行う。
- リ RTK法は、固定局及び移動局で同時にGNSS衛星からの信号を受信し、固定局で取得した信号を、無線装置等を用いて移動局に転送し、移動局側において即時に基線解析を行うことで、固定局と移動局の間の基線ベクトルを求める。その後、移動局を複数の観測点に次々と移動して、固定局と移動局の間の基線ベクトルを即時に求める観測方法である。なお、基線ベクトルを求める方法は、直接観測法又は間接観測法による。
- (1) 直接観測法は、固定局及び移動局で同時にGNSS衛星からの信号を受信し、基線解析により固定局と移動局の間の基線ベクトルを求める観測方法である。直接観測法による観測距離は500メートル以内を標準とする。
 - (2) 間接観測法は、固定局及び2か所以上の移動局で同時にGNSS衛星からの信号を受信し、基線解析により得られた2つの基線ベクトルの差を用いて移動局間の基線ベクトルを求める観測方法である。間接観測法による固定局と移動局の間の距離は10キロメートル以内とし、間接的に求める移動局間の距離は500メートル以内を標準とする。

ヌ ネットワーク型RTK法は、配信事業者（国土地理院の電子基準点網の観測データ配信を受けている者又は、3点以上の電子基準点を基に、測量に利用できる形式でデータを配信している者をいう。以下同じ。）で算出された補正データ等又は面補正パラメータを、携帯電話等の通信回線を介して移動局で受信すると同時に、移動局でGNSS衛星からの信号を受信し、移動局側において即時に解析処理を行って位置を求める。その後、複数の観測点に次々と移動して移動局の位置を即時に求める観測法である。

配信事業者からの補正データ等又は面補正パラメータを通信状況により取得できない場合は、観測終了後に解析処理を行うことができる。なお、基線ベクトルを求める方法は、直接観測法又は間接観測法による。

- (1) 直接観測法は、配信事業者で算出された移動局近傍の任意地点の補正データ等と移動局の観測データを用いて、基線解析により基線ベクトルを求める観測方法である。
- (2) 間接観測法は、次の方式により基線ベクトルを求める観測方法である。
 - (i) 2台同時観測方式による間接観測法は、2か所の移動局で同時観測を行い、得られたそれぞれの三次元直交座標の差から移動局間の基線ベクトルを求める。
 - (ii) 1台準同時観測方式による間接観測法は、移動局で得られた三次元直交座標差とその後、速やかに移動局を他の観測点に移動して観測を行い、得られたそれぞれの三次元直交座標の差から移動局間の基線ベクトルを求める。なお、観測は、速やかに行うとともに、必ず往復観測（同方向の観測も可）を行い、重複による基線ベクトルの点検を実施する。
- (3) 3級～4級基準点測量は、直接観測法又は間接観測法により行うものとする。

三 測標水準測量は、次のいずれかの方式により行うものとする。

イ 直接水準測量は、4級水準測量に準じて行うものとする。

ロ 間接水準測量は、次のとおり行うものとする。

- (1) 器械高、反射鏡高及び目標高は、ミリメートル位まで測定するものとする。
- (2) 間接水準測量区間の一端に2つの固定点を設け、鉛直角観測及び距離測定を行うものとする。
- (3) 間接水準測量における環の閉合差の許容範囲は、3センチメートルに観測距離（キロメートル単位とする。）を乗じたものとする。ただし、観測距離が1キロメートル未満における許容範囲は3センチメートルとする。
- (4) 鉛直角観測及び距離測定は、距離が500メートル以上のときは1級基準点測量、距離が500メートル未満のときは2級基準点測量に準じて行うものとする。ただし、鉛直角観測は3対回とし、できるだけ正方向及び反方向の同時観測を行うものとする。
- (5) 間接水準測量区間の距離は、2キロメートル以下とする。

（観測値の点検及び再測）

第38条 観測値について点検を行い、許容範囲を超えた場合は、再測するものとする。

- 一 TS等による許容範囲は、次表を標準とする。

区 分 項 目		1 級基準点測量	2 級 基 準 点 測 量		3 級基準点測量	4 級基準点測量
			1 級トータルステーション、 1 級セオドライト	2 級トータルステーション、 2 級セオドライト		
水 平 角 観 測	倍 角 差	15"	20"	30"	30"	60"
	観 測 差	8"	10"	20"	20"	40"
鉛 直 角 観 測	高度定数の較差	10"	15"	30"	30"	60"
距 離 測 定	1 セット内の測定値の較差	20mm	20mm	20mm	20mm	20mm
	各セットの平均値の較差	20mm	20mm	20mm	20mm	20mm
測 標 水 準	往復観測値の較差	$20\text{mm} \sqrt{S}$	$20\text{mm} \sqrt{S}$	$20\text{mm} \sqrt{S}$	$20\text{mm} \sqrt{S}$	$20\text{mm} \sqrt{S}$
Sは観測距離（片道、km単位）とする。						

二 GNSS観測による基線解析の結果はFIX解とする。

(偏心要素の測定)

第39条 基準点で直接に観測ができない場合は、偏心点を設け、偏心要素を測定し、許容範囲を超えた場合は再測するものとする。

- 一 GNSS観測において、偏心要素のための零方向の視通が確保できない場合は、方位点を設置することができる。
- 二 GNSS観測における方位点の設置距離は200メートル以上とし、偏心距離の4倍以上を標準とする。
なお、観測は第37条第2項第二号の規定を準用する。
- 三 偏心角の測定は、次表を標準とする。

偏心距離	機器及び測定方法	測定単位	点検項目・許容範囲
30cm未満	偏心測定紙に方向線を引き、分度器によって偏心角を測定する。	1°	—
30cm以上 2 m未満	偏心測定紙に方向線を引き、計算により偏心角を算出する。	10′	—
2 m以上 10m未満	トータルステーション又はセオドライトを用いて、第37条を準用する。	1′	倍角差 120″ 観測差 90″
10m以上 50m未満		10″	倍角差 60″ 観測差 40″
50m以上 100m未満		1″	倍角差 30″ 観測差 20″
100m以上 250m未満			倍角差 20″ 観測差 10″

四 偏心距離の測定は、次表を標準とする。

偏心距離	機器及び測定方法	測定単位	点検項目・許容範囲
30cm未満	物差により測定する。	mm	—
30cm以上 2 m未満	鋼巻尺により2読定、1往復を測定する。	mm	往復の較差 5 mm
2 m以上 50m未満	トータルステーション又は測距儀を用いて、第37条を準用する。		
50m以上		mm	第38条を準用する
備考	1. 偏心距離が5 mm未満、かつ、辺長が1 kmを越す場合は偏心補正計算を省略できる。 2. 偏心距離が10m以下の場合は、傾斜補正以外の補正は省略できる。		

五 本点と偏心点間の高低差の測定は、次表を標準とする。

偏心距離	機器及び測定方法	測定単位	点検項目・許容範囲
30cm未満	独立水準器を用いて、偏心点を本点と同標高に設置する。	—	—
30cm以上 100m未満	4級水準測量に準じて観測する。ただし、後視及び前視に同一標尺を用いて片道観測の測点数を1点とすることができる。	mm	往復の較差 $20\text{mm}\sqrt{S}$
	4級基準点測量の鉛直角観測に準じて測定する。ただし、正、反方向の鉛直角観測に代えて、器械高の異なる片方向による2対回の鉛直角観測とすることができる。	20"	高度定数の較差60" 高低差の正反較差10mm
100m以上 250m未満	4級水準測量に準じて測定する。	mm	往復の較差 $20\text{mm}\sqrt{S}$
	2～3級基準点測量の鉛直角観測に準じて測定する。	10"	高度定数の較差30" 高低差の正反較差15mm
備考	Sは、測定距離（km単位）とする。		

第6節 計 算

(要 旨)

第40条 本章において「計算」とは、新点の水平位置及び標高を求めため、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 TS等による基準面上の距離の計算は、楕円体高を用いる。なお、楕円体高は、標高とジオイド高から求めるものとする。
- 二 ジオイド高は、次の方法により求めた値とする。
 - イ 国土地理院が提供するジオイドモデルから求める方法
 - ロ イのジオイドモデルが構築されていない地域においては、GNSS観測と水準測量等で求めた局所ジオイドモデルから求める方法
- 三 3級基準点測量及び4級基準点測量は、基準面上の距離の計算は楕円体高に代えて標高を用いることができる。この場合において経緯度計算を省略することができる。

(計算の方法等)

第41条 計算は、付録6の計算式、又はこれと同精度若しくはこれを上回る精度を有することが確認できる場合は、当該計算式を使用することができる。

2 計算結果の表示単位等は、次表のとおりとする。

項目 \ 区分	直角座標 ※	経緯度	標 高	ジオイド高	角 度	辺 長
単 位	m	秒	m	m	秒	m
位	0.001	0.0001	0.001	0.001	1	0.001
備 考	※ 平面直角座標系に規定する世界測地系に従う直角座標					

3 TS等で観測を行った標高の計算は、0.01メートル位までとすることができる。

4 GNSS観測における基線解析では、以下により実施することを標準とする。

- 一 計算結果の表示単位等は、次表のとおりとする。

項目	区分	単位	位
基線ベクトル成分		m	0.001

- 二 GNSS衛星の軌道情報は、放送暦を標準とする。
- 三 スタティック法及び短縮スタティック法による基線解析では、原則としてPCV補正を行うものとする。
- 四 気象要素の補正は、基線解析ソフトウェアで採用している標準大気によるものとする。
- 五 スタティック法による基線解析では、基線長が10キロメートル未満は1周波で行うことを標準とし、10キロメートル以上は2周波で行うものとする。
- 六 基線解析の固定点の経度と緯度は、固定点とする既知点の経度と緯度を入力し、楕円体高は、その点の標高とジオイド高から求めた値を入力する。以後の基線解析は、これによって求められた値を順次入力するものとする。
- 七 基線解析に使用するGNSS測量機の高度角は、観測時に設定した受信高度角とする。

(点検計算及び再測)

第42条 点検計算は、観測終了後に行うものとする。ただし、許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。

一 TS等観測

イ すべての単位多角形及び次の条件により選定されたすべての点検路線について、水平位置及び標高の閉合差を計算し、観測値の良否を判定するものとする。

- (1) 点検路線は、既知点と既知点を結合させるものとする。
- (2) 点検路線は、なるべく短いものとする。
- (3) すべての既知点は、1つ以上の点検路線で結合させるものとする。
- (4) すべての単位多角形は、路線の1つ以上を点検路線と重複させるものとする。

ロ TS等による点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。

項目		区分	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
結・合単多路角線	水平位置の差		$100\text{mm} + 20\text{mm} \sqrt{N} \Sigma S$	$100\text{mm} + 30\text{mm} \sqrt{N} \Sigma S$	$150\text{mm} + 50\text{mm} \sqrt{N} \Sigma S$	$150\text{mm} + 100\text{mm} \sqrt{N} \Sigma S$
	標高の閉合差		$200\text{mm} + 50\text{mm} \Sigma S / \sqrt{N}$	$200\text{mm} + 100\text{mm} \Sigma S / \sqrt{N}$	$200\text{mm} + 150\text{mm} \Sigma S / \sqrt{N}$	$200\text{mm} + 300\text{mm} \Sigma S / \sqrt{N}$
単多角位形	水平位置の差		$10\text{mm} \sqrt{N} \Sigma S$	$15\text{mm} \sqrt{N} \Sigma S$	$25\text{mm} \sqrt{N} \Sigma S$	$50\text{mm} \sqrt{N} \Sigma S$
	標高の閉合差		$50\text{mm} \Sigma S / \sqrt{N}$	$100\text{mm} \Sigma S / \sqrt{N}$	$150\text{mm} \Sigma S / \sqrt{N}$	$300\text{mm} \Sigma S / \sqrt{N}$
標高差の正反較差			300mm	200mm	150mm	100mm
備考		Nは辺数、 ΣS は路線長 (km) とする。				

二 GNSS観測

イ 観測値の点検は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 点検路線は、異なるセッションの組み合わせによる最少辺数の多角形を選定し、基線ベクトルの環閉合差を計算する方法
- (2) 重複する基線ベクトルの較差を比較点検する方法
- (3) 既知点が電子基準点のみの場合は、2点の電子基準点を結合する路線で、基線ベクトル成分の結合計算を行い点検する方法

ロ 点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。

- (1) 環閉合差及び各成分の較差の許容範囲

区	分	許容範囲	備 考
基線ベクトルの環閉合差	水平 ($\Delta N, \Delta E$)	$20\text{mm}\sqrt{N}$	N : 辺数 ΔN : 水平面の南北方向の閉合差又は較差 ΔE : 水平面の東西方向の閉合差又は較差 ΔU : 高さ方向の閉合差又は較差
	高さ (ΔU)	$30\text{mm}\sqrt{N}$	
重複する基線ベクトルの較差	水平 ($\Delta N, \Delta E$)	20mm	
	高さ (ΔU)	30mm	

- (2) 電子基準点のみの場合の許容範囲

区	分	許 容 範 囲	備 考
結合多角又は単路線	水平 ($\Delta N, \Delta E$)	$60\text{mm} + 20\text{mm}\sqrt{N}$	N : 辺数 ΔN : 水平面の南北方向の閉合差 ΔE : 水平面の東西方向の閉合差 ΔU : 高さ方向の閉合差
	高さ (ΔU)	$150\text{mm} + 30\text{mm}\sqrt{N}$	

(平均計算)

第43条 平均計算は、次のとおり行うものとする。

- 2 既知点1点を固定するGNSS測量機による場合の仮定三次元網平均計算は、次のとおり行うものとする。ただし、既知点が電子基準点のみの場合は省略することができる。
 - 一 仮定三次元網平均計算の重量 (P) は、次のいずれかの分散・共分散行列の逆行列を用いるものとする。
 - イ 基線解析により求められた分散・共分散の値
ただし、すべての基線の解析手法、解析時間が同じ場合に限る。
 - ロ 水平及び高さの分散を固定値
ただし、分散の固定値は、 $d_N = (0.004\text{m})^2$ $d_E = (0.004\text{m})^2$ $d_U = (0.007\text{m})^2$ とする。
 - 二 仮定三次元網平均計算による許容範囲は、次のいずれかによるものとする。
 - イ 基線ベクトルの各成分による許容範囲は、次表を標準とする。

項目 \ 区分	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
基線ベクトルの各成分の残差	20mm	20mm	20mm	20mm
水平位置の閉合差	$\Delta s = 100\text{mm} + 40\text{mm} \sqrt{N}$ Δs : 既知点の成果値と仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 N : 既知点までの最少辺数 (辺数が同じ場合は路線長の最短のもの)			
標高の閉合差	$250\text{mm} + 45\text{mm} \sqrt{N}$ を標準とする。 N : 辺数			

ロ 方位角、斜距離、楕円体比高による場合の許容範囲は、次表を標準とする。

項目 \ 区分	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
方位角の残差	5秒	10秒	20秒	80秒
斜距離の残差	$20\text{mm} + 4 \times 10^{-6} D$ D : 測定距離			
楕円体比高の残差	$30\text{mm} + 4 \times 10^{-6} D$ D : 測定距離			
水平位置の閉合差	$\Delta s = 100\text{mm} + 40\text{mm} \sqrt{N}$ Δs : 既知点の成果値と仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 N : 既知点までの最少辺数 (辺数が同じ場合は路線長の最短のもの)			
標高の閉合差	$250\text{mm} + 45\text{mm} \sqrt{N}$ を標準とする。 N : 辺数			

3 既知点2点以上を固定する厳密水平網平均計算、厳密高低網平均計算、簡易水平網平均計算、簡易高低網平均計算及び三次元網平均計算は、平均図に基づき行うものとし、平均計算は次のとおり行うものとする。

一 TS等観測

イ 厳密水平網平均計算の重量 (P) には、次の数値を用いるものとする。

区分 \ 重量	m_s	γ	m_t
1級基準点測量	10mm	5×10^{-6}	1.8"
2級基準点測量			3.5"
3級基準点測量			4.5"
4級基準点測量			13.5"

ロ 厳密水平網平均計算の重量 (P) はイを用い、簡易水平網平均計算及び簡易高低網平均計算を行う場合、方向角については各路線の観測点数の逆数、水平位置及び標高については、各路線の距離の総和 (0.01キロメートル位までとする。) の逆数を重量 (P) とする。

ハ 厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算による各項目の許容範囲は、次表を標準とする。

項目 \ 区分	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
一方向の残差	12″	15″	—	—
距離の残差	80mm	100mm	—	—
単位重量の標準偏差	10″	12″	15″	20″
新点位置の標準偏差	100mm	100mm	100mm	100mm
高低角の残差	15″	20″	—	—
高低角の標準偏差	12″	15″	20″	30″
新点標高の標準偏差	200mm	200mm	200mm	200mm

二 簡易水平網平均計算及び簡易高低網平均計算による各項目の許容範囲は、次表を標準とする。

項目 \ 区分	3級基準点測量	4級基準点測量
路線方向角の残差	50″	120″
路線座標差の残差	300mm	300mm
路線高低差の残差	300mm	300mm

二 GNSS観測

イ 新点の標高決定は、次の方法によって求めた値により決定するものとする。

(1) 国土地理院が提供するジオイドモデルによりジオイド高を補正する方法

(2) (1)のジオイドモデルが構築されていない地域においては、GNSS観測と水準測量等により、局所ジオイドモデルを求めジオイド高を補正する方法

ロ 三次元網平均計算の重量(P)は、前項第一号の規定を準用する。

ハ 1級基準点測量において、電子基準点のみを既知点とする場合は、国土地理院が提供する地殻変動補正パラメータを使用しセミ・ダイナミック補正を行うものとする。なお、地殻変動補正パラメータは、測量の実施時期に対応したものを使用するものとする。

ニ 三次元網平均計算による各項目の許容範囲は、次表を標準とする。

項目 \ 区分	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
斜距離の残差	80mm	100mm	—	—
新点水平位置の標準偏差	100mm	100mm	100mm	100mm
新点標高の標準偏差	200mm	200mm	200mm	200mm

4 平均計算に使用した概算値と平均計算結果値の座標差が1メートルを超えた観測点については、平均計算結果の値を概算値として平均計算を繰り返す反復計算を行うものとする。

5 平均計算に使用するプログラムは、計算結果が正しいものと確認されたものを使用するものとする。

6 平均計算の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

第7節 品質評価

(品質評価)

第44条 「品質評価」とは、基準点測量成果について、製品仕様書が規定するデータ品質を満足しているか評価する作業をいう。

- 2 評価の結果、品質要求を満足していない項目が発見された場合は、必要な調整を行うものとする。
- 3 作業機関は、品質評価手順に基づき品質評価を実施するものとする。

第8節 成果等の整理

(メタデータの作成)

第45条 基準点成果のメタデータは、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項について、作成するものとする。

(成果等)

第46条 成果等は、次の各号のとおりとする。ただし、作業方法によっては、この限りでない。

- 一 観測手簿
- 二 観測記簿
- 三 計算簿
- 四 平均図
- 五 成果表
- 六 点の記
- 七 建標承諾書
- 八 測量標設置位置通知書
- 九 基準点網図
- 十 品質評価表及び精度管理表
- 十一 測量標の地上写真
- 十二 基準点現況調査報告書
- 十三 成果数値データ
- 十四 点検測量簿
- 十五 メタデータ
- 十六 その他の資料

第3章 水準測量

第1節 要 旨

(要 旨)

第47条 「水準測量」とは、既知点に基づき、新点である水準点の標高を定める作業をいう。

2 水準測量は、既知点の種類、既知点間の路線長、観測の精度等に応じて、1級水準測量、2級水準測量、3級水準測量、4級水準測量及び簡易水準測量に区分するものとする。

3 1級水準測量により設置される水準点を1級水準点、2級水準測量により設置される水準点を2級水準点、3級水準測量により設置される水準点を3級水準点、4級水準測量により設置される水準点を4級水準点及び簡易水準測量により設置される水準点を簡易水準点という。

(既知点の種類等)

第48条 既知点の種類及び既知点間の路線長は、次表を標準とする。

区 分 項 目	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量
既 知 点 の 種 類	一 等 水 準 点 1 級 水 準 点	一～二等水準点 1～2級水準点	一～三等水準点 1～3級水準点	一～三等水準点 1～4級水準点	一～三等水準点 1～4級水準点
既 知 点 間 の 路 線 長	150km以下	150km以下	50km以下	50km以下	50km以下

(水準路線)

第49条 「水準路線」とは、2点以上の既知点を結合する路線をいう。直接に水準測量で結ぶことができない水準路線は、渡海（河）水準測量により連結するものとする。

(水準測量の方式)

第50条 水準測量は、次の方式を標準とする。

- 一 直接水準測量方式
- 二 渡海（河）水準測量方式

測量方法は、観測距離に応じて、次表により行うものとする。

測 量 方 法	観 測 距 離
交 互 法	1級水準測量は約300m以下とする。2～4級水準測量は約450m以下とする。
経 緯 儀 法	1～2級水準測量は約1km以下とする。
俯 仰 ね じ 法	1～2級水準測量は約2km以下とする。

(工程別作業区分及び順序)

第51条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。

- 一 作業計画
- 二 選点
- 三 測量標の設置
- 四 観測
- 五 計算
- 六 品質評価
- 七 成果等の整理

第2節 作業計画

(要 旨)

第52条 作業計画は、第11条の規定によるほか、地形図上で新点の概略位置を決定し、平均計画図を作成するものとする。

第3節 選 点

(要 旨)

第53条 本章において「選点」とは、平均計画図に基づき、現地において既知点の現況及び水準路線を調査するとともに、新点の位置を選定し、選点図及び平均図を作成する作業をいう。

(既知点の現況調査)

第54条 既知点の現況調査は、異常の有無等を確認し、基準点現況調査報告書を作成するものとする。

(新点の選定)

第55条 新点は、後続作業における利用等を考慮し、適切な位置に選定するものとする。

(建標承諾書等)

第56条 計画機関が所有権又は管理権を有する土地以外の土地に永久標識を設置しようとするときは、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書等により承諾を得なければならない。

(選点図及び平均図の作成)

第57条 新点の位置を選定したときは、その位置及び路線等を地形図に記入し、選点図を作成するものとする。

2 平均図は、選点図に基づいて作成し、計画機関の承認を得るものとする。

第4節 測量標の設置

(要 旨)

第58条 本章において「測量標の設置」とは、新点の位置に永久標識を設ける作業をいう。

(永久標識の設置)

第59条 新点の位置には、原則として、永久標識を設置し、測量標設置位置通知書を作成するものとする。

2 永久標識の規格及び設置方法は、付録5によるものとする。

3 設置した永久標識については、写真等により記録するものとする。

4 永久標識には、必要に応じ固有番号等を記録したICタグを取り付けることができる。

5 4級水準点及び簡易水準点には、標杭を用いることができる。

6 永久標識を設置した水準点については、第37条に規定する観測方法又は単点観測法により座標を求め、成果数値データファイルに記載するものとする。また、既知点の座標を求めた場合、当該点の管理者にその取り扱いを確認することができる。

一 「単点観測法」は、第37条に規定するネットワーク型RTK法を用いて単独で測点の座標を求める。

二 単点観測法により水準点の座標を求める観測及び較差の許容範囲は、次のとおりとする。

イ 観測は、2セット行うものとする。1セット目の観測値を採用値とし、観測終了後、点検のための再初期化を行い2セット目の観測を行うものとする。ただし、2セット目の観測結果は点検値とする。

ロ 観測回数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲		備 考
5衛星以上	FIX 解を得てから10エポック以上を2セット	1 秒	ΔN ΔE	100mm	ΔN ：水平面の南北方向のセット間較差 ΔE ：水平面の東西方向のセット間較差 ただし、平面直角座標で比較することができる。

三 成果数値データファイルには0.1メートル位まで記入するものとする。

四 水準点で直接に観測ができない場合は、偏心点を設け、TS等により観測するものとする。

(点の記の作成)

第60条 設置した永久標識については、点の記を作成するものとする。

第5節 観 測

(要 旨)

第61条 本章において「観測」とは、平均図等に基づき、レベル及び標尺等を用いて、関係点間の高低差を観測する作業をいう。

(機 器)

第62条 観測に使用する機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものを標準とする。

機 器	性 能	摘 要	
1 級 レ ベ ル	別表1による	1 ～ 4 級 水 準 測 量	
2 級 レ ベ ル		2 ～ 4 級 水 準 測 量	
3 級 レ ベ ル		3 ～ 4 級 水 準 測 量 簡 易 水 準 測 量	
1 級 標 尺		1 ～ 4 級 水 準 測 量	
2 級 標 尺		3 ～ 4 級 水 準 測 量	
1 級 セ オ ド ラ イ ト		1 ～ 2 級 水 準 測 量 (渡海)	
1 級 トータルステーション		1 ～ 2 級 水 準 測 量 (渡海)	
測 距 儀		1 ～ 2 級 水 準 測 量 (渡海)	
水 準 測 量 作 業 用 電 卓		—	—
箱 尺		—	簡 易 水 準 測 量

一 1級水準測量では、気温20度における標尺改正数が $50\mu\text{m}/\text{m}$ 以下、かつ、I号標尺とII号標尺との標尺改正数の較差が $30\mu\text{m}/\text{m}$ 以下の1級標尺を用いるものとする。

二 渡海（河）水準測量でレベルを使用する場合は、気泡管レベル又は自動レベルとする。ただし、自動レベルは交互法のみとする。

(機器の点検及び調整)

第63条 観測に使用する機器は、適宜、点検及び調整を行うものとする。なお、観測による視準線誤差の点検調整における読定単位及び許容範囲は、次表を標準とする。

項目 \ 区分	1級レベル	2級レベル	3級レベル
読定単位	0.01mm	0.1mm	1 mm
許容範囲	0.3mm	0.3mm	3 mm

2 点検調整は、観測着手前に次の項目について行い、水準測量作業用電卓又は観測手簿に記録する。ただし、1級水準測量及び2級水準測量では、観測期間中おおむね10日ごとに行うものとする。

- 一 気泡管レベルは、円形水準器及び主水準器軸と視準線との平行性の点検調整を行うものとする。
- 二 自動レベル、電子レベルは、円形水準器及び視準線の点検調整並びにコンペンセータの点検を行うものとする。
- 三 標尺付属水準器の点検を行うものとする。

(観測の実施)

第64条 観測は、平均図等に基づき、次に定めるところにより行うものとする。

2 直接水準測量

- 一 観測は、標尺目盛及びレベルと後視又は前視標尺との距離（以下「視準距離」という。）を読定するものとする。
- イ 視準距離及び標尺目盛の読定単位は、次表を標準とする。なお、視準距離はメートル単位で読定するものとする。

項目 \ 区分	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量
視準距離	最大50m	最大60m	最大70m	最大70m	最大80m
読定単位	0.1mm	1 mm	1 mm	1 mm	1 mm

ロ 観測は、1視準1読定とし、標尺の読定方法は、次表を標準とする。

区分 \ 観測順序	1級水準測量		2級水準測量		3～4級水準測量 簡易水準測量
	気泡管レベル 自動レベル	電子レベル	気泡管レベル 自動レベル	電子レベル	気泡管レベル 自動レベル 電子レベル
1	後視小目盛	後視	後視小目盛	後視	後視
2	前視小目盛	前視	後視大目盛	後視	前視
3	前視大目盛	前視	前視小目盛	前視	—
4	後視大目盛	後視	前視大目盛	前視	—

二 観測は、簡易水準測量を除き、往復観測とする。

三 標尺は、2本1組とし、往路と復路との観測において標尺を交換するものとし、測点数は偶数とする。

四 1級水準測量においては、観測の開始時、終了時及び固定点到着時ごとに、気温を1度単位で測定するものとする。

- 五 視準距離は等しく、かつ、レベルはできる限り両標尺を結ぶ直線上に設置するものとする。
- 六 往復観測を行う水準測量において、水準点間の測点数が多い場合は、適宜固定点を設け、往路及び復路の観測に共通して使用するものとする。
- 七 1級水準測量においては、標尺の下方20センチメートル以下を読定しないものとする。
- 八 1日の観測は、水準点で終わることを原則とする。なお、やむを得ず固定点で終わる場合は、観測の再開時に固定点の異常の有無を点検できるような方法で行うものとする。

3 渡海（河）水準測量

- 一 観測は、交互法、経緯儀法及び俯仰ねじ法のいずれかにより行うものとする。
- 二 観測のセット数、読定単位等は、次表を標準とする。

測量方法		交 互 法	経 緯 儀 法	俯 仰 ね じ 法
項 目	観 測 距 離 (S)	300m (450m) まで	1 kmまで	2 kmまで
使用機器の性能	1級レベル 1級標尺	1級トータルステーション1級セオドライト 1級レベル、1級標尺 (2級レベル)	俯仰ねじを有する 1級レベル 1級標尺	
使用機器の数量	1 式	2 式		
観 測 条 件	——	両岸で同時観測		
目標板白線の太さ	40mm×S	——	40mm×S	
観 測 時 間 帯	観測地点の南中時前3時間、後4時間の間に行う			
セ ッ ト 数 (n)	60×S	80×S		
観 測 日 数	n/25	n/40		
目標（標尺） の読定単位	自岸	0.1mm (1mm)	1 秒	0.1mm (1mm)
	対岸	1 mm	1 秒 距離 (1mm)	俯仰ねじ目盛の 1/10
計 算 単 位	自岸器械高	——	0.1mm (1mm)	——
	対岸目標高	——	0.1mm (1mm)	0.1mm (1mm)
高度定数の較差の 許 容 範 囲	——	5 秒 (7秒)	——	
距 離 の 測 定	——	第37条及び第38条を準用する		

観測方法	<p>自岸標尺1回、対岸標尺5回、自岸標尺1回の順にそれぞれ1視準1読定を行い、これを1セットとする。</p> <p>1日の全観測セットの1/2を経過した時点で、レベルと標尺を対岸に移し替えて同様の観測を行う。</p>	<p>対岸の観測は鉛直角観測により行い望遠鏡右及び左の位置で1視準1読定を1対回とする2対回の観測を行う。これを1セットとする。</p> <p>自岸の観測は対岸観測(1セット)の前後に渡海水準点に立てた標尺の任意2か所の目盛を視準し、鉛直角観測を行う。これを両岸において、同時に行う観測を1セットとする。</p> <p>1日のセット数は20~60セットを標準とする。</p> <p>全セット数のほぼ中間で両岸の器械、標尺を入れ替え同様の観測を行う。</p>	<p>自岸の標尺目盛を1視準1読定した後に、対岸目標板下段位置、レベルの水平位置、対岸目標板上段位置の3か所の俯仰ねじ目盛を読み取り、再び、対岸目標板上段、レベルの水平位置、対岸目標板下段位置の観測を行う。これを両岸において、同時に行う観測を1セットとする。</p> <p>1日のセット数は20~60セットを標準とする。</p> <p>全セットのほぼ中間で両岸の器械、標尺を入れ替え同様の観測を行う。</p>
備考	<p>1. Sは、観測距離(km単位)、観測日数欄の数字は1日あたりの標準セット数とする。</p> <p>2. 観測セット数及び日数の算定において、観測距離(km単位)を小数点以下1位まで求め、乗算後の端数は切り上げて整数とする。</p> <p>3. 偶数セットの観測を行い、観測日数が1日に満たない場合は、1日に切り上げる。</p> <p>4. 表中の()内は2~4級水準測量に適用する。</p>		

4 新点の観測は、永久標識の設置後24時間以上経過してから行うものとする。

(再 測)

第65条 1級水準測量、2級水準測量、3級水準測量及び4級水準測量の観測において、水準点及び固定点によって区分された区間の往復観測値の較差が、許容範囲を超えた場合は、再測するものとする。

一 往復観測値の較差の許容範囲は、次表を標準とする。

項目 \ 区分	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量
往復観測値の較差	2.5mm \sqrt{S}	5 mm \sqrt{S}	10mm \sqrt{S}	20mm \sqrt{S}
備考	Sは観測距離(片道、km単位)とする。			

二 1級水準測量及び2級水準測量の再測は、同方向の観測値を採用しないものとする。

(検 測)

第66条 1級水準測量及び2級水準測量においては、隣接既知点間の検測を行うものとする。なお、検測における結果と前回の観測高低差、又は測量成果の高低差との較差の許容範囲は、次表を標準とする。また、検測は、往復観測を原則とする。

項目 \ 区分	1級水準測量	2級水準測量
前回の観測高低差との較差	$2.5\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$
測量成果の高低差との較差	$15\text{mm}\sqrt{S}$	
備考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。	

第6節 計 算

(要 旨)

第67条 本章において「計算」とは、新点の標高を求めるため、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 標尺補正量の計算及び正規正標高補正計算（楕円補正）は、1級水準測量及び2級水準測量について行う。ただし、1級水準測量においては、正規正標高補正計算に代えて正標高補正計算（実測の重力値による補正）を用いることができる。また、2級水準測量における標尺補正量の計算は、水準点間の高低差が70メートル以上の場合に行うものとし、標尺補正量は、気温20度における標尺改正数を用いて計算するものとする。
- 二 変動量補正計算は、地盤沈下調査を目的とする水準測量について、基準日を設けて行うものとする。
- 三 計算は、第64条第2項第一号イの表の読定単位まで算出するものとする。

(計算の方法)

第68条 計算は、付録6の計算式、又はこれと同精度若しくはこれを上回る精度を有することが確認できる場合は、当該計算式を使用することができるものとする。

(点検計算及び再測)

第69条 点検計算は、観測終了後に行うものとする。ただし、許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。

- 一 すべての単位水準環（新設水準路線によって形成された水準環で、その内部に水準路線のないものをいう。以下同じ。）及び次の条件により選定されたすべての点検路線について、環閉合差及び既知点から既知点までの閉合差を計算し、観測値の良否を判定するものとする。
 - イ 点検路線は、既知点と既知点を結合させるものとする。
 - ロ すべての既知点は、1つ以上の点検路線で結合させるものとする。
 - ハ すべての単位水準環は、路線の一部を点検路線と重複させるものとする。
- 二 点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。

項目 \ 区分	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量
環閉合差	$2\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$10\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	$40\text{mm}\sqrt{S}$
既知点から既知点までの閉合差	$15\text{mm}\sqrt{S}$	$15\text{mm}\sqrt{S}$	$15\text{mm}\sqrt{S}$	$25\text{mm}\sqrt{S}$	$50\text{mm}\sqrt{S}$
備考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。				

- 2 点検計算の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

(平均計算)

第70条 平均計算は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 直接水準測量の平均計算は、距離の逆数を重量とし、観測方程式又は条件方程式を用いて行うものとする。
- 二 直接水準測量と渡海（河）水準測量が混合する路線の平均計算は、標準偏差の二乗の逆数を重量とし、観測方程式又は条件方程式により行うものとする。
- 三 平均計算による許容範囲は、次表を標準とする。

項目 \ 区分	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量
単位重量当たりの観測の標準偏差	2mm	5mm	10mm	20mm	40mm

- 2 平均計算に使用するプログラムは、計算結果が正しいものと確認されたものを使用するものとする。
- 3 平均計算の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

第7節 品質評価

（品質評価）

第71条 水準点成果の品質評価は、第44条の規定を準用する。

第8節 成果等の整理

（メタデータの作成）

第72条 水準点のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。

（成果等）

第73条 成果等は、次の各号のとおりとする。ただし、作業方法によっては、この限りでない。

- 一 観測手簿
- 二 観測成果表及び平均成果表
- 三 水準路線図
- 四 計算簿
- 五 平均図
- 六 点の記
- 七 成果数値データ
- 八 建標承諾書
- 九 測量標設置位置通知書
- 十 測量標の地上写真
- 十一 基準点現況調査報告書
- 十二 品質評価表及び精度管理表
- 十三 点検測量簿
- 十四 メタデータ
- 十五 その他の資料

第4章 復旧測量

(要 旨)

第74条 「復旧測量」とは、公共測量によって設置した基準点及び水準点の機能を維持するとともに保全するために実施する作業をいう。

(復旧測量の作業区分)

第75条 復旧測量の作業区分及び作業内容は、次のとおりとする。

- 一 「再設」とは、標識が亡失している場合に、再設置することをいう。
- 二 「移転」とは、標識の現位置が保存上又は管理上不適當である場合に、当該標識の位置を変えて設置することをいう。
- 三 「改測」とは、測量成果が現況に適合しなくなったと判断した場合に、現位置を変えることなく測量を行い、必要に応じてその測量成果を修正することをいう。
- 四 「改算」とは、測量成果が現況に適合しなくなったと判断した場合に、改測を行わずに過去の観測値、資料等を用いて計算を行い、必要に応じて測量成果を修正することをいう。

2 再設、移転等を行った場合は、測量標新旧位置明細書を作成するものとする。

(基準点の復旧測量)

第76条 基準点の復旧測量は、再設、移転、改測又は改算により行うものとする。

2 再設、移転、改測又は改算による基準点の復旧測量には、第2章の規定を準用する。ただし、3級基準点及び4級基準点の復旧測量に使用する既知点は、厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算又は三次元網平均計算により設置された同級の基準点を既知点とすることができる。

3 移転による基準点の復旧測量は、次に定める方法により実施するものとする。

一 TS等による偏心法

- イ 方向角を観測するために使用する既知点は、隣接の同級以上の基準点とする。
- ロ 既知点の点検のため、既知点と移転する基準点間の高低差又は辺長の観測を行うものとする。

二 GNSS観測による偏心法

- イ 第37条第2項第二号に定める観測方法のうち、スタティック法により、新点と旧点との移転量を求めるものとする。
- ロ 移転量の点検として、観測時間を前後半に分けた基線解析を行い、基線ベクトルの較差を点検する。全観測時間を用いて算出された移転量と前後半に分けた点検計算の各々の較差の許容範囲は、次表を標準とする。

項	目	許容範囲	備 考
基線ベクトルの較差	ΔN	20mm	ΔN ：水平面の南北方向の較差 ΔE ：水平面の東西方向の較差 ΔU ：水平面からの高さ方向の較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。
	ΔE		
	ΔU	30mm	

4 地殻変動その他の事由により、基本測量の測量成果が修正された場合には、修正された基本測量成果を基に改算するものとする。この場合、改算は、現況に適合しなくなった成果が適切な計算処理で修正可能であることを確認の上、行うものとする。なお、国土地理院から座標及び標高補正パラメータファイルが提供された場合には、この補正パラメータを用いて成果を改算することができる。

(水準点の復旧測量)

第77条 水準点の復旧測量は、再設、移転又は改測により行うものとする。

- 2 再設、移転又は改測による水準点の復旧測量には、第3章の規定を準用する。
- 3 移転による水準点の復旧測量は、次に定める方法により実施するものとする。

一 直接法

イ 新点に別の標識を埋設し、旧点と新点間について往復観測を行う。なお、旧点と新点間の観測を1点の測点数で行える場合は、前視、後視に同一標尺を用いて往路及び復路の測点数を1点とすることができる。

ロ 往復観測値の較差の許容範囲は、次表を標準とする。

項目 \ 区分	1級水準点	2級水準点	3、4級水準点
往復観測値の較差	$5\text{ mm}\sqrt{S}$	$5\text{ mm}\sqrt{S}$	$20\text{ mm}\sqrt{S}$
読定単位	1 mm	1 mm	1 mm
備考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。		

二 固定点法

イ 旧点と新点間に3点以上の固定点を設け、旧点と固定点間について往復観測を行うものとする。

ロ 旧点の標識を新点の位置に埋設するものとする。

ハ 埋設後24時間以上経過後、固定点と新点間について往復観測を行うものとする。

ニ 固定点を經由して求めた各標高の較差の許容範囲は、次表を標準とする。

項目 \ 区分	1級水準点	2級水準点	3、4級水準点
標高の較差	3 mm	3 mm	10mm
読定単位	1 mm	1 mm	1 mm

ホ 許容範囲を超えた場合は、その原因を調査し、較差の少ない2個以上の平均値を採用するものとする。

第3編 地形測量及び写真測量

第1章 通 則

第1節 要 旨

(要 旨)

第78条 本編は、地形測量及び写真測量の作業方法等を定めるものとする。

- 2 「地形測量及び写真測量」とは、数値地形図データ等を作成及び修正する作業をいい、地図編集を含むものとする。
- 3 「数値地形図データ」とは地形、地物等に係る地図情報を位置、形状を表す座標データ、内容を表す属性データ等として、計算処理が可能な形態で表現したものをいう。

第2節 製品仕様書の記載事項

(製品仕様書)

第79条 製品仕様書は当該地形測量及び写真測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データの内容及び構造、参照系、データ品質、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。

(数値地形図データの精度)

第80条 数値地形図データの位置精度及び地図情報レベルは、次表を標準とする。

地図情報レベル	水平位置の標準偏差	標高点の標準偏差	等高線の標準偏差
250	0.12m以内	0.25m以内	0.5m以内
500	0.25m以内	0.25m以内	0.5m以内
1000	0.70m以内	0.33m以内	0.5m以内
2500	1.75m以内	0.66m以内	1.0m以内
5000	3.50m以内	1.66m以内	2.5m以内
10000	7.00m以内	3.33m以内	5.0m以内

- 2 「地図情報レベル」とは、数値地形図データの地図表現精度を表し、数値地形図における図郭内のデータの平均的な総合精度を示す指標をいう。
- 3 地図情報レベルと地形図縮尺の関係は、次表のとおりとする。

地図情報レベル	相当縮尺
250	1/250
500	1/500
1000	1/1,000
2500	1/2,500
5000	1/5,000
10000	1/10,000

第3節 測量方法

(要 旨)

第81条 製品仕様書で定めた数値地形図データ等を作成するための測量方法は、第2章から第9章までの規定に示す方法に基づき実施するものとする。

第4節 図 式

(図 式)

第82条 数値地形図データの図式は、目的及び地図情報レベルに応じて適切に定めるものとする。

- 2 地図情報レベル500から5000までの場合は、付録7を標準とする。
- 3 地図情報レベル10000は基本測量における1万分1地形図図式を標準とする。
- 4 地図情報レベルごとの地図項目の取得分類基準、数値地形図データのファイル仕様、数値地形図データファイル説明書、分類コード等は、付録7を使用することができる。

第2章 現地測量

第1節 要 旨

(要 旨)

第83条 「現地測量」とは、現地においてTS等又はGNSS測量機を用いて、又は併用して地形、地物等を測定し、数値地形図データを作成する作業をいう。

(準拠する基準点)

第84条 現地測量は、4級基準点、簡易水準点又はこれと同等以上の精度を有する基準点に基づいて実施するものとする。

(数値地形図データの地図情報レベル)

第85条 現地測量により作成する数値地形図データの地図情報レベルは、原則として1000以下とし250、500及び1000を標準とする。

(工程別作業区分及び順序)

第86条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。

- 一 作業計画
- 二 基準点の設置
- 三 細部測量
- 四 数値編集
- 五 補備編集
- 六 数値地形図データファイルの作成
- 七 品質評価
- 八 成果等の整理

(機器及びシステム)

第87条 TS等又はGNSS測量機を用いて実施する現地測量及びデータファイルの作成に使用する機器及びシステムは、次表のもの又はこれと同等以上のものを標準とする。

機 器	性 能	読 取 範 囲
3級トータルステーション	別表1による	—
2級GNSS測量機		
3級セオドライト		
測 距 儀		
3級レベル		
2級標尺		
デジタイザ	分解能 0.1mm以内 読取精度 0.3mm以内	計測基図の図郭内の読取りが可能なこと
スキャナ	分解能 0.1mm以内 読取精度 0.25%以内 (任意の2点間)	計測基図の図郭内の読取りが可能なこと
自動製図機 (プリンタ等)	描画精度 0.1mm以内 位置精度 0.2mm以内	—
図形編集装置	電子計算機及びスクリーンモニター、必要に応じてデジタイザで構成されるもの。	

第2節 作業計画

(要 旨)

第88条 作業計画は、第11条の規定によるほか、工程別に作成するものとする。

第3節 基準点の設置

(要 旨)

第89条 「基準点の設置」とは、現地測量に必要な基準点を設置する作業をいう。

- 2 基準点の配点密度は、既設点を含め、次表を標準とする。ただし、長狭な地域については、延長と幅を考慮し、配点密度を定めるものとする。

10,000 m ² あたりの 配 点 密 度			
地図情報レベル \ 地 域	市 街 地	市街地近郊	山 地
250	7 点	6 点	7 点
500	6 点	5 点	6 点
1000	5 点	4 点	4 点

- 3 基準点の設置については、第2編の規定を準用する。

第4節 細部測量

(要 旨)

第90条 本款において「細部測量」とは、基準点又は次条第1項のTS点にTS等又はGNSS測量機を整置し、地形、地物等を測定し、数値地形図データを取得する作業をいう。

- 2 細部測量における地上座標値は、ミリメートル単位とする。
- 3 細部測量は、次のいずれかの方法を用いるものとする。
- 一 オンライン方式 携帯型パーソナルコンピュータ等の図形処理機能を用いて、図形表示しながら計測及び編集を現地で直接行う方式（電子平板方式を含む）
 - 二 オフライン方式 現地でデータ取得だけを行い、その後取り込んだデータコレクタ内のデータを図形編集装置に入力し、図形処理を行う方式

第1款 TS点の設置

(TS点の設置)

第91条 地形、地物等の状況により、基準点にTS等又はGNSS測量機を整置して細部測量を行うことが困難な場合は、TS点を設置することができる。

- 2 TS点の精度は、次表を標準とする。

地図情報レベル \ 精 度	水 平 位 置 (標準偏差)	標 高 (標準偏差)
500	100mm以内	100mm以内
1000	100mm以内	100mm以内
2500	200mm以内	200mm以内

3 標高の測定は、必要に応じて水準測量により行うことができる。

(TS等を用いるTS点の設置)

第92条 TS等を用いるTS点の設置は、基準点にTS等を整置し、観測は第37条第2項第一号の4級基準点測量の規定を準用して放射法又は同等の精度を確保できる方法（以下「放射法」という。）により行うものとする。

(キネマティック法又はRTK法によるTS点の設置)

第93条 キネマティック法又はRTK法によるTS点の設置は、基準点にGNSS測量機を整置し、放射法により行うものとする。

- 2 観測は、干渉測位方式により2セット行うものとする。セット内の観測回数及びデータ取得間隔等は、次項を標準とする。1セット目の観測値を採用値とし、観測終了後に再初期化をして、2セット目の観測を行い、2セット目を点検値とする。
- 3 観測の使用衛星数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲		備 考
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	ΔN ΔE	20mm	ΔN ：水平面の南北方向のセット間較差 ΔE ：水平面の東西方向のセット間較差 ΔU ：水平面からの高さ方向のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。
			ΔU	30mm	
摘 要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。				

4 標高を求める場合は、国土地理院が提供するジオイドモデルによりジオイド高を補正して求めるものとする。

(ネットワーク型RTK法によるTS点の設置)

第94条 ネットワーク型RTK法によるTS点の設置は、間接観測法又は単点観測法により行うものとする。

- 2 観測は、前条第2項の規定を準用する。
- 3 観測の使用衛星数及び較差の許容範囲等は、前条第3項の規定を準用する。
- 4 単点観測法による場合は、作業地域周辺の既知点において単点観測法により、整合を確認するものとする。なお、整合の確認及び方法は、次のとおりとする。
 - 一 整合の確認は、次のとおり行うものとする。
 - イ 整合を確認する既知点は、作業地域の周辺を囲むように配置する。
 - ロ 既知点数は、3点以上を標準とする。
 - ハ 既知点での観測は、第2項及び第3項の規定を準用する。
 - ニ 既知点成果値と観測値で比較し、許容範囲内で整合しているかを確認する。
- 二 整合していない場合は、次の方法により整合処理を行うものとする。
 - イ 水平の整合処理は、座標補正として次により行うものとする。
 - (1) 平面直角座標で行うことを標準とする。
 - (2) 補正手法は適切な方法を採用する。
 - ロ 高さの整合処理は、標高変換として次により行うものとする。

- (1) 標高を用いることを標準とする。
 - (2) 補正手法は適切な方法を採用する。
- 三 座標補正の点検は、水平距離と標高差（標高を補正した場合）について、次のとおり行うものとする。
- イ 単点観測法により座標補正に使用した既知点以外の既知点で観測を行い、座標補正を行った測点の単点観測法による観測地との距離を求める。
 - ロ イの単点観測法により観測を行う既知点の成果値と、イの座標補正を行った測点の補正後の座標値から距離を求める。
 - ハ イとロの較差により点検を行う。較差の許容範囲は次表を標準とする。

点 検 距 離	許 容 範 囲
500 m 以 上	点検距離の 1 / 10,000
500 m 未 満	50mm

- 5 標高を求める場合は、国土地理院が提供するジオイドモデルによりジオイド高を補正して求めるものとする。

第2款 地形、地物等の測定

(要 旨)

第95条 地形、地物等の測定は、基準点又はTS点にTS等又はGNSS測量機を整置し、地形、地物等の水平位置及び必要に応じて標高を求めるものとする。

- 2 地形、地物等の測定精度は、地図情報レベルに0.3ミリメートルを乗じた値とし、標高の測定制度は主曲線間隔の4分の1以内とする。

(TS等を用いる地形、地物等の測定)

第96条 TS等を用いる地形、地物等の測定は、基準点又はTS点にTS等を整置し、放射法等により行うものとする。

- 2 標高の測定については、必要に応じて水準測量により行うことができる。
- 3 基準点又はTS点から地形、地物等の測定は次のとおりとする。
 - 一 地形は、地性線及び標高値を測定し、図形編集装置によって等高線描画を行うものとする。
 - 二 標高点の密度は、地図情報レベルに4センチメートルを乗じた値を辺長とする格子に1点を標準とし、標高点数値はセンチメートル単位で表示するものとする。
 - 三 細部測量では、地形、地物等の測定を行うほか、編集及び編集した図形の点検に必要な資料（以下本編において「測定位置確認資料」という。）を作成するものとする。
 - 四 測定位置確認資料は、編集時に必要となる地名、建物等の名称のほか、取得したデータの結線のための情報等とし、次のいずれかの方法により作成するものとする。
 - イ 現地において図形編集装置に地名、建物の名称、結線情報等を入力する方法
 - ロ 写真等で現況等を記録する方法
- 4 取得した数値地形図データについて編集後に重要事項を確認するとともに必要部分を現地において測定するものとする。
- 5 測定した座標値等には、その属性を表すために原則として、次項に示す分類コードを付すものとする。
- 6 分類コードは付録7の数値地形図データ取得分類基準を標準とし、適宜略コード等を使用することができる。ただし、略コード等を用いた場合は、数値編集において数値地形図データ取得分類基準に変更しなければならない。

- 7 地形、地物等の測定終了後に、データ解析システムにデータを転送し、計算機の画面上で編集及び点検を行うものとする。
- 8 地形、地物等の測定は、次表を標準とする。

地図情報レベル	機 器	水 平 角 観 測 対 回 数	距 離 測 定 回 数	測 定 距 離 の 許 容 範 囲
500以下	2級トータルステーション	0.5	1	150m
	3級トータルステーション	0.5	1	100m
1000以上	2級トータルステーション	0.5	1	200m
	3級トータルステーション	0.5	1	150m
備 考	ノンプリズム測距機能を有し、ノンプリズムによる公称測定精度が2級短距離型測距儀の性能を有する場合は、反射鏡を使用しないで測定することができる。			

(キネマティック法又はRTK法による地形、地物等の測定)

第97条 キネマティック法又はRTK法による地形、地物等の測定は、基準点に又はTS点にGNSS測量機を整置し、放射法により行うものとする。

- 2 地形、地物等の測定は、前条第2項から第7項までの規定を準用する。
- 3 観測は、干渉測位方式により1セット行うものとし、観測の使用衛星数及びセット内の観測回数等は、次表を標準とする。

使用衛星数	観 測 回 数	デ ー タ 取 得 間 隔
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒（ただし、キネマティック法は5秒以下）
摘 要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。	

- 4 初期化を行う観測点では、次の方法で観測値の点検を行い、次の観測点に移動するものとする。
- 一 点検のために1セットの観測を行うこと。ただし、観測は観測位置が明確な標杭等で行うものとする。
 - 二 1セットの観測終了後に再初期化を行い、2セット目の観測を行うものとする。
 - 三 再初期化した2セット目の観測値を採用値として観測を継続するものとする。
 - 四 2セットの観測による点検に代えて、既知点で1セットの観測により点検することができる。
- 5 許容範囲等は、次表を標準とする。

項 目	許容範囲	備 考	
セット間較差	ΔN ΔE	20mm	ΔN ：水平面の南北方向のセット間較差 ΔE ：水平面の東西方向のセット間較差 ΔU ：水平面からの高さ方向のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。
	ΔU	30mm	

- 6 観測の途中で再初期化する場合は、第4項の観測を行うものとする。

7 標高を求める場合は、国土地理院が提供するジオイドモデルによりジオイド高を補正して求めるものとする。

(ネットワーク型RTK法による地形、地物等の測定)

第98条 ネットワーク型RTK法による地形、地物等の測定は、間接観測法又は単点観測法により行うものとする。

2 地形、地物等の測定は、第96条第2項から第7項までの規定を準用する。

3 観測は、干渉測位方式により1セット行うものとし、観測及び許容範囲等は、前条第3項から第6項までの規定を準用する。

4 単点観測法による場合は、第94条第4項の規定を準用する。

5 標高を求める場合は、国土地理院が提供するジオイドモデルによりジオイド高を補正して求めるものとする。

第5節 数値編集

(要 旨)

第99条 本節において「数値編集」とは、細部測量の結果に基づき、図形編集装置を用いて地形、地物等の数値地形図データを編集し、編集済データを作成する作業をいう。

(数値編集の点検)

第100条 数値編集の点検は、編集済データ及びその出力図を用いてスクリーンモニター又は自動製図機等によるその出力図を用いて行うものとする。

2 編集済データの論理的矛盾等の点検は、点検プログラム等により行うものとする。

第6節 補備測量

(補備測量)

第101条 補備測量は、次のとおり行うものとする。

2 現地において確認及び補備すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 編集作業で生じた疑問事項及び重要な表現事項
- 二 編集困難な事項
- 三 現地調査以降に生じた変化に関する事項
- 四 境界及び注記
- 五 各種表現対象物の表現の誤り及び脱落

3 現地において実施する補備測量は、基準点、TS点及び編集済データに表現されている確実かつ明確な点に基づいて行うものとする。

4 補備測量の結果は、図形編集装置等の図形編集機能を用いて編集及び修正するものとする。

第7節 数値地形図データファイルの作成

(要 旨)

第102条 本節において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。

第8節 品質評価

(品質評価)

第103条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。

第9節 成果等の整理

(メタデータの作成)

第104条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。

(成果等)

第105条 成果等は、次の各号のとおりとする。

- 一 数値地形図データファイル
- 二 品質評価表及び精度管理表
- 三 メタデータ
- 四 その他の資料

第3章 空中写真測量

第1節 要 旨

(要 旨)

第106条 「空中写真測量」とは、空中写真を用いて数値地形図データを作成する作業をいう。

(数値地形図データの地図情報レベル)

第107条 空中写真測量により作成する数値地形図データの地図情報レベルは、500、1000、2500、5000及び10000を標準とする。

(工程別作業区分及び順序)

第108条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。

- 一 作業計画
- 二 標定点の設置
- 三 対空標識の設置
- 四 撮影
- 五 刺針
- 六 同時調整
- 七 現地調査
- 八 数値図化
- 九 数値編集
- 十 補測編集
- 十一 数値地形図データファイルの作成
- 十二 品質評価
- 十三 成果等の整理

第2節 作業計画

(要 旨)

第109条 作業計画は、第11条の規定によるほか、工程別に作成するものとする。

第3節 標定点の設置

(要 旨)

第110条 「標定点の設置」とは、既設点のほかに同時調整に必要な水平位置及び標高の基準となる点（以下「標定点」という。）を設置する作業をいう。

(標定点の精度)

第111条 標定点の精度は、数値地形図データの地図情報レベルに応じて、次表を標準とする。

地図情報レベル \ 精 度	水 平 位 置 (標準偏差)	標 高 (標準偏差)
500	0.1m以内	0.1m以内
1000	0.1m以内	0.1m以内
2500	0.2m以内	0.2m以内
5000	0.2m以内	0.2m以内
10000	0.5m以内	0.3m以内

(方 法)

第112条 標定点の設置は、次の各号のとおりとする。ただし、前条に規定する精度を確保し得る範囲内において、既知点間の距離、標定点間の距離、路線長等は、この限りでない。

- 一 水平位置は、第2編第2章の基準点測量に準じた観測で行い、単点観測法を用いることができる。
なお、単点観測法の観測は、第94条の規定を準用する。
- 二 標高は、第2編第3章で規定する簡易水準測量に準じた観測で行うものとする。ただし、地図情報レベル2500以上の数値地形図データを作成する場合は、第2編第2章の基準点測量に準じた観測で標高を求めることができる。
- 2 空中写真上で周辺地物との色調差が明瞭な構造物が測定できる場合は、その構造物上に標定点の設置を行い対空標識に代えることができる。
- 3 対空標識に代えることができる明瞭な構造物は、次の各号のうち、いずれかに該当するものとする。
 - 一 対空標識A型と同等又は3方向以上から同一点を特定できるもの
 - 二 正方形で対空標識B型の寸法と同等なもの
 - 三 円形で対空標識B型の寸法以上のもの

(成 果 等)

第113条 成果等は、次の各号のとおりとする。

- 一 標定点成果表
- 二 標定点配置図及び水準路線図
- 三 標定点測量簿及び同明細簿
- 四 精度管理表
- 五 その他の資料

第4節 対空標識の設置

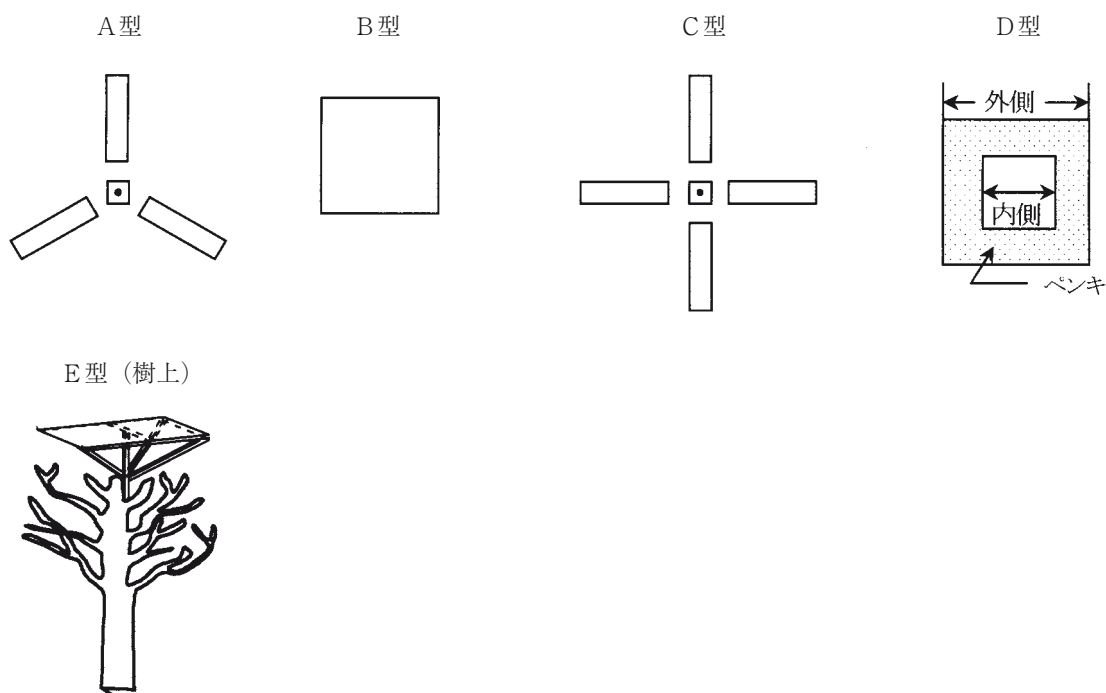
(要 旨)

第114条 「対空標識の設置」とは、同時調整において基準点、水準点、標定点等（以下この節において「基準点等」という。）の写真座標を測定するため、基準点等に一時標識を設置する作業をいう。

(対空標識の規格及び設置等)

第115条 対空標識は、空中写真上で確認できるように、空中写真の縮尺又は地上画素寸法等を考慮し、その形状、寸法、色等を選定するものとする。

- 一 対空標識の形状は、次のとおりとする。



二 対空標識の寸法は、次表を標準とする。

形状 地図情報レベル	A型、C型	B型、E型	D型	厚さ
500	20cm×10cm	20cm×20cm	内側30cm・外側70cm	4 mm } 5 mm
1000	30cm×10cm	30cm×30cm		
2500	45cm×15cm	45cm×45cm	内側50cm・外側100cm	
5000	90cm×30cm	90cm×90cm	内側100cm・外側200cm	
10000	150cm×50cm	150cm×150cm	内側100cm・外側200cm	

三 対空標識の基本型は、A型及びB型とする。

四 対空標識板の色は白色を標準とし、状況により黄色又は黒色とする。

2 対空標識の設置に当たっては、次の各号に定める事項に留意する。

一 対空標識は、あらかじめ土地の所有者又は管理者の許可を得て、堅固に設置する。

二 対空標識の各端点において、天頂からおおむね45度以上の上空視界を確保する。

三 バックグラウンドの状態が良好な地点を選ぶものとする。

四 樹上に設置する場合は、付近の樹冠より50センチメートル程度高くするものとする。

五 対空標識の保全等のために標識板上に次の事項を標示する。標示する大きさは、標識板1枚の3分の1以下とする。樹上等に設置する場合は、標示杭をもって代えることができる。

イ 公共測量

ロ 計画機関名

ハ 作業機関名

ニ 保存期限（ 年 月 日まで）

六 設置完了後、対空標識設置明細票に設置点付近の見取図を記載し、写真の撮影を行うものとする。

3 設置した対空標識は、撮影作業完了後、速やかに現状を回復するものとする。

（対空標識の偏心）

第116条 対空標識を基準点等に直接設置できない場合は、基準点等から偏心して設置するものとする。

2 対空標識を偏心して設置する場合は、偏心点に標杭を設置し、これを中心として対空標識板を取り付けるものとする。

（偏心要素の測定及び計算）

第117条 基準点等から偏心して対空標識を設置した場合は、偏心距離及び偏心角（以下「偏心要素」という。）を測定し、偏心計算を行うものとする。

（対空標識の確認及び処置）

第118条 撮影作業終了後は、直ちに空中写真上に対空標識が写っているかどうかを確認しなければならない。

2 対空標識が明瞭に確認できない場合は、対空標識設置総数のおおむね30パーセントを超えない範囲で、刺針に代えることができる。

（成果等）

第119条 成果等は、次の各号のとおりとする。

- 一 対空標識点明細票
- 二 偏心計算簿
- 三 対空標識点一覧図
- 四 精度管理表
- 五 その他の資料

第5節 撮 影

第1款 要 旨

（要 旨）

第120条 「撮影」とは、測量用空中写真を撮影する作業をいい、後続作業に必要な外部標定要素の同時取得及びデータ解析、写真処理及び数値写真の作成工程を含むものとする。

第2款 機 材

（航空機及び撮影器材）

第121条 航空機は、次の性能を有するものとする。

- 一 撮影に必要な装備をし、所定の高度で安定飛行を行えること。
 - 二 撮影時の飛行姿勢、航空カメラの水平規正及び偏流修正角度のいずれにも妨げられることなく常に写角が完全に確保されていること。
 - 三 GNSS/IMU装置（空中写真の露出位置を解析するため、航空機搭載のGNSS測量機及び空中写真の露出時の傾きを検出するための3軸のジャイロ及び加速度計で構成されるIMU（慣性計測装置）、解析ソフトウェア、電子計算機及び周辺機器で構成されるシステムで、作業に必要な制度を有するものをいう。）のGNSSアンテナが機体頂部に、IMUが航空カメラ本体に取り付け可能であること。
- 2 フィルム航空カメラは、次の性能を有するものを標準とする。
- 一 フィルム航空カメラは、広角航空カメラであること。ただし、撮影地域の地形その他の状況により、普通角又は長焦点航空カメラを用いることができる。
 - 二 フィルム航空カメラは、撮影に使用するフィルターと組み合わせた画面距離及び歪曲収差の検定値

が、0.01ミリメートル単位まで明確なものであること。

三 カラー空中写真撮影に使用するフィルム航空カメラは、色収差が補正されたものであること。

3 フィルムは、次の性能を有するものを標準とする。

一 写真処理による伸縮率の異方性が0.01パーセント以下であること。

二 伸縮率の異方性及び不規則伸縮率は、相対湿度1パーセントについて0.0025パーセント以下であること。

三 フィルムの感色性は、特に指定された場合を除き、パン・クロマチックであること。

4 デジタル航空カメラは、次の性能を有するものを標準とする。

一 撮像素子を装備し取得したデジタル画像を数値写真として出力できること。

二 フレーム型とし所要の面積と所定の地上画素寸法を確保できること。

三 撮影に使用するフィルターと組み合わせた画面距離及び歪曲収差の検定値が、0.01ミリメートル単位まで明瞭なものであること。

四 カラー数値写真に使用するデジタル航空カメラは、色収差が補正されたものであること。

五 ジャイロ架台を装備していること。

5 デジタル航空カメラの撮像素子は、次の性能を有するものを標準とする。

一 破損素子が少ないこと。

二 ラジオメトリック解像度は、赤、緑、青等の各色12ビット以上であること。

三 ノイズが少ない高画質の画像が出力できること。

6 デジタル航空カメラは、GNSS/IMU装置のボアサイトキャリブレーションにあわせて複眼の構成を点検するものとし、点検結果は同時調整精度管理表に整理するものとする。また、システム系統や撮像素子等についても異常がないかを確認するものとする。

(GNSS/IMU装置)

第122条 GNSS/IMU装置は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

項	目	性 能
GNSS測量機	水 平 位 置	0.3m
	高 さ	0.3m
	デ ー タ 取 得 間 隔	1 秒
I M U	ロ ー リ ン グ 角	0.015度
	ピ ッ チ ン グ 角	0.015度
	ヘ デ ィ ン グ 角	0.035度
	デ ー タ 取 得 間 隔	0.016秒

一 GNSSアンテナは、航空機の頂部に確実に固定できること。

二 GNSS測量機は、2周波で搬送波位相データを1秒以下の間隔で取得できること。

三 IMUは、センサ部の3軸の傾き及び加速度を計測できること。

四 IMUは、航空カメラ本体に取り付けできること。

五 キネマティック解析ソフトウェアは、次のものを有するものを標準とする。

イ キネマティック解析にて基線ベクトル解析ができること。

ロ 解析結果の評価項目を表示できること。

六 最適軌跡解析ソフトウェアは、次のものを有するものを標準とする。

イ 空中写真の露出された位置及び傾きが算出できること。

ロ 解析結果の評価項目を表示できること。

- 2 GNSSアンテナ及びIMUは、航空カメラとともにボアサイトキャリブレーションを行うものとする。
 なお、ボアサイトキャリブレーションの有効期間は6ヶ月を標準とし、レンズの取り外し等を行った場合は、その都度ボアサイトキャリブレーションを行うものとする。

(空中写真の数値化に使用する機器等)

第123条 フィルム空中写真の数値化に使用する主要な機器は、次の各項に掲げるもの又はこれらと同等以上の性能を有するものを標準とする。

- 2 空中写真用スキャナは、空中写真のロールフィルムをスキャンし、数値写真を画像形式で取得及び記録する機能を有するスキャナ、ソフトウェア、電子計算機及び周辺機器で構成されるシステムで、作業に必要な精度を保持できる次表の性能を有するものを標準とする。

項 目	性 能
光 学 分 解 能	0.01mm以内
ス キ ャ ン サ イ ズ	240mm×240mm以上
数 値 写 真 の 色 階 調	各色 8 bit (フルカラー) 以上
数 値 写 真 の 幾 何 精 度	0.002mm (標準偏差) 以内

- 3 空中写真用スキャナは、機器メーカーが推奨する定期点検を行うとともに、作業着手前に所要の精度を確認するため、各スキャナが保有する自己点検機能により点検するものとする。
- 4 空中写真用スキャナの点検に使用する格子板は、5×5点以上の格子密度を有し、230ミリメートル×230ミリメートル範囲の幾何精度を検証可能な各空中写真用スキャナに付属する精密格子板とし、第三者機関による検定を受けたものとする。
- 5 デジタルステレオ図化機は、ステレオ視可能な数値写真からステレオモデルを作成及び表示し、数値地形図データを数値形式で取得及び記録する機能等を有するソフトウェア、電子計算機及び周辺機器から構成されるシステムで、作業に必要な精度を保持できる性能を有するものとする。
- 6 デジタルステレオ図化機の構成及び機能は、次のものを標準とする。
- 一 電子計算機、ステレオ視装置、スクリーンモニター及び三次元マウス又はXYハンドル、Z盤等で構成されるもの。
 - 二 内部標定、相互標定、絶対標定及び外部標定要素によりステレオ表示できる機能を有すること。
 - 三 X、Y、Zの座標値及び所定のコードが入力及び記録できる機能を有すること。
 - 四 0.1画素以内まで画像計測ができる性能を有すること。

第3款 撮 影

(空中写真の撮影縮尺及び地上画素寸法)

第124条 空中写真の撮影縮尺及び数値写真の地上画素寸法は、地図情報レベル等に応じて定めるものとする。

- 2 フィルム航空カメラで撮影する空中写真の撮影縮尺及び地図情報レベルとの関連は、次表を標準とする。

地図情報レベル	撮 影 縮 尺
500	1 / 3,000 ~ 1 / 4,000
1000	1 / 6,000 ~ 1 / 8,000
2500	1 / 10,000 ~ 1 / 12,500
5000	1 / 20,000 ~ 1 / 25,000
10000	1 / 30,000

- 3 計画機関が指示し、又は承認した場合は、撮影縮尺を標準の80パーセントを限度として小さくすることができる。
- 4 デジタル航空カメラで撮影する数値写真の地上画素寸法及び地図情報レベルとの関連は、次表を標準とする。

地図情報レベル	地上画素寸法 (式中のB：基線長、H：対地高度)
500	$90\text{mm} \times 2 \times B[\text{m}] \div H[\text{m}] \sim 120\text{mm} \times 2 \times B[\text{m}] \div H[\text{m}]$
1000	$180\text{mm} \times 2 \times B[\text{m}] \div H[\text{m}] \sim 240\text{mm} \times 2 \times B[\text{m}] \div H[\text{m}]$
2500	$300\text{mm} \times 2 \times B[\text{m}] \div H[\text{m}] \sim 375\text{mm} \times 2 \times B[\text{m}] \div H[\text{m}]$
5000	$600\text{mm} \times 2 \times B[\text{m}] \div H[\text{m}] \sim 750\text{mm} \times 2 \times B[\text{m}] \div H[\text{m}]$
10000	$900\text{mm} \times 2 \times B[\text{m}] \div H[\text{m}]$

- 5 平坦地の撮影は、計画機関が指示し、又は承認した場合には、地上画素寸法を標準の160パーセントを限度として大きくすることができる。

(撮影計画)

第125条 撮影計画は、撮影区域ごとに次の各号の条件を考慮して作成するものとする。

- 一 地形等の状況により、実体空白部を生じないようにする。
 - 二 GNSS衛星の数及び配置は、作業に必要な精度が得られるよう計画するものとする。
 - 三 同一コースは、直線かつ等高度の撮影となるように計画する。
 - 四 同一コース内の隣接空中写真との重複度は60パーセント、隣接コースの空中写真との重複度は30パーセントを標準とする。ただし、地形等の状況及び用途によっては、同一コース内又は隣接コースのどちらについても、重複度を増加させることができる。
 - 五 撮影区域を完全にカバーするため、撮影コースの始めと終わりの撮影区域外をそれぞれ最低1モデル以上設定する。
- 2 撮影基準面は、原則として、撮影区域に対して一つを定めるが、高低差の大きい区域にあっては、航空機運航の安全を考慮し、数コース単位に設定することができる。
 - 3 フィルム航空カメラを用いる場合の対地高度は、撮影縮尺及びフィルム航空カメラの画面距離から求める。撮影高度は、対地高度に撮影区域内の撮影基準面高を加えたものとする。
 - 4 デジタル航空カメラを用いる場合の対地高度は、地上画素寸法、素子寸法及び画面距離から求めるものとする。撮影高度は、対地高度に撮影区域内の撮影基準面高を加えたものとする。

- 5 キネマティック解析における整数値バイアスの決定方法は、固定局と撮影区域の基線距離を考慮し、地上初期化方式と空中初期化方式から選択するものとする。
- 6 IMU初期化飛行は、撮影の開始コース、終了コース及び撮影基準面が異なるコースを考慮し行うものとする。
- 7 撮影コース長は、IMUの累積誤差を考慮しておおむね15分以内で撮影できる距離とする。
- 8 固定局は、撮影区域内との基線距離を原則50キロメートル以内とし、やむを得ない場合でも70キロメートルを超えないものとする。
- 9 固定局には、電子基準点を用いることを原則とする。
- 10 新たに固定局を設置する場合は、1級基準点測量及び3級水準測量に準ずる測量によって水平位置及び標高を求めるものとする。
- 11 固定局の設置位置は、次に留意して決定するものとする。
 - 一 上空視界の確保及びデータ取得の有無
 - 二 GNSSアンテナの固定の確保

(撮影時期)

第126条 撮影は、原則として、撮影に適した時期で、気象状態及びGNSS衛星の配置が良好な時に行うものとする。

- 2 撮影時のGNSS衛星の数は、第37条第2項第二号の規定を準用する。

(撮影飛行)

第127条 撮影飛行は、水平飛行とし、計画撮影高度及び計画撮影コースを保持するものとする。

- 2 撮影前後に整数値バイアス決定及びIMUドリフト初期化のための飛行を行うものとする。
- 3 計画撮影高度に対するずれは、計画対地高度の5パーセント以内とする。ただし、フィルム航空カメラによる撮影で撮影縮尺が4000分の1以上の場合、又はデジタル航空カメラによる撮影で地図情報レベル500以下の場合、計画対地高度の10パーセント以内とすることができる。
- 4 航空カメラの傾きは、鉛直方向とし、大幅な傾きが起きないように撮影するものとする。
- 5 等速直線飛行は、進入を含めて概ね15分以内とし、これを超える場合は適宜IMU初期化飛行を実施するものとする。
- 6 地上で初期化を行う場合は、航空機をマルチパスとなる反射源から離して駐機するものとする。

(フィルムの使用)

第128条 フィルムの使用に際しては、きず又は静電気等による著しい汚損を生じないようにし、ロールフィルムの両端1メートル部分は、撮影に使用しないものとする。

- 2 ロールフィルムの途中におけるつなぎ合わせは、原則として行わないものとする。

(露出時間)

第129条 航空カメラの露出時間は、飛行速度、使用フィルム（撮像素子）、フィルター、計画撮影高度等を考慮して、適切に定めなければならない。

(航空カメラの使用)

第130条 同一区域内の撮影は、原則として、同一航空カメラで行うものとする。

- 2 やむを得ず他の航空カメラを使用する場合は、同一コースは同一航空カメラを使用するものとする。
- 3 空中写真に写し込む記録板には、撮影地区名、計画撮影高度及び撮影年月日を明瞭に記載しなければならない。

(空中写真の重複度)

第131条 空中写真の重複度は、撮影計画に基づいた適切な重複度となるように努めなければならない。

- 2 隣接空中写真間の重複度は、最小で53パーセントとする。
- 3 コース間の空中写真の最小重複度は、10パーセントとする。
- 4 同一コースをやむを得ず2分割及び3分割する場合は、分割部分を2モデル以上重複させなければならない。

らない。

第4款 GNSS/IMUデータの処理

(GNSS/IMUデータの取得)

第132条 GNSS/IMUデータの取得では、固定局のGNSS観測データ、航空機搭載のGNSS観測データ及びIMU観測データを取得するものとする。

- 2 固定局のGNSS観測データ取得間隔は、30秒以下とする。
- 3 航空機搭載GNSS測量機のGNSS観測データ取得間隔は、1秒以下とする。
- 4 航空機搭載GNSS/IMUは、撮影の前後に連続して5分以上の観測を実施するものとする。

(GNSS/IMUの解析処理)

第133条 撮影が終了した時は、速やかにGNSS/IMUデータの解析処理を行うものとする。

- 2 解析処理は、固定局及び航空機搭載のGNSS測量機の観測データを用いて、キネマティック解析を行うものとする。
- 3 解析処理は、キネマティック解析及びIMU観測データによる最適軌跡解析を行うものとする。
- 4 最適軌跡解析結果より外部標定要素を算出するものとする。

(GNSS/IMU解析結果の点検)

第134条 GNSS/IMUの解析処理結果は、速やかに点検を行い、精度管理表等を作成し、再撮影が必要か否かを判定するものとする。

- 2 点検は、次の各号について行うものとする。
 - 一 固定局及び航空機搭載のGNSS測量機の作動及びデータ収録状況の良否
 - 二 サイクルスリップ状況の有無
 - 三 GNSS/IMU撮影範囲の確保
 - 四 計測高度及び計測コースの良否
- 3 キネマティック解析結果の点検は、撮影コース上において次の各号について行うものとする。
 - 一 最少衛星数
 - 二 DOP (PDOP、HDOP、VDOP) 値
 - 三 位置の往復解の差
 - 四 解の品質
 - 五 位置の標準偏差の平均値と最大値
- 4 最適軌跡解析結果の点検は、撮影コース上において次の各号について行うものとする。
 - 一 キネマティック解とIMU解との整合性
 - 二 位置の標準偏差の平均値と最大値
 - 三 姿勢の標準偏差の平均値と最大値
- 5 点検資料として、次の各号について作成するものとする。
 - 一 撮影記録簿
 - 二 撮影作業日誌
 - 三 GNSS/IMU計算精度管理表
- 6 電子基準点以外の固定局を使用した場合には、点検資料として次の各号について作成するものとする。
 - 一 固定局観測記録簿
 - 二 GNSS観測データファイル説明書

第5款 フィルムの処理

(フィルムの写真処理)

第135条 フィルムは、撮影終了後、直ちに適切な方法により現像するものとする。

- 2 写真処理は、各種のむらを生じないように努め、折れ、きず、へこみ、膜面はがれ等で画像を損なわないように行うものとする。
- 3 密着印画に用いる印画紙は、半光沢及び中厚手のもので、画面周辺の枠線、指標、計器等が印画される大きさのものとする。
- 4 密着印画の作成は、フィルムの写真処理に準じて行うものとする。

(フィルムの点検)

第136条 写真処理が終了したフィルムは、速やかに点検を行い、精度管理表等を作成し、再撮影が必要か否かを判定するものとする。

- 2 点検は、次の項目について行うものとする。
 - 一 撮影高度の適否
 - 二 撮影コースの適否
 - 三 実体空白部の有無
 - 四 指標及び計器の明瞭度
 - 五 写真の傾き及び回転量の適否
 - 六 写真処理の良否
 - 七 写真の画質
- 3 点検資料として次の各号について作成するものとする。
 - 一 フィルム航空カメラ撮影コース別精度管理表
 - 二 フィルム航空カメラ撮影ロール別精度管理表
 - 三 点検用標定図
- 4 点検結果により、再撮影の必要がある場合は、原則として、当該コースの全部について速やかに行うものとする。

(ネガフィルムの編集)

第137条 ネガフィルムの編集は、両端に1メートルの余白を残し、画像を汚損することのないよう適切に行うものとする。

- 2 ネガフィルムの編集は、次の各号について行うものとする。
 - 一 編集は、区域外1モデル以上の写真を含めて行うものとする。ただし、海部等の場合は、この限りでない。
 - 二 写真番号は、原則として、東西コースにあっては西から東へ、南北コースにあっては北から南へ各コースとも1番から一連の番号を付すものとし、コースが分割された場合も同様とする。
 - 三 コース番号は、原則として、東西コースにあっては北から南へ、南北コースにあっては東から西へ1番から一連の番号を付すものとし、コースが分割されている場合は、A、B、C等をコース番号の次に付し、接続部では2モデル以上を重複させるものとする。
 - 四 道路、河川等の路線撮影の場合は、起点方向からコース番号を付すものとする。
 - 五 各コースの両端の写真には、コース番号及び写真番号のほか必要事項を記入するものとする。

(ネガフィルムの収納)

第138条 編集を終了したネガフィルムは、空中写真フィルム記録をはり付けた缶にロールごと収納するものとする。

(空中写真の数値化)

第139条 フィルム航空カメラにより撮影された空中写真の数値化は、適切な画像が得られるように努め、写真画像の損傷、汚れ、幾何学的歪み、輝度むら等を生じないように行うものとする。

- 2 数値化は、次の各号により行うものとする。
 - 一 原則としてロールフィルムから直接行う。
 - 二 数値化の前には、ロールフィルムに付着したゴミ、汚れ、ほこり等を除去するとともにきずやへこ

み等の点検を行う。

- 三 ロールフィルムを装着する直前には、空中写真用スキャナの写真架台のゴミ、汚れ、ほこり等を除去する。
- 四 フィルム歪みが発生しないようにフィルム圧定装置を用いて確実に圧定を行う。
- 五 同一ロールフィルムは、原則として同一スキャナを使用して数値化を行う。
- 六 空中写真の中央並びに四隅において、明瞭な画像が得られるようにピントを合わせる。
- 七 センサのずれ等が生じないように行う。
- 八 色調補正を行うためのプレスキャンは、原則として撮影コースごとに始点と終点で行うものとし、撮影コース内で顕著に色調が変わる地域がある場合は、これらを分けて行う。
- 九 数値化された空中写真は、土地被覆、撮影時期、天候、撮影コースと太陽位置との関係等を考慮して抜き取り、全体の色調が統一されているかを点検する。
- 十 数値化した空中写真の向きは、原則として、次のとおりとする。
 - イ 東西コースで撮影した場合は、北方向を上にして数値化する。
 - ロ 南北コースで撮影した場合は、東方向を上にして数値化する。
 - ハ 90度以下の斜めコースで撮影した場合は、北西方向を上にして数値化する。
 - ニ マイナス90度以上の斜めコースで撮影した場合は、北東方向を上にして数値化する。
- 十一 数値化の画素寸法及び画像データ形式は、次表を標準とする。

項 目	性 能
数 値 化 の 画 素 寸 法	0.021mm以内
色 階 調	各色 8 bit以上
画 像 デ ー タ 形 式	非圧縮形式

(数値化の範囲)

第140条 数値化の範囲は、指標、カウンタ番号及びカメラ情報が入る範囲とする。

- 2 「カメラ情報」とは、レンズ番号及び焦点距離をいう。

(指標座標の測定)

第141条 数値写真の指標座標の測定は、デジタルステレオ図化機を使用し、各数値写真に含まれる指標を1回測定するものとする。

(内部標定)

第142条 内部標定は、4つ以上の指標を使用して決定するものとする。

- 2 指標座標の計算には、アフィン変換又はヘルマート変換を用いるものとし、誤差の許容範囲は、0.03ミリメートルを標準とする。
- 3 指標の座標値及び歪曲収差は、使用した航空カメラの検定値を用いるものとする。

(空中写真の数値化の点検)

第143条 数値化が終了した空中写真は、速やかに点検を行い、精度管理表等を作成し、再数値化が必要か否かを判定するものとする。

- 2 点検は、次の項目について行うものとする。
 - 一 数値化範囲の良否
 - 二 指標の明否
 - 三 カウンタ番号の明否
 - 四 カメラ情報の明否
 - 五 数値化による汚れ及び歪みの有無
 - 六 色調の良否

七 内部標定による指標の誤差

- 3 点検資料として次の各号について作成するものとする。
 - 一 撮影コース別精度管理表（空中写真の数値化）
 - 二 撮影ロール別精度管理表（空中写真の数値化）
 - 三 空中写真数値化作業記録簿及び点検記録簿
- 4 次の各号に該当する場合は、速やかに再数値化を行わなければならない。
 - 一 指標、カメラ情報及びカウンタ番号が含まれて数値化されていない場合
 - 二 指標の誤差の許容範囲を超えている場合
 - 三 数値化に起因する汚れ及び歪みが含まれている場合
- 5 再数値化は、原則として当該空中写真についてのみ行うものとする。

第6款 数値写真の統合処理

（原数値写真の統合処理）

第144条 デジタル航空カメラによる撮影終了時には、次の各号に留意し、速やかに原数値写真の統合処理を行うものとする。

- 一 歪曲収差は取り除く。
 - 二 原数値写真間の対応点は0.2画素以内で統合する。
 - 三 再配列では画像を劣化させない。
- 2 数値写真の色階調は、各色8ビット以上とする。
 - 3 画像ファイル形式は非圧縮形式とする。
 - 4 統合処理した数値写真よりサムネイル写真を作成するものとする。

（統合処理した数値写真の点検）

第145条 統合処理が終了した数値写真は、速やかに点検を行い、精度管理表等を作成し、再撮影が必要か否かを判定するものとする。

- 2 点検は、次の項目について行うものとする。
 - 一 撮影高度の良否
 - 二 撮影コースの適否
 - 三 実体空白部の有無
 - 四 写真の傾き及び回転量の適否
 - 五 統合処理の良否
 - 六 数値写真の画質
- 3 点検資料としてデジタル航空カメラ撮影コース別精度管理表を作成するものとする。
- 4 点検結果により、再撮影の必要がある場合は、原則として、当該コースの全部について速やかに行うものとする。

第7款 数値写真の整理

（数値写真の整理）

第146条 数値写真は、撮影された順番に従って整理し、サムネイル写真及び撮影諸元ファイルを作成するものとする。

- 2 整理は、区域外1モデル以上の数値写真を含めて行うものとする。ただし、海部等の場合は、この限りでない。

（標定図の作成）

第147条 標定図は、原則として、数値地形図データファイル形式で作成するものとする。

- 2 標定図を作成する際は、原則として、地図情報レベル25000又は50000を背景として用いるものとする。

(数値写真の収納)

第148条 数値写真の収納は、ファイルの欠損や重複等がないように留意するものとする。

2 フォルダとの関連やファイル名の付与等についての点検を行うものとする。

第8款 品質評価

(品質評価)

第149条 撮影の品質評価は、第44条の規定を準用する。

第9款 成果等の整理

(メタデータの作成)

第150条 撮影成果のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。

(成果等)

第151条 成果等は、作業方法に応じて、次の各号から得られたものとする。

- 一 ネガフィルム
- 二 数値写真
- 三 サムネイル写真
- 四 撮影記録
- 五 標定図
- 六 品質評価表及び精度管理表
- 七 メタデータ
- 八 その他の資料

第6節 刺 針

(要 旨)

第152条 「刺針」とは、同時調整において基準点等の写真座標を測定するため、基準点等の位置を現地において空中写真上に表示する作業をいう。

(刺針の実施)

第153条 刺針は、設置した対空標識が空中写真上において明瞭に確認することができない場合に行うものとする。

2 刺針は、空中写真の撮影後、現地の状況が変化しない時期に行うものとする。ただし、計画機関が指示し、又は承認した場合は、現地調査時期に行うことができる。

(方 法)

第154条 刺針は、原則として、現地において基準点等の位置を空中写真上の明瞭な地点に偏心を行って表示することにより行うものとする。

2 刺針の誤差の許容範囲は、地上座標換算で、第111条に規定する標定点の精度の当該地図情報レベルと同等とする。

3 刺針は、現地において周囲の状況を確認し、必要であれば空中写真の実体視を行い、周囲の明瞭な地物との関係を確認し、誤りの無いことを確認するものとする。また、刺針後にも誤りの有無を点検するものとする。

(偏心要素の測定及び計算)

第155条 偏心要素の測定及び計算については、第117条の規定を準用する。

(成果等)

第156条 成果等は、次の各号のとおりとする。

- 一 刺針点明細票
- 二 偏心計算簿
- 三 刺針点一覧図
- 四 精度管理表
- 五 その他の資料

第7節 同時調整

(要 旨)

第157条 「同時調整」とは、デジタルステレオ図化機を用いて、空中三角測量により、パスポイント、タイポイント、標定点の写真座標を測定し、標定点成果及び撮影時に得られた外部標定要素を統合して調整計算を行い、各写真の外部標定要素の成果値、パスポイント、タイポイント等の水平位置及び標高を決定する作業をいう。

(方 法)

第158条 同時調整は、原則として作業地区全域を一つのブロックとしてバンドル法により行うものとする。

- 2 同時調整の計画図は、数値図化区域、撮影コース及び標定点等の配置を考慮して作成するものとする。
- 3 調整計算に使用するプログラムは、テストデータによる検証が行われたものを使用するものとする。
- 4 調整計算には、撮影時に取得したGNSS/IMUの解析計算で得られた外部標定要素の観測データ、パスポイント、タイポイント、標定点等を使用する。
- 5 GNSS/IMU装置で得られた外部標定要素の観測データのうち、計算に利用できるものは、第134条の規定による点検を完了したものとする。

(標定点の選定)

第159条 標定点は、撮影コースの配置を考慮し、空中写真上で明瞭な地点を選定するものとする。

- 2 標定点の配置及び点数は、次の各号のとおりとする。
 - 一 路線撮影においては、各コースの両端のモデルに上下各1点配置することを標準とする。ただし、やむを得ない場合は、2点のうち1点は当該モデルの近接モデルに配置することができる。
 - 二 区域撮影においては、ブロックの四隅付近と中央部付近に計5点配置することを標準とする。ただし、地形等により3モデル以上連続してタイポイントによる連結が行われない箇所（当該コース上に標定点がある場合を除く）については、精度を考慮して当該モデル又は近接モデルに標定点を1点配置するものとする。
 - 三 区域撮影が複数日にまたがる場合は、各撮影日のコース内に前号の標定点数のうち少なくとも1点の標定点を配置し、不足する場合は標定点を追加するものとする。
 - 四 対象地域の特性により撮影後の評定点設置が困難である場合には、事前に評定点配置計画を検討し対空標識を設置するものとする。

(パスポイント及びタイポイントの選定)

第160条 パスポイント及びタイポイントは、連結する各写真上の座標が正確に測定できる地点に配置するものとし、その位置はデジタルステレオ図化機を用いて記録するものとする。

- 2 パスポイント及びタイポイントは、次のように配置することを標準とする。
 - 一 パスポイントの配置
 - イ 主点付近及び主点基線に直角な両方向の3箇所以上に配置することを標準とする。
 - ロ 主点基線に直角な方向は、上下端付近の等距離に配置することを標準とする。
 - 二 タイポイントの配置
 - イ 隣接コースと重複している部分で、空中写真上で明瞭に認められる位置に、直線上にならないようジグザグに配置することを標準とする。

ロ 配置する点数は、1モデルに1点を標準とする。

ハ パスポイントで兼ねて配置することができる。

- 3 パスポイント及びタイポイントの計測の可否は、調整計算の結果により判定し、配置、点数及び交会残差が適切でない場合には、目視にて再観測を行うものとする。

(写真座標の測定)

第161条 写真座標の測定は、各写真に含まれる指標、標定点、パスポイント及びタイポイントをデジタルステレオ図化機を用いて行うものとする。

- 2 指標、パスポイント及びタイポイントは、画像相関による自動測定を用いることができる。ただし、測定結果は必ず目視で確認し、修正の必要な点に対しては手動で再観測を行うものとする。
- 3 デジタル航空カメラで撮影した数値写真の場合は、数値写真の四隅を指標に代えるものとする。
- 4 円形の対空標識の測定は、自動処理により行うものとする。

(内部標定)

第162条 内部標定は、フィルムから数値化された数値写真の4つ以上の指標を基に次の各号により行うものとする。

- 一 指標座標の計算には、アフィン変換又はヘルマート変換を用いるものとする。
 - 二 指標測定誤差の許容範囲は、フィルム上に換算して最大値が0.03ミリメートル以内とする。
- 2 指標の座標値、歪曲収差等は、使用した航空カメラの検定値を用いるものとする。

(調整計算)

第163条 各写真の外部標定要素の成果値は、原則として作業地区全域を一つのブロックとした調整計算によって決定するものとする。

- 2 調整計算ソフトの異常値検索機能等により、評定点の異常、評定点及びパスポイント・タイポイントの計測の誤り等に起因する全ての大きな誤差を点検するものとする。
- 3 調整計算式は、原則として、写真の傾きと投影中心の位置、パスポイント・タイポイントの位置等を未知数とした共線条件式とし、これに種々の定誤差に対応したセルフキャリブレーション項を付加することができる。ただし、セルフキャリブレーション項は、数値図化時のステレオモデルの構築時に再現できるものに限定するものとする。
- 4 大気屈折及び地球曲率の影響は、原則として補正するものとし、セルフキャリブレーションで代えることができる。
- 5 パスポイント及びタイポイントが作業に必要な精度を満たすまで、不良点の再測定及び追加測定を手動で行い再度調整計算を行うものとする。
- 6 標定点のどれか1点を用いて調整計算を行った後、その他の点を検証点とし、第80条の水平位置及び標高の精度を満たすかを点検する。
- 7 前項の検証点と計測値との較差が第80条の水平位置及び標高点の標準偏差の範囲内であった場合は、すべての標定点を用いて調整計算を行うものとする。
- 8 標定点の残差は、フィルム航空カメラ撮影の場合、水平位置及び標高とも標準偏差が対地高度の0.02パーセント以内、最大値が0.04パーセント以内とし、デジタル航空カメラ撮影の場合、水平位置及び標高の最大値が標準の地上画素寸法を基線高度比で割った値を超えないものとする。
- 9 各空中写真上でのパスポイント及びタイポイントの交会残差は、フィルム航空カメラ撮影の場合、標準偏差が0.015ミリメートル以内及び最大値が0.030ミリメートル以内とし、デジタル航空カメラ撮影の場合、標準偏差が0.75画素以内及び最大値が1.5画素以内とする。
- 10 隣接するブロック間のタイポイント較差は、フィルム航空カメラ撮影の場合、水平位置及び標高とも対地高度の0.06パーセント以内とし、デジタル航空カメラ撮影の場合、標準の地上画素寸法を基線高度比で割った値に1.5倍した値以内とする。

(整 理)

第164条 調整計算の終了後、外部標定要素、パスポイント及びタイポイントの成果表を作成し、次のとおり整理するものとする。

- 一 調整計算の成果表の単位は、平面位置及び高さの座標単位は、0.01メートルとし、回転要素の角度単位は、0.0001度とする。
- 二 調整計算実施一覧図は、計画図に準じて写真主点の位置、標定点及びタイポイントを表示し作成するものとする。

(成果等)

第165条 成果等は、次の各号のとおりとする。

- 一 外部標定要素成果表
- 二 パスポイント、タイポイント成果表
- 三 同時調整作業計画、実施一覧図
- 四 写真座標測定簿
- 五 調整計算簿
- 六 品質評価表及び精度管理表
- 七 カメラキャリブレーションファイル
- 八 その他の資料

第8節 現地調査

(要 旨)

第166条 「現地調査」とは、数値地形図データを作成するために必要な各種表現事項、名称等について地図情報レベルを考慮して現地において調査確認し、その結果を空中写真及び参考資料に記入して、数値図化及び数値編集に必要な資料を作成する作業をいう。

- 2 現地調査に使用する空中写真は、原則として、地図情報レベルに対応する数値地形図データ出力図の相当縮尺で作成する。なお、空中写真に代えて写真地図を使用することができるものとする。
- 3 現地調査に使用する写真地図は、判読に支障のない解像度で、局所歪みを生じないように作成するものとする。

(予 察)

第167条 予察は、現地調査の着手前に、空中写真、参考資料等を用い、調査事項、調査範囲、作業量等を把握するために行うものとする。

- 2 予察は、次の事項について行い、その結果を空中写真、参考図、野帳等に記入し、現地調査における基礎資料とする。
 - 一 収集した資料の良否
 - 二 空中写真の判読困難な事項及びその範囲
 - 三 判読不能な部分
 - 四 撮影後の変化が予想される部分
 - 五 各資料間で矛盾が生じている部分
- 3 予察の実施時期は、工程管理及び作業効率を勘案して数値図化工程と合わせて行うことができる。

(現地調査の実施)

第168条 現地調査は、予察の結果に基づいて空中写真及び各種資料を活用し、次に掲げるものについて実施するものとする。

- 一 予察結果の確認
- 二 空中写真上で判読困難又は判読不能な事項
- 三 空中写真撮影後の変化状況
- 四 図式の適用上必要な事項

- 五 注記に必要な事項及び境界
 - 六 その他特に必要とする事項
- 2 前項の内容を調査する場合、次の事項について留意するものとする。
- 一 基準点等の確認は、必要に応じて行うものとする。
 - 二 外周の不明瞭なもの及び建物記号描示のために区分する必要がある同一建物は、その区画を描示するものとする。
 - 三 植生及び植生界は、空中写真で明瞭に判読できないものを調査するものとする。
 - 四 判読困難な凹地、がけ、岩等表現上誤り易い地形については、数値図化の参考となるように詳細に調査するものとする。

(整 理)

第169条 調査結果は、数値図化及び数値編集作業を考慮して、空中写真等に記入し、整理するものとする。

- 2 調査結果の整理は、次のとおりとする。
- 一 調査事項は、地図情報レベルに対応する相当縮尺の空中写真等に付録7に定める記号により脱落及び誤記のないように整理するものとする。
 - 二 地名及び境界を整理する空中写真等は、調査事項を整理した空中写真等とは異なるものを使用することができる。
 - 三 空中写真は、各コース1枚おきに整理するものとする。

(接 合)

第170条 調査事項の接合は、現地調査期間中に行い、整理の際にそれぞれ点検を行うものとする。

(成 果 等)

第171条 成果等は、次の各号のとおりとする。

- 一 現地調査結果を整理した空中写真等
- 二 その他の資料

第9節 数 値 図 化

(要 旨)

第172条 「数値図化」とは、空中写真及び同時調整等で得られた成果を使用し、デジタルステレオ図化機によりステレオモデルを構築し、地形、地物等の座標値を取得し、数値図化データを記録する作業をいう。

(デジタルステレオ図化機)

第173条 数値図化に使用するデジタルステレオ図化機は、次の各号の構成及び性能を有するものとする。

- 一 電子計算機、ステレオ視装置、スクリーンモニター及び三次元マウス又はXYハンドル、Z盤等で構成されるもの。
- 二 内部標定及び外部標定要素によりステレオモデルの構築及び表示が行えるもの。
- 三 X、Y、Zの座標値と所定のコードが入力及び記録できる機能を有するもの。
- 四 画像計測の性能は、0.1画素以内まで読めるもの。

(取得する座標値の単位)

第174条 数値図化における地上座標値は、0.01メートル単位とする。

(ステレオモデルの構築)

第175条 「ステレオモデルの構築」とは、デジタルステレオ図化機において数値写真のステレオモデルを構築し、地上座標系と結合させる作業をいう。

- 2 ステレオモデルの構築は、同時調整を行った外部標定要素を用いることを標準とする。

- 3 セルフキャリブレーション付きバンドル法による同時調整成果を用いる場合は、その同時調整で決定されたカメラキャリブレーションデータを用いるものとする。
- 4 ステレオモデルの点検は、次の各号に留意して行い、必要に応じて再度同時調整を行うものとする。
 - 一 6点のパスポイント付近での残存縦視差が1画素以内であること。
 - 二 標定点の残差が第80条の規定以内であること。

(細部数値図化)

- 第176条** 細部数値図化は、線状対象物、建物、植生、等高線の順序で行うものとし、必ずデータの位置、形状等をスクリーンモニターに表示し、データの取得漏れのないように留意しなければならない。
- 2 分類コードは、付録7の数値地形図データ取得分類基準を標準とする。
 - 3 変形地は、可能な限り等高線で取得し、その状況によって変形地記号を取得するものとする。
 - 4 等高線は、主曲線を1本ずつ測定して取得し、主曲線だけでは地形を適切に表現できない部分について補助曲線等を取得するものとする。
 - 5 陰影、ハレーション等の障害により判読困難な部分又は図化不能部分がある場合は、その部分の範囲を表示し、現地補測（第192条第2項に規定する現地補測をいう。）を行う場合の必要な注意事項を記載するものとする。
 - 6 数値図化時においては、データの位置、形状等をスクリーンモニターに表示して確認することを標準とする。

(数値図化の範囲)

- 第177条** モデルの数値図化範囲は、原則として、パスポイントで囲まれた区域内とする。

(地形データの取得)

- 第178条** 地形表現のためのデータ取得は、等高線法、数値地形モデル法又はこれらの併用法で行うものとする。
- 2 等高線法によりデータを取得する場合は、地上座標系における距離間隔、曲率変化又は時間間隔のいずれかを取得頻度の指標として選択し、地形の状況に応じて適切に取得頻度を設定するものとする。
 - 3 数値地形モデル法によりデータを取得する場合は、デジタルステレオ図化機を用いて次の各号により直接測定し記録するものとする。ただし、必要に応じて等高線から計算処理で発生させることができるものとし、自動標高抽出技術を用いた数値地形モデル法及びその標高値による等高線データの取得を行ってはならない。
 - 一 所定の格子点間隔は、地形の状況に応じて適切な取得間隔を設定する。
 - 二 任意の点は、必要に応じて次条の規定を準用して選択する。
 - 4 数値地形モデルのデータをそのまま採用し、成果とする場合は、点検プログラム又は出力図等により、データの点検を行うものとする。

(標高点の選定)

- 第179条** 標高点は、地形判読の便を考慮して次のとおり選定するものとする。

- 一 主要な山頂
 - 二 道路の主要な分岐点及び道路が通ずるあん部又はその他主要なあん部
 - 三 谷口、河川の合流点、広い谷底部又は河川敷
 - 四 主な傾斜の変換点
 - 五 その付近の一般面を代表する地点
 - 六 凹地の読定可能な最深部
 - 七 その他地形を明確にするために必要な地点
- 2 標高点は、なるべく等密度に分布するように配置するものとし、その密度は、地図情報レベルに4センチメートルを乗じた値を辺長とする格子に1点を標準とする。

(標高点の測定)

第180条 標高点の測定は1回目の測定終了後、点検のための測定を行い、測定値の較差の許容範囲は、次表を標準とする。

地図情報レベル	較 差
500	0.1m以内
1000	0.2m以内
2500	0.4m以内
5000	0.6m以内
10000	0.8m以内

- 2 較差が許容範囲を超える場合は、更に1回の測定を行い、3回の測定値の平均値を採用するものとする。
- 3 標高点は、デジタルステレオ図化機による自動標高抽出技術を用いて取得してはならない。

(他の測量方法によるデータの追加)

第181条 数値図化データに、他の測量方法によるデータを追加する場合は第184条の規定を準用する。

(数値図化データの点検)

第182条 数値図化データの点検は、第175条から前条までの工程で作成された数値図化データをスクリーンモニターに表示させて、空中写真、現地調査資料等を用いて行うものとする。

- 2 数値図化データの点検は、必要に応じて地図情報レベルの相当縮尺の出力図を用い、次の項目について行うものとする。
 - 一 取得の漏れ及び過剰並びに平面位置及び標高の誤りの有無
 - 二 接合の良否
 - 三 標高点の位置、密度及び測定値の良否
 - 四 地形表現データの整合

(地形補備測量)

第183条 「地形補備測量」とは、地図情報レベル1000以下の数値地形図データを作成する場合に、計画機関が特に指定する区域を対象として等高線及び標高点を現地で補備する作業をいう。

- 2 地形補備測量は、原則として、次のいずれかの場合に行うものとする。
 - 一 標高点及び等高線の精度を、高木の密生地についても確実に維持する必要がある場合
 - 二 主曲線の間隔を0.5メートルとする場合
 - イ 簡易水準測量に基づいた標高点（以下「単点」という。）を測定し、各単点及び観測成果は、単点の位置が特定できる空中写真上に表示するものとする。
 - ロ 単点の密度は、地図情報レベルの相当縮尺で出力図とした時、地図情報レベルに4センチメートルを乗じた値を辺長とする格子に1点を標準とする。
 - ハ 単点は2回測定し、その較差は10センチメートル以内とする。

(地形補備測量の方法)

第184条 地形補備測量の方法は、基準点等又は同時調整等により座標を求めた点に基づいて、第2章第4節の細部測量及び4級基準点測量の規定により行うものとする。

- 2 地形補備測量データは、地形補備測量により取得した地形データを編集処理し、測定位置確認資料に基づき分類コードを付して作成するものとする。

第10節 数値編集

(要 旨)

第185条 本節において「数値編集」とは、現地調査等の結果に基づき、図形編集装置を用いて数値図化データを編集し、編集済データを作成する作業をいう。

2 図形編集装置の構成は、第87条の規定を準用する。

(数値図化データ及び現地調査データ等の入力)

第186条 数値図化データ及び地形補備測量データは、図形編集装置に入力するものとする。

2 現地調査等において収集した図面等の資料は、デジタイザ又はスキャナを用いて数値化し、図形編集装置に入力するものとする。

(数値編集)

第187条 前条において入力されたデータは、図形編集装置を用いて、追加、削除、修正等の処理を行い、編集済データを作成するものとする。

2 等高線データは、スクリーンモニター又は地図情報レベルの相当縮尺の出力図を用いて点検を行い、矛盾箇所等の修正を行うものとする。

(接 合)

第188条 接合は、作業単位ごとに行い、同一地物の座標を一致させるものとする。

2 地形、地物等のずれが、第79条に定める製品仕様書の規定値以内の場合は、関係図形データを修正して接合するものとする。

3 地形、地物等のずれが、第79条に定める製品仕様書に規定値を満たさない場合は、数値図化作業を再度実施するものとする。

4 基盤地図情報に該当する地物を含む場合は、第9章第6節の規定を準用する。

(出力図の作成)

第189条 点検、現地補測等のための出力図は、自動製図機を用いて編集済データより作成するものとする。

2 自動製図機の性能は、第87条の規定を準用する。

3 出力図の縮尺は、原則として、地図情報レベルの相当縮尺とする。

4 出力図は、第82条に定める図式に基づいて作成するものとする。

(点 検)

第190条 出力図の点検は、編集済データ及び前条の規定により作成した出力図を用いて行うものとする。

2 編集済データの論理的矛盾等の点検は、点検プログラム等により行うものとする。

第11節 補測編集

(要 旨)

第191条 「補測編集」とは、前節で作成された編集済データ及び出力図に表現されている重要な事項の確認を行い、必要部分を現地において補測する測量（以下「現地補測」という。）を行い、これらの結果に基づき編集済データを編集することにより、補測編集済データを作成する作業をいう。

(方 法)

第192条 補測編集において確認及び補備すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 編集作業において生じた疑問事項及び重要な表現事項
- 二 編集困難な事項
- 三 現地調査以降に生じた変化に関する事項
- 四 境界及び注記
- 五 各種表現対象物の表現の誤り及び脱落

2 現地補測は、判読又は数値図化が困難な地物等及び写真撮影後に変化が生じた地域について、基準点等又は編集済データ上で現地との対応が確実な点に基づき、第2章第4節の細部測量により行うものと

する。

- 3 現地補測の結果は、測定結果を電磁的記録媒体に記録するほか、注記、記号、属性等を編集済データ出力図に整理する。

(補測編集)

第193条 補測編集済データは、現地補測の結果に基づき、図形編集装置を用いて前節の規定により作成された編集済データに追加、修正等の編集処理を行い作成するものとする。

- 2 補測編集における編集処理は、第10節の数値編集の規定を準用する。

(出力図の作成)

第194条 出力図の作成は、第189条の規定を準用する。

(出力図の点検)

第195条 出力図の点検は、補測編集済データ及び前条の規定により作成した出力図を用い、第192条第1項に規定する事項について行うものとする。

第12節 数値地形図データファイルの作成

(要 旨)

第196条 本節において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って補測編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。

第13節 品質評価

(品質評価)

第197条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。

第14節 成果等の整理

(メタデータの作成)

第198条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。

(成果等)

第199条 成果等は、次の各号のとおりとする。

- 一 数値地形図データファイル
- 二 品質評価表及び精度管理表
- 三 メタデータ
- 四 その他の資料

第4章 既成図数値化

第1節 要 旨

(要 旨)

第200条 「既成図数値化」とは、既に作成された地形図等（以下「既成図」という。）の数値化を行い、数値地形図データを作成する作業をいう。

2 「ベクタデータ」とは、座標値をもった点列によって表現される図形データをいう。

3 「ラスタデータ」とは、行と列に並べられた画素の配列によって構成される画像データをいう。

(成果の形式)

第201条 既成図数値化における成果の形式は、ベクタデータを標準とする。

(座標値の単位)

第202条 ベクタデータにおける地上座標値は、0.01メートル単位とする。

2 ラスタデータにおける1画素は、既成図上で最大0.1ミリメートルとする。

(工程別作業区分及び順序)

第203条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。

- 一 作業計画
- 二 計測用基図作成
- 三 計測
- 四 数値編集
- 五 数値地形図データファイルの作成
- 六 品質評価
- 七 成果等の整理

第2節 作業計画

(要 旨)

第204条 作業計画は、第11条の規定によるほか、既成図の縮尺、原図の良否、精度、数値化する項目等を考慮の上、工程別に作成するものとする。

第3節 計測用基図作成

(要 旨)

第205条 「計測用基図作成」とは、既成図の原図に基づき計測に使用する基図を作成する作業をいう。

2 既成図の原図が利用困難な場合は、複製用原図（以下「原図」という。）を作成し計測することができる。

3 原図は、図郭線及び対角線の点検を行うものとする。原図の図郭線及び対角線に対する許容範囲は次のとおりとする。ただし、誤差が許容範囲を超える場合は、補正が可能か適切に対応するものとする。

- 一 図郭線 0.5ミリメートル以内
- 二 対角線 0.7ミリメートル以内

(計測用基図作成)

第206条 計測用基図は、既成図の原図を写真処理等により複製し、作成するものとする。

2 計測用基図の材質は、伸縮の少ないポリエステルフィルム等を使用するものとする。

3 計測用基図の作成に当たっては、必要に応じて資料の収集、現地調査等を行い、内容を補完するものとする。

4 計測用基図は、原図と比較等を行い、画線の良否、表示内容等を点検し、必要に応じて修正するものとする。

第4節 計 測

(要 旨)

第207条 「計測」とは、計測機器を用いて、計測用基図の数値化を行い、数値地形図データを取得する作業をいう。

(計測機器)

第208条 計測機器は、第87条に掲げるデジタイザ及びスキャナ又はこれと同等以上のものを標準とする。

(デジタイザ計測)

第209条 デジタイザによる計測は、計測用基図を用いて、図葉単位に取得するものとする。

- 2 各計測項目の計測開始時及び終了時には、図郭四隅をそれぞれ独立に2回ずつ計測し、較差が0.3ミリメートルを超えた場合は再計測するものとする。ただし、計測用基図の状況に応じて、図郭四隅付近で座標が確認できる点を使用することができる。
- 3 計測機器の機械座標値から平面直角座標値への変換は、アフィン変換を標準とする。
- 4 変換係数は、計測した図郭四隅の機械座標値及び図郭四隅の座標値から最小二乗法により決定するものとする。
- 5 図郭四隅の誤差の許容範囲は、地図情報レベルに0.3ミリメートルを乗じた値とする。
- 6 地物等の計測の精度は、0.3ミリメートル以内とする。
- 7 計測に当たっては、分類コード等を付すものとする。
- 8 分類コードは、付録7の数値地形図データ取得分類基準を標準とする。

(スキャナ計測)

第210条 スキャナによる計測は、図郭を完全に含む長方形の領域について、適切な方法で、図葉単位ごとに計測データを作成するものとする。

- 2 図郭四隅又はその付近で座標が確認できる点の画素座標は、スクリーンモニターに表示して計測するものとする。
- 3 計測データは、必要に応じて座標計測及びラスタ、ベクタ変換を行うことができる。
 - 一 計測における読取精度は、読み取る図形の最小画線幅の2分の1を標準とする。
 - 二 計測においては、図葉ごとに縦及び横方向とも規定の画素数になるように補正を行うものとする。
 - 三 再配列を行う場合の内挿方法としては、最近隣内挿法、共1次内挿法、3次たたみ込み内挿法等を用いる。
 - 四 計測データには、必要に応じて図葉名等を入力する。
 - 五 既成図がラスタデータの場合は、前条第5項の規定に基づく精度を満たしているものに限り、計測データとして使用することができる。
- 4 計測機器の機械座標値から平面直角座標における座標への変換は、前条第3項の規定を準用する。
- 5 変換係数の決定は、前条第4項の規定を準用する。
- 6 図郭四隅の誤差の許容範囲は、2画素とする。

第5節 数 値 編 集

(要 旨)

第211条 本節において「数値編集」とは、図形編集装置を用いて計測データを編集し、編集済データを作成する作業をいう。

- 2 図形編集装置の構成等は、第87条の規定を準用する。

(数値編集)

第212条 数値編集は、計測データを基に、図形編集装置のスクリーンモニター上で対話処理により、デー

タの訂正、属性等の付与及びその他必要な処理を行うものとする。

- 2 計測データに取得漏れ、誤り等がある場合は、訂正するものとする。
- 3 隣接する図郭間の地図データの不合は、接合処理により座標を一致させるものとする。
- 4 基盤地図情報に該当する地物を含む場合は、第9章第6節の規定を準用する。

(数値編集の点検)

第213条 数値編集の点検は、編集済データを使用し、点検用出力図又はスクリーンモニター上で行うものとする。

- 2 編集済データの論理的矛盾の点検は、点検プログラム等により行うものとする。
- 3 点検用出力図の作成は、次のとおりとする。
 - 一 自動製図機等により計測用基図画像と重ね合わせて作成するものとする。
 - 二 表示内容は、図葉番号、図名、図郭線、図形、属性等とし、これらが明瞭に識別できるものでなければならない。
 - 三 点検に支障がない範囲で適宜合版して作成するものとする。ただし、必要に応じて数値化した項目ごとに作成することができる。
- 4 点検用出力図又はスクリーンモニターによる点検は、次のとおりとする。
 - 一 点検用出力図による点検
 - イ 数値化項目の脱落等の有無及び位置の精度について、点検用出力図と計測用基図を対照して行うものとする。
 - ロ 接合については、隣接する図葉の接合部分を点検用出力図で目視により点検するものとする。
 - 二 スクリーンモニターによる点検
 - イ 数値化項目の脱落、位置の精度、画線のつながり等について、目視により行うものとする。
 - ロ 数値化項目の脱落等については、ラスターデータを背景に点検することができる。
 - ハ 接合については、隣接図葉を表示し、良否を点検するものとする。
- 5 点検の結果、計測漏れ、誤り等がある場合は、編集済データの訂正を行うものとする。

第6節 数値地形図データファイルの作成

(要 旨)

第214条 本節において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。

第7節 品質評価

(品質評価)

第215条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。

第8節 成果等の整理

(メタデータの作成)

第216条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。

(成果等)

第217条 成果等は、次の各号のとおりとする。

- 一 数値地形図データファイル
- 二 出力図
- 三 品質評価表及び精度管理表
- 四 メタデータ
- 五 その他の資料

第5章 修正測量

第1節 要 旨

(要 旨)

第218条 「修正測量」とは、既成の数値地形図データファイル（以下「旧数値地形図データ」という。）を更新する作業をいう。

2 修正測量における数値地形図データ修正の精度は、次表を標準とする。

地図情報レベル	水平位置の標準偏差	標高点の標準偏差	等高線の標準偏差
500	0.35m以内	0.33m以内	0.5m以内
1000	1.00m以内	0.5 m以内	0.5m以内
2500	2.50m以内	1.0 m以内	1.0m以内
5000	5.00m以内	2.5 m以内	2.5m以内
10000	10.00m以内	5.0 m以内	5.0m以内

(方 法)

第219条 修正測量は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 空中写真測量による修正
 - 二 TS等を用いる修正
 - 三 キネマティック法による修正
 - 四 RTK法による修正
 - 五 ネットワーク型RTK法による修正
 - 六 既成図を用いる方法による修正
 - 七 他の既成データを用いる方法による修正
- 2 前項の各方法は、それぞれを適切に組み合わせて修正を行うことができるものとする。
 - 3 修正データの取得は、必要に応じて修正箇所の周辺部分についても行い、周辺地物等との整合性を確認するものとする。
 - 4 接合は、第188条に準拠して行うものとする。

(工程別作業区分及び順序)

第220条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。

- 一 空中写真測量による修正
 - イ 作業計画
 - ロ 撮影
 - ハ 予察
 - ニ 修正数値図化
 - ホ 現地調査
 - ヘ 修正数値編集
 - ト 数値地形図データファイルの更新
 - チ 品質評価
 - リ 成果等の整理
- 二 TS等を用いる修正
 - イ 作業計画

- ロ 予察
 - ハ 修正数値図化
 - (1) 基準点の設置
 - (2) 修正細部測量
 - ニ 修正数値編集
 - ホ 数値地形図データファイルの更新
 - ヘ 品質評価
 - ト 成果等の整理
- 三 キネマティック法による修正
- イ 作業計画
 - ロ 予察
 - ハ 修正数値図化
 - (1) 基準点の設置
 - (2) 修正細部測量
 - ニ 修正数値編集
 - ホ 数値地形図データファイルの更新
 - ヘ 品質評価
 - ト 成果等の整理
- 四 RTK法による修正
- イ 作業計画
 - ロ 予察
 - ハ 修正数値図化
 - (1) 基準点の設置
 - (2) 修正細部測量
 - ニ 修正数値編集
 - ホ 数値地形図データファイルの更新
 - ヘ 品質評価
 - ト 成果等の整理
- 五 ネットワーク型RTK法による修正
- イ 作業計画
 - ロ 予察
 - ハ 修正数値図化
 - (1) 基準点の設置
 - (2) 修正細部測量
 - ニ 修正数値編集
 - ホ 数値地形図データファイルの更新
 - ヘ 品質評価
 - ト 成果等の整理
- 六 既成図を用いる方法による修正
- イ 作業計画
 - ロ 予察
 - (1) 既成図の収集
 - (2) 修正箇所の抽出
 - ハ 現地調査

- ニ 修正数値図化
 - (1) 現地調査結果の編集
 - (2) 座標計測による修正データの取得
- ホ 修正数値編集
- ヘ 数値地形図データファイルの更新
- ト 品質評価
- チ 成果等の整理
- 七 他の既成データを用いる方法による修正
 - イ 作業計画
 - ロ 予察
 - ハ 修正数値図化
 - (1) 他の既成データの収集
 - (2) 他の既成データの出力図の作成
 - (3) 修正箇所の抽出
 - ニ 現地調査
 - ホ 修正数値編集
 - ヘ 数値地形図データファイルの更新
 - ト 品質評価
 - チ 成果等の整理

(関係規定の準用)

第221条 修正測量作業については、ここに定めるもののほか、第2章から第4章までの規定を準用する。

第2節 作業計画

(要 旨)

第222条 作業計画は、第11条の規定によるほか、修正範囲、修正量等を考慮の上、工程別に作成するものとする。

第3節 予 察

(要 旨)

第223条 「予察」とは、旧数値地形図データの点検、修正箇所の抽出等を行い、作業方法を決定することをいう。

2 予察は、次の各号について行うものとする。

- 一 旧数値地形図データのファイル構造の良否及びデータの良否についての点検
- 二 新設又は移転改埋等を実施した基準点の調査
- 三 各種資料図等の利用可否の判定
- 四 修正素図と空中写真等の資料との照合
- 五 地名、境界等の変更の調査及び資料収集
- 六 実施順序及び作業方法

3 予察結果は、空中写真測量による場合は空中写真上に、既成図による場合は既成図及び旧数値地形図データを重ね合わせ出力した出力図上に整理するものとする。

第4節 修正数値図化

第1款 空中写真測量による修正数値図化

(要 旨)

第224条 本款において「修正数値図化」とは、空中写真測量により経年変化等の修正箇所の修正データを取得する作業をいう。

(方 法)

第225条 修正データの取得は、予察結果等に基づき、第3章第9節の規定を準用する。

- 2 相互標定は、パスポイント付近で行い、対地標定は、旧数値地形図データの座標数値若しくはGNSS／IMU装置で得られた外部標定要素等を用いて行うものとする。
- 3 第134条の規定によるGNSS／IMUデータの点検を完了した外部標定要素を用いた標定において、点検する地物等の数は6点以上とし、誤差の許容範囲は次表の値とし、誤差の許容範囲を超えた場合には、旧数値地形図データファイルの座標値を使用して同時調整を行うものとする。

地図情報レベル	水平位置の誤差の許容範囲	標高の誤差の許容範囲
500	0.25m	0.2m
1000	0.50m	0.3m
2500	1.25m	0.5m
5000	2.50m	1.0m
10000	5.00m	1.5m

第2款 TS等を用いる修正数値図化

(要 旨)

第226条 本款において「修正数値図化」とは、予察結果等に基づき、TS等を用いて修正データを取得する作業をいう。

(方 法)

第227条 修正データの取得は、予察結果等に基づき、第2章の規定を準用する。

第3款 キネマティック法による修正数値図化

(要 旨)

第228条 本款において「修正数値図化」とは、予察結果等に基づきキネマティック法により、修正データを取得する作業をいう。

(方 法)

第229条 修正データの取得は、予察結果等に基づき第2章の規定を準用する。

第4款 RTK法による修正数値図化

(要 旨)

第230条 本款において「修正数値図化」とは、予察結果等に基づき、RTK法により、修正データを取得する作業をいう。

(方 法)

第231条 修正データの取得は、予察結果等に基づき第2章の規定を準用する。

第5款 ネットワーク型RTK法による修正数値図化

(要 旨)

第232条 本款において「修正数値図化」とは、予察結果に基づき、ネットワーク型RTK法により、修正データを取得する作業をいう。

(方 法)

第233条 修正データの取得は、予察結果等に基づき第2章の規定を準用する。

第6款 既成図を用いる方法による修正数値図化

(要 旨)

第234条 本款において「修正数値図化」とは、既成図を使用して、変化部分の座標測定を行い、修正データを取得する作業をいう。

(使用する既成図の要件)

第235条 使用する既成図の要件は、次のとおりとする。

- 一 縮尺は、旧数値地形図データの地図情報レベルに相当する縮尺以上の縮尺で作成されたものであること。
 - 二 基本測量又は公共測量の測量成果、又はこれと同等以上の精度を有するものであること。
 - 三 既成図の精度は、これにより取得された修正データが第218条第2項の規定に掲げる精度を満たすものとする。
 - 四 座標系は、原則として平面直角座標系であること。
- 2 使用する既成図には、写真地図を含むものとする。

(方 法)

第236条 修正データの取得は、予察結果等に基づき、前章の規定を準用する。

第7款 他の既成データを用いる方法による修正数値図化

(要 旨)

第237条 本款において「修正数値図化」とは、他の測量作業により作成された数値地形図データを使用して、修正データを取得する作業をいう。

(使用する他の既成データの要件)

第238条 使用する他の既成データの要件は、第235条の規定を準用する。

(方 法)

第239条 修正データは、予察結果等に基づき既成の数値地形図データから取得するとともに、修正データの分類コード等は、必要な変換を行うものとする。

第5節 現地調査

(要 旨)

第240条 「現地調査」とは、修正データを作成するために必要な各種表現事項、名称等を現地において調査確認し、必要に応じて補備測量を行う作業をいう。

- 2 現地調査は、旧数値地形図データの出力図、修正データの出力図等を用いて行うものとする。

第6節 修正数値編集

(要 旨)

第241条 「修正数値編集」とは、図形編集装置を用いて、新たに取得した修正データと旧数値地形図データとの整合性を図るための編集等を行い、編集済数値地形図データを作成する作業をいう。

- 2 図形編集装置の構成等は、第87条の規定を準用する。

(方 法)

第242条 編集済数値地形図データは、取得された修正データを用いて、旧数値地形図データの加除訂正等を行い作成するものとする。

(編集済数値地形図データの点検)

第243条 編集済数値地形図データの点検は、スクリーンモニター又は自動製図機等による出力図を用いて行うものとする。

2 編集済データの論理的矛盾の点検は、点検プログラム等により行うものとする。

第7節 数値地形図データファイルの更新

(要 旨)

第244条 「数値地形図データファイルの更新」とは、製品仕様書に従って編集済数値地形図データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体へ記録する作業をいう。

第8節 品質評価

(品質評価)

第245条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。

第9節 成果等の整理

(メタデータの作成)

第246条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。

(成果等)

第247条 成果等は、次の各号のとおりとする。

- 一 数値地形図データファイル
- 二 品質評価表及び精度管理表
- 三 メタデータ
- 四 その他の資料

第6章 写真地図作成

第1節 要 旨

(要 旨)

第248条 「写真地図作成」とは、数値写真を正射変換した正射投影画像を作成した後、必要に応じてモザイク画像を作成し写真地図データファイルを作成する作業をいう。

(写真地図作成)

第249条 写真地図作成は、空中写真から空中写真用スキャナにより数値化した数値写真又はデジタル航空カメラで撮影した数値写真を、デジタルステレオ図化機等を用いて正射変換し、写真地図データファイルを作成する作業をいい、必要に応じて隣接する正射投影画像をデジタル処理により結合させたモザイク画像を作成する作業を含むものとする。

2 空中写真の撮影方法は、第3章第5節の規定を準用する。

(方 法)

第250条 写真地図の作成は、正射投影法により行うものとする。

2 写真地図の精度は、次表を標準とする。

地図情報レベル	水平位置(標準偏差)	地上画素寸法	撮 影 縮 尺	数 値 地 形 モ デ ル	
				グリッド間隔	標高点(標準偏差)
500	0.5m以内	0.1m以内	1/3,000～1/4,000	5m以内	0.5m以内
1000	1.0m以内	0.2m以内	1/6,000～1/8,000	10m以内	0.5m以内
2500	2.5m以内	0.4m以内	1/10,000～1/12,500	25m以内	1.0m以内
5000	5.0m以内	0.8m以内	1/20,000～1/25,000	50m以内	2.5m以内
10000	10.0m以内	1.0m以内	1/30,000	50m以内	5.0m以内

3 写真地図は、注記等のデータを重ね合わせることができる。

(工程別作業区分及び順序)

第251条 工程別作業区分及び順序は、次を標準とする。

- 一 作業計画
- 二 標定点の設置
- 三 対空標識の設置
- 四 撮影
- 五 刺針
- 六 同時調整
- 七 数値地形モデルの作成
- 八 正射変換
- 九 モザイク
- 十 写真地図データファイルの作成
- 十一 品質評価
- 十二 成果等の整理

(空中写真測量に関する規定の準用)

第252条 前条第一号から第七号までの作業については、次に規定するところによるほか、第3章第2節から第10節までの規定を準用する。

- 一 撮影に当たっては、写真地図の作成に適した良質鮮明な画質を得るように努めるものとする。
- 二 同時調整の成果等は、次の各号のとおりとする。

- イ 同時調整成果表（外部標定要素）
- ロ 同時調整実施一覧図
- ハ 写真座標測定簿
- ニ 調整計算簿
- ホ 精度管理表
- ヘ その他の資料

三 数値地形モデルの作成におけるブレイクライン、等高線、標高点等の計測は、第3章第9節の規定を準用する。

四 写真地図データに重ね合わせる注記等のデータを作成する場合には、第3章第7節から第10節までの規定を準用する。

第2節 作業計画

（要 旨）

第253条 作業計画は、第11条の規定によるほか、工程別に作成するものとする。

（使用する数値写真）

第254条 数値写真は、原則として、作業着手前1年以内に撮影されたものを用いるものとする。

2 使用する数値写真は、撮影時期、天候、撮影コースと太陽位置との関係等によって現れる色調差や被写体の変化を考慮して用いるものとする。

第3節 数値地形モデルの作成

（要 旨）

第255条 「数値地形モデルの作成」とは、ブレイクライン法等により標高を取得し、数値地形モデルファイルを作成する作業をいう。

（標高の取得）

第256条 標高は、デジタルステレオ図化機等を用いて、第250条第2項の規定を満たした精度を有し、必要に応じて局所歪みを補正するための地性線等を取得するものとする。

2 標高の取得には、ブレイクライン法、等高線法、標高点計測法及び自動標高抽出技術又はこれらの併用法を用いるものとする。

3 ブレイクライン法によりブレイクラインを選定する位置は、次のとおりとする。

- 一 段差の大きい人工斜面、被覆等の地性線
- 二 高架橋及び立体交差の両縁
- 三 尾根若しくは谷又は主な水涯線
- 四 地形傾斜の連続的な変化を表す地性線
- 五 その他地形を明確にするための地性線

4 等高線法による等高線の間隔は、付録7に規定する等高線の値に2を乗じたものを原則とする。ただし、等傾斜の地形では適切に間隔を広げることができる。

5 標高点計測法により標高点を選定する場合は、第179条の規定を準用する。

6 自動標高抽出技術におけるグリッド間隔は、画像相関間隔が第250条第2項の規定による精度を満たすものとする。

7 標高を取得する範囲は、写真地図データファイルを作成する区域を網羅しているものとする。

8 森林地帯等の植生が密生している地域において、地表面の標高計測が困難な領域については、植生の表層面で作成することもやむを得ないものとする。ただし、地表面での数値地形モデル（DTM）とは区分し、表層面の数値表層モデル（DSM）として数値地形図データファイルに格納するものとする。

9 河川及び小規模な湖沼等の陸水面は、地表面に分類し、その標高は、周辺陸域の最近傍値からの内挿

処理によって求めるものとする。

- 10 既成の数値地形モデルを使用する場合は、データの品質、経年変化等についての点検を行うものとする。

(数値地形モデルへの変換)

第257条 数値地形モデルへの変換は、前条で取得した標高により第250条第2項の規定を満たすグリッド又は不整三角網を用いるものとする。

- 2 数値地形モデルの形状をグリッドで作成する場合は、グリッド間隔は第250条第2項の規定を準用する。
- 3 不整三角網を使用する場合は、前項のグリッドと同等以上の地形表現が可能な点密度とする。
- 4 数値地形モデルを作成する範囲は、写真地図データファイルを作成する区域を網羅しているものとする。
- 5 大規模な湖沼水面及び海水面の数値地形モデルは、標高値にマイナス9,999メートルなど現実に存在しない値を与えるものとする。

(数値地形モデルの編集)

第258条 「数値地形モデルの編集」とは、作成された標高データをステレオモデル上に表示し、著しく地表面と異なる点を修正する作業をいう。

- 2 数値地形モデルの修正は、デジタルステレオ図化機等を用いて行うものとする。

(数値地形モデルファイルの作成)

第259条 数値地形モデルファイルの作成は、編集後の数値地形モデルを用いて後続の作業工程で使用する形式により作成するものとする。

- 2 数値地形モデルファイルの格納単位は、第267条に規定する写真地図データファイルの格納単位と同一とする。
- 3 不整三角網の数値地形モデルファイルを格納する場合は、図郭にまたがる三角形は図郭線による分割処理を行うものとする。

(数値地形モデルファイルの点検)

第260条 数値地形モデルファイルの点検は、前条で作成した数値地形モデルを用いて行うものとする。

- 2 数値地形モデルファイルの標高点精度は、第250条第2項の規定を準用する。
- 3 点検位置は数値地形モデルファイルから無作為に抽出された標高点とする。
- 4 点検は、デジタルステレオ図化機等を用いて計測された標高点と抽出された数値地形モデルファイルの標高点を比較し、精度管理表にまとめるものとする。

第4節 正射変換

(要 旨)

第261条 「正射変換」とは、数値写真を中心投影から正射投影に変換し、正射投影画像を作成する作業をいう。

(正射投影画像の作成)

第262条 正射投影画像は、数値写真を標定し、数値地形モデルを用いて作成するものとする。

- 2 正射投影画像の地上画素寸法は、第250条第2項の規定を準用する。
- 3 内部標定は、第162条の規定を準用する。
- 4 対地標定は、同時調整等で得られた成果を用いて行うものとする。

第5節 モザイク

(要 旨)

第263条 「モザイク」とは、隣接する正射投影画像をデジタル処理により結合させ、モザイク画像を作

成する作業をいう。

(方 法)

第264条 モザイクは、隣接する正射投影画像の接合部で著しい地物の不整合及び色調差が生じないように行うものとする。

2 モザイクは、線状対象物においては不整合のないように努め、その他の対象物においては第250条第2項に規定する水平位置の精度を満たすものとする。

(モザイク画像の点検)

第265条 モザイク画像の点検は、主要地物、接合部のずれ、正射投影画像間の色調差及び使用画像の適否について次の各号のとおり行うものとする。

- 一 接合部の位置ずれについては、著しい歪みや段差の有無を点検する。
- 二 接合部の色調の差については、著しい相違の有無を点検する。
- 三 使用画像の適否については、最適な画像が使用されているかを点検する。

第6節 写真地図データファイルの作成

(要 旨)

第266条 「写真地図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従ってモザイク画像から写真地図データファイルを図葉単位に切り出し、写真地図データファイルの位置情報として位置情報ファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。

2 隣接する図葉においては、原則として同一のモザイク画像から図葉単位へ切り出すものとする。

3 注記等のデータを取得した場合には、第3章第9節又は第10節の規定により格納するものとする。

(写真地図データファイル等の格納)

第267条 写真地図データファイルの格納単位は、付録7第84条を基本とした図葉単位（以下「国土基本図図郭」という。）とするものとする。

2 写真地図データファイルは、原則としてTIFF形式で格納するものとする。

3 位置情報ファイルは、写真地図データファイルごとにワールドファイル形式で格納するものとする。

第7節 品質評価

(品質評価)

第268条 写真地図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。

第8節 成果等の整理

(メタデータの作成)

第269条 写真地図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。

(成 果 等)

第270条 成果等は、次の各号のとおりとする。

- 一 写真地図データファイル
- 二 位置情報ファイル
- 三 数値地形モデルファイル
- 四 品質評価表及び精度管理表
- 五 メタデータ
- 六 その他の資料

第7章 航空レーザ測量

第1節 要 旨

(要 旨)

第271条 「航空レーザ測量」とは、航空レーザ測量システムを用いて地形を計測し、格子状の標高データである数値標高モデル（以下「グリッドデータ」という。）等の数値地形図データファイルを作成する作業をいう。

(地図情報レベルと格子間隔)

第272条 数値標高モデルの規格は、地上での格子間隔で表現するものとする。

2 地図情報レベルと格子間隔の関係は、次表を標準とする。

地図情報レベル	格子間隔
500	0.5m以内
1000	1 m以内
2500	2 m以内
5000	5 m以内

(工程別作業区分及び順序)

第273条 工程別作業区分及び順序は、次を標準とする。

- 一 作業計画
- 二 固定局の設置
- 三 航空レーザ計測
- 四 調整用基準点の設置
- 五 三次元計測データ作成
- 六 オリジナルデータ作成
- 七 グラウンドデータ作成
- 八 グリッドデータ作成
- 九 等高線データ作成
- 十 数値地形図データファイル作成
- 十一 品質評価
- 十二 成果等の整理

第2節 作業計画

(要 旨)

第274条 作業計画は、第11条の規定によるほか、工程別に作成するものとする。

- 2 航空レーザ計測は、GNSS衛星配置等を考慮して、計測諸元、飛行コース、固定局の設置場所及びGNSS観測について計画するものとする。
- 3 「計測諸元」とは、対地高度、対地速度、コース間重複度（％）、スキャン回数、スキャン角度、パルスレート及び飛行方向・飛行直交方向の標準的取得点間距離等をいい、三次元計測データとして必要となるデータ間隔を得るための計画に使用する。
- 4 三次元計測データのデータ間隔（ β ）は、グリッドデータの格子間隔（ a ）と定数（ θ ）を用いた次の式により求め、格子内に1点以上になるように計画するものとする。

$$\text{(式)} \quad \beta = a / \theta \quad (\theta : 1.1 \sim 1.5)$$

- 5 航空レーザ計測は、三次元計測データのデータ間隔を満たすように計画するものとする。その際、地

形条件によっては、飛行コース間の重複度の調整や往復飛行による計測の設定を行う。

- 6 飛行コース間重複は、30パーセントを標準とする。
- 7 計測対象地域は、作業地域の外周を格子間隔の10倍以上の距離を延伸して計測するように設計する。
ただし、路線計測の場合はこの限りでない。
- 8 固定局の設置場所は、上空視界や基線距離等を考慮し計画するものとする。
- 9 GNSS観測計画は、最新の軌道情報を用いて受信可能な衛星数等を考慮して行うものとする。

第3節 固定局の設置

(固定局の設置)

第275条 「固定局の設置」とは、航空レーザ測量において、レーザ測距装置の位置をキネマティック法で求めるための地上固定局を設置することをいう。

- 2 固定局の設置は、計測対象地域内の基線距離が50キロメートルを超えないように選定するものとする。
- 3 固定局には、電子基準点を用いることを原則とする。
- 4 新たに固定局を設置する場合は、1級基準点測量及び3級水準測量により水平位置及び標高値を求めるものとする。
- 5 固定局を設置した場合は、固定局明細表を作成するものとする。

(固定局の点検)

第276条 固定局の点検は、固定局の設置時に状況調査を行い、次の各号について行うものとする。

- 一 上空視界の確保及びデータ取得の有無
- 二 計測対象地域における選定の良否
- 三 固定局の水平位置及び標高値精度の確保
- 四 GNSSアンテナの固定の確保

第4節 航空レーザ計測

(航空レーザ計測)

第277条 「航空レーザ計測」とは、航空レーザ測量システムを用いて、計測データを取得する作業をいう。

(航空レーザ測量システム)

第278条 航空レーザ測量システムは、GNSS/IMU装置、レーザ測距装置及び解析ソフトウェアから構成するものとする。

- 2 構成する機器等の性能は、次のとおりとする。
 - 一 航空機搭載のGNSSアンテナ及び受信機
 - イ GNSSアンテナは、航空機の頂部に確実に固定できること。
 - ロ GNSS観測データを1秒以下の間隔で取得できること。
 - ハ 2周波で搬送波位相を観測できること。
 - 二 キネマティック解析ソフトウェアは、次の機能を有するものを標準とする。
 - イ キネマティック解析にて基線ベクトルの解析ができること。
 - ロ 解析結果の評価項目の表示ができること。
 - 三 GNSS測量機は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

項 目	性 能
水平位置	0.3m
高 さ	0.3m

四 IMU

イ IMUは、センサ部のローリング、ピッチング、ヘディングの3軸の傾き及び加速度が計測可能で、解析結果の標準偏差及びデータ取得間隔が次表に掲げるもの又はこれらと同等以上の性能を有すること。

セ ン サ 部	性 能
ロ ー リ ン グ	0.015度
ピ ッ チ ン グ	0.015度
ヘ デ ィ ン グ	0.035度
デ ー タ 取 得 間 隔	0.005秒

ロ IMUは、レーザ測距装置に直接装着できること。

五 レーザ測距装置

イ ファーストパルス及びラストパルスの2パルス以上計測できること。

ロ スキャン機能を有すること。

ハ 眼等の人体への悪影響を防止する機能を有していること。

ニ 安全基準が明確に示されていること。

六 解析ソフトウェアは、計測点の三次元位置が算出できること。

七 航空レーザ測量システムは、ボアサイトキャリブレーションを実施したものを扱い、キャリブレーションの有効期間は6ヶ月とする。

八 機器点検内容を記録した点検記録は、作業着手前に作成するものとする。

(計測データの取得)

第279条 計測データの取得は、固定局のGNSS観測データ、航空機上のGNSS観測データ、IMU観測データ及びレーザ測距データについて行うものとする。

2 同一コースの航空レーザ計測は、直線かつ等高度で行うことを原則とする。ただし、回転翼航空機を利用する場合はこの限りでない。

3 同一コースにおける対地速度は一定の速度を保つように努めるものとする。

4 計測対象地域は、作業地域の外周を格子間隔の10倍以上の距離を延伸した範囲について取得するものとする。

5 GNSS観測については、次のとおり行うものとする。

一 固定局及び航空機上のGNSS観測のデータ取得間隔は1秒以下とする。

二 取得時のGNSS衛星の数は、第37条第2項第二号の規定を準用する。

三 GNSS観測結果等は、GNSS衛星の配置等を記載した手簿、記簿等の資料、基線解析結果等を記載した精度管理表に整理する。

(航空レーザ用数値写真)

第280条 航空レーザ用数値写真は、空中から地表を撮影した画像データで、フィルタリング及び点検のために撮影するものとする。

2 航空レーザ用数値写真は、次の各号に留意して撮影するものとする。

一 航空レーザ計測と同時期に撮影することを標準とする。

二 建物等の地表遮蔽物が確認できる解像度とし、地上画素寸法は1.0メートル以下を標準とする。

三 撮影は、計測対象地域を網羅する範囲とする。

(航空レーザ計測の点検)

- 第281条** 航空レーザ計測の点検は、航空レーザ計測終了時に、速やかに行い、精度管理表等を作成し、再計測が必要か否かの判定を行うものとする。
- 2 点検は、次の各号について行うものとする。
 - 一 固定局、航空機搭載のGNSS測量機の作動及びデータ収録状況の良否
 - 二 サイクルスリップ状況の有無
 - 三 航空レーザ計測範囲の良否
 - 四 航空レーザ用数値写真の撮影範囲及び画質の良否
 - 五 計測高度及び計測コースの良否
 - 3 キネマティック解析結果の点検は、計測コース上において次の各号について行うものとする。
 - 一 最少衛星数
 - 二 DOP（PDOP、HDOP、VDOP）値
 - 三 位置の往復解の差
 - 四 解の品質
 - 五 位置の標準偏差の平均値と最大値
 - 4 最適軌跡解析結果の点検は、計測コース上において次の各号について行うものとする。
 - 一 GNSS解とIMU解の整合性
 - 二 位置の標準偏差の平均値と最大値
 - 三 姿勢の標準偏差の平均値と最大値
 - 5 計測データの点検は次の各号について行うものとする。
 - 一 コースごとの計測漏れ
 - 二 飛行コース上の飛行軌跡
 - 6 点検資料として、次の各号について作成するものとする。
 - 一 キネマティック解析処理時に出力される計測時間帯の衛星数及びPDOP図
 - 二 コースごとの計測範囲を重ね書きした計測漏れの点検図
 - 三 飛行コース上に飛行軌跡を展開した航跡図
 - 四 航空レーザ計測記録
 - 五 航空レーザ計測作業日誌
 - 六 GNSS衛星の配置等を記載した手簿、記簿
 - 七 GNSS/IMU計算精度管理表
 - 7 電子基準点以外の固定局を使用した場合には、点検資料として次の各号について作成するものとする。
 - 一 固定局観測記録簿
 - 二 GNSS観測データファイル説明書
 - 8 点検結果により、再計測の必要がある場合は、速やかに行うものとする。

第5節 調整用基準点の設置

（調整用基準点の設置）

- 第282条** 「調整用基準点の設置」とは、三次元計測データの点検及び調整を行うための基準点（以下「調整基準点」という。）を設置する作業をいう。
- 2 調整用基準点の設置は、次の各号により行うものとする。
 - 一 設置場所は、平坦で所定の格子間隔の2倍から3倍までの辺長があるグラウンド、空き地、道路、公園及び屋上等で、樹木や歩道の段差等の障害物がなく、計測が可能な場所とする。
 - 二 点数は、作業地域の面積（km²）を25で割った値に1を足した値を標準とし、最低数は4点とする。
 - 三 配点は、作業地域の四隅に設置することを原則とし、所定の平坦地や水準点の位置を考慮し、作業

地域全体で均一になるようにするものとする。

(調整用基準点の測定)

第283条 調整用基準点の測定は、4級基準点測量及び4級水準測量により実施することを原則とし、必要に応じて次の各号により行うものとする。

- 一 水平位置の測定において近傍に必要な既知点がない場合には、第59条第6項第二号に規定する単点観測法に準じて行う。
 - 二 標高の測定において近傍に必要な水準点がない場合には、測定する調整用基準点に最も近い2点以上の水準点及び調整用基準点にGNSS測量機を設置し、スタティック法により行う。
- 2 調整用基準点配点図及び調整用基準点明細表を作成するものとする。なお、調整用基準点明細表には現況等を撮影した写真を添付する。

第6節 三次元計測データの作成

(三次元計測データの作成)

第284条 「三次元計測データの作成」とは、航空レーザ計測データを統合解析し、計測位置の三次元座標データを作成する作業をいう。

- 2 三次元計測データを作成する際は、断面表示、鳥瞰表示等により、隣接する建物等に複数回反射して得られるノイズ等によるエラー計測部分を削除するものとする。
- 3 三次元計測における地上座標値は、1センチメートル単位とする。

(三次元計測データの点検)

第285条 三次元計測データの点検は、調整用基準点との比較により行うものとする。

- 2 調整用基準点と三次元計測データとの比較点検は、次のとおりとする。

- 一 調整用基準点と比較する三次元計測データは、所定の格子間隔と同一半径の円又は2倍辺長の正方形内の計測データを平均したものとする。
- 二 各調整用基準点において調整用基準点と三次元計測データとの較差を求め、その平均値とRMS誤差等を求めるものとする。
- 三 すべての調整用基準点において三次元計測データとの平均値との較差を求め、その平均値の標準偏差等を求めるものとする。

- 四 点検結果は、三次元計測データ点検表及び調整用基準点調査表に整理するものとする。

- 3 前項の点検の結果に対する措置は、次のとおり行うものとする。

- 一 各調整用基準点における点検の結果、較差の平均値の絶対値が25センチメートル以上又はRMS誤差が30センチメートル以上の場合、原因を調査の上、再計算処理又は再測等の是正処置を講じる。
 - 二 すべての調整用基準点での点検の結果、較差の平均値の絶対値が25センチメートル以上又は標準偏差が25センチメートル以上の場合、原因を調査の上、再計算処理又は再測等の是正処置を講じる。
- ただし、較差の傾向が、作業地域全体で同じ場合は第292条の規定に基づき補正を行う。

(コース間標高値の点検)

第286条 コース間標高値の点検は、コース間の重複部分に点検箇所を選定し、コースごとの標高値の比較点検を行うものとする。

- 2 点検箇所を選定と点検は、次のとおりとする。

- 一 点検箇所数は、(コース長km/10+1)の小数点以下切り上げとする。
- 二 点検箇所の配置は、重複部分のコースの端点に取り、重複部分の上下に均等に配置する。
- 三 山間部、線状地域等の地形条件の場合は配置及び点数を変更することができる。
- 四 点検箇所の標高値は、平坦で明瞭な地点を選定し、格子間隔と同一半径の円又はおおむね2倍に辺長の正方形内の計測データを平均したものとする。

- 五 重複コースごとの各コースの点検箇所の高値の較差を求め、較差の平均値等を求めるものとする。
 - 六 重複コースごとの標高値の較差の平均値の絶対値が30センチメートル以上の場合、点検箇所の再選定又は点検結果からキャリブレーション値の再計測と計測データの再補正を行うものとする。
- 3 コース間標高値の点検の整理は、コース間点検箇所残差表で行うものとする。また、配点図は、コース間点検箇所配点図を作成するものとする。

(再点検)

第287条 作業終了後には、調整用基準点配点図、調整用基準点明細表、三次元計測データ点検表、調整用基準点調査表、コース間点検箇所配点図及びコース間点検箇所残差表を作成し、これらに航空レーザ測量用数値写真を用いて、次の各号の点検を行うものとする。

- 一 調整用基準点の配点及び設置箇所の適否
- 二 調整用基準点と三次元計測データとの較差の平均値と標準偏差の適否
- 三 点検箇所の配点と選点箇所の適否
- 四 点検箇所の標高値の較差の平均値と標準偏差の適否

(航空レーザ用写真地図データの作成)

第288条 航空レーザ用写真地図データの作成は、航空レーザ用数値写真及び三次元計測データ等を用いて正射変換により行うものとする。

- 2 航空レーザ用写真地図データファイルの作成は、次の各号により作成するものとする。
 - 一 ファイルの単位は、国土基本図図郭の単位を原則とする。
 - 二 データの形式は、TIFFとする。
 - 三 位置情報ファイルは、ワールドファイル形式とする。

(水部ポリゴンデータの作成)

第289条 水部ポリゴンデータは、航空レーザ用写真地図データを用いて水部の範囲を対象に作成するものとする。

- 2 「水部」とは、海部のほか、河川、池等地表が水で覆われている場所とする。
- 3 水部ポリゴンデータの作成は、所定の格子間隔により決定するものとする。ただし、水部が存在しない場合は、作業を省略することができる。

(欠測率の計算)

第290条 欠測率の計算は、計画する格子間隔を単位とし、三次元計測データの欠測の割合を算出するものとする。

- 2 「欠測」とは、三次元計測データを格子間隔で区切り、1つの格子内に三次元計測データがない場合をいう。ただし、水部は含まないものとする。
- 3 欠測率は、対象面積に対する欠測の割合を示すものであり、次の計算式で求めるものとする。

$$\text{欠測率} = (\text{欠測格子数} / \text{格子数}) \times 100$$

- 4 計算は、国土基本図図郭ごとに行い、欠測率は、欠測率調査表に整理するものとする。
- 5 欠測率は、格子間隔が1メートルを超える場合は10パーセント以下、1メートル以下の場合は15パーセント以下を標準とする。

(データの点検)

第291条 データの点検は、図形編集装置等を用いて行うものとする。

- 2 点検は、次の各号について行うものとする。
 - 一 主要地物（道路等）に着目し、航空レーザ用写真地図データの画像接合部の著しいずれの有無
 - 二 水部ポリゴンデータの取得漏れの有無
 - 三 水部ポリゴンデータ接合の良否
 - 四 欠測率の良否

第7節 オリジナルデータの作成

(オリジナルデータの作成)

第292条 「オリジナルデータの作成」とは、三次元計測データから調整用基準点成果を用いて点検・調整した三次元座標データを作成する作業をいう。

- 2 調整用基準点と三次元計測データとの較差の平均値の絶対値が25センチメートル以上の場合は、地域全体について補正を行うものとする。
- 3 補正処理は、地域全体の三次元データの標高値を上下の一律シフトの平行移動による補正とする。

(オリジナルデータの点検)

第293条 オリジナルデータの点検は、オリジナルデータ作成の補正前及び補正後において行い、作業の終了時において再点検を行うものとする。

- 2 補正を行いオリジナルデータを作成した場合は、補正後の較差の平均値と標準偏差が許容範囲内であるかを調整用基準点残差表により点検するものとする。

第8節 グラウンドデータの作成

(グラウンドデータの作成)

第294条 「グラウンドデータの作成」とは、オリジナルデータからフィルタリング処理により地表面の三次元座標データを作成する作業をいう。

- 2 グラウンドデータは、作業地域の外周を格子間隔の10倍以上の距離を延伸した範囲について作成するものとする。
- 3 「フィルタリング」とは、地表面以外のデータを取り除く作業をいう。対象項目は、次表を標準とする。

交通施設	道路施設等	道路橋（長さ5 m以上）、高架橋、横断歩道橋照明灯、信号灯、道路情報板等
	鉄道施設	鉄道橋（長さ5 m以上）、高架橋（モノレールの高架橋含む）、跨線橋、プラットホーム、プラットホーム上屋、架線支柱、信号灯支柱
	移動体	駐車車両、鉄道車両、船舶
建物等	建物及び付属施設等	一般住宅、工場、倉庫、公共施設、駅舎、無壁舎、温室、ビニールハウス、競技場のスタンド、門、プール（土台部分含む）、へい
小物体		記念碑、鳥居、貯水槽、肥料槽、給水塔、起重機、煙突、高塔、電波塔、灯台、灯標、輸送管（地上、空間）、送電線
水部等	水部に関する構造物	浮き栈橋、水位観測施設、河川表示板
植生		樹木 ^{*1} 、竹林 ^{*1} 、生垣 ^{*1}
その他	その他	大規模な改変工事中の地域 ^{*2} 、地下鉄工事等の開削部、資材置場等の材料、資材
備考		※1 地表面として、判断できる部分は可能な限り採用するものとする。 ※2 地表面として、ほぼ恒久的であると判断できるものは採用するものとする。

- 4 大規模な地表遮蔽部分のフィルタリングにおいて、地形表現に不具合が生じる場合は、周囲のフィルタリングしていないグラウンドデータ等を用いて内挿補間を行うものとする。

(低密度ポリゴンデータの作成)

第295条 低密度ポリゴンデータは、フィルタリング結果を用いてグラウンドデータが低密度になった範囲を対象に作成するものとする。

- 2 「低密度」とは、オリジナルデータがフィルタリングによりまとめて除去された範囲をいう。
- 3 低密度の範囲は、第80条の数値地形図データの精度を満たせない箇所とし、等高線等の表示によって決定するものとする。

(既存データとの整合)

第296条 既存データとの整合は、既存データとグラウンドデータとの重複区間を設定して比較及び点検を行うものとする。

- 2 点検箇所は、調整用基準点及び地表遮蔽物の影響が少ないグラウンド、空き地、道路、公園等で平坦な箇所を対象とし、国土基本図図郭単位ごとに1箇所以上、1箇所あたりの計測数が100点以上存在することを原則とする。
- 3 点検は、次のとおり行うものとする。
 - 一 重複範囲内のグラウンドデータを平均化し比較する。
 - 二 較差の平均値及び標準偏差を求める。
 - 三 標準偏差が30センチメートル以上の場合は、オリジナルデータ等も考慮した原因を調査した上、再計算処理又は再計測等の是正措置を講じる。
 - 四 既存データとしてグラウンドデータがない場合は、既存データのグリッドデータとの較差に代えることができる。
 - 五 点検結果は、既存データ検証結果表に整理する。

(フィルタリング点検図の作成)

第297条 フィルタリング点検図は、フィルタリングが適切に行われたか否か、作成されたグラウンドデータの異常の有無について点検するために作成するものとする。

- 2 フィルタリング点検図は、「航空レーザ用写真地図データ及び等高線データの重ね合せ図」及び「航空レーザ用写真地図データ、オリジナルデータ、水部ポリゴン及び低密度ポリゴンの重ね合せ図」の2種類を作成するものとする。ただし、航空レーザ用写真地図データが作成されていない場合は、航空レーザ用写真地図データに代えてオリジナルデータから作成された陰影段彩図等とすることができる。
- 3 フィルタリング点検図は、国土基本図図郭単位で作成するものとする。
- 4 フィルタリング点検図は、格子間隔の地図情報レベルに対応した縮尺で出力するものとする。
- 5 「航空レーザ用写真地図データ及び等高線データの重ね合せ図」における等高線の間隔及び色区分は、次表を標準とする。また、計曲線には等高線データ数値を付加し、凹地については凹地記号をそれぞれ付加するものとする。

等高線種類	間 隔	色 区 分
計 曲 線	5 m	黄 色
主 曲 線	1 m	赤 色

- 6 「航空レーザ用写真地図データ、オリジナルデータ、水部ポリゴン及び低密度ポリゴンの重ね合せ図」における色区分は、次表を標準とする。

項 目	色 区 分
オリジナルデータでグラウンドデータとして採用された点	赤 色
オリジナルデータでフィルタリングにより削除された点	黄 色
水部ポリゴンの境界線	紺 色
低密度ポリゴンの境界線	緑 色

- 7 フィルタリング点検図は、図郭から格子間隔の10倍以上の距離を延伸した範囲について作成するものとする。

(フィルタリングの点検)

第298条 フィルタリングの点検は、フィルタリング点検図を用いて次の各号について行うものとする。

- 一 第294条第3項に規定するフィルタリング対象項目のオリジナルデータ採否の適否
 - 二 水部ポリゴン範囲の適否
 - 三 低密度ポリゴン範囲の適否
- 2 フィルタリングについて、点検測量を全体の5パーセント実施するものとする。
- 3 フィルタリングの良否の判断が困難な場合は、図形編集装置を用いた断面表現等により点検するものとする。

第9節 グリッドデータの作成

(グリッドデータの作成)

第299条 「グリッドデータの作成」とは、グラウンドデータから内挿補間により格子状の標高データを作成する作業をいう。

- 2 グリッドデータの標高値の精度は、次表を標準とする。

項 目	標高値 (標準偏差)
格子間隔内にグラウンドデータがある場合	0.3m以内
格子間隔内にグラウンドデータがない場合	2.0m以内

- 3 グリッドデータは、国土基本図図郭単位で作成するものとする。
- 4 グリッドデータへの標高値内挿補間法は、地形形状並びにグリッドデータの使用目的及びグラウンドデータの密度を考慮し、TIN、最近隣法を用いることを標準とする。ただし、データの欠損が多い箇所についてはKriging法により内挿補間することができるものとする。
- 5 グリッドデータの各点については、必要に応じてフィルタリング状況又は水部状況を表す属性を付与するものとする。
- 6 グリッドデータにおける標高値は、0.1メートル単位とする。

(グリッドデータ点検図の作成)

第300条 グリッドデータ点検図は、作成されたグリッドデータに異常がないか及び隣接図との接合が適切に行われているかを点検するために作成するものとする。

- 2 グリッドデータの点検を図形編集装置により行う場合には、グリッドデータ点検図作成を省略することができる。
- 3 グリッドデータ点検図は、国土基本図図郭単位に作成された陰影段彩図を標準とし、低密度ポリゴンの境界線を重ね合わせて表示するものとする。
- 4 陰影段彩図は、地図情報レベル5000から10000を標準として作成するものとする。
- 5 作業地域に隣接して既存データが存在する場合は、作業地域の外周に格子間隔の10倍以上の距離を延伸した範囲について作成することを標準とする。

(グリッドデータの点検)

第301条 グリッドデータの点検は、グリッドデータ点検図又は図形編集装置を用いて次の各号について行うものとする。

- 一 所定の格子間隔等の適否
- 二 標高値の誤記及び脱落
- 三 水部の範囲
- 四 低密度の範囲
- 五 接合の良否

第10節 等高線データの作成

(等高線データの作成)

第302条 「等高線データの作成」とは、グラウンドデータ又はグリッドデータから自動生成により等高線データを作成する作業をいう。

2 等高線データの作成は、次のとおりとする。

- 一 等高線データは、国土基本図図郭単位で作成するものとする。
- 二 グラウンドデータ又はグリッドデータの間隔は、次表を標準とする。なお、グラウンドデータ及びグリッドデータは、作業地域の外周を格子間隔の10倍以上の距離を延伸した範囲のものを使用することとする。

地図情報 レベル	主曲線	計曲線	グラウンドデータ、グリッドデータ		
			約1 m	約2 m	約5 m
500	1 m	5 m	○	—	—
1000	1 m	5 m	○	—	—
2500	2 m	10m	○	○	—
5000	5 m	25m	○	○	○

(等高線データの点検)

第303条 等高線データの点検は、図形編集装置、出力図等を用いて行うものとする。

2 点検内容は、次のとおりとする。

- 一 等高線データの誤記及び脱落
- 二 等高線データ形状の良否

第11節 数値地形図データファイルの作成

(要 旨)

第304条 本節において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。

2 数値地形図データファイルは、次の各号のとおりとする。

- 一 オリジナルデータ
- 二 グラウンドデータ
- 三 グリッドデータ
- 四 水部ポリゴンの境界線
- 五 低密度ポリゴンの境界線
- 六 航空レーザ用写真地図データ
- 七 位置情報ファイル
- 八 等高線データ
- 九 格納データリスト

第12節 品質評価

(品質評価)

第305条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。

第13節 成果等の整理

(メタデータの作成)

第306条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。

(成果等)

第307条 成果等は、次の各号のとおりとする。

- 一 数値地形図データファイル
- 二 作業記録
- 三 品質評価表及び精度管理表
- 四 メタデータ
- 五 その他の資料

第8章 地図編集

第1節 要 旨

(要 旨)

第308条 「地図編集」とは、既成の数値地形図データを基に、編集資料を参考にして、必要とする表現事項を定められた方法によって編集し、新たな数値地形図データ（以下「編集原図データ」という。）を作成する作業をいう。

(基図データ)

第309条 「基図データ」とは、編集原図データの骨格的表現事項を含む既成の数値地形図データをいう。

2 基図データは、次の各号を満たさなければならない。

- 一 内容が新しく、かつ、必要な精度を有するもの
- 二 編集原図データより地図情報レベルの精度の高いもの

(地図編集)

第310条 地図編集は、原則として編集原図データの地図情報レベルで行うものとする。

(編集資料)

第311条 「編集資料」とは、基準点測量成果、地図（数値地形図データ及び写真地図データを含む。）、空中写真、数値図化データ及びその他の資料をいう。

2 編集資料は、基図データと同様に、内容が新しく、かつ、必要な精度及び信頼性を有するものでなければならない。

(工程別作業区分及び順序)

第312条 工程別作業区分及び順序の標準は、次の各号のとおりとする。

- 一 作業計画
- 二 資料収集及び整理
- 三 編集原稿データの作成
- 四 編集
- 五 品質評価
- 六 成果等の整理

第2節 作業計画

(要 旨)

第313条 作業計画は、第11条の規定によるほか、基図データ及び編集資料を考慮し、作業工程別に作成するものとする。

第3節 資料収集及び整理

(要 旨)

第314条 「資料収集及び整理」とは、基図データ及び編集資料を収集し、内容を点検の上、後続の作業工程を考慮して整理する作業をいう。

- 2 収集した資料は、図式の項目別、地域別、図業別等に分類及び整理するものとする。
- 3 内容の正確さ及び信頼性について分析及び評価するものとする。

第4節 編集原稿データの作成

(要 旨)

第315条 「編集原稿データの作成」とは、基図データ及び編集資料を図形編集装置に表示させ又は取り

込む作業をいう。

2 図形編集装置の構成は、第87条の規定を準用する。

(編集原稿データの作成)

第316条 編集原稿データの作成は、基図データ及び編集資料の必要な部分を結合し又は切り出して作成するものとする。

第5節 編 集

(要 旨)

第317条 本節において「編集」とは、編集資料を参考に、図形編集装置を用いて編集原図データを作成する作業をいう。

(編集原図データの作成)

第318条 編集原図データの作成は、図形編集装置を用いて編集原稿データを付録7に基づき、適切に取舍選択、総合描示等の編集を行い、編集原図データを作成するものとする。

2 注記データは、基図データ及び編集資料又はその他の資料に基づき、注記の位置、字大、字隔等を決定し、その属性等も併せて作成するものとする。

(接 合)

第319条 隣接図との接合は、図郭線上において、相互の表現事項が正しい関係位置となるように行うものとする。

2 編集原図データを図葉単位で作成する場合は、隣接する図郭の接合部における表示事項及び属性は、図郭線上において座標を一致させるものとする。

第6節 数値地形図データファイルの作成

(数値地形図データファイルの作成)

第320条 本節において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って編集原図データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。

第7節 品質評価

(品質評価)

第321条 編集原図データの品質評価は、第44条の規定を準用する。

第8節 成果等の整理

(メタデータの作成)

第322条 編集原図データのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。

(成 果 等)

第323条 成果等は、次の各号のとおりとする。

- 一 数値地形図データ
- 二 基図データ、編集原図データ等出力図
- 三 品質評価表及び精度管理表
- 四 メタデータ
- 五 その他の資料

第9章 基盤地図情報の作成

第1節 要 旨

(要 旨)

第324条 「基盤地図情報の作成」とは、第8条に規定する基盤地図情報を作成する作業をいう。

- 2 基盤地図情報の作成は、既存の基盤地図情報を位置の基準として新たな数値地形図データを作成する作業を含むものとする。
- 3 基盤地図情報の製品仕様書には、項目及び基準に関する省令第1条に規定する項目以外の数値地形図データを含めることができる。
- 4 基盤地図情報のうち、測量の基準点の設置は第2編の規定を準用し、本章では数値地形図データの作成について規定するものとする。
- 5 既に基盤地図情報が存在している作業地域において、新たに数値地形図データの測量を行う場合は、基本法第16条第1項の規定に基づく基本法第2条第3項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準（平成19年国土交通省告示第1144号。以下「技術上の基準」という。）の定める技術的基準に従い、基盤地図情報を位置の基準として作成するものとする。なお、基となる基盤地図情報の精度等は、メタデータ等によってあらかじめ確認しなければならない。
- 6 基盤地図情報を利用して実施する修正測量、地図編集等については、図葉間の調整を図ることができる。

第2節 基盤地図情報の作成方法

(基盤地図情報の作成方法)

第325条 基盤地図情報の作成（更新を含む。以下同じ。）方法は、新たな測量作業による方法及び既存の測量成果等の編集により作成する方法によるものとする。

- 2 新たな測量作業による方法は、第2章から前章までの規定を適用する。
- 3 既存の測量成果等を編集する方法は、第3節の規定を適用する。
- 4 新たな測量作業によって基盤地図情報を作成する場合の測量方法は、製品仕様書に規定する要求事項を満たす適切な整備方法を選択するものとする。
- 5 「既存の測量成果等」とは、基本測量成果及び公共測量成果に、工事竣工図その他の地図に準ずる図面類（以下「地図に準ずる資料」という。）を加えたものをいう。
- 6 基盤地図情報の作成は、複数の作成方法を組み合わせて行うことができる。

第3節 既存の測量成果等の編集による基盤地図情報の作成

(要 旨)

第326条 「既存の測量成果等の編集による基盤地図情報の作成」とは、当該作業地域における既存の基本測量成果、公共測量成果及び地図に準ずる資料を用いて新たな基盤地図情報を作成することをいう。

(工程別作業区分及び順序)

第327条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。

- 一 作業計画
- 二 既存の測量成果等の収集及び整理
- 三 基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整
- 四 基盤地図情報項目の抽出
- 五 品質評価
- 六 成果等の整理

第4節 作業計画

(要 旨)

第328条 作業計画は、第11条の規定によるほか、既存の測量成果等を考慮し、作業工程別に作成するものとする。

第5節 既存の測量成果等の収集及び整理

(要 旨)

第329条 「既存の測量成果等の収集及び整理」とは、当該作業地域における既存の基本測量成果及び公共測量成果に加えて、工事竣工図その他の地図に準ずる資料を収集し、内容を点検の上、後続の作業を考慮して整理する作業をいう。

- 2 作業着手前に、当該作業地域における既存の基本測量成果及び公共測量成果に加えて、工事竣工図その他の地図に準ずる資料を収集するものとする。
- 3 基盤地図情報の製品仕様書に適合する既存の測量成果等を選定し、整理する。なお、既存の測量成果等は、基盤地図情報の項目ごとに選定することができる。
- 4 既存の基本測量成果、公共測量成果及び地図に準ずる資料の収集に当たっては、併せてデータの空間範囲、時間範囲、品質等を把握できる製品仕様書、メタデータ等の資料を収集するものとする。
- 5 収集した既存の測量成果等の中の基盤地図情報の採否については、既存の測量成果等と基盤地図情報の取得基準を比較し確認するものとする。
- 6 既存の測量成果等に含まれる地物の品質が、基盤地図情報に適合しているか又は調整により適合できるかを確認するものとする。
- 7 既存の測量成果等の系譜（更新履歴、作成方法等）を調べ、基盤地図情報に適合しているか確認するものとする。
- 8 地図に準ずる資料を用いる場合は、工事の施工状況等に基づき現地との整合性を確認するものとする。
- 9 基盤地図情報の基情報となる既存の測量成果等が複数存在する場合は、最も位置精度及び現状を適切に反映している既存の測量成果等を選定するものとする。

第6節 基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整

(要 旨)

第330条 「基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整（以下「位置整合性等の向上」という。）」とは、既存の測量成果等に記載されている地物について、図葉間の接合及び相対位置の調整を行うことをいう。

- 2 隣接する区域の基盤地図情報との調整は、隣接する計画機関との協議の上、方法、時期等を決定するものとする。

(位置整合性等の向上の区分)

第331条 基盤地図情報の位置整合性等の向上の作業区分及び作業内容は、次のとおりとする。

- 一 接合は、異なる計画機関により整備された又は異なる時期に作成された基盤地図情報の境界部において、同一項目の座標を一致させる作業とする。
- 二 相対位置の調整は、基盤地図情報の項目間の相対的な位置関係を調整する作業とする。

(接 合)

第332条 基盤地図情報の接合は、技術上の基準を適用する。

(相対位置の調整)

第333条 基盤地図情報の相対位置の調整は、技術上の基準を適用する。

- 2 前項の技術上の基準が規定する既存の基盤地図情報の利用基準に適合する基盤地図情報を相対位置の基準とする場合、他の基盤地図情報の項目との整合をとることができる。

- 3 相対位置の調整は、次の各号によるものとする。
 - 一 位相の調整は、基盤地図情報間の包含、一致、オーバーラップ、接合及び離接の関係について、製品仕様書の規定を満たすよう、相対位置を調整する作業とするものとする。
 - 二 相対距離の調整は、基盤地図情報間の相対距離に関して、製品仕様書の規定を満たすよう、相対位置を調整する作業とするものとする。

第7節 基盤地図情報項目の抽出

(要 旨)

第334条 「基盤地図情報項目の抽出」とは、位置整合性等を向上させた既存の測量成果等から、基盤地図情報項目を抽出し、基盤地図情報のデータ集合を作成する作業をいう。

- 2 抽出する項目の範囲は、項目及び基準に関する省令に定める項目が規定された製品仕様書に従うものとする。
- 3 基盤地図情報のデータ集合は、製品仕様書に規定する符号化仕様に従うものとする。

第8節 品質評価

(要 旨)

第335条 基盤地図情報の品質評価は、第44条の規定を準用する。

第9節 成果等の整理

(メタデータの作成)

第336条 基盤地図情報のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。

(成 果 等)

第337条 成果等は、次の各号のとおりとする。

- 一 基盤地図情報又は基盤地図情報を含む数値地形図データ
- 二 品質評価表及び精度管理表
- 三 メタデータ
- 四 その他の資料

第4編 応用測量

第1章 通 則

第1節 要 旨

(要 旨)

第338条 本編は、応用測量の作業方法等を定める。

- 2 「応用測量」とは、道路、河川、公園等の計画、調査、実施設計、用地取得、管理等に用いられる測量をいう。

(応用測量の区分)

第339条 応用測量は、目的によって次のとおり区分するものとする。

- 一 路線測量
 - 二 河川測量
 - 三 用地測量
 - 四 その他の応用測量
- 2 応用測量は、建設事業に付随する測量ごとに、必要に応じて路線測量、河川測量及び用地測量並びにその他の測量を行うものとする。

(使用する成果)

第340条 応用測量は、基本測量成果に加え、基準点測量、水準測量、地形測量及び写真測量の成果を使用して行うものとする。ただし、基準点測量成果等が必要な場合には、当該測量を実施し、必要な成果を取得して行うものとする。

- 2 前項の規定により基準点測量を実施する場合は、第2編第2章の規定を準用する。
- 3 第1項の規定により水準測量を実施する場合は、第2編第3章の規定を準用する。
- 4 第1項の規定により地形測量及び写真測量を実施する場合は、第3編の規定を準用する。

(機 器)

第341条 観測に使用する主要な機器は、次表に掲げるもの、又はこれらと同等以上のものを標準とする。

機 器	性 能	備 考
3級トータルステーション	別表1による	
2級GNSS測量機		
3級セオドライト		
測 距 儀		
3級レベル		
2級標尺		
水準測量作業用電卓	——	
鋼 卷 尺	JIS 1級	
ガラス繊維製巻尺	JIS 1種 1級	
箱 尺		目盛が明瞭で、接合が正確であること
音 響 測 深 器	測深精度±(3cm+水深×1/1000)以上	
レ ッ ド		1kg(標準)
ロ ッ ド		2m(標準)継ぎたし可能
ワイヤーロープ	φ4mm	

(機器の点検及び調整)

第342条 観測に使用する機器の点検及び調整については、第36条及び第63条の規定を準用する。

(計算結果の表示単位)

第343条 座標値等の計算結果の表示単位等は、次表を標準とする。ただし、用地測量においては第404条第6項の規定を適用する。

区 分	方 向 角	距 離	標 高	座 標 値
単 位	秒	m	m	m
位	1	0.001	0.001	0.001

2 計算を計算機で行う場合は、前項に規定する位以上の計算精度を確保し、計算結果は、前項に規定する位の次の位において四捨五入するものとする。

3 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法により標高を求めた場合は、国土地理院が提供するジオイドモデルによりジオイド高を補正して求めるものとする。

(標杭の材質、寸法等)

第344条 使用する標杭の材質、寸法等は、次表を標準とする。

名 称	材 質	杭 の 表 示 色	寸 法 (単位cm)
役 杭	木	青	9×9×75
	プラスチック	青	9×9×70
I P 杭	木・プラスチック	青	9×9×90
中 心 杭	木	赤	6×6×60
	プラスチック	赤	7×7×60
引 照 点 杭	木	白	9×9×75
	プラスチック	白	9×9×70
仮 B M 杭	木	プラスチック杭の場合	9×9×75
	プラスチック	は黒色又は灰色	9×9×70
縦 断 変 化 点 杭	木	赤	6×6×60
	プラスチック	赤	7×7×60
見 通 杭	木・プラスチック	白	4.5×4.5×45
用 地 幅 杭	木	黄	6×6×60
	プラスチック	黄	7×7×60
距 離 標	コンクリート		12×12×90
	プラスチック		9×9×90
水 準 基 標	コンクリート		9×9×70
	プラスチック		9×9×70
水 際 杭	木	白	4.5×4.5×90
	プラスチック	白	4.5×4.5×70
復 元 杭	木		4.5×4.5×45
境 界 杭	木・プラスチック	黄	4.5×4.5×45
補 助 基 準 点 杭	木	プラスチック杭の場合	6×6×60
	プラスチック	は黒色又は灰色	7×7×60
用 地 境 界 仮 杭	木・プラスチック	赤	4.5×4.5×45
用 地 境 界 杭	コンクリート	赤	12×12×90
	プラスチック	赤	9×9×90
保 護 杭	木	本杭と同色	6×6×60
	プラスチック		7×7×60

- 2 前項のほか形状、品質等は、JIS規格を標準とする。
- 3 標杭を設置する位置の状況により、金属標、標識プレート、十字鋏等を使用することができる。
- 4 標杭には、必要に応じ固有番号等を記録したICタグを取り付けることができる。

第2節 製品仕様書の記載事項

(製品仕様書)

第345条 製品仕様書は、当該応用測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データの内容及び構造、参照系、データ品質、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。

第2章 路線測量

第1節 要 旨

(要 旨)

第346条 「路線測量」とは、線状築造物建設のための調査、計画、実施設計等に用いられる測量をいう。

2 「線状築造物」とは、道路、水路等幅に比べて延長の長い構造物をいう。

(路線測量の細分)

第347条 路線測量は、次に掲げる測量等に細分するものとする。

- 一 作業計画
- 二 線形決定
- 三 中心線測量
- 四 仮BM設置測量
- 五 縦断測量
- 六 横断測量
- 七 詳細測量
- 八 用地幅杭設置測量

第2節 作業計画

(要 旨)

第348条 作業計画は、第11条の規定によるほか、路線測量に必要な状況を把握し、路線測量の細分ごとに作成するものとする。

第3節 線形決定

(要 旨)

第349条 「線形決定」とは、路線選定の結果に基づき、地形図上の交点（以下「IP」という。）の位置を座標として定め、線形図データファイルを作成する作業をいう。

(方 法)

第350条 線形決定は、地図情報レベル1000以下の地形図上において、設計条件及び現地の状況を勘案して行うものとする。

2 設計条件となる点（以下「条件点」という。）の座標値は、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により求めるものとする。

3 条件点の観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。

- 一 TS等を用いる場合は、次表を標準とする。

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法	1 対回	0.5対回	2 回測定
較差の許容範囲	40"	—	5 mm

- 二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、干渉測位方式により2セット行うものとし、使用衛星数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲		備 考
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	ΔN ΔE	20mm	ΔN ：水平面の南北方向のセット間較差 ΔE ：水平面の東西方向のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。
摘 要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。				

三 前号において1セット目の観測終了後、点検のための再初期化を行い2セット目の観測を行うものとする。ただし、1セット目の観測結果を採用値とし、2セット目の観測結果は点検値とする。

四 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による点検測量の観測回数は1セットとする。

4 ネットワーク型RTK法による観測は、間接観測法又は単点観測法を用いる。

5 単点観測法による場合は、作業地域周辺の既知点において単点観測法により、整合を確認するものとする。なお、整合の確認及び方法は、次のとおりとする。

一 整合の確認は、次のとおり行うものとする。

イ 整合を確認する既知点は、作業地域の周辺を囲むように配置する。

ロ 既知点数は、3点以上を標準とする。

ハ 既知点での観測は、第2項及び第3項の規定を準用する。

ニ 既知点成果値と観測値で比較し、許容範囲内で整合しているかを確認する。

二 整合していない場合は次の方法により整合処理を行うものとする。

イ 水平の整合処理は、座標補正として次により行うものとする。

(1) 平面直角座標で行うことを標準とする。

(2) 補正手法は適切な方法を採用する。

ロ 高さの整合処理は、標高補正として次により行うものとする。

(1) 標高を用いることを標準とする。

(2) 補正手法は適切な方法を採用する。

三 座標補正の点検は、水平距離と標高差（標高を補正した場合）について、次のとおり行うものとする。

イ 単点観測法により座標補正に使用した既知点以外の既知点で観測を行い、座標補正を行った測点の単点観測法による観測値との距離を求める。

ロ イの単点観測法により観測を行う既知点の成果値と、イの座標補正を行った測点の補正後の座標値から距離を求める。

ハ イとロの較差により点検を行う。較差の許容範囲は次表を標準とする。

点 検 距 離	許 容 範 囲
500m以上	点検距離の1/10,000
500m未満	50mm

6 線形図データファイルは、計算等により求めた主要点及び中心点の座標値を用いて作成する。

- 7 点検測量は、条件点間の距離を測定し、座標差から求めた距離との比較により行う。
- 8 前項において条件点間の距離が直接測定できない場合は、その条件点の座標値の決定に用いた既知点以外の既知点から別に求めた座標値の較差又はTSの対辺測定機能を用いて条件点間距離を測定し、その較差により点検する。ただし、座標値により点検する場合の点間距離Sは、採用値及び点検値のうち短い距離を使用するものとする。
- 9 第7項の較差の許容範囲は次表を標準とする。

区 分	平 地	山 地	備 考
距離			
30m未満	10mm	15mm	Sは点間距離の計算値
30m以上	S/3,000	S/2,000	

- 10 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

(IPの設置)

第351条 現地に直接IPを設置する必要がある場合は、次により行うものとする。

- 一 線形決定により定められた座標値を持つIPは、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により設置するものとする。
 - 二 前号によらないIPは、周囲の状況を勘案して、現地に直接設置するものとする。この場合において、IPの座標値は、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき放射法等により求めるものとする。ただし、直接視通がとれない場合は節点を設けることができる。
 - 三 IPには、標杭を設置する。
- 2 IPの観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。
 - 一 前項第一号において、TS等を用いる場合は、次表を標準とする。

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法	0.5対回	0.5対回	2回測定
較差の許容範囲	-	-	5 mm

- 二 前項第二号において、TS等による場合は、前条第3項第一号の規定を準用する。
 - 三 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、前条第3項第二号から第四号、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 3 点検測量は、IP点間の距離を測定し、座標差から求めた距離との比較により行う。ただし、IP点間の距離が直接測定できない場合は、前条第8項の規定を準用する。
 - 4 前項の較差の許容範囲は、前条第9項の規定を準用する。
 - 5 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

第4節 中心線測量

(要 旨)

第352条 「中心線測量」とは、主要点及び中心点を現地に設置し、線形地形図データファイルを作成する作業をいう。

(方 法)

第353条 主要点の設置は、近傍の4級基準点以上の基準点等に基づき、放射法等により行うものとする。

ただし、直接視通がとれない場合は節点を設けることができる。

- 2 中心点の設置は、近傍の4級基準点以上の基準点、IP及び主要点に基づき、放射法等により行うものとする。ただし、直接視通がとれない場合は節点を設けることができる。
- 3 中心点を設置する間隔は、次表を標準とする。

種 別		間 隔
道 路	計 画 調 査	100m又は50m
	実 施 設 計	20m
河 川	計 画 調 査	100m又は50m
	実 施 設 計	20m又は50m
海 岸	実 施 設 計	20m又は50m

- 4 中心点の観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。
 - 一 TS等を用いる場合は、第351条第2項第一号の規定を準用する。
 - 二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、第350条第3項第二号から第四号、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 5 線形地形図データファイルは、地形図データに主要点及び中心点の座標値を用いて作成する。
- 6 点検測量は、隣接する中心点等の点間距離を測定し、座標差から求めた距離との比較により行う。
- 7 前項において中心点間等の距離が、直接測定ができない場合は、第351条第8項の規定を準用する。
- 8 第6項の較差の許容範囲は、次表を標準とする。

区 分	平 地	山 地	備 考
距 離 20m未満	10mm	20mm	Sは点間距離の計算値
20m以上	S/2,000	S/1,000	

- 9 計画機関が指示する縦断変化点の設置は、中心点の設置を準用する。
- 10 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

(標杭の設置)

第354条 主要点には役杭を、中心点には中心杭を設置する。

- 2 役杭には、必要に応じて引照点杭又は保護杭を設置する。
- 3 役杭及び中心杭には、識別のための名称等を記入する。
- 4 引照点杭を設置した場合は、引照点図を作成する。

第5節 仮BM設置測量

(要 旨)

第355条 「仮BM設置測量」とは、縦断測量及び横断測量に必要な水準点（以下「仮BM」という。）を現地に設置し、標高を定める作業をいう。ただし、河川等で距離標がある場合は、これを仮BMとして使用することができる。

(方 法)

第356条 仮BM設置測量は、平地においては3級水準測量により行い、山地においては4級水準測量に

より行うものとする。

- 2 仮BMを設置する間隔は、0.5キロメートルを標準とする。
- 3 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

(標杭の設置)

第357条 仮BMには、標杭を設置するものとする。ただし、堅固な構造物等を利用するときは、この限りでない。

第6節 縦断測量

(要 旨)

第358条 「縦断測量」とは、中心杭等の標高を定め、縦断面図データファイルを作成する作業をいう。

(方 法)

第359条 縦断測量は、中心杭高及び中心点並びに中心線上の地形変化点（以下「縦断変化点」という。）の地盤高及び中心線上の主要な構造物の標高を仮BM又はこれと同等以上の水準点に基づき、平地においては4級水準測量、山地においては簡易水準測量により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、仮BM又はターニングポイントの中間にある点の観測は、中間視によるものとする。
- 3 縦断変化点には、標杭を設置する。
- 4 観測の基準とする点は、仮BMとし、観測の路線は、仮BMから出発し、他の仮BMに結合する。
- 5 観測は、往路においては中心杭高、中心杭・縦断変化点杭の地盤高及び中心線上の主要な構造物の標高について行い、復路においては中心杭高について行うものとする。
- 6 縦断変化点及び主要な構造物の位置は、中心点からの距離を測定して定める。
- 7 地形、地物等の状況により、直接水準測量に代えて間接水準測量によることができる。
- 8 間接水準測量は、TSを用いた単観測昇降式による往復観測とする。なお、その閉合差の許容範囲は、第69条第1項第二号に規定する表に定める簡易水準測量の閉合差を準用する。
- 9 縦断面図データファイルは、縦断測量の結果に基づいて作成する。
- 10 縦断面図データファイルを図紙に出力する場合は、縦断面図の距離を表す横の縮尺（以下「横の縮尺」という。）は線形地形図の縮尺と同一とし、高さを表す縦の縮尺（以下「縦の縮尺」という。）は、線形地形図の縮尺の5倍から10倍までを標準とする。
- 11 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

第7節 横断測量

(要 旨)

第360条 「横断測量」とは、中心杭等を基準にして地形の変化点等の距離及び地盤高を定め、横断面図データファイルを作成する作業をいう。

(方 法)

第361条 横断測量は、中心杭等を基準にして、中心点における中心線の接線に対して直角方向の線上にある地形の変化点及び地物について、中心点からの距離及び地盤高を測定するものとする。

- 2 横断方向には、原則として、見通杭を設置するものとする。
- 3 測量の基準とする点は、中心杭及び計画機関が指示する縦断変化点杭とする。
- 4 横断測量における地盤高の測定は、地形、地物等の状況により直接水準測量又は間接水準測量により行うものとする。
- 5 間接水準測量は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し次のとおり行うものとする。
 - 一 TS等を用いる場合は、単観測昇降式とする。
 - 二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、干渉測位方式により1セッ

ト行うものとし、使用衛星数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)
摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。	

三 ネットワーク型RTK法による場合は、第350条第4項及び第5項の規定を準用する。

四 初期化を行う観測点では、次の方法で観測値の点検を行い、次の観測点に移動するものとする。

イ 点検のために1セットの観測を行うこと。ただし、観測は観測位置が明確な標杭等で行うものとする。

ロ 1セットの観測終了後に再初期化を行い、2セット目の観測を行うものとする。

ハ 再初期化した2セット目の観測値を採用値として観測を継続するものとする。

ニ 2セットの観測による点検に代えて、既知点で1セットの観測により点検することができる。

五 許容範囲等は、次表を標準とする。

項	目	許容範囲	備 考
セ ッ ト 間 較 差	ΔN ΔE	20mm	ΔN ：水平面の南北方向のセット間較差 ΔE ：水平面の東西方向のセット間較差 ΔU ：水平面からの高さ方向のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。
	ΔU	30mm	

6 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による観測において、横断方向の見通し杭の設置は行わないものとし、横断方向を直接決定することができる。ただし、点検測量のための末端見通杭を設置する。

7 水部における横断測量は、前項の規定にかかわらず、第3章第7節の規定を準用する。

8 横断面図データファイルは、横断測量の結果に基づき作成する。

9 点検測量は、点検測量率によって選択された横断面について、再度横断測量を実施し、その結果に基づいて描画した横断面図を、先に描画した横断面図の中心点及び末端見通杭を固定して重ね合わせ、横断形状を比較することにより行うものとする。また、中心杭と末端見通杭の距離及び標高の測定値と点検測量値との比較を行うものとし、較差の許容範囲は、次表を標準とする。

区 分	平 地	山 地	備 考
距 離	$L/500$	$L/300$	Lは中心杭等と末端見通杭の測定距離（m単位）
標 高	$20\text{mm} + 50\text{mm} \sqrt{L/100}$	$50\text{mm} + 150\text{mm} \sqrt{L/100}$	

- 10 横断面図データファイルを図紙に出力する場合は、横断面図の縮尺は縦断面図の縦の縮尺と同一のものを標準とする。
- 11 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

第8節 詳細測量

(要 旨)

第362条 「詳細測量」とは、主要な構造物の設計に必要な詳細平面図データファイル、縦断面図データファイル及び横断面図データファイルを作成する作業をいう。

(方 法)

第363条 詳細平面図データファイルの作成は、第3編第2章の規定を準用する。

- 2 縦断面図データファイルの作成は、縦断測量により、横断面図データファイルの作成は、横断測量により行うものとする。
- 3 横断測量の方法は、前節の規定を準用し、観測は平地においては4級水準測量、山地においては簡易水準測量又は前節の間接水準測量に準じて行うものとする。
- 4 詳細平面図データの地図情報レベルは250を標準とする。
- 5 詳細平面図データファイルを図紙に出力する場合は、縦断面図の横の縮尺は詳細平面図の縮尺と同一とし、縦の縮尺は100分の1を標準とする。また、横断面図の縮尺は縦断面図の縦の縮尺に合わせることを標準とする。
- 6 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

第9節 用地幅杭設置測量

(要 旨)

第364条 「用地幅杭設置測量」とは、取得等に係る用地の範囲を示すため所定の位置に用地幅杭を設置する作業をいう。

(方 法)

第365条 用地幅杭設置測量は、中心点等から中心線に対して直角方向の用地幅杭点座標値を計算し、それに基づいて、近傍の4級基準点以上の基準点、主要点、中心点等から放射法等により用地幅杭を設置して行うものとする。設置した標杭には、測点番号、中心杭等からの距離等を表示する。

- 2 計画機関の指示により、前項に規定する以外の位置に用地幅杭点を設置する場合は、その点の座標値を計算し、放射法等により行うものとする。
- 3 用地幅杭設置測量の観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。
 - 一 TS等を用いる場合は、第351条第2項第一号の規定を準用する。
 - 二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、第350条第3項第二号から第四号、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 4 用地幅杭点間の距離は、用地幅杭点座標値に基づき、計算により求める。
- 5 用地幅杭点及び中心点の位置を示す図を必要とする場合には、杭打図として作成する。

(用地幅杭点間測量)

第366条 用地幅杭点間測量は、TS等により隣接する用地幅杭点間全辺について距離を現地で測定するとともに、前条の規定に基づいて計算した用地幅杭点間距離と比較を行うものとする。なお、較差の許容範囲は、次表を標準とする。

区 分 距 離	平 地	山 地	備 考
20m未満	10mm	20mm	Sは点間距離の計算値
20m以上	S/2,000	S/1,000	

- 2 前項において用地幅杭間の距離が直接測定できない場合は、第350条第8項の規定を準用する。
- 3 用地幅杭設置測量の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

第10節 品質評価

(品質評価)

第367条 路線測量成果の品質評価は、第44条の規定を準用する。

第11節 成果等の整理

(メタデータの作成)

第368条 路線測量成果のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。

(成果等)

第369条 路線測量の成果等は、次表を標準とする。

成果等の整理	該 当 す る 測 量 の 種 類									
	線形 決定	条件点 の観測	I 設置 測	P 置 量	中心線 測 量	仮B 設置 測 量	縦断 測 量	横断 測 量	詳細 測 量	用地幅 杭設置 測 量
観測手簿		○				○	○	○	○	
計算簿	○	○	○	○						○
成果表		○				○	○		○	
線形図データファイル	○									
線形地形図データファイル					○					
縦横断面図データファイル							○	○	○	
詳細平面図データファイル									○	
引照点図					○					
精度管理表		○	○	○	○	○	○	○	○	○
品質評価表						○	○		○	○
メタデータ						○	○		○	○

- 2 前項の表に定めるもののほか、別に作成した資料がある場合には、その他の資料として整理するものとする。また、観測手簿と成果表を併用する様式を使用することができる。

第3章 河川測量

第1節 要 旨

(要 旨)

第370条 「河川測量」とは、河川、海岸等の調査及び河川の維持管理等に用いる測量をいう。

2 河川、水路等の新設及び改修に係る測量は、前章の規定を準用する。

(河川測量の細分)

第371条 河川測量は、次に掲げる測量等に細分するものとする。

- 一 作業計画
- 二 距離標設置測量
- 三 水準基標測量
- 四 定期縦断測量
- 五 定期横断測量
- 六 深淺測量
- 七 法線測量
- 八 海浜測量及び汀線測量

第2節 作業計画

(要 旨)

第372条 作業計画は、第11条の規定によるほか、測量を実施する河川、海岸等の状況を把握し、河川測量の細分ごとに作成するものとする。

第3節 距離標設置測量

(要 旨)

第373条 「距離標設置測量」とは、河心線の接線に対して直角方向の兩岸の堤防法肩又は法面等に距離標を設置する作業をいう。

(方 法)

第374条 距離標設置測量は、あらかじめ地形図上で位置を選定し、その座標値に基づいて、近傍の3級基準点等から放射法等により設置するものとする。

2 距離標設置間隔は、河川の河口又は幹川への合流点に設けた起点から、河心に沿って200メートルを標準とする。

3 距離標設置測量の観測は、次のとおり行うものとする。

- 一 TS等を用いる放射法の場合は、第351条第2項第一号の規定を準用して行うことができる。ただし、近傍に既知点がない場合は、3級基準点等を設置することができる。
- 二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、第350条第3項第二号から第四号、第4項及び第5項の規定を準用する。

4 単点観測法において、配信事業者で算出された任意の補正データを使用する場合、その地点から距離標までの距離を3キロメートル以内とする。

5 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

6 距離標の位置を示すため、点の記を作成する。

第4節 水準基標測量

(要 旨)

第375条 「水準基標測量」とは、定期縦断測量の基準となる水準基標の標高を定める作業をいう。

(方 法)

第376条 水準基標測量は、2級水準測量により行うものとする。

- 2 水準基標は、水位標に近接した位置に設置するものとし、設置間隔は、5キロメートルから20キロメートルまでを標準とする。
- 3 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。
- 4 水準基標の位置を示すため、点の記を作成する。

第5節 定期縦断測量

(要 旨)

第377条 「定期縦断測量」とは、定期的に距離標等の縦断測量を実施して縦断面図データファイルを作成する作業をいう。

(方 法)

第378条 定期縦断測量は、左右兩岸の距離標の標高並びに堤防の変化点の地盤及び主要な構造物について、距離標からの距離及び標高を測定するものとする。

- 2 定期縦断測量は、原則として、観測の基準とする点は水準基標とし、観測の路線は、水準基標から出発し、他の水準基標に結合するものとする。
- 3 定期縦断測量は、平地においては3級水準測量により行い、山地においては4級水準測量により行うものとする。ただし、地形、地物等の状況によっては、4級水準測量に代えて間接水準測量により行うことができるものとし、その場合は第359条第8項の規定を準用する。
- 4 縦断面図データファイルは、定期縦断測量の結果に基づいて作成する。
- 5 縦断面図データには、測点、単距離、追加距離、計画河床高、計画高水敷高、計画高水位、計画堤防高、最低河床高、左岸堤防高、右岸堤防高、水準基標、水位標、各種構造物等の名称、位置、標高等のデータを格納する。
- 6 縦断面図データを図紙に出力する場合は、横の縮尺は1,000分の1から100,000分の1まで、縦の縮尺は100分の1から200分の1までを標準とする。
- 7 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

第6節 定期横断測量

(要 旨)

第379条 「定期横断測量」とは、定期的に左右距離標の視通線上の横断測量を実施して横断面図データファイルを作成する作業をいう。

(方 法)

第380条 定期横断測量は、左右距離標の視通線上の地形の変化点等について、距離標からの距離及び標高を測定するものとする。

- 2 定期横断測量は、水際杭を境にして、陸部と水部に分け、陸部については第2章第7節の規定を準用し、水部については次節の規定を準用する。
- 3 陸部の測量範囲は、次表を標準とする。

測 量 名	測 量 範 囲
定期横断測量	堤内20~50m

- 4 横断面図データファイルは、定期横断測量の結果に基づいて作成する。
- 5 横断面図データファイルには、距離標及び水際杭の位置データを格納する。

- 6 横断面図データを図紙に出力する場合は、横の縮尺は100分の1から1,000分の1まで、縦の縮尺は100分の1から200分の1までを標準とする。

第7節 深浅測量

(要 旨)

第381条 「深浅測量」とは、河川、貯水池、湖沼又は海岸において、水底部の地形を明らかにするため、水深、測深位置又は船位、水位又は潮位を測定し、横断面図データファイルを作成する作業をいう。

(方 法)

第382条 水深の測定は、音響測深機を用いて行うものとする。ただし、水深が浅い場合は、ロッド又はレッドを用い直接測定により行うものとする。

- 2 測深位置又は船位の測定は、ワイヤーロープ、TS等又はGNSS測量機のいずれかを用いて行うものとし、測点間隔は次表を標準とする。

使用機器	測点間隔	備 考
ワイヤーロープ	5 m	
T S 等	10m~100m	1 m間隔の等深線図が描ける程度
GNSS 測 量 機	10m~100m	1 m間隔の等深線図が描ける程度

- 3 ワイヤーロープを用いる測定は、測線にワイヤーロープを設置し水深を測定する。
 4 TS等を用いる観測は、TS等を用い測量船を測線上に誘導し水深を測定する。
 5 RTK法又はネットワーク型RTK法による観測は、次表を標準とする。

使用衛星数	観 測 回 数	データ取得間隔
5 衛星以上	FIX解を得てから1エポック以上	1 秒
摘 要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。	

- 6 音響測深機による測定では、その機器に定められた深度校正を毎日1回以上行うものとし、深度校正を行う場所は当日の測深水域又はその付近で行うものとする。
 7 水深測定は、指定されたピッチ位置において2回行い、その平均値を採用する。ただし、河口部等が広大な水域等において測定を2回行うことが困難な場合はこの限りでない。
 8 アナログ測深記録では、一定時間毎に記録紙に測位マークを入れ、デジタル測深記録では、時刻をGNSSの観測時刻と合わせ測深位置を決定する。
 9 水位又は潮位の測定は、水位標、検潮所若しくは仮水位標による観測又は直接測定により行うものとする。
 10 横断面図データファイルは、深浅測量の結果に基づいて作成する。
 11 横断面図データファイルには、水際杭の位置データを格納する。
 12 横断面図データを図紙に出力する場合は、横の縮尺は100分の1から10,000分の1まで、縦の縮尺は100分の1から200分の1までを標準とする。

第8節 法線測量

(要 旨)

第383条 「法線測量」とは、計画資料に基づき、河川又は海岸において、築造物の新設又は改修等を行う場合に現地の法線上に杭を設置し線形図データファイルを作成する作業をいう。

(方 法)

第384条 法線測量は、第2章第4節の規定を準用する。

2 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

第9節 海浜測量及び汀線測量

(要 旨)

第385条 「海浜測量」とは、前浜と後浜（以下「海浜」という。）を含む範囲の等高・等深線図データファイルを作成する作業をいう。

2 「汀線測量」とは、最低水面と海浜との交線（以下「汀線」という。）を定め、汀線図データファイルを作成する作業をいう。

(方 法)

第386条 海浜測量は、海岸線に沿って陸部に基準線を設けて、適切な間隔に測点を設置し、測点ごとに基準線に対し直角の方向に横断測量を実施するものとする。ただし、後浜の地形が複雑な場合は、後浜について第3編地形測量及び写真測量により行うことができる。

2 基準線の測量は、第2章第4節の規定を準用する。

3 最低水面は、原則として海上保安庁が公示する最低水面の高さから求める。

4 等高・等深線地図データファイルは、横断測量等の結果に基づいて作成する。

5 汀線測量は、基準とする杭から距離測定及び標高測定により汀線の位置を定めて行うものとする。

6 汀線図データファイルは、前項の結果に基づいて作成する。ただし、汀線を等高・等深線図データファイルに格納した場合はこの限りでない。

7 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

第10節 品質評価

(品質評価)

第387条 河川測量成果の品質評価は、第44条の規定を準用する。

第11節 成果等の整理

(メタデータの作成)

第388条 河川測量成果のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。

(成果等)

第389条 河川測量の成果等は、次表を標準とする。

成果等の整理	該当する測量の種類														
	距離 設置 測	水基 測量	準 標準 測量	定 縦 測	期 断 量	定 横 測	期 断 量	深 測	浅 測	法 測	線 測	海 測	浜 測	汀 測	線 測
観測手簿	○	○		○		○		○		○		○			○
記録紙								○							
計算簿	○	○								○		○			○
成果表	○	○		○											
縦断面図データファイル				○											
横断面図データファイル						○		○							
線形図データファイル										○					
等高・等深線図データファイル												○			
汀線図データファイル															○
点の記	○	○													
精度管理表	○	○		○		○				○		○			
品質評価表	○	○		○						○		○			○
メタデータ	○	○		○						○		○			○

2 前項の表に定めるもののほか、別に作成した資料がある場合には、その他の資料として整理するものとする。また、観測手簿と成果表を併用する様式を使用することができる。

第4章 用地測量

第1節 要 旨

(要 旨)

第390条 「用地測量」とは、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成する作業をいう。

(用地測量の細分)

第391条 用地測量は、次に掲げる測量等に細分するものとする。

- 一 作業計画
- 二 資料調査
- 三 復元測量
- 四 境界確認
- 五 境界測量
- 六 境界点間測量
- 七 面積計算
- 八 用地実測図データファイルの作成
- 九 用地平面図データファイルの作成

第2節 作業計画

(要 旨)

第392条 用地測量の作業計画は、第11条の規定によるほか、測量を実施する区域の地形、土地の利用状況、植生の状況等を把握し、用地測量の細分ごとに作成するものとする。

第3節 資料調査

(要 旨)

第393条 「資料調査」とは、土地の取得等に係る土地について、用地測量に必要な資料等を整理及び作成する作業をいう。

(方 法)

第394条 資料調査は、作業計画に基づき、法務局等に備える地図、地図に準ずる図面、地積測量図等公共団体に備える地図等（以下「公図等」という。）の転写並びに土地及び建物の登記記録の調査及び権利者確認調査に区分して行うものとする。

(公図等の転写)

第395条 公図等の転写は、管轄法務局等に備える公図等に基づき公図等転写図を作成する。

2 調査する区域が広範な場合は、公図等転写連続図を作成する。

(土地の登記記録の調査)

第396条 土地の登記記録の調査は、管轄法務局等に備えられた土地の登記記録について登記事項証明書等に基づき、土地調査表を作成し行うものとする。

(建物の登記記録の調査)

第397条 建物の登記記録の調査は、管轄法務局等に備えられた建物の登記記録について登記事項証明書等に基づき、建物の登記記録等調査表を作成し行うものとする。

(権利者確認調査)

第398条 権利者確認調査は、計画機関から貸与された資料等を基に権利者調査表を作成し行うものとする。

第4節 復元測量

(要 旨)

第399条 「復元測量」とは、境界確認に先立ち、地積測量図等に基づき境界杭の位置を確認し、亡失等がある場合は復元すべき位置に仮杭（以下「復元杭」という。）を設置する作業をいう。

(方 法)

第400条 収集した地積測量図等の精度、測量年度等を確認し、その結果に基づき境界杭を調査し、亡失等の異常の有無を確認するものとする。

- 2 復元測量は、計画機関が境界確認に必要があると認める境界杭について行うものとする。
- 3 現地作業の着手前には、関係権利者に立ち入りについての日程等を通知する。
- 4 境界杭に亡失、異常等がある場合は、復元杭を設置する。
- 5 前項の規定により復元杭の設置等を行う場合は、関係権利者への事前説明を実施するものとする。この場合、原則として関係権利者による立会いは行わないものとする。
- 6 復元の方法は、直接復元法等により行うものとする。
- 7 収集した資料に基づき復元した現地と相違する場合は、復元杭を設置せず原因を調査し計画機関に報告し適切な措置を講ずるものとする。

第5節 境界確認

(要 旨)

第401条 「境界確認」とは、現地において一筆ごとに土地の境界（以下「境界点」という。）を確認する作業をいう。

(方 法)

第402条 境界確認は、前節の復元測量の結果、公図等転写図、土地調査表等に基づき、現地において関係権利者立会いの上、境界点を確認し、標杭を設置することにより行うものとする。

- 2 境界確認を行う範囲は、次のとおりとする。
 - 一 一筆を範囲とする画地
 - 二 一筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地
 - 三 一筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、現況の地目ごとの画地
 - 四 一画地にあつて、土地に付属するあぜ、溝、その他これらに類するものが存するときは、一画地に含むものとする。ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地
- 3 境界確認に当たっては、各関係権利者に対して、立会いを求める日を定め、事前に通知する。
- 4 境界点に、既設の標識が設置されている場合は、関係権利者の同意を得てそれを境界点とすることができる。
- 5 境界確認が完了したときは、土地境界確認書を作成し、関係権利者全員に確認したことの署名押印を求める。
- 6 復元杭の位置について地権者の同意が得られた場合は、復元杭の取り扱い計画機関の指示によるものとする。

第6節 境界測量

(要 旨)

第403条 「境界測量」とは、現地において境界点を測定し、その座標値を求める作業をいう。

(方 法)

第404条 境界測量は、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うことができる。

2 前項の観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。

一 TS等を用いる観測は、次表を標準とする。

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法	0.5対回	0.5対回	2回測定
較差の許容範囲	—	—	5 mm

二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、第350条第3項第二号、第4項及び第5項の規定を準用する。

三 前号において1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を行う。なお、境界点の座標値は、2セットの観測から求めた平均値とする。

3 補助基準点は、基準点から辺長100メートル以内、節点は1点以内の開放多角測量により設置するものとする。なお、観測の区分等は、次表を標準とする。

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法	2対回(0°、90°)	1対回	2回測定
較差の許容範囲	倍角差	60"	5 mm
	観測差	40"	

4 第2項の結果に基づき、計算により境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を求めるものとする。

5 計算を計算機により行う場合は、次項に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は、次項に規定する位の次の位において四捨五入するものとし、距離及び面積は、次項に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。

6 座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。

区 分	方向角	距離	座標値	面積
単 位	秒	m	m	m ²
位	1	0.001	0.001	0.000001

7 ネットワーク型RTK法による場合は、既知点となった電子基準点の名称等を記録する。

(用地境界仮杭設置)

第405条 「用地境界仮杭設置」とは、用地幅杭の位置以外の境界線上等に、用地境界杭を設置する必要がある場合に、用地境界仮杭を設置する作業をいう。

(方 法)

第406条 用地境界仮杭設置は、交点計算等で求めた用地境界仮杭の座標値に基づいて、4級基準点以上の基準点から放射法又は用地幅杭線及び境界線の交点を視通法により行うものとする。

2 用地境界仮杭の観測は、第404条第2項の規定を準用する。

(用地境界杭設置)

第407条 「用地境界杭設置」とは、用地幅杭又は用地境界仮杭と同位置に用地境界杭を置き換える作業をいう。

第7節 境界点間測量

(要 旨)

第408条 「境界点間測量」とは、境界測量等において隣接する境界点間の距離を、TS等を用いて測定し精度を確認する作業をいう。

(方 法)

第409条 境界点間測量は、次の測量を終了した時点で行うものとする。

- 一 境界測量
 - 二 用地境界仮杭設置
 - 三 用地境界杭設置
- 2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界杭を設置した点（以下「用地境界点」という。）との距離を全辺について現地で測定し、第404条及び第406条の規定で計算した距離と比較を行うものとする。なお、較差の許容範囲は、次表を標準とする。

距 離	区 分		
	平 地	山 地	備 考
20m未満	10mm	20mm	Sは点間距離の計算値
20m以上	S/2,000	S/1,000	

- 3 境界点間の距離が直接測定できない場合は、第350条第8項の規定を準用するものとし、較差の許容範囲は、前項の表による。
- 4 境界点間測量の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

第8節 面積計算

(要 旨)

第410条 「面積計算」とは、境界測量の成果に基づき、各筆等の取得用地及び残地の面積を算出し面積計算書を作成する作業をいう。

(方 法)

第411条 面積計算は、原則として座標法により行うものとする。

第9節 用地実測図データファイルの作成

(要 旨)

第412条 「用地実測図データファイルの作成」とは、第1節から前節までの結果に基づき、用地実測図データを作成する作業をいう。

(作 成)

第413条 用地実測図データファイルは、境界点の座標値等を用いて作成する。

- 2 用地実測図データは、次の項目を標準とする。
- 一 基準点及び官民、所有権、借地、地上権等の境界点の座標値、点名、標杭の種類及び境界線
 - 二 面積計算表
 - 三 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者氏名及び借地人等氏名
 - 四 境界辺長
 - 五 隣接地の地番、不動産番号及び境界の方向線
 - 六 借地境界
 - 七 用地取得線

- 八 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地の測量に従事した者の記名
 - 九 市区町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称及び境界線
 - 十 用地幅杭点及び用地境界点の位置
 - 十一 現況地目
 - 十二 画地及び残地の面積
 - 十三 その他計画機関に指示された事項
- 3 用地実測図データの地図情報レベルは、250を標準とする。
 - 4 分類コードは、付録7の公共測量標準図式数値地形図データ取得分類基準を標準とする。
 - 5 用地実測図データを図紙に出力する場合の図紙の仕様は、厚さは0.075ミリメートルとし、素材はポリエステルフィルム又はこれと同等以上のものとする。
 - 6 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

第10節 用地平面図データファイルの作成

(要 旨)

第414条 「用地平面図データファイルの作成」とは、第1節から前節までの結果に基づき、用地平面図データを作成する作業をいう。

(作 成)

第415条 用地平面図データファイルは、用地実測図データの境界点の座標値等の必要項目を抽出するとともに、現地において建物等の主要地物を測定し作成する。

- 2 用地平面図データは、次の項目を標準とする。
 - 一 基準点並びに官民、所有権、借地、地上権等の境界点及び境界線
 - 二 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者及び借地人等氏名
 - 三 用地幅杭点及び用地境界点の位置並びに用地取得線
 - 四 行政界、市区町村の名称及び大字、字の名称又は町、丁の名称
 - 五 現況地目
 - 六 建物等及び工作物
 - 七 道路名及び水路名
 - 八 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル及び座標系
 - 九 測量年月日、計画機関名称及び作業機関名称
 - 十 その他計画機関に指示された事項
- 3 用地平面図データの地図情報レベルは、250を標準とする。
- 4 分類コードは、付録7の公共測量標準図式数値地形図データ取得分類基準を標準とする。
- 5 用地平面図データを図紙に出力する場合の図紙の仕様は、厚さは0.075ミリメートルとし、素材はポリエステルフィルム又はこれと同等以上のものとする。
- 6 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

第11節 品質評価

(品質評価)

第416条 用地測量成果の品質評価は、第44条の規定を準用する。

第12節 成果等の整理

(メタデータの作成)

第417条 用地測量成果のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。

(成果等)

第418条 用地測量の成果等は、次表を標準とする。

成果等の整理	該当する測量の種類							
	資料 調査	境界 確認	境界 測量	境界 点測	境界 間量	面積 計算	用地実測図 データファイルの作成	用地平面図 データファイルの作成
公図等転写図	○							
公図等転写連続図	○							
土地調査表	○							
建物の登記記録等調査表	○							
権利者調査表	○							
土地境界確認書		○						
観測手簿			○	○				
測量計算簿等			○					
用地実測図データファイル							○	
用地平面図データファイル								○
面積計算書						○		
精度管理表				○			○	○
品質評価表							○	○
メタデータ							○	○

2 前項の表に定めるもののほか、別に作成した資料がある場合には、その他の資料として整理するものとする。

第5章 その他の応用測量

第1節 要 旨

(要 旨)

第419条 「その他の応用測量」とは、第2章から前章までの適用を受けない主題図データファイルを作成する作業をいう。

2 「主題図データファイル」とは、地域に分布する自然及び人文現象を、目的に応じた規則により分類処理し、必要に応じて現地調査を行い、その結果をまとめて表示したデータをいう。

3 主題図は、土地利用図、地質図、植生分類図、湖沼図、ハザードマップ、浸水想定区域図等をいい、原則として既成の基図データを使用して作成する。

第2節 作業計画

(要 旨)

第420条 作業計画は、第11条の規定によるほか、主題図の目的に応じて作成する。

第3節 作業方法

(作業方法)

第421条 その他の応用測量の作業方法は、原則として、第3編の規定を準用して行うものとする。

第4節 作業内容

(作業内容)

第422条 主題図データファイルの作成は、その目的に応じて実施するものとし、次の工程を標準とする。

- 一 基図データ、各種地図データ、空中写真、航空レーザ計測データ、属性情報及びその他必要な資料の収集
 - 二 計測基図の作成及び数値データ化
 - 三 構造化及び属性データの付与
 - 四 主題図データファイル作成
- 2 基図データは、現状を適切に現したものを優先して使用するものとする。
- 3 収集した各種資料の使用にあたっては、精度、作成年等を確認し使用するものとする。
- 4 計測基図は、作成時点で点検を行う。

第5節 品質評価

(品質評価)

第423条 主題図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。

第6節 成果等の整理

(メタデータの作成)

第424条 主題図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。

(成果等)

第425条 その他の応用測量の成果等は、次のとおりとする。

- 一 主題図データファイル
- 二 品質評価表及び精度管理表
- 三 メタデータ

四 その他の資料

附 則

この規程は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

3. (参考資料) 公共測量の手続き

※ 国土交通省国土地理院のホームページに掲載の「公共測量」のページにおいて確認すること。

<http://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/index.html>

用地測量等共通仕様書

用地測量等共通仕様書

用地測量等共通仕様書	151
用地実測図及び用地平面図表示記号	161
<別記>成果物一覧表	164
様 式	166

第1章 総 則

第1条 適用範囲

1. この仕様書は、福島県土木部の施行する用地測量（権利調査を含む）に適用する。
2. 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。
3. この共通仕様書並びに特記仕様書にない事項又は設計図書等に疑義を生じた場合は監督員の指示によるものとする。

第2条 作業実施

用地測量作業は、福島県公共測量作業規程（以下「規定」という。）及び規程運用基準（以下「基準」という。）により実施するものとする。

第3条 用語の定義

この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 取得用地とは、事業の用に供する土地のことをいう。
- (2) 測量区域内の土地とは、「取得用地」及び、「取得用地が一筆の土地の一部であるときは残地を含む一筆を単位とする土地」のことをいう。
- (3) 指示とは、監督員、受注者に対し業務に関する必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (4) 承諾とは、受注者が書面で申し出た業務に関する必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
- (5) 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

第4条 監督員

この仕様書において「監督員」とは委託契約書第9条に規定する職員をいう。

第5条 主任技術者

1. この仕様書において「主任技術者」とは委託契約書第10条に規定する者をいう。
2. 主任技術者は測量法第48条に規定する測量士でなければならない。

第6条 用地測量の施行の原則

受注者は、この仕様書及び貸与を受けた工事計画平面図を基準とし、工事計画区域内の土地の所有者及びその他の権利者（隣接土地の所有者及びその他の権利者を含む。以下「関係人」という。）並びに関係ある他の官公署と協調を保ち、監督員の指示を受けて正確かつ誠実に用地測量を行わなければならない。

第7条 提出書類

受注者は次の各号に掲げる書類を別表により、監督員を経て遅滞なく提出しなければならない。

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 委託業務着手届〔様式-1〕 | (5) 委託業務完了届〔様式-19〕 |
| (2) 主任技術者通知書〔様式-3〕 | (6) 成果物目録〔様式(共)-20〕及び成果物 |
| (3) 作業工程表〔様式-2〕 | (7) その他監督員が必要と認めたもの |
| (4) 業務計画書〔様式-10〕 | |

注) 様式については共通仕様書〔業務委託編Ⅱ〕に掲載。

第8条 打合せ等

1. 測量作業等を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が打合せ記録簿〔様式-27〕に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 業務着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、そ

の結果について受注者は打合せ記録簿〔様式-27〕に記録し、相互に確認しなければならない。

- 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第9条 用地測量調査等業務計画書

- 受注者は契約後すみやかに、当該業務実施に関する業務計画書を作成し監督員に提出しなければならない。又これを変更する場合も同様とする。ただし軽微な変更はこの限りでない。

- 業務計画書には、下記の事項について記載するものとする。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 業務概要 | (4) 使用器械 |
| (2) 実施作業工程表 | (5) 実施順序及び方法 |
| (3) 担当技術者 | (6) その他必要事項 |

ただし、軽易な測量・調査については、特記仕様書で示した場合又は監督員の承諾を得た場合は上記の一部を省略することができる。

第10条 資料の貸与及び返還

- 発注者は測量調査に必要な図面及びその他関係資料等がある場合は、特記仕様書に明示しこれを貸与するものとする。
- 受注者は、貸与を受けた資料を亡失、汚損しないよう注意保管するものとし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用等をしてはならない。
- 受注者は、貸与された図面及び関係資料等を業務完了後、返納書を添えて遅滞なく返還しなければならない。

第11条 立 会

受注者は、用地測量を行う場合は、関係人の立会いを得なければならない。ただし、関係人の立会いを得ることができない等、特段の事情があるときは、監督員の指示を受け、発注者が選任した立会人（部落代表者等）の立会いを得るものとする。

第12条 身分証明書

- 受注者は、発注者から用地測量に従事する者の身分証明書の交付を受け、測量に従事する者に常時携帯させなければならない。
- 用地測量に従事する者は、関係人から請求があったときは、身分証明書を提示しなければならない。
- 受注者は、用地測量等を完了したときは、遅滞なく身分証明書を発注者に返納しなければならない。

第13条 障害物の伐除

- 受注者は、用地測量のため障害物を伐除する必要がある場合は、監督員に報告してその指示を受けなければならない。
- 受注者は前項により障害物を伐除したときは、障害物伐除報告書（様式(用)-1）を作成して監督員に提出しなければならない。

第14条 損害の補償

受注者は、用地測量のため農作物等を踏み荒し、または物件の損壊等により関係人に損害を与えたときは、これを補償しなければならない。

第15条 成 果 物

- 受注者は、測量完了後、別記 成果物一覧表に掲げる成果物を提出しなければならない。
- 成果物はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与又は使用してはならない。
- 原則として全ての用地測量業務に対して電子納品の対象とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果物として納品すること」をいう。ここでいう電子成果物とは、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。
- 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果物納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。

なお、電子による検査が困難な場合、発注者がA3版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の

内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。

5. 成果物の提出は、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に基づき、事前協議により決定する。
なお、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。
6. 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していると、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第16条 その他

受注者は監督員と連絡を密にし、円滑に作業を進めなければならない。

第2章 用地測量の準備

第17条 現地踏査

受注者は、用地測量に着手する前に測量区域の現地踏査を行い、土地及び物件の概要を把握しなければならない。

第18条 工程管理

1. 受注者は、測量の方法及び順序についてあらかじめ監督員の承認を受けなければならない。
2. 受注者は、実施工程について監督員の承認を受け、詳細な工程管理を行わなければならない。これを変更する場合も同様とする。

第19条 現場管理

1. 測量中は傷害、火災、その他事故発生を未然に防止すると共に労働基準法及びその他関係法規を守り、円滑に測量を行わなければならない。もし、事故、損害等を生ぜしめた場合の補償は、全て受注者の負担とする。
2. 測量現場が隣接し又は同一場所において別途測量がある場合には、常に相互協調するとともに、利用する成果については、照合を行わなければならない。
3. 受注者は測量の実施に当り、水陸交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。

第20条 作業確認

受注者は、主要な測量作業段階のうち特記仕様書又はあらかじめ監督員の指示した箇所については監督員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

第21条 関係官公庁その他への手続等

1. 受注者は、測量実施のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続は、監督員と打合せのうえ、受注者において迅速に処理しなければならない。
2. 受注者は、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

第22条 土地の立入り

1. 受注者は、用地測量のため、他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ当該土地の占有者に発注者より立入りの周知がなされているかどうかを確認するものとする。
2. 受注者は、土地の占有者に立入りの周知がなされていないときは、すみやかに監督員に報告してその指示を受けなければならない。
3. 受注者は、用地測量のため他人の占有する土地に立入る場合は、あらかじめ当該土地の占有者から立入りの同意を得なければならない。
4. 受注者は土地の占有者から立入りの同意を得ることができないときは、監督員に報告してその指示を受けなければならない。

第3章 用地の権利調査

第23条 地図の転写

1. 受注者は、工事計画平面図により管轄法務局、支局、出張所（以下「管轄登記所」という。）において、備え付けの地図を転写し、地図の着色に従って着色するとともに、次の各号に掲げる事項を記入し、監督員の確認を受けるものとする。
 - (1) 方位、縮尺、市町村名、大字名、字名及び地番
 - (2) 隣接字名及び地番
 - (3) 管轄登記所名、転写年月日及び転写した者の氏名
 - (4) 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
2. 地積測量図の転写は、測量区域内の土地について管轄登記所に地積測量図等が存在する場合にこれを転写又は複写する方法により行うものとする。

<第23条 運用基準>

調査する区域が広い場合は、転写連続図を作成し、次の号に掲げる事項を記入し、監督員の確認を受けるものとする。

- (1) 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- (2) 登記名義人の氏名等
- (3) 管轄登記所名、転写年月日及び転写した者の氏名

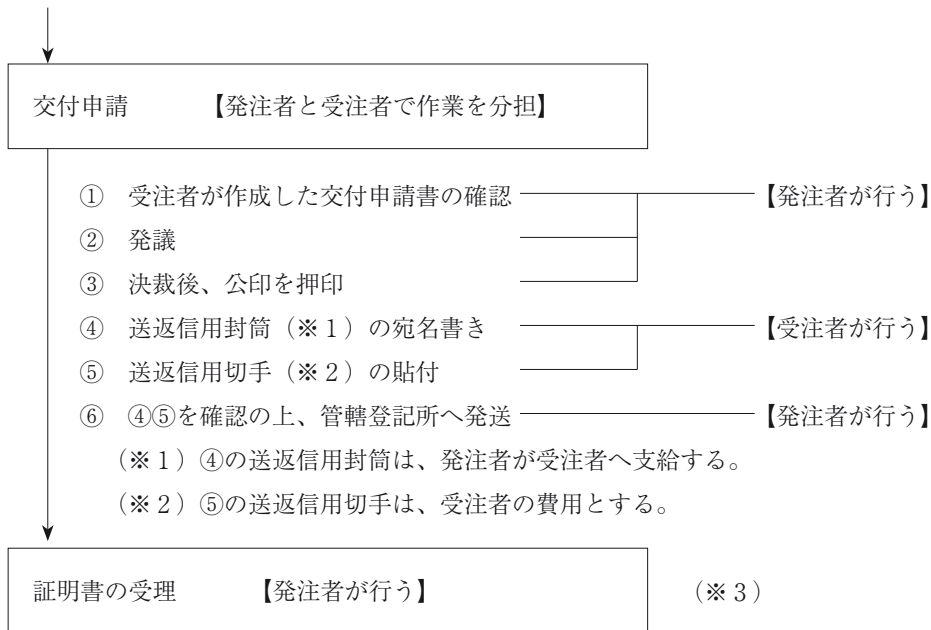
第24条 土地の登記記録の調査

1. 受注者は、測量区域内の土地について管轄登記所の登記記録の登記事項証明書等の交付を受け次の各号に掲げる事項を土地の登記記録調査表（様式(用)-2）及び土地調査表（様式(用)-3）に記入するものとする。なお、隣接地についても管轄登記所の登記記録の登記事項証明書等の交付を受け確認するものとする。ただし、土地の登記記録調査表（様式(用)-2）及び土地調査表（様式(用)-3）への記入は要しない。
 - (1) 土地の所在及び地番並びに当該地番にかかる最終支号
 - (2) 地目及び地積
 - (3) 登記名義人の氏名及び住所等
 - (4) 共有土地については、共有者の持分
 - (5) 登記の受付番号、登記原因及びその日付
 - (6) 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
 - (7) 仮登記があるときは、その内容
 - (8) その他必要と認める事項
2. 登記記録の登記事項証明書等の交付申請は郵送によることを原則とし、発注者と受注者の作業分担は下記のとおりとする。

交付申請書の作成	【受注者が行う】
----------	----------

↓

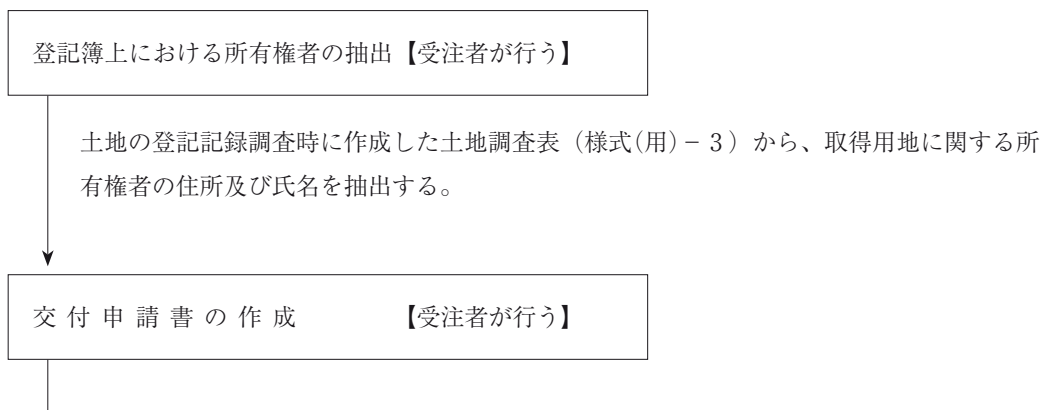
地積測量図を基に測量区域内の土地及び隣接地の権利者を調査するため、管轄登記所から登記事項証明書等の交付を受けるための申請書を作成する。
 公用申請様式は発注者が受注者に支給する。

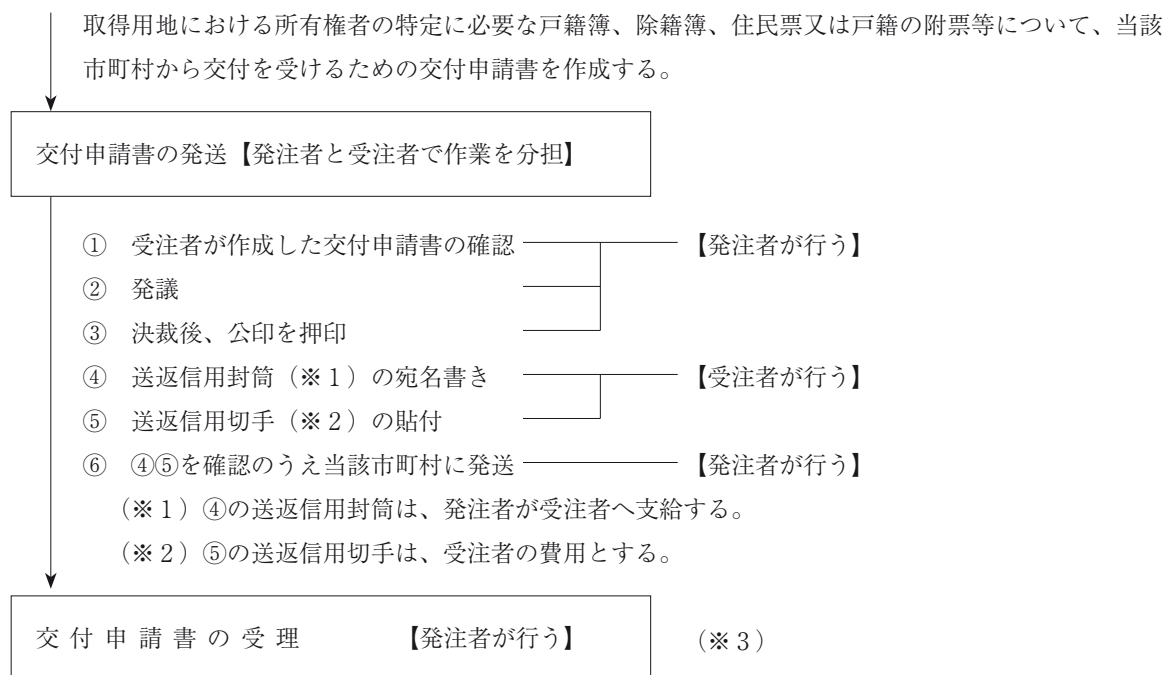


(※3) 発注者は管轄登記所からの登記簿謄本、登記事項証明書を受理し、受注者に渡す。

第25条 権利者確認

1. 受注者は、土地に関する権利者で法人以外のものの調査は、戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等（以下「戸籍簿等」という。）により次の各号に掲げる事項を調査して土地調査表（様式(用)－3）、戸籍簿調査表（様式(用)－4）、相続関係説明図（様式(用)－5）に記入するものとする。
 - (1) 土地に関する権利者の住所氏名及び生年月日
 - (2) 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続の関係及び相続の経過
 - (3) 土地に関する権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人の住所及び氏名
 - (4) 土地に関する権利者が不在者であるときは、その財産管理人の住所及び氏名
2. 土地に関する権利者が法人であるときの調査は、法人登記簿又は商業登記簿により、次の各号に掲げる事項を調査して土地調査表（様式(用)－3）に記入するものとする。
 - (1) 法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - (2) 法人を代表する者の住所及び氏名
 - (3) 法人が破産法による破産宣告を受けているとき等の場合にあつては、破産管財人等の住所及び氏名
3. 受注者は、測量区域内の土地に隣接する土地について前2項の調査及び確認を行うものとする。ただし、土地の登記記録調査表（様式(用)－2）、土地調査表（様式(用)－3）、戸籍簿等調査表（様式(用)－4）及び相続関係説明図（様式(用)－5）への記入は要しない。
4. 交付申請書作成における発注者と受注者の作業分担は下表のとおりとする。





（※3）当該市町村からの戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等を受理し、受注者に渡す。

第26条 土地の登記記録外の権利関係の調査

受注者は、前各条のそれぞれの調査のほか、土地境界確定測量時において当該土地にかかる賃貸借、使用貸借による権利、その他（土地の登記記録と異なる真正の所有者が発見された場合も含む）について、当事者からの聴取により調査してこれらの権利の内容並びに権利者の住所及び氏名又は名称を土地調査表（様式(用)-3）に記入するものとする。

第4章 用地測量

第27条 土地の境界確認

1. 受注者は、測量区域内の土地について第11条の立会い及び第23条の転写地図に基づき、各筆毎に境界を確認し、用地境界杭を設置しなければならない。
2. 境界確認を行う範囲は、規定及び基準のとおりとするが、監督員の指示により決定するものとする。

<第27条 運用基準>

- (1) 境界確認に当たっては、各関係権利者に対して、立会いを求める日を定め、事前に通知する。
- (2) 境界点に、既設の標識が設置されている場合は、関係権利者の同意を得てそれを境界点とすることができる。
- (3) 境界杭が亡失している等の状況においては、境界点について関係権利者の確認を得て復元測量を行う。
- (4) 境界確認が完了したときは、土地境界立会確認書（様式(用)－6）を作成し、関係する権利者全員に確認したことの署名押印を求める。

第28条 境界測量

受注者は、現地において境界点を測定し、その座標値を求める。

第29条 用地境界仮杭設置

1. 受注者は、用地幅杭の位置以外の境界線上等において、用地境界杭を設置する必要がある場合に、次項により用地境界仮杭を設置するものとする。
2. 用地境界仮杭設置は、交点計算等で求めた用地境界仮杭の座標値に基づいて、4級以上の基準点からの放射法又は用地幅杭線と境界線の交点を視通法により決定することにより行うものとする。

第30条 境界点間測量

受注者は、規定及び基準に基づき境界測量等において隣接する境界点間の距離を測量して境界測量精度管理表（様式(用)－8）により精度を確認するものとする。

第31条 面積計算

1. 受注者は測量区域内の土地の面積を一筆ごとに、原則として座標法により求め、土地面積計算表（様式(用)－7）に記入するものとする。
 - (1) 一筆の土地の一部に他の部分と異なる地目の土地があるときは、それぞれ異なる地目の土地ごとに面積を求めるものとする。
 - (2) 一筆の土地若しくは一筆の土地の一部に異なる権利者があるときは、異なる権利者の土地ごとにそれぞれ面積を求めるものとする。
 - (3) 一筆の土地のうち同一地目の土地の一部に他の部分と異なる権利者があるときは、異なる権利者の土地ごとにそれぞれ面積を求めるものとする。
 - (4) 取得用地が一筆の土地の一部であるため分筆を必要とすると認められる場合は、先ず予定分筆後の土地のそれぞれの総面積を求め、次に取得用地について評価格の高いと認められる地目又は面積が小さいと認められる権利者の順にそれぞれの地目ごと又は権利者ごとの土地の面積を求め最終順位の地目又は権利者の土地の面積は、総面積から先順位の地目又は権利者の土地の面積の合計を控除して求めるものとする。
2. 土地の面積は、平方メートルを単位として求め、1平方メートルの100分の1未満の端数は切り捨てるものとする。

第32条 用地実測図の作成

1. 受注者は、境界その他の事項に誤りが無いことを精査確認のうえ、規定及び基準に基づき用地実測図を作成するものとする。なお、表示記号については別紙用地実測図及び用地平面図表示記号により表示するものとする。
2. 用地実測図の縮尺は、原則として縮尺500分の1（土地が市街地地域にあっては、監督員の指示により縮尺250

分の1とすることができる。)とする。

3. 用地実測図の規格は、原則として縦40cm、横49.5cmとする。また左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、一筆の土地が2葉にまたがらないこととし、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。

第33条 用地平面図等の作成

1. 受注者は、用地実測図を黒トレース（ただし、取得等の予定線は朱色とする。）し、用地実測図各葉について連続させた用地平面図を作成するものとする。ただし、補助基準点、境界辺長、計測距離及び座標値は表示しないものとする。
2. 受注者は、前項に準じて黒トレースし、補助基準点、境界点、幅杭点等の番号及び座標値を表示した境界点番号図を作成するものとする。

第5章 土地調書の作成

第34条 土地調書の作成

受注者は、第3章、第4章に定める業務の成果物により、土地調書（様式(用)－9）を作成するものとする。

第6章 そ の 他

第35条 地形図素図の作成

受注者は、取得用地が一筆の土地の一部であるため分筆を必要とすると認められる場合は、転写した地図に基づき、予定分筆線及び予定分筆後の土地の各筆の地番を記入した地形図（様式(用)-10）の素図を作成するものとする。

第36条 地積測量図素図の作成

受注者は、取得用地が一筆の土地の一部であるため分筆を必要とすると認められる場合は、用地実測図原図に基づき、予定分筆後の土地の各筆の地積計算式、地番及び境界標（境界標がない場合にあつては、近傍の恒久的地物の距離、角度等の位置関係とする。）平面直角座標の番号又は記号、測量の年月日を記入した地積測量図（様式(用)-11）の素図を作成するものとする。

第37条 土地調査書原案の作成

受注者は、それぞれの土地調査書（様式(用)-12）の原案を作成するものとする。

第38条 廃道廃川予定地

受注者は、廃道又は廃川予定地についてもあわせて測量する場合は、第4章に準じて測量するものとする。

第39条 土地登記に係る現況写真撮影

1. 受注者は、土地登記の際に添付する現況写真を撮影する場合、境界標のみではなく全景が写るよう留意し、住宅地図等で登記に係る土地の近くに示されている目印が含まれるよう写真を撮影することで、その位置関係から現地における当該土地の地位を特定できるようにすること。
2. 電子媒体による写真については、有効画素数100万画素以上、プリンタはフルカラー300dpi以上とする。
3. 必要に応じて写真には番号を付し、平面図にその撮影位置、方向が分かるようにすること。



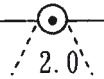
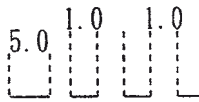
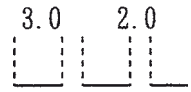

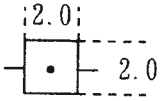
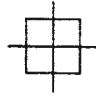


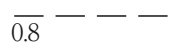
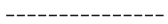

第7章 検 査

第40条 検 査

1. 受注者は、成果物提出にあたって、自ら社内審査を実施しなければならない。
2. 受注者は、業務委託の完成検査及び一部完成検査（以下「検査」という。）に必要な資料及び記録を整備し、検査員に提示しなければならない。
3. 受注者は、検査に際しては、主任技術者等が立会のうえ、検査を受けなければならない。
4. 検査の結果、手直し改正の必要が生じた場合は、検査員の指示に従って訂正するものとし、それに要する費用は、受注者の負担とする。

用地実測図及び用地平面図表示記号

(数字に単位の表示がないものは、mmとする。)

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線色及び線幅	
中 心 杭	 3.0	黒 0.2	
中 心 杭 番 号	No.5  2.0	黒 0.2	
用地杭及び起業地の境界	 2.0	朱 0.15	用地杭と用地杭を朱線で結ぶ
大 字 の 境 界	 5.0 1.0 1.0	黒 0.35	
字 の 境 界	 3.0 2.0	黒 0.35	字名は4.5mm直立等線体で表示すること。
土 地 の 境 界		黒 0.15	
土地の境界標 イ 石 杭	 2.0 2.0	黒 0.15	測量に係る土地を取得し、又は使用するに当たり、分筆を要するものであり、かつ、当該土地に左に掲げる境界標がない場合においては、当該境界に代えて当該土地のうち取得し、又は使用する部分にそれ以外の部分との境界に存する適宜の境界点と近傍の恒久的地物（幅杭を含む）との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。
ロ コンクリート杭		黒 0.15	
ハ 合成樹脂杭		黒 0.15	
ニ 不 銹 鋼 杭		黒 0.15	
一筆内の異なる権利の境界	 0.8	緑 0.10	
一筆内の異なる地目の境界		緑 0.10	
一筆内の異なる占有者の境界		茶 0.15	

区分	記号		記号の表示の方法又は図例	
	形状及び大きさ	線色及び線幅		
地番	アラビア数字 左横書 字の高さ 2.0 字の間隔 2.0	黒 0.15		
同一所有者記号		黒 0.10		
所有者等の氏名	左横書 正方形直立等線体 字の大きさ 2.5 字の間隔 1.0 やむをえないときは縦書とする。	黒 0.15		
地目	字の大きさ 2.5 字の間隔 2.5以内	黒 0.15		
三斜線 (底辺)		黒 0.10		
〃 (垂線)		黒 0.10		
流水の方向		青 0.10		
建物、工作物				
木造		黄 0.15~ 0.35		無壁舎は破線で表示すること。
非木造		黄 0.35		表示は外側真形とする。

<別記>

成 果 物 一 覧 表

成果物の一覧は次のとおりとし、各成果物の提出部数は、土地調書及び地形図、地積測量図、土地調査書は2部、他は1部とする。

次表に定めのない様式及び提出部数の変更を行う場合は、特記仕様書又は監督員の指示によるものとする。

分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備 考
第3章関係	地図の転写		地図の転写	B5折	長期保存に耐える用紙 特記仕様書又は監督員の指示がある場合、A4折とする。
			地図の連続図	〃	特記仕様書又は監督員の指示がある場合、A4折とする。
	土地の登記記録の調査	(用)-2	土地の登記記録調査表一覧表	A-4	買収地、隣接地にかかわりなく地番順に記載する。
		(用)-3	土地調査表	〃	登記事項証明書又は登記簿謄本を添付する。共有については共有者調書(その2)を添付する。
	権利者確認		法人登記簿又は商業登記簿		登記簿謄本又は抄本を添付する。
		(用)-4	戸籍簿等調査表	A-4	名義人が相続に係る場合は、相続関係説明図及び相続関係を証する戸籍等の謄本又は抄本を全て添付する。
(用)-5		相続関係説明図	〃		
第4章関係	用地測量	(用)-6	土地境界立会確認書	A-4	
			観測手簿	〃	
			基準点網図	A全版	
			計算書		
			成果簿		
			境界点成果簿	A-4	境界点(座標)には適宜符号を付し略図を記載するものとする。
			用地実測図	A500	本規格により難しい場合は、特記仕様書で指示する。 40cm×49.5cm 特記仕様書又は監督員の指示がある場合、A-1とする。
			用地平面図		三斜線及び距離に関する数字を除いて表示する。測量範囲及び縮尺により適宜裁断する。 A-500又はA-300片面マット 特記仕様書又は監督員の指示がある場合、A-1とする。

分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
第4章 関係	用地測量		境界点番号図	B5折	三斜線及び距離に関する数字を除き境界点・幅杭等の番号を表示する。測量範囲及び縮尺により適宜裁断する。 特記仕様書又は監督員の指示がある場合、A4折とする。
		(用)-7	土地面積計算表	A-4	座標求積によるもの。
		(用)-7	土地面積計算表 (三斜計算書)	〃	三斜求積によるもの。
		(用)-8	境界測量精度管理表	〃	
第5章 関係	土地調書の作成	(用)-9	土地調書	A-4	
第6章 関係	その他	(用)-10	地形図	B-4	「強じん」な紙質 特記仕様書又は監督員の指示がある場合、A-1とする。
		(用)-11	地積測量図	B-4	「強じん」な紙質 特記仕様書又は監督員の指示がある場合、A-1とする。
		(用)-12	土地調査書	A-3	

様式(用)－1

年 月 日

様

受注者 住所
氏名 ⑩

障害物伐除報告書

年 月 日契約の 用地測量のため、下記の障害物を伐除したので
報告します。

記

1. 立木の所在地
2. 立木所有者の住所及び氏名
3. 立木の樹種、樹令、胸高及び本数

※受注者の押印は不要とする

様式(用)－3 土地調査表 (その1 土地状況調査)

図面対象番号		調査年月日		調査者氏名						
土地の登記記録表題部		土地所		所有権以外の権利 (乙区欄)						
市	郡	土地の登記記録甲区欄		権利の種類	設定年月日	権利者	住所氏名	権利の内容		
町	村	登記年月日	年月日	住民登録						
大字(丁目)		登記原因		(法人の場合は法人登記簿上の登録)						
地	字	市	郡							
	番	町	村							
	登記簿	大字(丁目)								
地目		字				処分制限等の登記				
地積		地番				区分	設定年月日	設定者	住所氏名	制限等の内容
買収面積		氏名 (法人の場合は商号)								
残地面積		現所有者 (法人の場合は代表者)	住所			その他登記されなない権利関係				
		上記原因	氏名			権利の内容		権利者の住所・氏名		
備考		相続・売買・交換・その他 ()								
(法定代理人等がいる場合は法定代理人等の住所・氏名)		登記と住民登録との不適合の原因								

様式(用)ー4 戸籍簿等調査表

区分	本籍及び住所	氏名	調査者		事由	調査年月日
			出生 死亡	年月日		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式(用)ー5

被相続人○○○○に関する相続関係図	
相続を証する書面 住所証明書は還付した	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式(用)－6

年 月 日

様

土地所有者	
住所	
氏名	印
住所	
氏名	印
住所	
氏名	印
住所	
氏名	印

土地境界立会確認書

起業 工事用地の測量のため下記記載の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

郡 市 町
 区
 県 郡 村

対 象 地					対 象 地 に 対 す る 隣 接 地					摘 要
大 字	字	地 番	地 目	公簿地積	大 字	字	地 番	地 目	土地所有者	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式(用)ー9

土地調査書

〇〇〇〇〇〇が施行する

工事のため必要な土地について下記のとおり調査を作成する。

年 月 日

事務所長
調査者氏名

印
印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日

土地所有者住所
氏名又は名称

印

年 月 日

関係人住所
氏名又は名称

印

記

県 郡 市 町 村
区内

大字	字	地番	公簿		取得し、又は使用しようとする土地		所有権以外の特権等		所有権以外の特権等		摘要
			地目	積	現況地目	積	種類	権利者の氏名	種類	権利者の氏名	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式(用) - 10

	地番	図形
	土地の所在	
	嘱託者	
	福島県知事	縮尺
		1 /

様式(用)ー11

	地 番	
	土地の所在	
地 積 測 量 図		
筆界	境界標の種類	建設事務所 (年 月 日作製)
⊕	コンクリート杭	作製者
○	プラスチック杭	福島県知事
◎	鉄 釘	嘱託者
		縮尺
		1 /

様式(用)－12

土 地 調 査 書		年 月 日作成			
①登記の目的	<input type="checkbox"/> 表題 <input type="checkbox"/> 分筆 <input type="checkbox"/> 合筆 <input type="checkbox"/> 地目 <input type="checkbox"/> 地積 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 更正 <input type="checkbox"/> 訂正				
②登記簿調査	所在	<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 郡 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村 大字 第 地割 字			
	地番	番	番	番	番
	甲区	仮登記 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他()	仮登記 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他()	仮登記 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他()	仮登記 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他()
	乙区	抵当権 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 共担 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()	抵当権 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 共担 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()	抵当権 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 共担 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()	抵当権 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 共担 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ()
	③所在地番形状の調査	資料	<input type="checkbox"/> 登記簿 <input type="checkbox"/> 法第14条地図 <input type="checkbox"/> 附属地図 <input type="checkbox"/> 地積測量図 <input type="checkbox"/> その他()		
	現地	<input type="checkbox"/> 申請人の説明 <input type="checkbox"/> 立会人の説明 <input type="checkbox"/> 隣接地等周囲の状況 <input type="checkbox"/> その他()			
④申請適格の調査	<input type="checkbox"/> 埋立竣工認可書 <input type="checkbox"/> 官公署の証明書 <input type="checkbox"/> 売払証明書 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 登記簿 <input type="checkbox"/> 代理権限証書 <input type="checkbox"/> 相続関係書類 <input type="checkbox"/> その他()				
⑤現況及び利用状況等の調査	宅地	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他()			
	1.建物がある場合	<input type="checkbox"/> 宅地造成地で道路工事完了 <input type="checkbox"/> 側溝工事完了 <input type="checkbox"/> 擁壁工事完了			
	2.建物がない場合	<input type="checkbox"/> 基礎工事完了 <input type="checkbox"/> 上下水道工事完了 <input type="checkbox"/> 電気工事完了 <input type="checkbox"/> ガス工事完了 <input type="checkbox"/> 建築確認済 <input type="checkbox"/> その他()			
	3.周囲の状況	<input type="checkbox"/> 市街地 <input type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 村落地 <input type="checkbox"/> その他()			
	農地	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 水稲 <input type="checkbox"/> 陸稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 蔬菜 <input type="checkbox"/> 草花 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 茶園 <input type="checkbox"/> 桑園 <input type="checkbox"/> 牧草 <input type="checkbox"/> その他()			
	山林	<input type="checkbox"/> 松 <input type="checkbox"/> 杉 <input type="checkbox"/> 桧 <input type="checkbox"/> 竹 <input type="checkbox"/> 雑木 <input type="checkbox"/> その他()			
	原野	<input type="checkbox"/> 雑草類 <input type="checkbox"/> 灌木類 <input type="checkbox"/> その他()			
	雑種地	<input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 資材置場 <input type="checkbox"/> 鉄塔敷 <input type="checkbox"/> その他()			
⑥周囲の状況等の調査	<input type="checkbox"/> 上記以外の土地の状況 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> その他()				
	北側	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 原野 <input type="checkbox"/> 公衆用道路 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> その他()			
	東側	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 原野 <input type="checkbox"/> 公衆用道路 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> その他()			
	南側	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 原野 <input type="checkbox"/> 公衆用道路 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> その他()			
	西側	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 原野 <input type="checkbox"/> 公衆用道路 <input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> その他()			
⑦筆界の調査	筆界調査の方法	<input type="checkbox"/> 法第14条地図 <input type="checkbox"/> 附属地図 <input type="checkbox"/> 地積測量図 <input type="checkbox"/> 公有地境界査定図 <input type="checkbox"/> 測量成果図 <input type="checkbox"/> 区画整理等の確定図 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 申請人・立会人の指示 <input type="checkbox"/> その他()			
	筆界標等の種類()内は数量	<input type="checkbox"/> コンクリート杭() <input type="checkbox"/> 石杭() <input type="checkbox"/> 金属杭() <input type="checkbox"/> 金属標() <input type="checkbox"/> 鋳() <input type="checkbox"/> 刻印() <input type="checkbox"/> プラスチック杭() <input type="checkbox"/> 木杭() <input type="checkbox"/> 境樹() <input type="checkbox"/> 塀() <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> コンクリートブロック() <input type="checkbox"/> コンクリート基礎() <input type="checkbox"/> コンクリート擁壁() <input type="checkbox"/> 側溝() <input type="checkbox"/> 既設の工作物() <input type="checkbox"/> その他()			
	与点の種別	<input type="checkbox"/> 図根点() <input type="checkbox"/> 三角点() <input type="checkbox"/> 多角点() <input type="checkbox"/> 水準点() <input type="checkbox"/> 電子基準点() <input type="checkbox"/> その他()			
	恒久的地物の種別	<input type="checkbox"/> 鉄橋 <input type="checkbox"/> 鉄塔 <input type="checkbox"/> ガスタンク <input type="checkbox"/> ビルディング <input type="checkbox"/> 記念碑 <input type="checkbox"/> 石段 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> その他()			
⑧地域区分	<input type="checkbox"/> 市街地 <input type="checkbox"/> 準市街地 <input type="checkbox"/> 村落地 <input type="checkbox"/> 農耕地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 原野				
⑨精度区分	<input type="checkbox"/> 甲1 <input type="checkbox"/> 甲2 <input type="checkbox"/> 甲3 <input type="checkbox"/> 乙1 <input type="checkbox"/> 乙2 <input type="checkbox"/> 乙3				
⑩測量・求積の方法	測量の方法	求積の方法		座標系	
	<input type="checkbox"/> GPS測量 <input type="checkbox"/> トランシット測量 <input type="checkbox"/> コンパス測量 <input type="checkbox"/> テープ測量 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 座標法 <input type="checkbox"/> 座標を三斜に換算 <input type="checkbox"/> 三斜法 <input type="checkbox"/> 三辺法 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 世界測地系 <input type="checkbox"/> 旧測地系 <input type="checkbox"/> 任意

⑪ 新設の筆界標 種別 ()内は数量	<input type="checkbox"/> コンクリート杭() <input type="checkbox"/> 石杭() <input type="checkbox"/> 金属杭() <input type="checkbox"/> 金属標() <input type="checkbox"/> 鋺() <input type="checkbox"/> プラスチック杭() <input type="checkbox"/> 刻印() <input type="checkbox"/> その他()							
⑫ 登記原因・ 日付の調査	<table style="width:100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/>申請人の説明 <input type="checkbox"/>立会人の説明 <input type="checkbox"/>官公署の証明 <input type="checkbox"/>工事人の証明 <input type="checkbox"/>建物登記簿 <input type="checkbox"/>その他() </td> <td style="border: none; text-align: center;"> により </td> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/>昭和 <input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 <input type="checkbox"/>不詳 </td> <td style="border: none;"> 年 月 日 </td> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/>変更 <input type="checkbox"/>錯誤 <input type="checkbox"/>その他() </td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 申請人の説明 <input type="checkbox"/> 立会人の説明 <input type="checkbox"/> 官公署の証明 <input type="checkbox"/> 工事人の証明 <input type="checkbox"/> 建物登記簿 <input type="checkbox"/> その他()	により	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 不詳	年 月 日	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 錯誤 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 申請人の説明 <input type="checkbox"/> 立会人の説明 <input type="checkbox"/> 官公署の証明 <input type="checkbox"/> 工事人の証明 <input type="checkbox"/> 建物登記簿 <input type="checkbox"/> その他()	により	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 不詳	年 月 日	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 錯誤 <input type="checkbox"/> その他()				
⑬ 官公署の 許可等	<input type="checkbox"/> 農地法第 条 <input type="checkbox"/> 許可書 <input type="checkbox"/> 届出受理通知書 <input type="checkbox"/> 農地法適用外証明書 <input type="checkbox"/> 転用の事実を示す書面 <input type="checkbox"/> 建築確認済証、検査済証 <input type="checkbox"/> 宅地造成等規制法第12条第2項の検査済証 <input type="checkbox"/> 都市計画法第29条許可指令書 <input type="checkbox"/> 都市計画法第36条第2項の検査済証 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行細則第20条道路基準適合証 <input type="checkbox"/> その他()							
⑭ 地図又は 地積測量図 等の訂正理由	<input type="checkbox"/> 方位の誤り <input type="checkbox"/> 計算の誤り <input type="checkbox"/> 所在地番の誤り <input type="checkbox"/> 筆界戦の誤り <input type="checkbox"/> その他()							
⑮ 立会人及び 資格確認方法	<input type="checkbox"/> 立会証明書 <input type="checkbox"/> 筆界確認証明書							
	地 番	立 会 者 氏 名	資 格 確 認 方 法					
	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 所有者の家族		①身分証明書 ②免許証 ③書類・印鑑收受 ④委任状 ⑤事務所来訪 ⑥自宅訪問 ⑦面識あり ⑧名刺交換 ⑨口頭確認 ⑩所有者の紹介 ⑪自己紹介 ⑫電話による確認 ⑬その他 ()					
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 隣接所有者							
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 隣接所有者							
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 隣接所有者							
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 隣接所有者							
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 隣接所有者							
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 隣接所有者							
	<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 隣接所有者							
<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 隣接所有者								
<input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 隣接所有者								
⑯ 参 考 事 項	----- ----- ----- -----							
上記のとおり、 年 月 日実地調査した。								
職印								

※受注者の押印は不要とする

発注者支援業務委託

発注者支援

発注者支援業務共通仕様書

第1編 総 則

第1001条 適 用

1. 発注者支援業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、福島県土木部が発注する土木工事又は除染作業業務（以下「工事等」という。）に係る発注者支援業務（以下「業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
4. 土木設計業務等、測量業務及び地質・土質調査業務等に関することについては、各共通仕様書によるものとする。

第1002条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
2. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
3. 「検査職員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
4. 「工事等の監督員」とは、工事等の発注者が工事等の監督をさせるために指定する者で、福島県工事請負契約約款第9条第1項（除染作業業務委託の場合、除染作業業務委託契約書第10条第1項）に基づき、工事等の発注者が当該工事等の受注者に通知した者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第10条第1項に規定する者をいう。
6. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者（管理技術者を除く。）をいう。
7. 「工事等の監督」とは、福島県土木部が発注する工事等の契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況（又は除染作業状況）の確認及び把握等を行い、当該契約の適正な履行を確保する業務をいう。
8. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
9. 「契約書」とは、発注者支援業務委託契約書（土木設計業務等委託契約書標準書式に準じて作成する。）をいう。
10. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
11. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
12. 「共通仕様書」とは、業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

13. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
14. 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。
15. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
16. 「図面」とは、入札等の際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
17. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
18. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
19. 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
20. 「報告」とは、受注者が監督員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
21. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
22. 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
23. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
24. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
25. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
26. 「提出」とは、受注者が監督員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
27. 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
28. 「立会」とは、契約図書に示された事項において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
29. 「把握」とは、監督員が臨場もしくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
30. 「審査」とは、受注者から提出された書類について、内容の適否を検討することをいう。
31. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名したものを有効とする。
緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
32. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
33. 「積算関係資料」とは、設計積算業務において、積算を行うための工事設計図面及び数量計算書、積算資料、特記仕様書（案）、積算データ等をいう。
34. 「検査」とは、契約書第31条に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。
35. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
36. 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
37. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

38. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
39. 「受理」とは、契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。

第1003条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

第1004条 監督員

1. 発注者は、業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面（〔Ⅱ編〕様式-10業務打合せ簿又は様式-12確認書）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後、後日書面（〔Ⅱ編〕様式-10業務打合せ簿又は様式-12確認書）で受注者に指示するものとする。

第1005条 管理技術者

1. 受注者は業務における管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知（〔Ⅱ編〕様式-8）するものとする。管理技術者を変更したときも、同様とする。
2. 管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第3項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
3. 管理技術者は、当該業務の対象となる工事等の特性や作業概要等について十分把握するとともに、技術的留意事項等について、担当技術者への周知、指導に努め、第2001条、第3002条、第4002条、第5001条に示す内容について担当技術者が適切に行うように、指揮監督しなければならない。
4. 管理技術者は、担当技術者の実施する業務内容及び立会や確認結果等について逐次把握するとともに必要な指示、連絡・調整を行うものとする。
5. 管理技術者は、業務の履行にあたり、次の各号のいずれかの者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
 - (1) 技術士（総合技術監理部門（建設関係科目）又は建設部門）
 - (2) 一級土木施工管理技士
 - (3) シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）
 - (4) 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
 - (5) 一般社団法人全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者（Ⅰ）、公共工物品質確保技術者（Ⅱ）
 - (6) 公共工事の発注者（国、都道府県、政令市又は特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人（同条に規定する法人の組織改編前の法人も含む。）をいう。以下同じ。）で職員として従事したことをいう。以下同じ。）として技術的実務経験を25年以上有する者
6. 管理技術者は、監督員が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
7. 管理技術者は、担当技術者を兼ねることはできない。

第1006条 担当技術者

1. 受注者は担当技術者を定めた場合（変更する場合）は、その氏名、その他必要な事項を監督員に提出（〔Ⅱ編〕様式-28、29）するものとする。
2. 担当技術者は、土木工事に係る業務である場合は次の第1号から第7号のいずれかの者、除染作業業務に係る業務である場合は次の各号のいずれかの者でなければならない。
 - (1) 技術士（総合技術監理部門（建設関係科目）又は建設部門）又は技術士補（建設部門）
 - (2) 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
 - (3) シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）
 - (4) 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
 - (5) 公共工事の発注者として技術的実務経験を10年以上有する者
 - (6) 一般社団法人全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者（Ⅰ）、公共工物品質確保技術者（Ⅱ）
 - (7) ふくしまME（防災・保全）資格取得者
 - (8) 発注者が発注した土木工事に関する品質検査業務又は工事管理業務の実務経験を1年以上有する者
 - (9) 除染業務講習会業務監理者コースを受講した者（除染作業業務委託に係る業務の場合に限る。）
3. 前項第8号の「品質検査業務」とは、公共工事の発注者を支援する立場として、使用材料について設計図書と照合、施工状況について設計図書と照合、施工状況の把握、不可視部分や重要構造物の段階確認、工事検査の立会を行う業務をいい、「工事管理業務」とは、公共工事の発注者を支援する立場として、工事受注者に対する指示、協議に必要な資料の作成、工事受注者から提出された資料と設計図書との照合、現地の確認、設計図書と現場が一致しない場合の調査及び検討に必要な資料の作成、設計変更に必要な調査、測量及び図書等の資料作成、地元等との協議・調整に必要な資料作成を行う業務をいう。
4. 受注者は、担当技術者を特記仕様書に示す場所に配置し、担当技術者は、管理技術者の指示に従って工事等の監督員が行う監督業務の補助を行うものとする。
5. 担当技術者は、工事等の立会や確認結果については、管理技術者の指示・指導の下、遅滞なく監督員に報告しなければならない。
6. 担当技術者は、対象の工事等の契約に定める工事等の監督員ではなく、指示、承諾、協議及び検査の適否の判断等を行う権限は有していないものとする。したがって、担当技術者は、工事等の受注者、現場代理人又は主任技術者等に対し、書類の作成や修正、工事の方法・結果等のいかなる事項についても指示・承諾・協議することができない。ただし、監督員が必要と認めた情報連絡等を行う場合はこの限りではない。

第1007条 工事等の現場技術業務の内容及び区分

工事等の現場技術業務の内容及び区分は、原則として別表-1のとおりとする。

第1008条 適切な技術者の配置

1. 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、当該業務の対象となる工事等の受注者と、資本・人事面において関係がある者を置いてはならない。
2. 監督員は、必要に応じて、次に示す事項について報告を求めることができる。
 - (1) 技術者経歴・職歴
 - (2) 資本・人事面において関係があると認められると考えられる企業（建設業許可業者、製造業者等）の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項

第1009条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監

督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約後速やかに、登録内容の変更時は変更があった日から速やかに、完了時は業務完了後速やかに、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低入札である」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後においても訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第1010条 打合せ等

1. 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿〔Ⅱ編〕様式-27）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について書面（打合せ記録簿〔Ⅱ編〕様式-27）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
4. 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新（アップデート）されたソフトを使用してウイルスチェックを行い提出するものとする。なお、使用するウイルスチェックソフトの種別は任意とする。

第1011条 設計図書等の理解

受注者は、対象の工事等の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、さらに現場の状況についても精通しておかなければならない。

第1012条 業務計画書

1. 受注者は契約締結後10日（休日等を除く）以内に業務計画書を作成し、監督員に業務打合せ簿（〔Ⅱ編〕様式-10、記載例は参考-11。）を添えて提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。なお、設計積算業務においては、「(7)その他」に積算関係資料の管理体制を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む）
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 連絡体制（緊急時含む）
 - (7) その他

3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書

を提出しなければならない。

4. 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第1013条 業務に必要な資料、事務用品、自動車等の取扱い

1. 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。
2. 監督員は、必要に応じて、業務の実施に必要な資料（特記仕様書に示す対象の工事等に関わる契約書、各々の契約に用いる仕様書及び規程等）を受注者に貸与するものとする。
3. 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。
4. 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
5. 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。
6. 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。
7. 事務用品（パソコンを含む。）は、発注者施設内で業務を行う場合についても、原則として、受注者が用意するものとする。
8. 業務に必要な自動車は、受注者が用意し、第1006条第4項の担当技術者を配置する場所に配置するものとする。なお、事故等が発生した場合は、受注者の責任で処理するものとする。
9. 管理技術者及び担当技術者の服装は、現場にあった軽快なもので作業服とし、作業服、安全帽、安全靴等、管理技術者及び担当技術者が常時身に着ける物は受注者が用意するものとする。

第1014条 書類の整理

受注者は、工事等の監督員が工事等の受注者から受理する図書又は工事等の受注者に提示し、若しくは指示する図書の整理を適切に行わなければならない。

第1015条 業務履行状況の報告

受注者は、毎月2回、管理技術者立会いのうえ、監督員に業務履行状況の報告を行わなければならない。その他必要に応じ、受注者は、監督員に業務の状況を業務打合せ簿（〔Ⅱ編〕様式-10）により適宜報告するものとし、その内容について相互に確認しなければならない。

第1016条 地元関係者との協議等

1. 地元関係者との協議は、監督員が行うものとするが、発注者の求めがある場合、受注者はこれを実施するものとする。
2. 受注者は、業務の実施にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように業務を行わなければならない。
3. 受注者は、地元関係者から業務の実施について苦情があった場合は、状況を監督員に報告するものとする。

第1017条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第13条の定めに従って監督員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。

第1018条 成果物の提出

1. 受注者は、業務が完了したときは、第2002条、第3005条、第4005条又は第5002条に示す成果物を業務委託完了届（〔Ⅱ編〕様式-19）とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

第1019条 関係法令及び条例等の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第1020条 検査

1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務委託完了届（〔Ⅱ編〕様式-19）を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
2. 発注者は、業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督員及び管理技術者の立ち会いの上、検査を行うものとする。

第1021条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
2. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、福島県工事等請負有資格業者である場合は、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく入札参加資格制限中であってはならない。

第1022条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1012条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等をしないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第1023条 情報セキュリティにかかる事項

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。

第1024条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の

第三者の安全確保に努めなければならない。

2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、業務の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。

災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第1025条 条件変更等

1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災等その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規程に適合すると判断した場合とする。
2. 監督員が、受注者に対して契約書第18条、19条及び21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書（業務打合せ簿〔Ⅱ編〕様式-10）によるものとする。

第1026条 修 補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 監督員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 監督員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は監督員の指示に従うものとする。
4. 監督員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第1027条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第30条第1条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第1025条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項

- (2) 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第1028条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第22条第1項の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第23条第1項に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1029条 一時中止

1. 契約書第20条第2項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による業務の中断については、第1033条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は業務の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第1030条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第1031条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第40条第1項に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第1032条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条第1項の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求（部分使用同意願〔Ⅱ編〕様式-17-1）することができるものとする。

- (1) 別途業務の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書（〔Ⅱ編〕様式-17-2）を発注者に提出するものとする。

第1033条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。
2. 監督員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第1034条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないように、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成し

た個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならぬ。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

- (1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。
- (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1012条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第1035条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1012条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、次の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1012条で示す業務計画書に記載するものとする。

2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

- イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
- ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
- ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
 - 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第1036条 低価格入札業務の履行状況調査

低入札価格調査制度適用業務の場合、調査基準価格（非公表）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は次の事項に協力しなければならない。

- 1. 受注者は、低入札価格調査で受託者が説明した内容の履行状況を確認するために発注者が業務完了後に調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

第1037条 事務所内立入許可証

- 1. 受注者は、発注者施設内で業務を行う場合は、監督員に発注者施設内で業務を行う担当技術者の氏名、その期間などを報告し、事務所内立入許可証発行の確認を受けなければならない。
- 2. 発注者施設内で業務を行う担当技術者は、前項に基づき発注者が交付する事務所内立入許可証を携帯し業務に当たらなければならない。

発注者支援業務委託 事務所内立入許可証	
受注者名	
担当技術者氏名	
委託業務番号	第 - - 号
使用期間	. . ~ . .
事務所長許可印	○○○○建設事務所長 印

第1038条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講ずることがある。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第1039条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2編 関係機関との調整業務

第2001条 業務内容

受注者は、別途特記仕様書等契約図書に定める工事等について、以下に掲げる内容を行うものとする。

1. 関係機関との調整業務補助

受注者は、工事等の発注前に発注者が行う関係機関との調整に係る業務の補助を行うものとする。また、監督員の指示により、関係機関との調整に係る資料作成を行うものとする。

第2002条 成果物

成果物は以下のとおりとする。

- (1) 関係機関との調整に係る資料 1式

第2003条 引き渡し前における成果物の使用

発注者は、成果物の引き渡し前であっても、成果物の全部又は一部の使用を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。

第3編 設計積算業務

第3001条 担当技術者

1. 担当技術者は、第3002条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行わなければならない。
 - (1) 業務の実施にあたっては、別に定める「土木工事標準積算基準」等（除染作業業務に係る業務である場合「福島県除染作業暫定積算基準」等）を十分理解し、厳正に実施すること。
 - (2) 業務の実施にあたって、関係法令等、工事請負契約書及び福島県工事請負契約約款（除染作業業務委託の場合、除染作業業務委託契約書）並びに設計図書等の内容を十分理解し、関連する工事等の施工方法等についても把握しておくこと。

第3002条 業務内容

受注者は、別途特記仕様書等契約図書に定める工事等について、次に示す内容を行うものとする。

1. 積算に必要な現地調査

受注者は、積算に必要な現場条件等の調査を行い、調査結果を書面で監督員に提出のうえ、積算に用いる現場条件について監督員の承諾を得るものとする。

なお、現地調査は、事前に監督員にその内容を協議の上、行うものとする。

2. 工事等の発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

受注者は、契約図書等に明示された工事等に関する設計成果等の貸与資料を基に、協議・打合せの上、工事等

の設計書として必要な加工、追加等を行い、工事等の発注図面、数量総括表（数量計算書）を作成するものとする。なお、数量総括表（数量計算書）は工事工種体系に従うことを原則とする。

3. 積算資料作成

受注者は、積算のために必要な諸数値（システム入力データ等）の算定を行うものとする。発注者から貸与される工事等の施工のための工程計画及び仮（架）設計画、特記仕様書（現場説明時の参考資料を含む）の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うものとする。

4. 積算データ入力（データリストの作成）

(1) 受注者は、土木工事標準積算基準等の積算基準類及び第1項から第3項の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、その結果を指定フォルダに保存し提出するものとする。

(2) 監督員は積算システムへのデータ入力に必要な資料を受注者に貸与するものとする。

5. 特記仕様書（案）の作成

受注者は前4項で行った現場条件の調査、施工方法を整理した結果等に基づき、工事等の設計書に添付する特記仕様書（案）を作成するものとする。

第3003条 留意事項

1. 受注者は、業務を履行するにあたり、次の事項についてもあわせて実施すること。

(1) 設計成果物の内容把握

発注者から貸与された設計成果物について、設計思想、留意事項及びその他必要事項を把握すること。

(2) 関連工事の把握

発注者より積算上密接に関連する工事の指示があった場合は、その積算に係る条件等を把握すること。

(3) 新技術及び特許工法等の把握

新技術（NETIS登録技術に限る）及び特許工法等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施工方法（工事材料を含む）が指定されている場合は、作成する工事発注図面、又は特記仕様書（案）等に明示するとともに、その積算に係る条件等を反映させること。

2. 受注者は、発注者の指示に従い、関連がある業務との情報共有を図るとともに、そのために必要な資料の提出等を実施すること。

3. 受注者は、設計図書に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、次の基準等を参考に技術的判断を行うとともに、当該業務を適正に履行すること。

(1) 土木工事標準積算基準（除染作業業務に係る業務である場合「福島県除染作業暫定積算基準」）

(2) 建設機械等損料算定表

(3) 共通仕様書 土木工事編Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料）
（除染作業業務に係る業務である場合「福島県除染作業共通仕様書」）

(4) 土木設計マニュアル「数量算出編」及び「設計積算編」

(5) 福島県土木部数量総括表作成要領

第3004条 報告等

1. 受注者は、積算関係資料（積算を行うための工事設計図書及び数量計算書、積算資料、特記仕様書（案）、積算データ等）の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について確認し、毎月、第1015条業務履行状況の報告において、監督員へ報告するものとする。

2. 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を書面（引継事項記載書）で提出するものとする。

- (1) 業務実施にあたり留意すべき点（積算上必要となる施工条件等）

第3005条 成果物

成果物は次のとおりとする。

- (1) 工事等の発注図面及び数量総括表（数量計算書） 1式
- (2) 積算資料 1式
- (3) 積算データ（記録媒体；CD等）（積算システムを使用する場合、業務打合せ簿（〔Ⅱ編〕様式-10）により確認）
- (4) 特記仕様書（案）
- (5) 打合せ記録簿
- (6) 引継事項記載書

第3006条 引き渡し前における成果物の使用

発注者は、成果物の引き渡し前であっても、成果物の全部又は一部の使用を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。

第4編 監督に関する現場技術業務

第4001条 担当技術者

1. 担当技術者は、第4002条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行われなければならない。
 - (1) 業務の実施にあたっては、別に定める「福島県土木部工事監督員執務要綱」、「共通仕様書 土木工事編Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料）」（除染作業業務に係る業務である場合「福島県除染作業共通仕様書」）等を十分理解し、厳正に実施すること。
 - (2) 業務の実施にあたって、工事等の受注者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに監督員にその内容を正確に伝えること。
 - (3) 業務の実施にあたって、工事等の受注者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。
 - (4) 業務の実施にあたって、関係法令等、工事請負契約書及び福島県工事請負契約約款（除染作業業務委託の場合、除染作業業務委託契約書）並びに設計図書等の内容を十分理解し、業務対象工事等の現場の状況についても精通しておくこと。
2. 担当技術者は、第4002条のうち管理技術者から指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのあるほか、工事等の受注者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。

第4002条 業務内容

受注者は、別途特記仕様書等契約図書に定める工事等について、次に示す内容を行うものとする。なお、業務を遂行する上で、その他確認が必要と思われる事項がある場合は、監督員と協議・調整し、その確認を行うものとする。

1. 業務対象工事等の発注に必要な資料作成等
 - (1) 受注者は、工事等の発注に必要な設計図書のうち、特記仕様書、数量表、発注図面を作成するものとする。
なお、事前に監督員とその実施内容を調整の上、業務を行うものとする。
 - (2) 発注者は、受注者が作成した資料をもとに積算を行い、実施設計書を作成し、契約事務を行う。
 - (3) 受注者は、監督員の求めに応じて、監督員が近隣住民、関係機関等に対する説明資料を作成するものとする。
2. 業務対象工事の施工管理（除染作業業務の作業管理）

(1) 工事等の契約の履行の確保

1) 工事等の契約図書の内容の把握

受注者は、工事等の目的を正しく理解し、工事等の契約書、設計図書（仕様書、図面、現場説明書及びこれらの質問に対する質問回答書）及びその他工事等の契約の履行上必要な事項について把握する。

2) 工事等の打合せ

受注者は、監督員の指示に基づき工事等の監督員に代わって、工事等の受注者に対し、工事等の契約後速やかに当該工事等の目的、内容を正確に説明し、工事等が所期の目的に従って施工されるよう必要な指示及び施工中における紛争防止、労働及び公衆災害の防止等についての適切な指示を行う。

また、工事等の契約後に関係機関との協議・調整により工事等の施工条件が変わった場合にも、その内容について工事等の受注者と協議し、適切な指示を行わなければならない。

3) 工事の施工計画書（変更施工計画書）（除染作業業務の業務計画書（変更業務計画書））の受理、内容の確認

受注者は、工事等の受注者から提出された施工計画書（又は業務計画書。以下同じ。）について、監督員と共に内容の確認を行い、その内容について著しい不備または明らかな瑕疵がある場合は、監督員の指示に従い、工事等の受注者に対し、修正を求めるものとする。

また、工事等の着手後に施工計画書の内容に変更があった場合は、工事等の受注者から提出される変更施工計画書の内容を把握し、適切に管理する。

4) 工事の施工体制（除染作業業務の作業体制）の把握

受注者は、「工事現場における施工体制点検マニュアル」に基づき（除染作業業務委託の場合、「工事現場における施工体制点検マニュアル」を参考に）工事等の現場における施工体制（又は作業体制）の把握をする。

5) 工事等の契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、通知及び提出、届出の受理等

受注者は、工事等の受注者から提出される、承諾願い、協議事項、届出等について、現場状況及び書類の内容を確認のうえ、監督員に報告するものとする。

また、監督員の指示に従い、工事等の受注者に対する指示、承諾、協議、通知の書類作成を行うものとする。

6) 関連工事等との調整

受注者は、対象の工事等の施工（又は作業。以下同じ。）に密接に関連する工事等がある場合は、必要に応じて施工についての調整を行い、その内容について監督員に報告するものとする。

7) 工程把握及び工事等の促進指示

受注者は、工事等の受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事等の受注者に対して、工事等の促進の指示を行うものとし、その内容について監督員に報告する。

8) 部分使用の同意手続き及び検査の立会

受注者は、工事等の部分使用を行う場合の同意手続きを行い、検査の結果を書面により工事等の受注者に通知する。なお、検査の立会は工事等の監督員が行う。

9) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知

受注者は、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く。）の作成を行い、その結果を監督員に報告又は提出するものとする。また、これに伴い、発注者が工事等の受注者に対し、工事等の変更指示などを行う必要がある場合は、受注者は、監督員とその内容について調整し、変更資料及び関連する機関への説明資料等の作成を行うものとする。

① 工事等の設計図書が工事等の現場条件と一致しないこと。

- ② 工事等の設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - ③ 工事等の設計図書の表示が明確でないこと。
 - ④ 工事等の現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事等の現場が一致しないこと。
 - ⑤ 工事等の設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
 - ⑥ 工事等を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。
- 10) 変更設計資料等の確認
- 受注者は、工事等の変更設計図面及び数量作成のために工事等の受注者から提出された資料等を確認する。
- 11) 工事等の変更に必要な資料作成等
- 受注者は、監督員と調整の上、工事等の設計変更若しくは契約事務担当者等への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）作成を行い、監督員に提出するものとする。
- (2) 工事等の施工状況の確認等
- 1) 事前調査等
- 受注者は、発注者から指示があった場合、下記の事前調査業務を行い、その内容を監督員に報告するものとする。
- ① 工事基準点の指示
 - ② 既設構造物の把握
 - ③ 支給（貸与）品の確認
 - ④ 事業損失防止家屋調査の立会
 - ⑤ 工事等の受注者が行う官公庁等への届出の把握
 - ⑥ 工事区域用地の把握
 - ⑦ その他必要な事項
- 2) 工事測量等
- 受注者は、工事等の受注者が設計図書に基づいて設置した丁張及び中心線、縦断、横断、用地境界、基準高等について立会により確認を行い、結果を監督員に報告するものとする。
- 3) 施工状況の把握
- 受注者は、工事等の契約の履行状況を含め、工事等の各施工段階で、立会もしくは工事等の受注者が提出又は提示した資料により、工事等の施工状況、使用材料等が工事等の設計図書と適合しているかを必要に応じて把握する。把握した結果、工事等の設計図書と現場の状況が一致していない場合は、その場でその旨を工事等の受注者に伝えるとともに、その結果を監督員に報告するものとする。
- 4) 指定材料の確認
- 受注者は、工事の設計図書において、工事の監督員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は工事の監督員の立会のうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会又は確認を行い、結果を監督員に報告するものとする。
- 除染作業業務の場合は、受注者は、除染作業業務の設計図書において使用するものと指定された機械、材料について、品質、規格等の立会又は確認を行い、結果を監督員に報告するものとする。
- 5) 施工状況の確認（段階確認を含む）
- 受注者は、工事等の設計図書で工事等の監督員が確認又は立会うとした施工段階（段階確認を含む）において、原則として臨場により、出来形、品質、規格、数量等を確認するものとする。

確認は、工事等の設計図書に示された確認時期に工事等の受注者から確認・立会願により請求があったときに速やかに行う。確認、立会の結果は確認・立会結果書に記録し、その写しを工事等の受注者に通知するとともに、監督員に報告するものとする。

6) 建設副産物の適正処理状況等の把握

① 受注者は、建設副産物を搬出する工事等にあつては、産業廃棄物管理票等（電子マニフェストを含む）等により、適正に処理されているか把握する。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事等にあつては、工事等の受注者が作成する再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。

また、その結果を監督員に報告するものとする。

② 除染作業業務の場合は、受注者は、前号の建設副産物以外の、除染作業により発生した廃棄物・土壌等について、仮置場への搬出、運搬、搬入の各過程で適正に処理されているか把握し、結果を監督員に報告するものとする。

7) 改造請求及び破壊による確認

受注者は、工事等の受注者の施工が工事等の契約図書に適合しない事実を発見した場合で、改善の指示又は改造請求の必要があると認められるときは、内容を確認し、監督員に報告するものとする。

8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し

① 受注者は、工事等の設計図書に定められた支給材料及び貸与品について、その品名、数量、品質、規格又は性能を工事等の設計図書に基づき確認し、引渡しを行い、その結果を監督員に報告する。引渡しは書面（支給品受領書、貸与品借用書）により行う。

② 受注者は、前号の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が工事等の設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、監督員に報告し、監督員の指示により、これに代わる支給材料若しくは貸与品を引渡す等の措置をとる。

③ 工事等の完成、工事等の設計図書の変更等によって不要となった支給材料及び貸与品がある場合は、受注者は、工事等の受注者からその返還を受け、監督員に報告するものとする。返還は書面（支給品精算書、貸与品返納書）により行う。

9) 工事等の完成図書の審査・指導・助言

受注者は、工事等の受注者が作成する完成図書について指導・助言を行うとともに、工事等の受注者から提出された完成図書について、工事等の設計図書に合致しているかどうかの確認を行うものとする。

10) 関係書類の整備

受注者は、工事等の受注者から提出される書類の内容の確認を行い、必要に応じ、工事等の受注者に修正指示を行うものとする。また、工事等の受注者から提出された書類の整備を行うものとする。なお、工事等の監督員が工事等の受注者に対し提出を求めた書類についても同様とする。

(3) 円滑な施工の確保

1) 地元対応

① 受注者は、工事等の着手前に、工事等の受注者と協力して工事等の概要を地元住民に伝え、工事等に対する理解と協力を求めるものとする。

② 受注者は、地元住民等からの工事等に関する苦情、要望等に対し、速やかに調査を行い必要な措置を誠意をもって行い、その結果を監督員に報告するものとする。

③ 受注者は、標識、バリケード等、工事等の現場の保安施設の設置状況、維持管理状況を点検し、工事等の安全確保が図られているかを確認し、その結果を監督員に報告するものとする。

2) 関係機関との協議・調整

受注者は、工事等に関して、関係機関（所轄警察署、所轄消防署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署、占用物件の所有者（管理者）等）との協議・調整等のために、現地調査、支障物件調査等を行い、監督員と協議内容について調整し、必要な資料を作成するものとする。

また、監督員の求めに応じて、監督員と事前に協議した上で、関係する機関と協議を行い、その結果を監督員に報告するものとする。

(4) その他

1) 電子納品に関する協議、電子成果物の確認等

受注者は、工事等の受注者と工事等の着手前に電子納品に関する事前協議を行い、電子納品の有無、対象書類等について協議し、その結果を監督員に報告するものとする。電子納品を行う場合は、福島県電子納品運用ガイドラインの土木工事編又は営繕工事編（以下「ガイドライン」という。）に基づき実施する。また電子成果物の受領に際し、各ガイドラインに基づき電子成果物の構成及び内容の確認を行うものとする。

2) 現場発生品の処理

受注者は、工事等の現場における発生品について、規格、数量等を確認し、監督員に報告するものとする。また、監督員からその処理方法について指示を受け、工事等の受注者に指示するものとする。現場発生品の受入は、書面（現場発生品調書）により行う。

3) 臨機の措置

受注者は、災害防止、その他工事等の施工上、特に必要があると認められるときは、応急的な措置を工事等の受注者に求めるとともに、監督員にその報告を行い、工事等の受注者の行う具体的な措置方法の内容を確認し、監督員に報告するものとする。

4) 事故等に対する措置

受注者は、工事等において、施工中の事故等が発生した場合は、工事等の受注者からの報告を確認する等、速やかに状況を把握し監督員に報告する。

5) 工事等の完成検査等の立会

受注者は、工事完成・一部竣工・既済部分・中間の各検査が実施される際は、検査に立会うものとする。

3. その他

受注者は、上記各条項において工事等の契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく監督員に報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては監督員の指示により、情報の収集等を行うものとする。

第4003条 管理技術者の行う業務

管理技術者は、第1005条に示す業務のほかに、次に示す業務を実施しなければならない。

1. 工事管理

管理技術者は、対象の工事等毎に契約内容、工事等の特性、施工概要、設計変更関連資料等を把握・確認しなければならない。

第4004条 報 告

1. 現場業務日誌

受注者は、別に定める様式により次に示す事項を記入した現場業務日誌を作成しなければならない。

- (1) その日実施した業務内容及び結果
- (2) 担当技術者の業務履行状況写真
- (3) その他必要事項

2. 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、次の項目を書面（引継事項記載書）で提出するものと

発注者支援業務

する。

- (1) 業務実施にあたり留意すべき点（施工条件、沿道状況、地元との協議内容等）
- (2) 業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況

第4005条 成果物

成果物は次のとおりとする。

- (1) 現場業務日誌
- (2) 引継事項記載書

第5編 除染モニタリング業務

第5001条 業務内容

受注者は、別途特記仕様書等契約図書に定める除染作業業務について、以下に掲げる内容を行うものとする。

1. 除染モニタリング業務

受注者は、除染作業の作業前、作業段階（設計図書等で定める作業の区切り。段階確認含む。）及び作業後に除染対象箇所のモニタリングを行い、モニタリング結果資料を整理するものとする。

第5002条 成果物

成果物は以下のとおりとする。

- (1) 除染モニタリング結果資料 1式

第5003条 引き渡し前における成果物の使用

発注者は、成果物の引き渡し前であっても、成果物の全部又は一部の使用を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。

(別表-1) 現場技術業務の内容及び区分表

内 容	監 督 員	受 注 者
1. 関係機関との調整業務	◎	○
(1) 業務補助・資料作成	○	◎
(除染作業業務の場合)		
(2) 市町村との除染計画調整に係る業務補助・資料作成	○	◎
2. 設計積算業務		
(1) 現地調査	○	◎
(2) 発注図面及び数量算出		◎
(3) 積算資料作成		◎
(4) 積算データ入力		◎
(5) 特記仕様書作成	○	◎
3. 監督に関する現場技術業務		
(1) 発注に必要な資料作成等		
1) 積算・実施設計書作成	◎	
2) 起案・契約	◎	
(2) 工事等の監督		
1) 契約の履行の確保		
① 契約図書の内容の把握	○	◎
② 工事等打合せ	○	◎
③ 施工(業務)計画書(変更含む)の受理・内容の 確認	○	◎
④ 施工(作業)体制の把握	○	◎
⑤ 指示、承諾、協議、通知及び提出、届出の受理	○	◎
⑥ 関連工事等との調整		◎
⑦ 工程把握及び工事等の促進指示	○	◎
⑧ 部分使用の同意手続き及び検査の立会い	◎	○
⑨ 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	○	◎
⑩ 変更設計資料等の確認	○	◎
⑪ 変更に必要な資料作成等		◎
⑫ 変更設計書作成	◎	
⑬ 工事内容変更通知	◎	
⑭ 工事等の中止及び中止に伴う工期の延長	◎	
⑮ 一般的な損害の調査	◎	◎
⑯ 不可抗力による損害の調査	◎	◎
⑰ 第三者に及ぼした損害の調査	◎	◎
⑱ 部分払請求出来高の確認	◎	○
⑲ 工事等の関係者に関する措置請求	◎	○
⑳ 契約解除に関する必要書類作成及び措置請求	◎	○

内 容	監 督 員	受 注 者
2) 工事の施工状況の立会・確認等	○	◎
① 事前調査等	○	◎
② 測量等	○	◎
③ 作業状況の把握	○	◎
④ 使用機械・使用材料の確認	○	◎
⑤ 施工（作業）状況の確認（段階確認含む）	○	◎
⑥ 建設副産物の適正処理状況等の把握	○	◎
⑦ 改善請求及び破壊に関する確認	◎	◎
⑧ 支給材料及び貸与品の確認、引渡し		◎
⑨ 工事等の完成図書の審査・指導・助言	○	◎
⑩ 関係書類の整備	○	◎
3) 円滑な施工（作業）の確保	○	◎
① 地元対応	○	◎
② 関係機関との協議・調整	○	◎
4) そ の 他		
① 電子納品に関する協議、電子成果物の確認等	○	◎
② 現場発生品の処理	○	◎
③ 臨機の措置	◎	◎
④ 事故等に対する措置	◎	◎
⑤ 工事完成検査等の立会い	○	◎
⑥ 工事成績評定	◎	○
4. 除染モニタリング業務		
(1) 除染作業前、除染作業後のモニタリング		◎
(2) モニタリング結果資料の整理		◎

受注者◎ } 受注者が主体性をもって実施した物を監督員がチェックする事項
 監督員○ }

受注者○ } 監督員が主として実施するが、この際、受注者は監督員の指示により補助作業を行う事項
 監督員◎ }

受注者◎ } 双方共、主体性をもって実施する事項
 監督員◎ }

受注者◎ } 受注者が主体性をもって実施する事項
 監督員 }

受注者 } 受注者が主体性をもって実施する事項
 監督員◎ }

余 白

(別紙様式 第4004条関係)

※様式例であり、記載内容が網羅されている場合は任意の様式を使用することができる。

現場業務日誌(例)

年 月 日 (曜日) 天気			部 長	課 長	主任主査	監 督 員
					管理技術者	担当技術者
業 務 番 号			業 務 名			
勤 務 時 間 (現場、内業)	時 分 ~ 時 分					
実 施 業 務 内 容				結 果 措 置 等		
備 考	監督員への報告事項 工事受注者への指導助言 } 等					

※受注者の押印は不要とする

その他	
事 項	(立会、観察等の事項)
(立会、観察、現場状況等の写真を貼る)	

発注者支援業務委託執行上の運用について

発注者支援業務委託執行上の運用については下記により取り扱うものとする。

1. 発注者支援業務特記仕様書について

委託特記仕様は以下の事項を記載するものとする。

例)

1. 対象土木工事（対象除染作業業務）
2. 担当技術者の業務の範囲
3. 担当技術者詰所
4. 変更契約について

2. 担当技術者の計上基準

原則として「発注者支援業務積算基準」によるものとするが業務規模、業務内容等によりこれによりがたい場合は、適宜必要数を計上するものとする。

3. 発注者支援業務を委託する場合の土木工事の特記仕様書

土木工事の特記仕様書には、発注者支援業務委託受注者が現場監督を行う事と、配置される担当技術者の氏名及びその権限や立場を説明するものとする。

[記載例]

- (1) 本工事は、監督の補助業務を委託しているため、受注者（担当技術者）が監督員に代って現場で立会、観察又は検測等を行う場合には、その業務に関する限りにおいて監督員と同様に取扱わなければならない。
ただし、受注者（担当技術者）は、工事受注者に対する命令指示権はもたないものである。
- (2) 監督員から工事受注者に対する指示又は通知書を受注者（担当技術者）を通じて行うことがあるので、この場合は監督員から直接通知又は指示があったものと同様に取扱うものとする。
- (3) 監督員が不在の場合には、工事受注者が監督員に対して行う報告又は通知等を受注者（担当技術者）を通して行うことができるものとする。
- (4) 本工事を担当する受注者（担当技術者）の氏名は別に通知する。

4. 本工事受注者への担当技術者の通知

発注者支援業務の契約後、担当技術者を承認したら速やかに別紙様式により本工事受注者に通知するものとする。

別紙様式

	年	月	日
(工事受注者) 殿			
(契約権者)		⑩	
発注者支援業務の委託契約及び担当技術者の通知について			
年 月 日付けをもって請負契約をした次の工事について、下記のとおり、発注者支援業務の委託契約を締結し、担当技術者を定めたので通知します。			
工 事 名			
工事箇所	市 町	大字 字	地内
	郡 村		
記			
1. 受注者名			
2. 受注契約期間			
	年	月	日 ~ 年 月 日
3. 担当技術者 氏名			

〔福島県公共測量作業規程〕
付 録 集

測量機器検定基準

付録 1

測量機器検定基準

1. 適用測量分野

基準点測量（地形測量及び写真測量及び応用測量において、基準点測量に準ずる測量を含む）

2. 測量機器検定基準

2-1 セオドライト

検定項目	検 定 基 準																																		
外 観	<p><性能及び測定精度に影響を及ぼす下記の事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) さび、腐食、割れ、きず、凹凸がないこと。 2) 防食を必要とする部分にはメッキ、塗装その他の防食処理がなされていること。 3) メッキ、塗装が強固で容易にはがれないこと。 4) 光学部品はバルサム切れ、曇り、かび、泡、脈理、きず、砂目、やけ、ごみ及び増透膜のきず、むらがないこと。 																																		
構 造	<ol style="list-style-type: none"> 1) 鉛直軸、水平軸、合焦機構等可動部分は、回転及び作動が円滑であること。 2) 固定装置は確実であること。 3) 微動装置は作動が良好であること。 4) 光学系は実用上支障をきたすような歪み、色収差がないこと。 5) 気泡管は気泡の移動が円滑で、緩みがないこと。 6) 整準機構は正確で取り扱いが容易であること。 7) 本体と三脚は堅固に固定できる機構であること。 8) 十字線は、鮮明かつ正確であること。 																																		
性 能	<p><コリメータ観測による></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 水平角の精度基準（3方向を3対回2セット（0°、60°、120°及び30°、90°、150°）観測による） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>機 器 区 分</th> <th>倍 角 差</th> <th>観 測 差</th> <th>セ ッ ト 間 較 差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級セオドライト</td> <td>10"</td> <td>5"</td> <td>3"</td> </tr> <tr> <td>2 級セオドライト</td> <td>30"</td> <td>20"</td> <td>12"</td> </tr> <tr> <td>3 級セオドライト</td> <td>60"</td> <td>40"</td> <td>20"</td> </tr> </tbody> </table> 2) 鉛直角の精度基準（3方向（+30°、0°、-30°）を1対回観測による） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>機 器 区 分</th> <th>高度定数の較差</th> <th>自動補償範囲限度の較差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級セオドライト</td> <td>7"</td> <td rowspan="3">視準方向に対して補償範囲限度迄傾けて、左記較差内</td> </tr> <tr> <td>2 級セオドライト</td> <td>30"</td> </tr> <tr> <td>3 級セオドライト</td> <td>60"</td> </tr> </tbody> </table> 3) 合焦による視準線の偏位（無限遠、10m、5mの3目標を1組とし、正・反各々5組の水平角観測による） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>機 器 区 分</th> <th>許 容 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級セオドライト</td> <td>6"</td> </tr> <tr> <td>2 級セオドライト</td> <td>10"</td> </tr> <tr> <td>3 級セオドライト</td> <td>20"</td> </tr> </tbody> </table> 	機 器 区 分	倍 角 差	観 測 差	セ ッ ト 間 較 差	1 級セオドライト	10"	5"	3"	2 級セオドライト	30"	20"	12"	3 級セオドライト	60"	40"	20"	機 器 区 分	高度定数の較差	自動補償範囲限度の較差	1 級セオドライト	7"	視準方向に対して補償範囲限度迄傾けて、左記較差内	2 級セオドライト	30"	3 級セオドライト	60"	機 器 区 分	許 容 範 囲	1 級セオドライト	6"	2 級セオドライト	10"	3 級セオドライト	20"
機 器 区 分	倍 角 差	観 測 差	セ ッ ト 間 較 差																																
1 級セオドライト	10"	5"	3"																																
2 級セオドライト	30"	20"	12"																																
3 級セオドライト	60"	40"	20"																																
機 器 区 分	高度定数の較差	自動補償範囲限度の較差																																	
1 級セオドライト	7"	視準方向に対して補償範囲限度迄傾けて、左記較差内																																	
2 級セオドライト	30"																																		
3 級セオドライト	60"																																		
機 器 区 分	許 容 範 囲																																		
1 級セオドライト	6"																																		
2 級セオドライト	10"																																		
3 級セオドライト	20"																																		

2-2 測 距 儀

検定項目	検 定 基 準			
外観及び構造	前項（セオドライト）の規定を準用するものとする。			
性 能	判 定 項 目		許 容 範 囲	備 考
	基 線 長 と の 比 較	1 級	15mm	5測定（1セット） を2セット観測
		2 級	15mm	
	位相差（最大値と最小値の較差）		10mm	
基線長との比較に用いる比較基線場は、国土地理院の比較基線場又は国土地理院に登録した比較基線場とする。				

2-3 トータルステーション（以下「TS」という。）

検定項目	検 定 基 準			
外観及び構造	前項（セオドライト）の規定を準用するものとする。			
性 能	判 定 項 目	許 容 範 囲		
		1 級 TS	2 級 TS	3 級 TS
	測 角 部	1級セオドライトの性能に準ずる。	2級セオドライトの性能に準ずる。	3級セオドライトの性能に準ずる。
測 距 部	2級測距儀の性能に準ずる。	2級測距儀の性能に準ずる。	2級測距儀の性能に準ずる。	

2-4 レ ベ ル

検定項目	検 定 基 準			
外観及び構造	前項（セオドライト）の規定を準用するものとする。			
性 能	判 定 項 目	許 容 範 囲		
		1 級レベル	2 級レベル	3 級レベル
	コンペンセータの機能する範囲	6' 以上		
	視準線の水平精度（標準偏差）	0.4"	1.0"	—
	マイクロメータの精度	±0.02mm	±0.10mm	—
観測による較差	0.06mm	0.10mm	0.50mm	
レベルの種類により、該当する項目とする。				

2-5 水準標尺

検定項目	検 定 基 準		
外観及び構造	1) 湾曲がなく、塗装が完全であること。 2) 目盛線は、鮮明で正確であること。 3) 折りたたみ標尺又はつなぎ標尺は、折りたたみ面又はつなぎ面が正確で安定していること。		
性 能	許 容 範 囲		
	判 定 項 目	1 級 標 尺	2 級 標 尺
		1 級水準測量	2 級水準測量
	標尺改正数 (20℃)	50 μm/m以下	100 μm/m以下
	目 盛 幅 精 度	公称値の ±20 μm	
		3・4 級水準測量	200 μm/m以下

2-6 GPS測量機

検定項目	検 定 基 準				
外観及び構造 (受信機、アンテナ)	外観：2-1セオドライトの外観、1) から3) の規定を準用する。 構造： <ol style="list-style-type: none"> 1) 固定装置は確実であること。 2) 整準機構は正確であること。 3) 防水構造であること。 				
性 能	判 定 項 目		級 別 性 能 基 準		
			1 級		
			2 級		
	受 信 帯 域 数	GNSS 受 信 機	2 周 波	1 周 波	
		GNSS ア ン テ ナ	2 周 波	1 周 波	
	判 定 項 目		観 測 方 法 別 性 能 基 準		
			スタティック法・短縮スタティック法・キネマティック法・RTK法・ネットワーク型RTK法		
	水平成分 ΔN・ΔEの差		15mm以内		
	高さ成分 ΔUの差		50mm以内		
	測定結果との比較に用いる基準値は、国土地理院の比較基線場又は国土地理院に登録した比較基線場の成果とする。 なお、比較基線場での観測時間等は次表を標準とする。				
観 測 方 法	距 離	観測時間	使用衛星数	データ取得間隔	
			GPS	GPS 及び GLONASS	
2 周波スタティック法	10km	3 時間	5 衛星以上	6 衛星以上	30秒
1 周波スタティック法	1 km	1 時間	4 衛星以上	5 衛星以上	30秒
2 周波短縮スタティック法	200m	20分	5 衛星以上	6 衛星以上	15秒
1 周波短縮スタティック法	200m	20分	5 衛星以上	6 衛星以上	15秒
キネマティック	200m以内	10秒以上	5 衛星以上	6 衛星以上	5 秒以下
RTK法	200m以内	10秒以上	5 衛星以上	6 衛星以上	1 秒
ネットワーク型RTK法	200m以内	10秒以上	5 衛星以上	-	1 秒

検 定 項 目	検 定 基 準
性 能	①衛星の最低高度角は15度とする。 ②GPS及びGLONASSを利用できるGNSS測量機の場合は、GPS衛星及びGLONASS衛星を用いた観測及び解析処理を行うものとする。 ③GPS衛星及びGLONASS衛星を用いた観測では、それぞれの衛星を2衛星以上用いるものとする。 ④キネマティック法、RTK法、ネットワーク型RTK法の観測時間は、FIX解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。

2-7 鋼 卷 尺

検 定 項 目	検 定 基 準								
外 観 及 び 構 造	1) 目盛が鮮明であること。 2) 測定精度に影響を及ぼす、折れ、曲がり、さび等がないこと。								
性 能	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">判 定 項 目</th> <th style="width: 50%;">許 容 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セット内較差 (10 測 定)</td> <td>1 mm以内</td> </tr> <tr> <td>セット間較差 (2 セット)</td> <td>0.5mm以内</td> </tr> <tr> <td>尺 の 定 数</td> <td>15mm/50m以内 (20℃、張力98.1N (10kgf))</td> </tr> </tbody> </table> <p>基線長との比較に用いる比較基線場は、国土地理院の比較基線場又は国土地理院に登録した比較基線場とする。</p>	判 定 項 目	許 容 範 囲	セット内較差 (10 測 定)	1 mm以内	セット間較差 (2 セット)	0.5mm以内	尺 の 定 数	15mm/50m以内 (20℃、張力98.1N (10kgf))
判 定 項 目	許 容 範 囲								
セット内較差 (10 測 定)	1 mm以内								
セット間較差 (2 セット)	0.5mm以内								
尺 の 定 数	15mm/50m以内 (20℃、張力98.1N (10kgf))								

公共測量における 測量機器の現場試験の基準

付録 2

公共測量における測量機器の現場試験の基準

公共測量における測量機器の検定については、測量計画機関が測量作業機関の測量機器の検査体制を確認し、妥当と認めた場合には、測量作業機関は国内規格として定められた方式に基づいて検査（以下「現場試験」という。）を実施し、その結果を第三者機関による測量機器の検定に代えることができるものとしている。

本書は、現場試験を適切に実施するため、国内規格として定められた方式による現場試験についての基準等を示すものである。

国内規格として定められた方式とは、次に掲げる方式とし、それぞれの標準測定手順で行うこととする。

- ・ JIS B 7912-1:2004 測量機器の現場試験手順－第1部：理論
- ・ JIS B 7912-2:2006 測量機器の現場試験手順－第2部：レベル
- ・ JIS B 7912-3:2006 測量機器の現場試験手順－第3部：セオドライト
- ・ JIS B 7912-4:2006 測量機器の現場試験手順－第4部：光波測距儀
- ・ JIS B 7912-8:2010 測量機器の現場試験手順－第8部：GNSS（RTK）

国内規格として定められた方式で、測量機器の検定に代える場合は、下記の事項により実施し、実施した事項についてすべて記録し、測量計画機関に提出するものとする。

1. 国内規格として定められた方式で測量機器の現場試験は、測量士が行うものとする。
2. 現場試験を行う測量機器は、定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検査をすること。また、国家標準がない場合は、校正又は検査に用いた基準を明確にした上で、同様に校正又は検査をすること。測量機器周辺機器（温度計等）についても同様に校正又は検査をすること。
3. 現場試験を行う前には、付録1により、外観・構造について点検を行い良好であることを確認する。また、光波測距儀においては、標準測定手順に定められている、スケール誤差を除去するために、事前に周波数カウンタで光波測距儀の変調周波数を点検しておかなければならない。

なお、現場試験手順での測定単位及び再測（較差の範囲）等の基準は、第2編基準点測量編の規定に準ずるものとする。

4. 現場試験で得られた測量機器の良否の判定は、式A、B、Cについて比較し、式A、Bについては、標準偏差が全てを満たした測量機器は公共測量に使用できるものとする。式Cについては、定期的間隔の校正により得られた数値と比較し本付録を基に確認する。

A：現場試験で得られた標準偏差Sは、あらかじめ決められた値より小さいか。

B：現場試験で得られた二つの異なったサンプルから得られた標準偏差（ S_1^2 及び S_2^2 ）は、自由度が同じと仮定した場合、同じ母集団に属するか。

C：ゼロ点補正量 δ は、ゼロに等しいか。

*二つの異なったサンプルとは、

- ① 機器は同一だが、異なる観測者による二つの測定サンプル
- ② 機器は同一だが、異なる時間帯による二つの測定サンプルを言う

現場試験においては、必ず1台の機器について、①及び②について、どちらかの方式で測定をしなければならない。

5. 観測で得られた標準偏差の良否の判定を行うための計算に使用する数値・式は、以下のとおりとする。

① 定数 σ について

統計的手法で得られた数値とし下記の表の単位とする。ただし、GNSS (RTK) の値は、公称測定精度とする。

(測量機器の区分は、別表1による。)

機 器 レ ベ ル		区 分		
		1 級	2 級	3 級
セオドライト (水平角・鉛直角)		2.0	5.0	10.0
光波測距儀		3.0		
GNSS (RTK)	水 平 位 置	10.0		
	高 さ	20.0		

例：1級レベルであれば $\sigma = 0.4$ 1級セオドライトであれば $\sigma = 2.0$

② 標準偏差の判定式 (JIS測量機器の現場試験手順に記載されている計算式より)

レベル

$$A : S \leq \sigma \times 1.19$$

$$B : 0.52 \leq \frac{S_1^2}{S_2^2} \leq 1.91$$

$$C : |\delta| \leq S \times 0.64$$

セオドライト

$$A : S \leq \sigma \times 1.20$$

$$B : 0.49 \leq \frac{S_1^2}{S_2^2} \leq 2.02$$

$$C : |\delta| \leq S \times 0.30 \quad \dots \text{ (C式については、鉛直角についてのみ行う)}$$

光波測距儀

$$A : S \leq \sigma \times 1.30$$

$$B : 0.34 \leq \frac{S_1^2}{S_2^2} \leq 2.98$$

$$C : |\delta - \delta_0| \leq S \times 0.96$$

S_1^2 : 測定サンプル1から求めた標準偏差

S_2^2 : 測定サンプル2から求めた標準偏差

GNSS (RTK)

- A : ① $S \leq \sigma \times 1.15 \dots$ 水平位置
 ② $S \leq \sigma \times 1.22 \dots$ 高さ
 B : ① $0.59 \leq (S_1^2/S_2^2) \leq 1.70 \dots$ 水平位置
 ② $0.47 \leq (S_1^2/S_2^2) \leq 2.13 \dots$ 高さ
 C : δ は、比較しない。

6. 検定と同等な検査を行ったとする場合に計画機関に提出すべき書類

第三者機関による測量機器の検定に代え、測量作業機関が測量機器の現場試験を国内規格として定められた方式を実施することで、検定と同等な検査を行ったこととする場合に計画機関に提出すべき書類は以下の a～e までの要求事項に基づき提出する。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者機関による測量機器の検定と同等な検査を行ったとする、正当性を保証するために行う事項
<p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検査を行う。標準が存在しない場合には、校正又は検査に用いた基準を記録する。</p> <p>b) 機器の調整をする。又は必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態が明確にできる識別をする。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取り扱い、保守、保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録すること。組織は、その機器及び影響を受けた製品に対して、適切な処置をとること。校正及び検証の結果の記録を維持すること。</p> <p>規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認すること。この確認は、最初に使用するのに先立って実施すること。また、必要に応じて再確認すること。</p>

具体的には以下の書類を機器毎に提出する。(温度計等についても同様とする。)

- 6-1. 国際標準又は国家標準との間にトレース可能な装置により、定期的間隔又は作業開始毎の校正結果及び国家標準がない場合の校正に用いた基準と校正検査結果
- ・ 測量機器検定装置管理規定
 - ・ 測量機器検定装置管理手順書
 - ・ 測量機器検定装置校正検査記録
 - ・ 測量機器規定
 - ・ 測量機器手順書
 - ・ トレーサビリティ体系図
- 6-2. 付録1による外観・構造についての点検結果
- 6-3. 国内規格として定められた方式による測量機器の現場試験結果
- ・ 現場試験観測手簿
 - ・ 現場試験結果

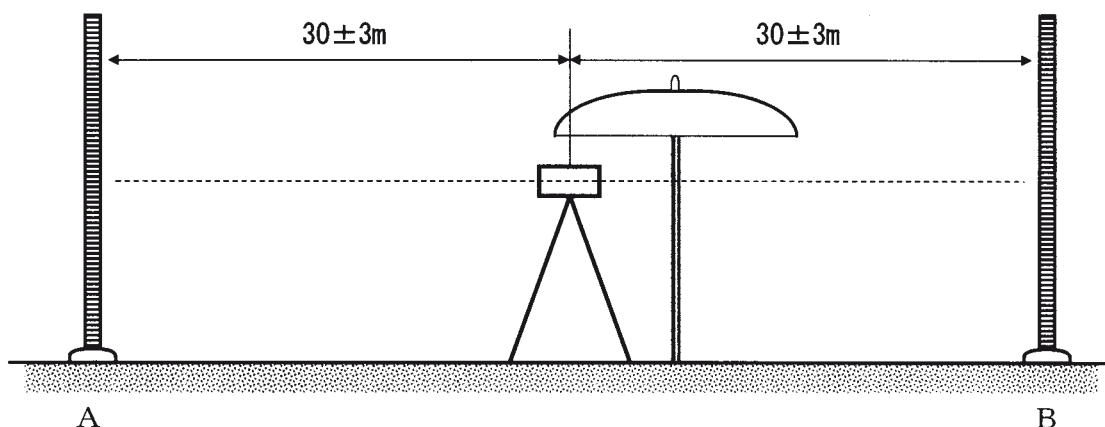
7. 現場試験観測方法（詳細については、JIS B 7912-* : 2006 測量機器の現場試験手順による）

7-1. レベル

観測は、前視、後視を1組として、レベルの高さを1組ごとに換え、後視、前視の順に10組測定し、次に前視、後視の順に10組の測定を行い1回の観測とする。A、Bの標尺を入れ替え1回目と同様に観測を行う。2回の観測を1セット（ S_1 ）とし、観測者又は観測時間を変え、同様に第2セット（ S_2 ）の観測を行う。

高低差の標準偏差及び高低差により、 σ （標尺のゼロ点オフセット）及び標準偏差を求め、式A、B、Cにおいて判定を行う。

レベル観測図



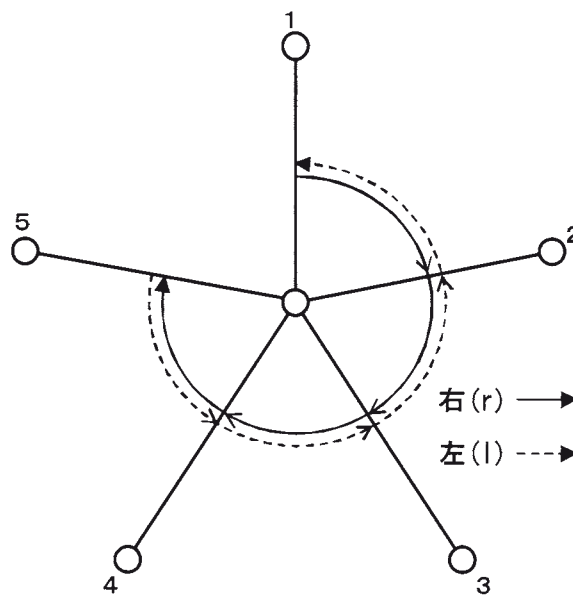
7-2. セオドライト（水平角）

観測は、観測点1点と目標点5点とし、観測点、目標点の比高差が少なく、各目標点までの距離はおおよそ150m~200m、各目標点の角度が均一となるような場所で行う。

5方向3対回（ 0° 60° 120° ）の観測を1回（ S_{11} ）とし、同様に4回（ S_{11} ~ S_{14} ）の観測を行い1セットとする。

観測者又は観測時間を変え、同様に第2セット（ S_{21} ~ S_{24} ）の観測を行う。

それぞれのセットについて、1回の観測毎に標準偏差（ S_{11}^2 ~ S_{14}^2 ）を求め、4回の平均値を第1セット標準偏差（ S_1^2 ）とする。同様に第2セットにおいても、1回の観測毎に標準偏差（ S_{21}^2 ~ S_{24}^2 ）を求め、4回の平均値を第2セット標準偏差（ S_2^2 ）とし、式A、Bにおいて判定を行う。



セオドライト（水平角）観測図（1対回）

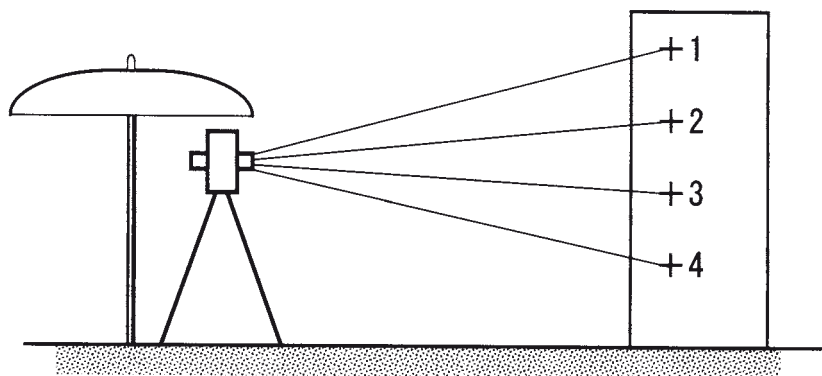
7-3. セオドライト（鉛直角）

4方向3対回の観測を1回（ S_{11} ）とし、同様に4回（ S_{11} ~ S_{14} ）の観測を行い1セット（ S_1 ）とする。観測者又は観測時間を変え、同様に第2セット（ S_{21} ~ S_{24} ）の観測を行い2セット（ S_2 ）とする。

それぞれのセットについて、1回の観測毎に標準偏差（ S_{11}^2 ~ S_{14}^2 ）を求め、4回の平均値を第1セッ

ト標準偏差 (S_1^2) とする。

同様に第2セットにおいても、1回の観測毎に標準偏差 (S_2^2 1~ S_2^2 4) を求め、4回の平均値を第2セット標準偏差 (S_2^2) とし、式 A, B, C により判定を行う。



セオドライト (鉛直角) 観測図

7-4. 光波測距儀

標準測定手順における測定基線の条件設定を以下のとおりとして7点の位置を決定する。

*例：基線長全長 (L) 600mで波長 λ が15Mhz (20m) の場合

$$bo = \frac{L - 6.5 \times \lambda}{15} \quad bo = \frac{600 - 6.5 \times 20}{15} = 31.33 \neq 30$$

$$\beta = \mu \times 10m = 30 \text{ (31.33mに近い10m単位の数)}$$

$$\gamma = 20m / 72 = 0.2778m$$

以上の値を用いて6点間の距離を求める。

$$\beta \ 30.00 \quad L_1 = \lambda + \beta + 3\gamma = 50.833$$

$$\lambda \ 20.00 \quad L_2 = \lambda + 3\beta + 7\gamma = 111.945$$

$$\gamma \ 0.28 \quad L_3 = \lambda + 5\beta + 11\gamma = 173.056$$

$$L_4 = \lambda + 4\beta + 9\gamma = 142.500$$

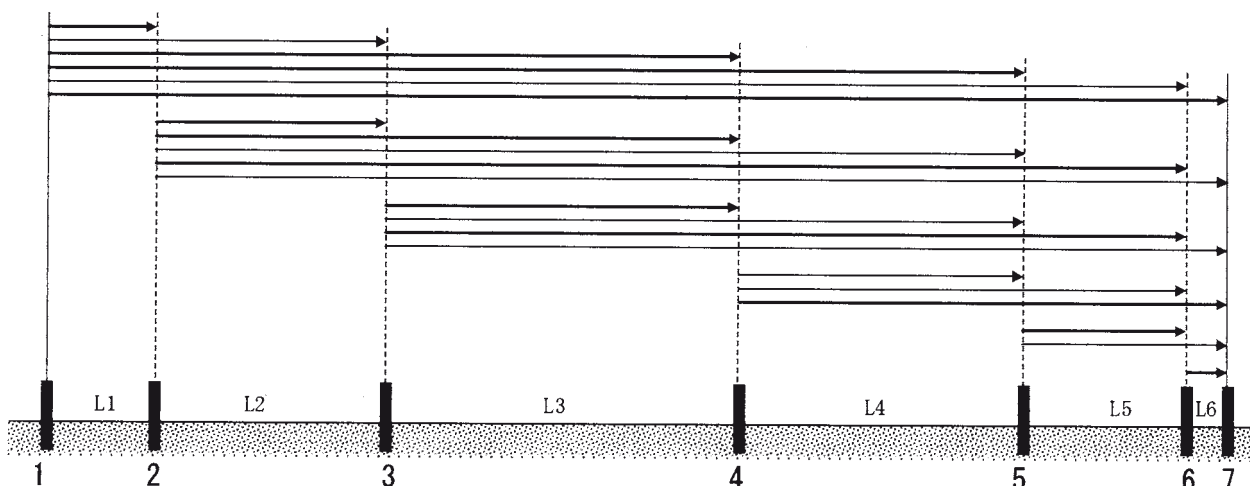
$$L_5 = \lambda + 2\beta + 5\gamma = 81.389$$

$$L_6 = \lambda + \gamma = 20.278$$

$$L = 6\lambda + 15\beta + 36\gamma = 580.001$$

基線長決定後、21区間全ての測定を下図のとおりに行い第1セット (S_1) とする。観測者又は観測時間を変え第2セット (S_2) の観測を行う。各セットで得られた標準偏差 (S_1^2 , S_2^2) 及びゼロ点補正量から、式 A, B, C により判定を行う。

測距儀 (7点法) 観測図



7-5. GNSS測量機 (RTK法)

RTK法は、固定局と移動局で同時に観測を行い、無線装置等を利用して固定局と移動局の観測データを組み合わせて即時に基線解析を行う。

観測点は、固定局1点（既知点の使用も可）及び移動局2点を設置する。移動局間の距離は、2m以上20m以内とし、移動局間の水平距離及び高低差は、RTK法以外の測定方法で3mm以上の精度で決定して、それを基準値とする。

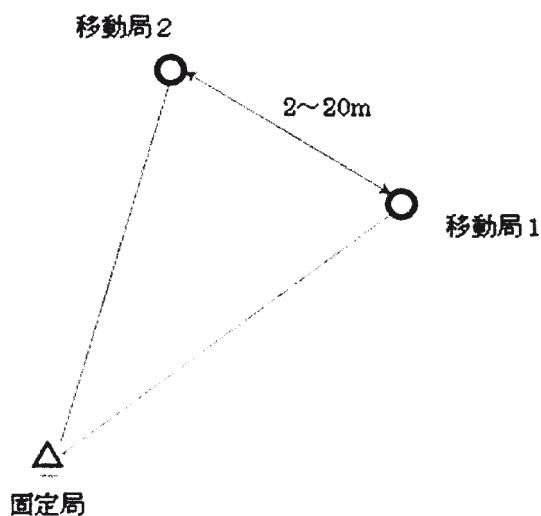
RTK法による観測は、固定局を基準として移動局1及び移動局2におけるセットの観測を1組として、3組の観測を行う。各セット内の観測は、移動局1及び移動局2においてそれぞれ観測するものとする。連続する1セットから5セットにおいて各セットの観測時間の間隔は約5分とし、各組の観測時間の間隔は少なくとも90分の間隔をおかなければならない。

測定した3組のすべての水平距離と高低差を基準値と比較し、偏差が式(1)及び式(2)を満足することを確認する。

$$\text{水平距離の偏差} \leq 2.5 \times \sqrt{2} \times \sigma \dots\dots(1)$$

$$\text{高さの偏差} \leq 2.5 \times \sqrt{2} \times \sigma \dots\dots(2)$$

また、3組のすべての測定値を用いて、移動局1から移動局2の各座標成分（x、y）及び高さ（h）の標準偏差及び1測点の水平位置及び高さの標準偏差を求め、その標準偏差から、A、Bにより判定を行う。



観測局の配置図

- 参考資料： JIS B 7912-1:2004 測量機器の現場試験手順—第1部：理論
 JIS B 7912-2:2006 測量機器の現場試験手順—第2部：レベル
 JIS B 7912-3:2006 測量機器の現場試験手順—第3部：セオドライト
 JIS B 7912-4:2006 測量機器の現場試験手順—第4部：光波測距儀
 JIS B 7912-8:2010 測量機器の現場試験手順—第8部：GNSS (RTK)

測量成果檢定基準

測量成果検定基準

測量分野	作業種別	測量成果及び資料	検定基準	
基準点測量	基準点測量	観測手簿	規定内のもの	
		観測記簿	転記数値、計算等の誤りの有無	
		計算簿	計算等の誤りの有無及び計算プログラムの適否	
		点の記	記載様式、内容の誤りの有無	
		成果表	記載様式、数値等の誤りの有無	
		成果数値データ	入力データの誤りの有無	
		基準点網図	規定に基づく記載等の適否	
		精度管理表/品質評価表	規定に基づく許容範囲等の適否	
		点検測量簿	規定内のもの	
		平均図	規定内のもの	
		メタデータ	記載様式、内容の誤りの有無	
		電子納品成果物（CD-R等）	電子納品要領に基づく格納の内容の誤りの有無	
	その他の資料	規定に基づく記載等の適否		
	水準測量	水準測量	観測手簿	規定内のもの
			計算簿	計算等の誤りの有無及び計算プログラムの適否
			点の記	記載様式、内容の誤りの有無
			観測成果表及び平均成果表	記載様式、数値等の誤りの有無
			成果数値データ	入力データの誤りの有無
			水準路線図	規定に基づく記載等の適否
			精度管理表/品質評価表	規定に基づく許容範囲等の適否
			点検測量簿	規定内のもの
			平均図	規定内のもの
メタデータ			記載様式、内容の誤りの有無	
電子納品成果物（CD-R等）	電子納品要領に基づく格納内容の誤りの有無			
その他の資料	規定に基づく記載等の適否			

測量分野	作業種別	測量成果及び資料	検 定 基 準
数 値 地 形 図 デ ータ 作 成 等	空中写真撮影	密着印画又は数値写真	規定内又は後続作業への支障の有無
		標定図	規定に基づく記載等の適否
		同時調整成果表 (外部標定要素成果表)	規定に基づく制限等の適否
		撮影記録	規定に基づく記載等の適否
		精度管理表/品質評価表	品質要求に基づく評価結果の適否
		メタデータ	記載様式、内容の誤りの有無
		その他の資料	規定に基づく記載等の適否
	数 値 地 形 図 デ ータ 作 成	数値地形図データファイル	規定内のもの
		数値地形図データファイル出力図	〃
		精度管理表/品質評価表	品質要求に基づく評価結果の適否
		メタデータ	記載様式、内容の誤りの有無
		その他の資料	規定に基づく記載等の適否
	写 真 地 図 の 作 成	写真地図データファイル出力図	規定内のもの
		数値地形モデルファイル出力図	〃
		精度管理表/品質評価表	品質要求に基づく評価結果の適否
		メタデータ	記載様式、内容の誤りの有無
		その他の資料	規定に基づく記載等の適否
	航 空 レ ー ザ 測 量	数値地形図データファイル	規定内のもの
		数値地形図データファイル出力図	〃
		フィルタリング点検図	〃
		精度管理表/品質評価表	品質要求に基づく評価結果の適否
		メタデータ	記載様式、内容の誤りの有無
		その他の資料	規定に基づく記載等の適否
	地 図 編 集	基図データ及び編集原データ等 出力図	規定内のもの
		精度管理表/品質評価表	品質要求に基づく評価結果の適否
		メタデータ	記載様式、内容の誤りの有無
		その他の資料	規定に基づく記載等の適否
	基 盤 地 図 情 報 作 成	基盤地図情報又は数値地形データ	規定内のもの
数値地形図データ出力図		〃	
精度管理表/品質評価表		品質要求に基づく評価結果の適否	
メタデータ		記載様式、内容の誤りの有無	
その他の資料		規定に基づく記載等の適否	

- 注：1) “規定内のもの”とは、修正可能な軽微な誤り等を含む。
 2) 製品仕様書等に特別の定めがある場合又は上表と異なる作業手法による場合は、上表を適宜変更して適用する。
 3) 数値地形図データ作成等における標定点測量は基準点測量、簡易水準測量は水準測量を準用し、その他本表にない修正測量、現地測量等は、当該の作業種別を準用する。
 4) 応用測量においては、該当する作業種別を準用する。
 5) 数値地形図データ作成等において、当該の規定以外の方法で行う場合は、すべてJPGISに準拠する。
 6) 数値地形図データ作成等における電子納品（電磁的記録）については、製品仕様書等で指示のある場合に実施する。

標 準 様 式

掲載の様式において、受注者の押印を不要とする。

「印」等の記載がある様式において、押印しない場合は「印」等の記載、押印欄を削除すること。ただし、未削除であっても受理する。

なお、文書の改ざん防止・真正性確保のための押印は任意とし、押印しないことを強制するものではない。

1. 精 度 管 理 表

基準点測量精度管理表

様式第 1-1-1

基準点測量精度管理表 その 1-2

作業名	地区名	計画機関名	作業機関名	作業班長	④
目的	期間	作業量	主任技術者		④

路線番号	測点番号	路線長	内角数	辺数	点検計算			厳密網平均計算			摘要		
					水平位置		標高	再測数	新点位置の標準偏差 (m)			標高	許容範囲
					閉合差	許容範囲			閉合差	許容範囲			

測点番号	点検測量					
	距離		水平角		鉛直角	
	点検値	採用値	比較差	点検値	採用値	比較差

主要機器名称及び番号	
種別	数量
永久標識の種類等	
埋設様式	
特記事項	

用紙の大きさはA4判とする。

基準点測量精度管理表 その 1-3

作業名	地区名	計画機関名	作業機関名	作業班長	④
目的	期間	作業量	主任技術者	④	

路線番号	測点番号	路線長	内角数	辺数	点検計算				再測数	偏心	厳密網平均計算				摘要
					水平位置		標高				新点位置の標準偏差 (m)		新点位置の標準偏差 (m)		
					閉合差	許容範囲	閉合差	許容範囲			水平	許容範囲	標高	許容範囲	

測点番号	点検測量														
	距離		離		水平角		鉛		直角						
	点検値	採用値	較差	採用値	較差	点検値	採用値	較差	採用値	較差					

簡易網平均計算						
路線番号	方向角 (")	許容範囲 (")	座標差 (cm)	許容範囲 (cm)	高低差 (cm)	許容範囲 (cm)

用紙の大きさはA4判とする。

基準点測量精度管理表 その2

作業名	地区名	計画機関名	作業機関名
目的	期間	作業量	主任技術者
			㊦
			作業班長
			㊦

基線解析		仮定三次元網平均				三次元網平均計算	
		測点名	辺長 (斜距離)	ΔX 又は方位角 偏差 許容範囲	ΔY 又は斜距離 偏差 許容範囲	ΔZ 又は楕円体比高 偏差 許容範囲	斜距離の偏差 偏差 許容範囲
自：	至：						

新点位置の標準偏差		点検測量	
新点名	水平位置	測点名	セッション番号
	標準偏差 許容範囲		採用値 ($\Delta X, \Delta Y, \Delta Z$)
		自：	至：
			較差 (dN, dE, dU)
			許容範囲

主要機器名称及び番号	
種別	数量
種別	埋設様式
永久標識の種別等	
特記事項	

用紙の大きさはA4判とする。

水準測量精度管理表

作業名	地区名	計画機関名	作業機関名	作業班長	⑩
目的	期間	作業量	主任技術者	⑩	

環番号	距離	閉合差	制限	観測者	距離	鎖部数	観測者毎標準偏差	正の回数	負の回数	零の回数	正の総和	負の総和	摘要	特記事項
				往復差から求めた全線の1km当たりの標準偏差										単位重量当たりの観測の標準偏差

主要機器名称及び番号	観測線区	再測率			
		点間	距離	点検値	採用値
永久標識種別等					

用紙の大きさはA4判とする。

地形測量及び写真測量精度管理表

標定点設置精度管理表

地区名		作業量	作業機関名		主任技術者	社内検査者
					印	印
点名	測量方式	平均法	座標較差(最大)		高低の誤差 又は較差 (最大)	内角の閉合差 方向角の較差 (最大)
			X	Y		
			m	m	m	
使用機械					備 考	

用紙の大きさはA4判とする。

注1. 測量方式は、結合多角、単路線等を記入する。

注2. 平均法は、厳密水平（高低）網、簡易水平（高低）網又は三次元網平均等を記載する。

簡易水準測量精度管理表

作業名又は地名		作業量		作業機関名		主任技術者		社内検査者	
		点				印		印	
路線番号	距離	閉合差の 許容範囲	閉合差	路線番号	距離	閉合差の 許容範囲	閉合差		
	km	mm	mm		km	mm	mm		
使用機器						備考			

用紙の大きさはA4判とする。

注 閉合差の制限は、 $50\text{mm}\sqrt{S}$ （既知点から既知点までの閉合差）、 $40\text{mm}\sqrt{S}$ （環閉合差）により算出する。
 Sは観測距離（片道、km単位）とする。

残存縦視差の測定 (mm)

1 +	2 +	3 +	4 +	5 +
6 +	7 +	8 +	9 +	10 +
11 +	12 +	13 +	14 +	15 +
16 ○+ 主点	17 +	18 +	19 +	20 +○ 主点
21 +	22 +	23 +	24 +	25 +
26 +	27 +	28 +	29 +	30 +
31 +	32 +	33 +	34 +	35 +

- 注 1. 残存縦視差の測定位置は、主点基線を軸として密着写真上で横 2 cm、縦 3 cm の間隔を標準とする。
2. 出力データと対比できるように、測点番号を明記する。また、縦視差が制限を超えた地点は、その大きさを明記する。

用紙の大きさは A 4 判とする。

細部測量・地形補備測量・地図編集・数値編集・数値編集・数値編集 現地補測・補測編集・数値地形図データ作成 精度管理表

作業名又は地区名		図名又は図面番号		縮尺		作業量		作業期間		作業機関名		主任技術者		社内検査者	
								自 年 月 日 至 年 月 日				印		印	
項	目	項	目	項	目	項	目	項	目	項	目	項	目	項	目
境界等 (11**)	種類 形状	公共施設	形状 (41**)	諸地 (621*)	区域形状										
道路 (210*)	道路記号・道幅 形状	その他	記念碑等 (420*) 消火栓 (421*) 噴水・井戸 (422*) タンク・高塔 (423*) 灯台 (424*) 観測所 (425*) 輸送管 (426*)	場 (622*,3*)	記号の種類										
道路 施設	橋 (220*) 階段・トンネル (221*) 構造物 (222*) 側溝・並木 (223*) 道路標識等 (224*) 付属物 (225*,6*)	小 物 体		植生 (63**)	植生境界等形状										
鉄道 (23**)	記号及び軌道幅 形状	水 部	形状 (51**) 棧橋 (520*) 護岸 (521*) 滝・水門 (522*) 水制 (523*) 流水方向 (524*) 距離標 (525*) 人工斜面 (610*) 被覆 (611*) 法面保護 (612*) さく (613*) へい (614*)	等高線 (71**)	形状										
鉄道 施設	橋・トンネル (240*,1*) 雪覆い等 (242*)	水 部 構 造 物		変形地 (72**)	種類										
建物 (30**)	種類 形状	法 面 構 造		基準点 (73**)	位置・種類										
建物付属物 (34**)	種類 位置	法 面 構 造		注	行政名										
建物記号 (35**)	種類 位置	法 面 構 造		記	居住地名										
公共施設	種類	法 面 構 造			交通施設										
		法 面 構 造			建物等										
		法 面 構 造			小物体										
		法 面 構 造			水部等										
		法 面 構 造			土地利用										
		法 面 構 造			地形等										

用紙の大きさは A 4 判とする。

- 注 1. 各工程作業ごとに、該当する項目を選んで図面単位に作成する。該当しない項目欄には斜線で抹消する。
2. 各項目の脱落、誤記等は点検紙に基づいて集計し、その個数を記載する。
3. ※印欄は、現地調査、地形補備測量及び現地補測作業の場合記載しない。
4. (***) は、取得分類コードを示す。

様式第 1-14

数 値 図 化 精 度 管 理 表

図郭及びモデルの範囲

地区名	地図情報レベル	自	年	月	日
図名又は図葉番号	作業量	至	年	月	日
モ デ ル 番 号	1	2	3	4	5
図 化 機 名					
作 業 員					
作業機関名	主任技術者	社内検査者			
	印	印			

モ デ ル 番 号	写 真 番 号	対 地 標 定 記 録 (上段：基準点、下段：パスポイント等)	平 面 位 置 の 標 定 残 差 (mm)*					標 定 使 用 点 数 上段：平面 下段：標高	接 合 の 良 否 上段：モデル間 下段：図郭間
			制限以内	0.1以内	0.2以内	0.3以内	0.5以内		
1									
2									
3									
4									
5									

モ デ ル 番 号	図 式 分 類 (図化漏れ数、誤コード数)														備 考					
	境界等 ル号 (11**)	道 路 施 設 (21**)	道 路 施 設 (22**)	道 路 施 設 (23**)	鉄 道 施 設 (24**)	建 物 建 設 (30**)	建 物 付 属 物 (34**)	建 物 記 号 (35**)	公 共 施 設 (41**)	其 他 小 物 体 (42**)	水 部 水 部 (51**)	水 部 構 造 物 (52**)	水 部 構 造 物 (61**)	諸 場 地 面 囲 囲 (62**)		地 地 地 地 (63**)	植 生 (71**)	等高線 (72**)	変形地 基準点 (73**)	注 記 (81**)
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				

用紙の大きさはA4判とする。

注1. * 平面位置の標定残差は第178条第4項で規定する各地図情報レベルの許容誤差で判断する。
 2. 図葉単位に作成する。

数値地形図データファイル精度管理表

作業名又は地区名		図郭名又は図郭識別番号		地図情報レベル		作業量		作業期間		作業機関名		主任技術者		社内検査者																
								自 年 月 日 至 年 月 日				印		印																
項目	細目	範囲	論理	目視	項目	細目	範囲	論理	目視	項目	細目		範囲	論理	目視															
											座標系	座標系																		
ファイル形式	レコード長	ファイルごと			レコード記述内容	座標系	レコードごと			レコード	注	字隔	レコードごと																	
	文字コード		計画機関名	線号		注記		座標	データの重複																					
	記述書式		図郭識別番号	内容記述		座標		方向性	属性		方向性	取得分類																		
	格納方式		図郭名称	図郭情報レベル		座標		タイトル名	座標値の単位		作成年月	現地調査年月		入力機器名	公共測量承認番号	測地成果識別コード	図郭識別コード	交換手法識別コード	作業機関名	撮影コース番号	撮影年月	写真縮尺	写真枚数	写真番号	取得年月	数値化区分				
	ラベル		図郭	座標値の単位		作成年月		現地調査年月	入力機器名		公共測量承認番号	測地成果識別コード		図郭識別コード	交換手法識別コード	作業機関名	撮影コース番号	撮影年月	写真縮尺	写真枚数	写真番号	取得年月	数値化区分	要	要素	取得年月	数値化区分			
	ファイル全体		図郭	座標値の単位		作成年月		現地調査年月	入力機器名		公共測量承認番号	測地成果識別コード		図郭識別コード	交換手法識別コード	作業機関名	撮影コース番号	撮影年月	写真縮尺	写真枚数	写真番号	取得年月	数値化区分	要	要素	取得年月	数値化区分			
レコード間相互関係	図郭レコード	ファイルごと			レコード記述内容	座標系	レコードごと			レコード	注	字隔	レコード																	
	要素レコード		計画機関名	線号		注記		座標	データの重複																					
	グリッドレコード		図郭識別番号	内容記述		座標		方向性	属性		方向性	取得分類		情報分類	レコードタイプ	使用データタイプ	方向規定区分	座標次元区分	グループ処理	転位処理フラグ	間断処理フラグ	数値化区分	図形区分	実データ区分	精度区分	注記区分	転位区分	間断区分	属性区分	縦横区分
	2・3次元座標レコード		図郭	座標値の単位		作成年月		現地調査年月	入力機器名		公共測量承認番号	測地成果識別コード		図郭識別コード	交換手法識別コード	作業機関名	撮影コース番号	撮影年月	写真縮尺	写真枚数	写真番号	取得年月	数値化区分	要	要素	取得年月	数値化区分			
	要素数		図郭	座標値の単位		作成年月		現地調査年月	入力機器名		公共測量承認番号	測地成果識別コード		図郭識別コード	交換手法識別コード	作業機関名	撮影コース番号	撮影年月	写真縮尺	写真枚数	写真番号	取得年月	数値化区分	要	要素	取得年月	数値化区分			
	レコード数		図郭	座標値の単位		作成年月		現地調査年月	入力機器名		公共測量承認番号	測地成果識別コード		図郭識別コード	交換手法識別コード	作業機関名	撮影コース番号	撮影年月	写真縮尺	写真枚数	写真番号	取得年月	数値化区分	要	要素	取得年月	数値化区分			
レコード間相互関係	要素レコード	レコードごと			レコード記述内容	座標系	レコードごと			レコード	注	字隔	レコード																	
	要素レコード		計画機関名	線号		注記		座標	データの重複																					
	グリッドレコード		図郭識別番号	内容記述		座標		方向性	属性		方向性	取得分類		情報分類	レコードタイプ	使用データタイプ	方向規定区分	座標次元区分	グループ処理	転位処理フラグ	間断処理フラグ	数値化区分	図形区分	実データ区分	精度区分	注記区分	転位区分	間断区分	属性区分	縦横区分
	要素レコード		図郭	座標値の単位		作成年月		現地調査年月	入力機器名		公共測量承認番号	測地成果識別コード		図郭識別コード	交換手法識別コード	作業機関名	撮影コース番号	撮影年月	写真縮尺	写真枚数	写真番号	取得年月	数値化区分	要	要素	取得年月	数値化区分			
	グリッドレコード		図郭	座標値の単位		作成年月		現地調査年月	入力機器名		公共測量承認番号	測地成果識別コード		図郭識別コード	交換手法識別コード	作業機関名	撮影コース番号	撮影年月	写真縮尺	写真枚数	写真番号	取得年月	数値化区分	要	要素	取得年月	数値化区分			
	要素レコード		図郭	座標値の単位		作成年月		現地調査年月	入力機器名		公共測量承認番号	測地成果識別コード		図郭識別コード	交換手法識別コード	作業機関名	撮影コース番号	撮影年月	写真縮尺	写真枚数	写真番号	取得年月	数値化区分	要	要素	取得年月	数値化区分			

注 1. データファイル単位で作成する。
 2. 該当しない項目欄は斜線で抹消する。

用紙の大きさはA4判とする。

様式第 1 - 16

写真地図作成精度管理表

世界測地系

作業名	作業機関名		主任技術者		社内検査者	
地区名	図郭名	作業期間	自	年	月	日
		作業期問	至	年	月	日

写真地図データファイル

数値地形モデル

番号	測定値		検	測 値		残 差	番号	平面位置		測定値	検 測 値	残 差
	x	y		X	Y			Z	Z			
1			X				1					
2			X				2					
3			X				3					
4			X				4					
5			X				5					
6			X				6					
7			X				7					
8			X				8					
9			X				9					
10			X				10					
11			X				11					
12			X				12					
13			X				13					
14			X				14					
15			X				15					
16			X				16					
17			X				17					
18			X				18					
19			X				19					
20			X				20					
21			X				21					
22			X				22					
23			X				23					
24			X				24					
25			X				25					
色 調	歪 み	写真接合	図郭接合	平均値	最大値	標準偏差	地図情報レベル		平均値	最大値	標準偏差	
							許容範囲					
							水平位置(標準偏差)					
							標高点(標準偏差)					

注 点検箇所数は21点以上を原則とする。

用紙の大きさはA4判とする。

グラウンドデータ作成作業精度管理表

作業地区名	作業量	作業量 km ²	作業機関名	印
			主任技術者	
			社内検査者	

図名	フィラタリ			グの点検記録				備考	
	交通施設	建物等	小物体	水部等	植生	その他			
	道路施設等	鉄道施設等	移動物体						

注1：表は地図情報レベル5000単位でまとめて、地図情報レベル2500単位に記録する。

注2：フィラタリングの点検記録は、不処理の数を面単位で記載する。

用紙の大きさはA4判とする。

グリッドデータ作成作業精度管理表

作業地区名	作業量	作業機関名	主任技術者	印
			社内検査者	印
			km ²	

図名	グリッドデータ作成作業の点検記録				備考
	標高値の誤り	グリッドの不備	属性データの不備	接合の不備	

注1：地図情報レベル5000単位でまとめて、地図情報レベル2500単位に記録する。
 注2：点検記録は、不処理の数を記載する。
 用紙の大きさはA4判とする。

数値地形図データファイル作成作業精度管理表

作業地区名	作業機関名		印
地図情報レベル 2500図名	作業量		
	主任技術者	社内検査者	

項目	数値地形図データファイル作成作業の点検記録								備考
	ポイント図形 ファイル構造 の良否	ポイント属性 ファイル構造 の良否	ヘッドフォーマットの良否	テキストフォーマットの良否	ポイント図形 ファイル構造 の良否	ポイント属性 ファイル構造 の良否	ポリゴン図形 ファイル構造 の良否	ポリゴン図形 ファイル構造 の良否	
オリジナルデータ									
グラウンドデータ									
グリッドデータ									
水部ポリゴンデータ									

注1：点検記録は、不処理の数を記載する。
用紙の大きさはA4判とする。

応用測量精度管理表

路線測量精度管理表

仮BM設置測量精度管理表・・・水準測量に準ずる

詳細測量精度管理表・・・・・・縦断測量、地形測量及び写真測量に準ずる

河川測量精度管理表

- 距離標設置測量精度管理表・・・中心線測量に準ずる
- 水準基標測量精度管理表・・・水準測量に準ずる
- 定期縦断測量精度管理表・・・縦断測量に準ずる
- 定期横断測量精度管理表・・・横断測量に準ずる
- 法線測量精度管理表・・・・・・・・中心線測量に準ずる
- 海浜測量精度管理表・・・・・・・・横断測量及び地形測量に準ずる

用地測量精度管理表

用地実測図精度管理表・・・地形測量及び写真測量に準ずる
用地平面図精度管理表・・・地形測量及び写真測量に準ずる

2. 品質評価表

各測量共通

品質評価表 個別表

データ品質適用範囲				
品質要素		品質要求	品質評価方法	品質評価結果
完全性	過剰			
	漏れ			
論理一貫性	書式一貫性			
	概念一貫性			
	定義域一貫性			
	位相一貫性			
位置正確度	絶対又は外部 正確度			
	相対又は内部 正確度			
	グリッドデータ 位置正確度			
時間正確度	時間測定正確度			
	時間一貫性			
	時間妥当性			
主題正確度	分類の正しさ			
	非定量的属性の 正しさ			
	定量的属性の 正確度			

1. データ品質適用範囲は、品質評価の対象とするデータの内容又は範囲を記述する。
(地物の名称等データの特性や空間的な範囲、時間範囲を指定する。)
2. 品質要求は、製品仕様書に記述されている品質要件の概要を記述する。
3. 品質評価方法は、製品仕様書に記述されている品質評価方法の概要を記述する。
4. 品質評価結果は、品質評価方法に基づいた評価結果を記述する。

用紙の大きさはA4判とする。

3. 成 果 等

基 準 点 測 量


基準点成果表 その1

世界測地系（測地成果2011）
調製 年 月 日

基準点成果表 (AREA) <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 80%; margin: 20px auto;"> <div style="text-align: center;">B L N</div> <div style="text-align: center;">X Y H ジオイド高 柱石長</div> </div>								
視準点の名称		平均方向角			距離		備考	
					縮尺係数			
					真数 m			
埋標型式	地上	地下	屋上	標番	識号	標金属	石標	
								用紙の大きさはA4判とする。


様式第3-3

点 の 記

ふりがな 点名		1/20万図名	1/2.5万図名	
選点番号	第 号	設置区分	(保護石 個)	
標識番号	第 号		柱石長	
所在地				地目
所有者				
選点		選点者		
設置		設置者		
観測		観測者		
自動車到達地点				
歩道状況				
徒歩時間(距離)				
点周囲の状況				
履歴(1)				
履歴(2)				
備考				アンテナ高 m
要図 縮尺：1/ N 				

用紙の大きさはA4判とする。

水準点の記

標 番	識 号	第 号	20万分の1図名	
			2.5万分の1図名	
所 在 地				
				地 目
所 有 者				
標識の種類			埋設法	(保護石 個)
選 点			選 点 者	
設 置			設 置 者	
観 測			観 測 者	
旧埋設				
周辺の目標				
その他				
隣接点との距離	()	km	()	km
備 考	(現在)			
<p>N</p> 				

用紙の大きさはA4判とする。

成果数値データファイル標準様式

基本構造

- 1) 1行1レコードのカンマ区切りのテキストファイルとする。
- 2) 文字コードはASCIIコード、漢字コードはシフトJISコードとする。
- 3) 拡張子は“TXT”とする。
- 4) レコードの記述方式

データ区分	区切り	項目1	区切り	・・・	項目n	区切り	CRLF
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

- データ区分 その行のデータの種類を表す記号。1文字目が英字、2, 3文字目が数字の3文字とする。
- 区切り 各データの項目は、「,」（カンマ）によって区切るものとする。
項目を省略する場合は、「, ,」とする。（スペースはいれない。）
- 項目1～項目n データ区分に応じて項目数は変わる。項目数は記述内容のとおり。
- CRLF 各行の修了コード（0D0Ah）で、各行の最大長は、CRLFを含まず、128バイトとする。

留意事項

- 1) 名称・コメントなど、文字として認識するデータには、“,”（カンマ）を使用しない。
- 2) 点名称、測器名称、標尺名称、水準点番号などの名称、コメントは全角文字（英数字については半角文字を原則とする）とし、それ以外のデータは、半角文字とする。

記述内容

1) 説明文

データ区分：Z00～Z02

内 容：作業内容のコメントを記載する。

Z00 作業区分：新設、改算による座標変換、改測による座標変換

Z01 作業年度、作業地域、基準点区分

Z02 測地系：0（世界測地系）、平面直角座標系番号

2) 開始データ

データ区分：A00（基準点）、S00（水準点）

内 容：成果表データの開始フラッグ

3) データ

データ区分：A01（基準点）、S01（水準点）

内 容：点番号、点名称、緯度、経度、X座標、Y座標、座標系、標高、ジオイド高

- ① 点 番 号：基準点は5桁の整数、水準点は11桁の整数を標準とする。
- ② 名 称：40バイト以下
- ③ 緯 度：小数点形式とし秒以下4桁とする。(DD°.MM' SS" SSSS)
- ④ 経 度：小数点形式とし秒以下4桁とする。(DDD°.MM' SS" SSSS)
- ⑤ X 座 標：小数点形式、m単位とし、基準点はm以下3桁まで、水準点はm以下1桁までとする。
- ⑥ Y 座 標：小数点形式、m単位とし、基準点はm以下3桁まで、水準点はm以下1桁までとする。
- ⑦ 座 標 系：平面直角座標系番号
- ⑧ 標 高：小数点形式、m単位とし、基準点はm以下3桁まで、水準点はm以下4桁までとする。
- ⑨ ジオイド高：（基準点に適用）小数点型式、m単位とし、m以下3桁までとする。

等 級：（水準点に適用）2桁の整数とする。

11～13：1等～3等

21～24：1級～4級

25：簡易

4) データの終了

データ区分：A99（基準点）、S99（水準点）

内 容：成果表データの終了フラッグ

測量標新旧位置明細書													
作業区分	級別	番号・名称	新		所在地	地目	敷地面積	復旧を行った理由	設置年月日	備考			
			新	旧							新	旧	新
移転	Ⅲ △	冠(○)○○	新	旧	○○県○○郡○○町○○字○○246-8 ○○県○○郡○○町○○字○○37	○○○		測量標効用保全のため	H12. 6.21				
			旧	新		○○			S26. 9.15				
			新	旧									
			新	旧									
			新	旧									
			新	旧									
			新	旧									
			新	旧									

作業区分覧には移転、改理、再設または廃棄の区分を記載する。
用紙の大きさはA4判とする。

地形測量及び写真測量

対空標識 刺 針 点 明 細 表

世界測地系

等級点名		1/2.5万図名			作業者			
標識の様式	A B C	標識点	標石より	m •	点検者			
	D E		偏心杭より	•				
標識の色	白	点	地面より	m •	設置年月日	年 月 日		
座標系		X	•	N	Y	•	E	H
点の座標	本点			m •			m •	m •
	偏心点			•			•	
	予備点			•			•	
点付近見取図					地上写真			
N								
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">C-No.</div> <div style="text-align: center;">北 ↑</div> <div style="text-align: center;">C-No.</div> </div> <div style="border: 1px dashed black; width: 80%; margin: 10px auto; height: 150px;"></div>								

用紙の大きさはA4判とする。

デジタル航空カメラ撮影諸元

撮影地区名		作業機関名		主任技術者	
地上画素寸法	cm	使用カメラ（製造番号）			
メディアラベル名					
番号	コース名	数値写真ファイル名	数量	撮影年月日	備考
1		～			
2		～			
3		～			
4		～			
5		～			
6		～			
7		～			
8		～			
9		～			
10		～			
11		～			
12		～			
13		～			
14		～			
15		～			
16		～			
17		～			
18		～			
19		～			
20		～			
21		～			
22		～			
23		～			
24		～			
25		～			
26		～			
27		～			
28		～			
29		～			
30		～			

用紙の大きさはA4判とする。

航空レーザ測量システム点検記録

作業名		機 体		年 月 日	
				点検者	
キャリブレーションサイト名					
機器名		番号			
離陸時間	時	分	計測開始	時	分
着陸時間	時	分	計測終了	時	分

ローリングキャリブレーション

コース名	対地速度	対地高度 (ft)	FOV (度)	パルスレート (Hz)	スキャンレート (Hz)	補正值 (角度)	備 考
C-							

ピッチングキャリブレーション

コース名	対地速度	対地高度 (ft)	FOV (度)	パルスレート (Hz)	スキャンレート (Hz)	補正值 (角度)	備 考
C-							

横縮尺キャリブレーション

コース名	対地速度	対地高度 (ft)	FOV (度)	パルスレート (Hz)	スキャンレート (Hz)	補正值	備 考
C-							

標高値(測距)キャリブレーション

コース名	対地速度	対地高度 (ft)	FOV (度)	パルスレート (Hz)	スキャンレート (Hz)	補正值 (cm)	備 考
C-							

キャリブレーション後の標高差

cm

用紙の大きさはA4判とする。

固定局明細表

世界測地系

点名	1/5万地形図名		観測者	
観測年月日	標識種類		点検者	
所在地				
所有地	連絡先			
座標系	平面直角座標系			
座標	X	m	標高	m
	Y	m	ジオイド高	m
経緯度	B			
	L			
電子基準点番号				
GPS機種			解析ソフト名	
観測レート	秒	仰角	°以上	
機械高	m	観測時間	h	m
P D O P			衛星数	衛星
平面位置図		観測写真		

用紙の大きさはA4判とする。

航空レーザ計測記録

地区名	作業機関		計測士		操縦士			
	基地	機体	JA	離陸時間	時	分		
計測年月日	基地標高		速度	着陸時間	時	分		
	基準面	計測機器名		No.				
高度	風向	風速	気温					
				気流	°	°		
気象	開始時間	終了時間	偏流角	コース	開始時間	終了時間	偏流角	撮影略図
コース								

* コース番号は、連続の場合は省略してもよい。開始時間、終了時間は最初と終了で途中のコースは省略できる。
 * 偏流角も適宜省略できる。

用紙の大きさはA4判とする。

調整用基準点・配点図
コース間点検箇所

作業年度	地区名	作業機関名	(計測コース)
▽基1		▽基2	C1
○T1-1		○T1-4	C2
○T2-1	○T1-2	○T2-4	C3
○T3-1	○T2-2	○T3-4	C4
○T4-1	○T3-2	○T4-4	C5
○T5-1	○T4-2	○T5-4	C6
▽基4	▽基3	▽基5	

注：一覧図は、1/25,000地形図又は1/50,000地形図を使用する。

調整用基準点は一辺4mmの正三角形、点検ポイントは半径2mmの円で表示する。また、名称を記載する。

用紙の大きさはA4判とする。

調整用基準点明細表

世界測地系

点名		1/5万地形図名		作業者			
作業年月日		座標系		点検者			
点名	X	・	N	Y	・	E	H
1/2.5万見取図				地上写真			
計測点図							

用紙の大きさはA4判とする。

三次元計測データ点検表

世界測地系

地区名				作業者		
				点検者		
点名				実測値 H = m		
No.	X	Y	Z	差 (H-Z)	備考	
平均値						
最大値						
最小値						
標準偏差						
RMS誤差						

用紙の大きさはA4判とする。

調整用基準点調査表

地区名										作業者	
										点検者	
番号	点名	水準結果	レザ 成 果	水準との差	番号	点名	水準結果	レザ 成 果	水準との差		
1					11						
2					12						
3					13						
4					14						
5					15						
6					16						
7					17						
8					18						
9					19						
10					20						

	平均値 (m)	標準偏差 (m)	RMS誤差 (m)	最小値 (m)	最大値 (m)	最大値 -最小値	データ数
計測範囲 全域の水準 との差							

用紙の大きさはA4判とする。

欠 測 率 調 査 表

地 区 名							作 業 者	
							点 検 者	
図 名	欠測率%	図 名	欠測率%	図 名	欠測率%	図 名	欠測率%	
全域平均		最 小		最 大				

用紙の大きさはA4判とする。

応 用 測 量

点 の 配



路線番号	点 番 号	標 識 の 種 類	路線番号	点 番 号	標 識 の 種 類
		木杭、プラ杭、鉋、刻み			木杭、プラ杭、鉋、刻み
所在地			所在地		
要 図			要 図		
路線番号	点 番 号	標 識 の 種 類	路線番号	点 番 号	標 識 の 種 類
		木杭、プラ杭、鉋、刻み			木杭、プラ杭、鉋、刻み
所在地			所在地		
要 図			要 図		

用紙の大きさはA4判とする。

様式第3-29

年 月 日

土地所有者	住所..... 電話番号..... 氏 名..... 印
隣接土地所有者	住所..... 印 氏 名..... 印 住所..... 氏 名..... 印 住所..... 氏 名..... 印

土地境界立会確認書

下記記載の土地の境界は、現地で立会のうえ、相違ないことを確認しました。

都 市 区 町 村
県 郡

区分	大 字	字	地 番	地 目	登記簿地積	登 記 名 義 人	摘 要
対 象 地							
	不動産番号						
隣 接 地							
	不動産番号						
隣 接 地							
	不動産番号						
隣 接 地							
	不動産番号						
隣 接 地							
	不動産番号						

用紙の大きさはA4判とする。

建物の登記記録等調査表

1. 建物の登記記録調査		調査年 月 日		調査者		整理番号	
		調査年 月 日		調査者		整理番号	
所在地	都 市 郡 区	町 村	大字	字	番地		
所有者	住所又は所在地		生 年 月 日	電 話 番 号	建 築 年 次	備 考	
	氏名又は法人・代表者氏名						
家屋番号	種 類	構 造	床 面 積				
所有権以外の権利者に関する事項及び仮登記等の事項		法定代理人等					
2. 立木の登記記録及びその他の登記簿調査							

用紙の大きさはA4判とする。

権 利 者 調 査 表

				調 査 日		調 査 者		整 理 番 号	
土 地 に 関 す る 権 利 者 (被相続人又は法人)	住 所	所 在 地	住 所	住 所		本 籍	相 続 分	摘 要	符 号
	氏名又は名称 生 年 月 日	本 籍 地		法定代理人又は保佐人 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 名				
	相 続 年 月 日		相 続 年 月 日	法 人 を 代 表 す る 者 の 住 所 及 び 氏 名		住 所 名			
相 続 人 の 氏 名	生 年 月 日 死 亡 年 月 日	被相続人との続柄	住 所			本 籍	相 続 分	摘 要	符 号

(注) 1 「摘要」の欄には相続放棄、相続欠格などを記入のこと。
 2 相続系譜は別紙に作成すること。

用紙の大きさはA4判とする。

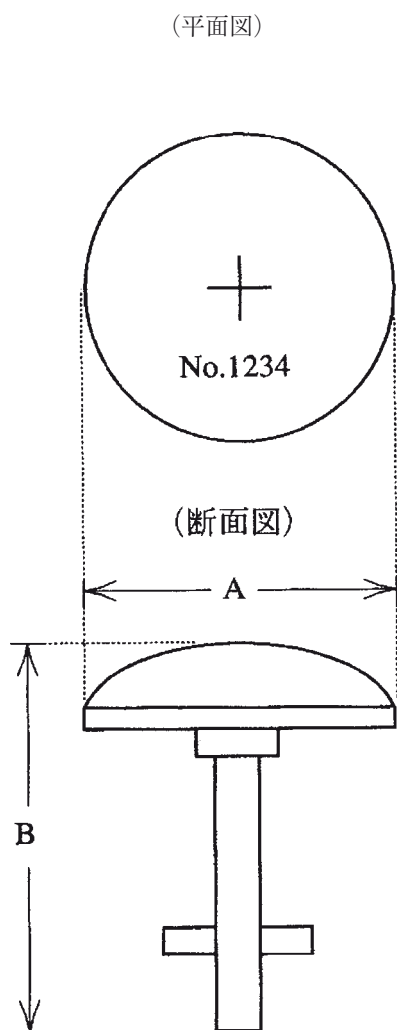
4. 建 標 承 諾 書

永久標識の規格及び埋設方法

付録 5

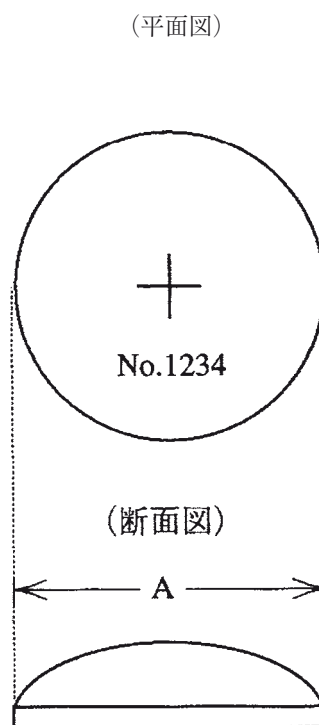
(1) 金属標の形状と標準規格

1) 地上、地下、屋上（その1）埋設用金属標



中央+印の下方に標識番号を記載する。

2) 屋上（その2）埋設用金属標



中央+印の下方に標識番号を記載する。

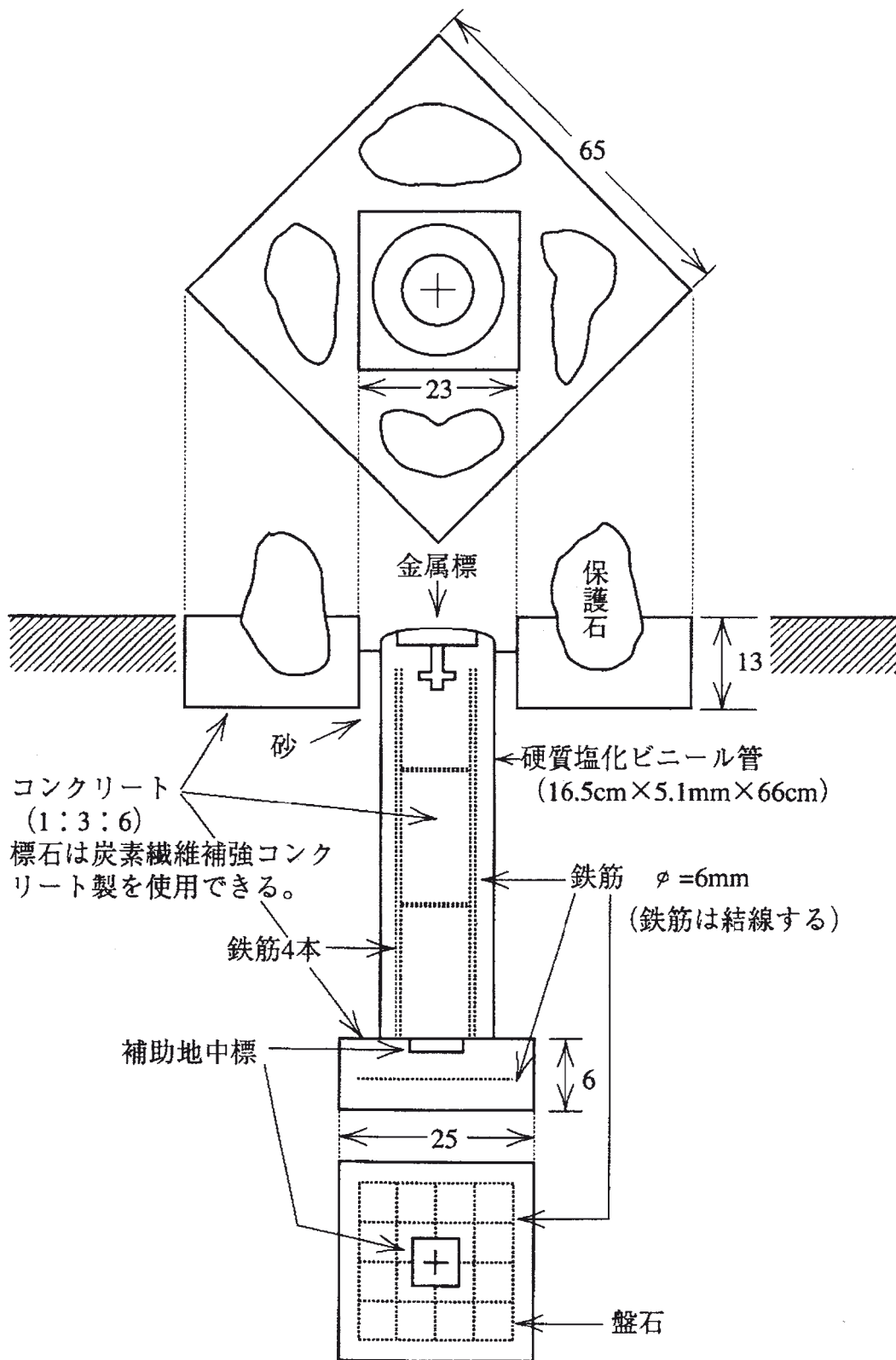
種 類 \ 区 分	A	B	材 質
基準点金属標（その1）	8 ^{cm}	9 ^{cm}	真鍮・ステンレス
基準点金属標（その2）	8 ^{cm}	—	
水準点金属標	8 ^{cm}	9 ^{cm}	

注 永久標識には、固有番号等の付加情報を記録したICタグを付加することができる。

(2) 標準埋設形式

1) 基準点 (金属標) 地上埋設図 (上面舗装)

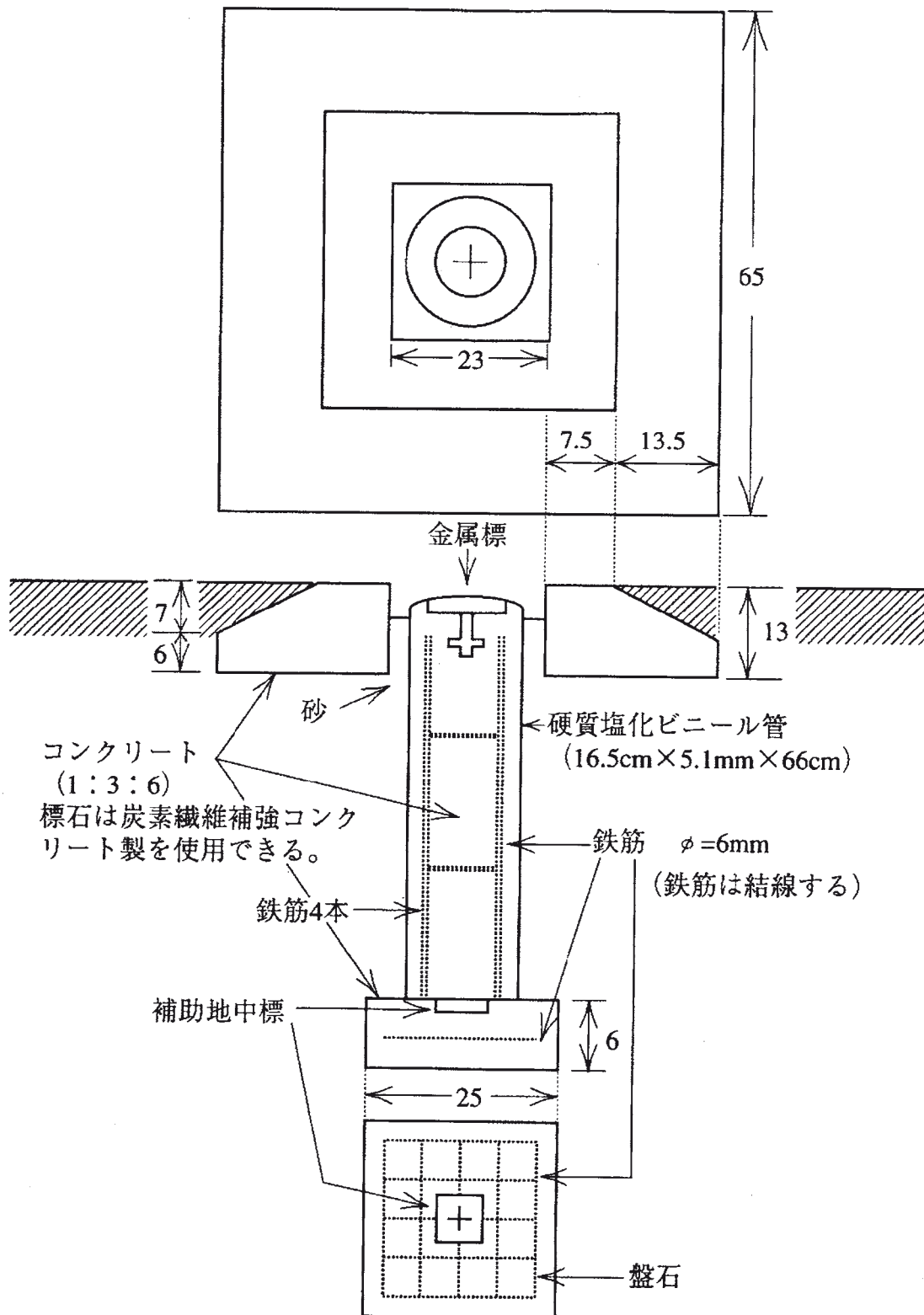
単位 cm



注 永久標識には、固有番号等の付加情報を記録したICタグを付加することができる。

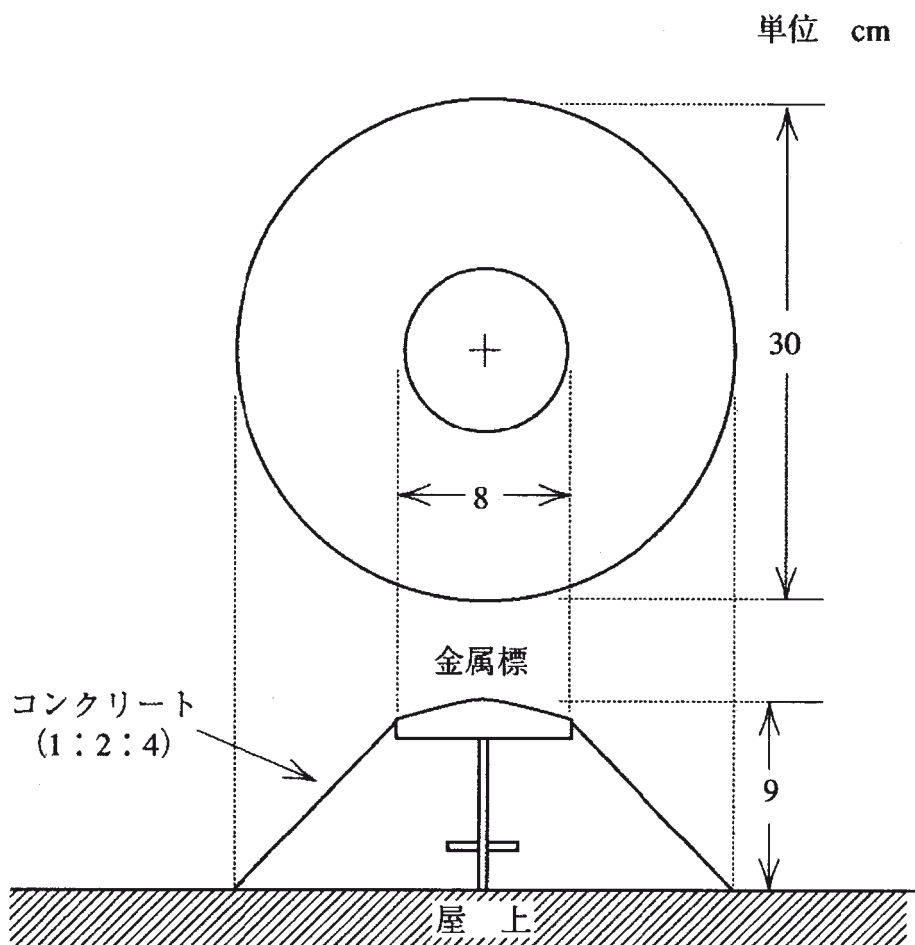
2) 基準点 (金属標) 地下埋設図

単位 cm

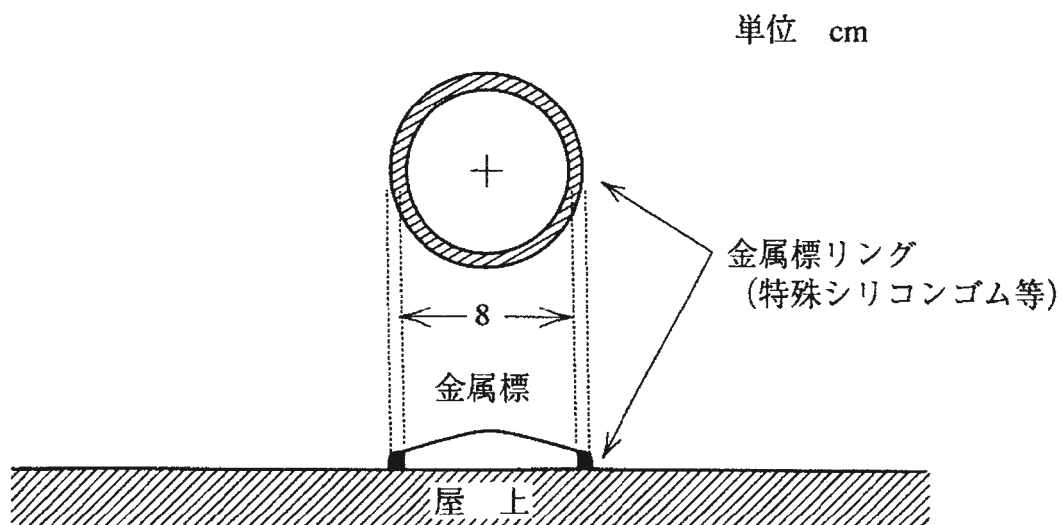


注 永久標識には、固有番号等の付加情報を記録したICタグを付加することができる。

3) 基準点 (金属標) 屋上埋設図 (その1)



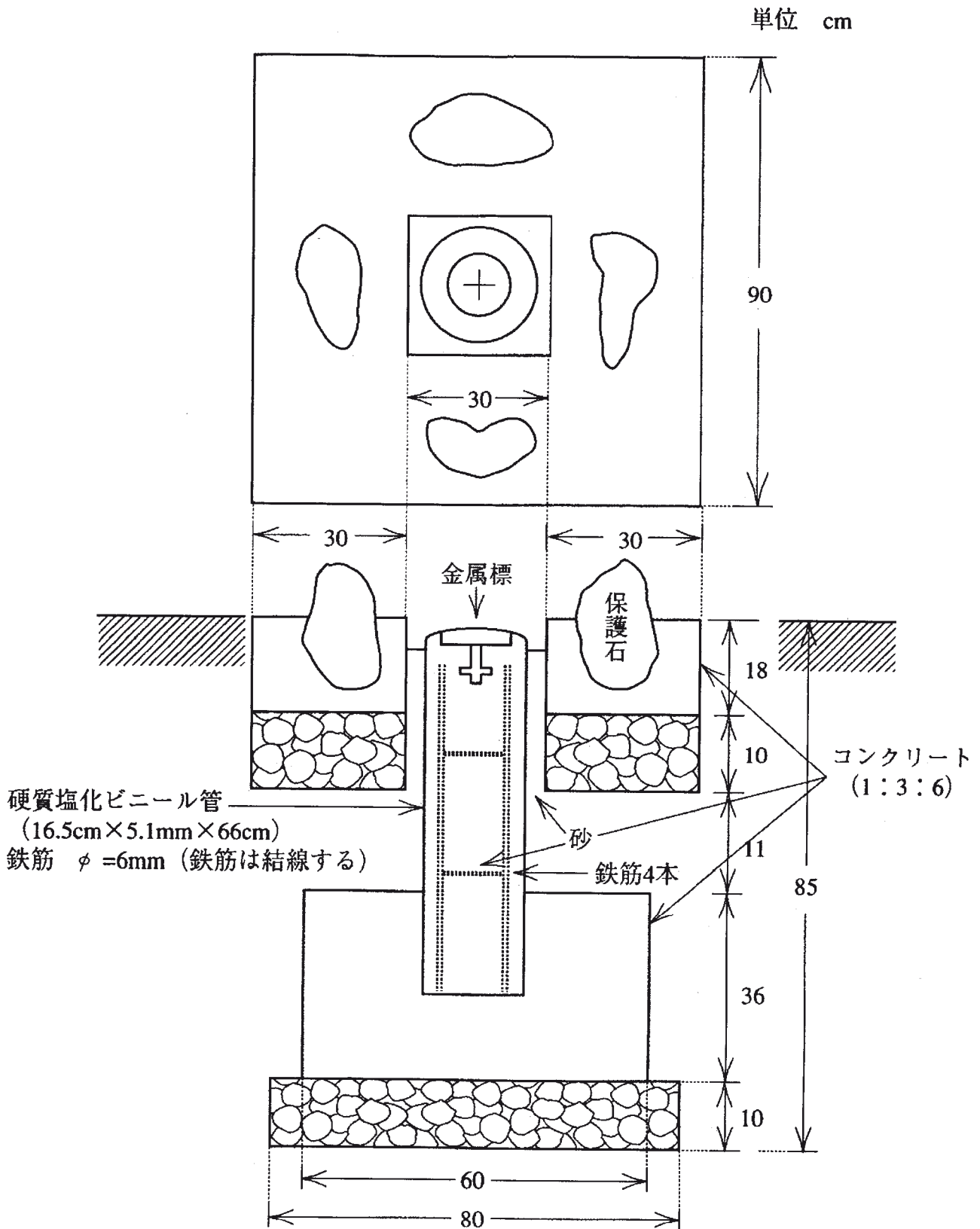
4) 基準点 (金属標) 屋上埋設図 (その2)



注 屋上面に、接着剤により貼付する。

注 永久標識には、固有番号等の付加情報を記録した I C タグを付加することができる。

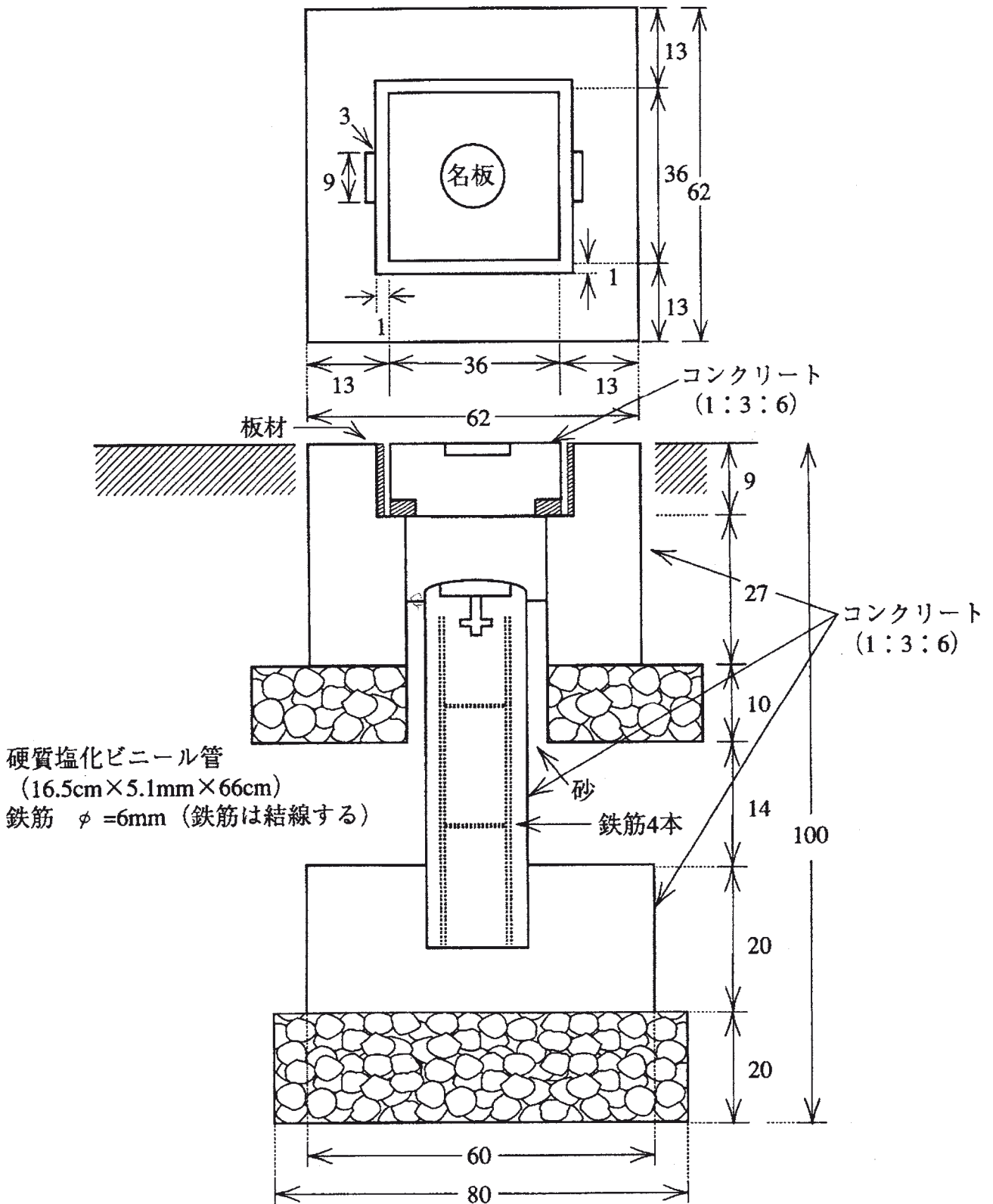
5) 水準点 (金属標) 地上埋設図



注 永久標識には、固有番号等の付加情報を記録したICタグを付加することができる。

6) 水準点 (金属標) 地下埋設図

単位 cm



注 永久標識には、固有番号等の付加情報を記録したICタグを付加することができる。

計 算 式 集

基準点測量

1. 楕円体の原子及び諸公式

1.1 楕円体の原子

地球の形状及び大きさについて、測量法施行令第3条に定める楕円体の値による。

$$\text{長半径} \quad a = 6,378,137\text{m}$$

$$\text{扁平率} \quad f = \frac{1}{298.257222101}$$

1.2 楕円体の諸公式

$$M = \frac{a(1-e^2)}{W^3}, \quad N = \frac{a}{W}$$

$$R = \sqrt{MN} = \frac{b}{W^2}$$

$$W = \sqrt{1-e^2 \sin^2 \phi}$$

$$f = \frac{a-b}{a} = 1 - \sqrt{1-e^2} = \frac{1}{F}$$

$$b = a\sqrt{1-e^2} = a(1-f) = \frac{a(F-1)}{F}$$

$$e = \sqrt{\frac{a^2-b^2}{a^2}} = \sqrt{2f-f^2} = \frac{\sqrt{2F-1}}{F}$$

ただし、

a : 長半径

R : 平均曲率半径

b : 短半径

e : 離心率

f : 扁平率

ϕ : 緯度

F : 逆扁平率

M : 子午線曲率半径

N : 卯酉線曲率半径

2. セオドライト及び測距儀又はトータルステーションを使用した場合の計算式

2.1 距離計算

2.1.1 測距儀の気象補正計算

$$D = D_s \frac{n_s}{n} = D_s + (\Delta s - \Delta n) \cdot D_s$$

ただし、

$n_s = (1 + \Delta s)$: 測距儀が採用している標準屈折率

$n = (1 + \Delta n)$: 気象観測から得られた屈折率

$$\Delta n = a \frac{P}{273.15 + t} - E$$

$$a = \frac{273.15}{1013.25} (n_g - 1)$$

$$n_g - 1 = \left[287.6155 + \frac{4.88660}{\lambda^2} + \frac{0.06800}{\lambda^4} \right] \times 10^{-6}$$

ただし、

$$E = 0.6 \cdot 10^{-6}$$

D : 気象補正済みの距離 (m)

D_s : 観測した距離 (m)

P : 測点1と測点2の平均気圧 (hPa)

t : 測点1と測点2の平均気温 (°C)

n_g : 群速度に対する屈折率

λ : 光波の実効波長 (μm)

2.1.2 気圧、気温を求める計算

(1) 標高による気圧の計算式

$$P_2 = 1013.25 \times 10^{-\frac{H}{67.58T}}$$

(2) 高低差による気圧の計算式

$$(i) P_2 = P_1 \times 10^{-\frac{\Delta H}{67.58T}}$$

$$(ii) P_2 = P_1 - 0.12 \Delta H$$

(3) 高低差による気温の計算式

$$t' = t - 0.05 \Delta H$$

ただし、

P_1 : 計算の基準とした測点で観測した気圧 (hPa)

P_2 : 求めようとする測点の気圧 (hPa)

T : 絶対温度 (k) ($T = 273.15 + t$)

t : 計算の基準とした測点で観測した気温 (°C)

t' : 求めようとする測点の気温 (°C)

H : 求めようとする測点の標高 (m)

ΔH : 計算の基準とした測点 (H_1) と求めようとする測点 (H_2) との高低差 $H_2 - H_1$ (m)

2.1.3 基準面上の距離の計算

$$S = D \cdot \cos \left[\frac{\alpha_1 - \alpha_2}{2} \right] \frac{R}{R + \left[\frac{H_1 + H_2}{2} \right] + H_g}$$

ただし、

- S : 基準面上の距離 (m)
- D : 測定距離 (m)
- H_1 : 測点1の標高(概算値) + 測距儀の器械高 (m)
- H_2 : 測点2の標高(概算値) + 測距儀の器械高 (m)
- α_1 : 測点1から測点2に対する高低角
- α_2 : 測点2から測点1に対する高低角
- R : 平均曲率半径 (m) ($R = 6370000$)
- H_g : ジオイド高(既知点のジオイド高を平均した値)

2.1.4 距離計算に必要な高低角の補正量を求める計算

- α'_i : $\alpha_i + d\alpha_i$
- α'_i : 補正済みの高低角 ($i = 1, 2$ 以下同じ)
- α_i : 観測した高低角
- $d\alpha_i$: 高低角に対する補正量
- $d\alpha_1 = \sin^{-1} \left\{ \frac{(m - f_2 + i_1 - g) \cos \alpha_1}{D} \right\}$
- $d\alpha_2 = \sin^{-1} \left\{ \frac{(g - f_1 + i_2 - m) \cos \alpha_2}{D} \right\}$

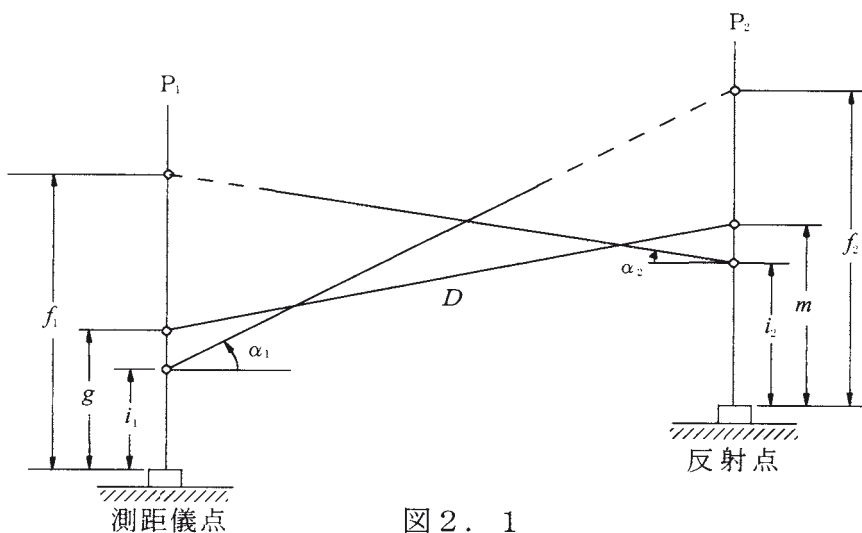


図 2. 1

- P_1 : 測距の器械点
- P_2 : 反射点
- g : 測距儀の器械高
- m : 反射鏡高
- i_i : セオドライト高
- f_i : 目標高
- D : 測定距離

補正量 $d\alpha_i$ は角度秒で求める。距離の単位はm、角度の単位は、度分秒とする。

2.1.5 鋼巻尺の補正計算

$$D = D_s + D_s \cdot \Delta l / \ell + \alpha (t - t_0) D_s + C_h + C_H$$

ただし、

D : 基準面上の距離

D_s : 観測した距離

Δl : 尺定数

ℓ : 鋼巻尺の全長

$D_s \cdot \Delta l / \ell$: 尺定数の補正 ($\Delta l / \ell$: 単位長当たりの補正量)

α : 鋼巻尺の膨張係数

t : 測定時の温度

t_0 : 鋼巻尺検定時の標準温度

$\alpha (t - t_0) D_s$: 温度による尺長の変化の補正量

h : 観測点間の高低差

C_h : 傾斜補正 $\frac{h}{2D_s}$

C_H : 投影補正 (標高Hによる補正) $-\frac{D(H+N)}{R}$

ただし、

H : 両端点の平均標高

N : 両端点の平均ジオイド高

R : 平均曲率半径

2.2 偏心補正計算

2.2.1 正弦定理による計算

$$x = \sin^{-1} \left[\frac{e}{S} \sin \alpha \right]$$

(注) $\frac{e}{S}$ 又は $\frac{e}{S'} < \frac{1}{450}$ のときは、
 $S = S'$ として計算することができる。

2.2.2 二辺夾角による計算

$$x = \tan^{-1} \left[\frac{e \cdot \sin \alpha}{S' - e \cdot \cos \alpha} \right]$$

$$S = \sqrt{S'^2 + e^2 - 2S'e \cdot \cos \alpha}$$

偏心点：偏心角を測定した測点

x : 偏心補正量

S : P_1 と P_2 との距離

S' : 偏心点と P_2 との距離

e : 偏心距離

$\alpha = t - \phi$

t : 観測した水平角、 ϕ : 偏心角

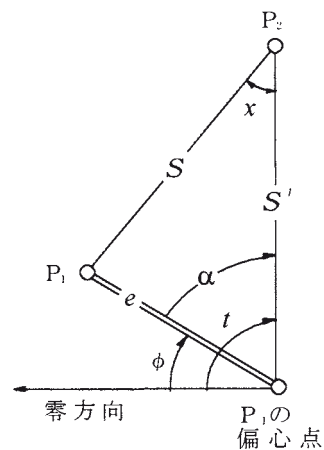


図 2. 2

2.2.3 相互偏心の計算

(1) S' が既知の場合

$$x = \tan^{-1} \left\{ \frac{e_1 \sin \alpha_1 + e_2 \sin \alpha_2}{S' - (e_1 \cos \alpha_1 + e_2 \cos \alpha_2)} \right\}$$

$$S = \sqrt{(S' - e_1 \cos \alpha_1 - e_2 \cos \alpha_2)^2 + (e_1 \sin \alpha_1 + e_2 \sin \alpha_2)^2}$$

(2) S が既知の場合

$$x = \sin^{-1} \left[\frac{e_1 \sin \alpha_1 + e_2 \sin \alpha_2}{S} \right]$$

P_1 : 測点 1

P_2 : 測点 2

P'_1 : P_1 の偏心点

P'_2 : P_2 の偏心点

x : 偏心補正量

S : P_1 と P_2 との距離

S' : P'_1 と P'_2 との距離

e_1, e_2 : 偏心距離

ϕ_1, ϕ_2 : 偏心角

t_1, t_2 : 観測した水平角

$\alpha_1 = t_1 - \phi_1$

$\alpha_2 = (360^\circ + t_2) - \phi_2$

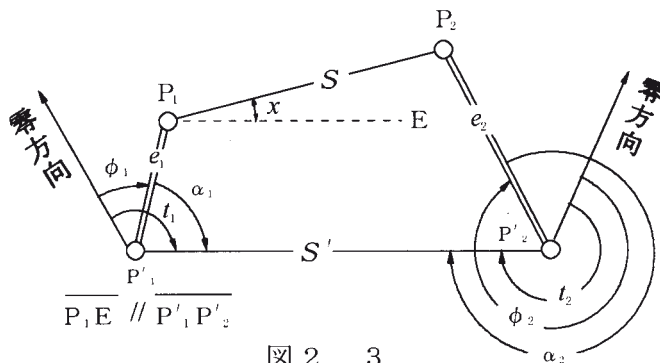


図 2. 3

2.2.4 偏心補正の符号

正とは、図 2. 2 において、 P_1 での水平角に補正する。反とは、 P_2 での水平角に補正することを示す。
 + は、計算した補正量の符号をそのまま加用する。- は、計算した補正量の符号を反して加用することを示す。

B・C・Pの関係	偏心角を測定した位置の区分		
	水平角観測を行った観測点B	測点の中心C	目標の中心P
$(B = P) \searrow C$	正 : + 反 : +	正 : - 反 : -	正 : + 反 : +
$(B = C) \searrow P$	反 : -	反 : -	反 : +
$B \searrow (C = P)$	正 : +	正 : -	正 : -
$B \searrow C \searrow P$	$(B \searrow C)$ 正 : +	$(B \searrow C)$ 正 : - $(C \searrow P)$ 反 : -	$(C \searrow P)$ 反 : +

2.3 座標及び閉合差の計算（方向角の取付を行った場合）

〈多角路線の記号の説明〉

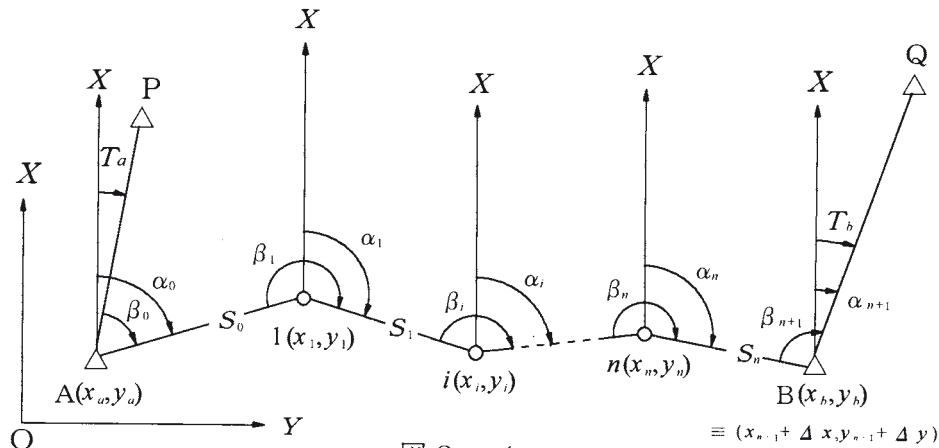


図 2. 4

(既知件)

A : 出発点 (既知点)

x_a, y_a : A の x, y 座標

B : 結合点 (既知点)

x_b, y_b : B の x, y 座標

T_a : 出発点の方向角

T_b : 結合点の方向角

(観測件)

β_i : 観測した水平角, (角数 = $n+2$)

α_i : 測点で次の点に対する方向角, (角数 = $n+2$)

s_i : 測点から次の点までの平面上の距離, (辺数 = $n+1$)

i : 測点番号, (点数 = n)

(求 件)

x_i, y_i : 観測 i の x, y 座標

$\Delta x, \Delta y$: 座標の閉合差, $\Delta \alpha$: 方向角の閉合差

(その他の記号)

X : 座標の x 軸の方向

Y : 座標の y 軸の方向

P, Q : 既知点

2.3.1 方向角の計算

出発点Aの方向角 : $\alpha_0 = T_a + \beta_0$

測点 i の方向角 : $\alpha_i = \alpha_{i-1} + \beta_i \pm 180^\circ$

結合点Bの方向角 : $\alpha_{n+1} = \alpha_n + \beta_{n+1} \pm 180^\circ$

2.3.2 方向角の閉合差

$$\Delta \alpha = T_b - \alpha_{n+1}$$

又は

$$\Delta \alpha = T_b - T_a - \sum \beta + (n \pm 1) 180^\circ$$

2.3.3 座標の近似値の計算

測点 1 の座標 : $x_1 = x_a + dx_1, y_1 = y_a + dy_1$

測点 i の座標 : $x_i = x_{i-1} + dx_i, y_i = y_{i-1} + dy_i$
 ただし、
 $dx_i = S_i \cos \alpha_i, dy_i = S_i \sin \alpha_i$

2.3.4 座標の閉合差

$$\Delta x = x_b - x_{n+1} = x_b - x_a - \Sigma dx$$

$$\Delta y = y_b - y_{n+1} = y_b - y_a - \Sigma dy$$

2.3.5 単位多角形の諸計算

単位多角形に関する諸計算は、2.3.1 から 2.3.4 の計算式を準用する。

- (1) 方向角の計算は、2.3.1 による。
- (2) 方向角の閉合差
 内角を観測した場合 $\Delta \alpha = (n-1)180^\circ + \Sigma \beta$
 外角を観測した場合 $\Delta \alpha = (n+3)180^\circ + \Sigma \beta$
- (3) 座標の計算は、2.3.3 による
- (4) 座標の閉合差
 $\Delta x = \Sigma dx, \Delta y = \Sigma dy$

2.3.6 方向角の計算 (取付観測がない場合)

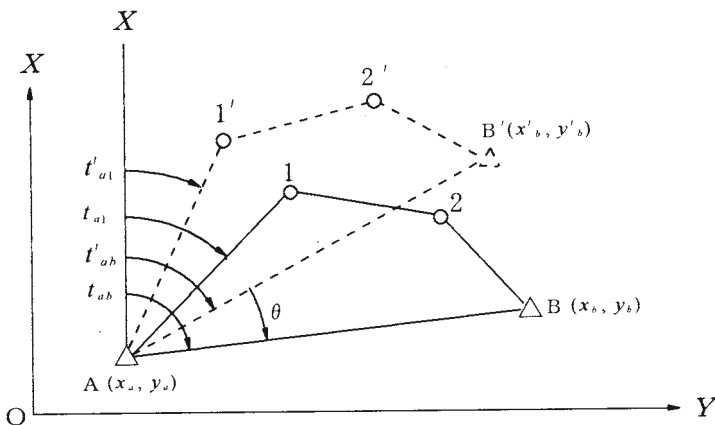


図 2. 5

—— : 計算で確定した多角路線
 - - - - : 仮定の方角角で計算した多角路線

(既知件)

A : 出発点 x_a, y_a : 出発点の x, y 座標
 B : 結合点 x_b, y_b : 結合点の x, y 座標

(観測件)

多角路線の辺長と新点及び節点における水平角

(求 件)

t_{a1} : A から 1 に対する方向角

(計算式および記号)

t'_{a1} : 地形図等から求めた A 点から 1' 点に対する仮定の方角角

(1' · 2' · B' は仮定の方角角によって計算した各点の位置)

t'_{ab} : 仮定の方角 (A点からB'点に対する方角)

$$t'_{ab} = \tan^{-1} \left[\frac{y'_b - y_a}{x'_b - x_a} \right]$$

t_{ab} : 出発点A点から結合点B点に対する方角

$$t_{ab} = \tan^{-1} \left[\frac{y_b - y_a}{x_b - x_a} \right]$$

θ : 仮定の方角に対する修正量

$$\theta = t_{ab} - t'_{ab}$$

求件、A点から1に対する方角

$$t_{a1} = t'_{a1} + \theta$$

2.4 座標の計算 (厳密水平網平均計算)

2.4.1 観測値を平面直角座標上の値へ変換するための計算

(1) 方角の変換

$$(t-T)''_{ij} = -\frac{\rho''}{4m_0^2 R_0^2} (y'_j + y'_i)(x'_j - x'_i) + \frac{\rho''}{12m_0^2 R_0^2} (x'_j - x'_i)(y'_j - y'_i)$$

$$t_{ij} = T_{ij} + (t-T)''_{ij}$$

(2) 距離の変換

$$\left[\frac{s}{S} \right]_{ij} = m_0 \left\{ 1 + \frac{1}{6R_0^2 m_0^2} (y_i'^2 + y'_i y'_j + y_j'^2) \right\}$$

$$s_{ij} = S_{ij} \left[\frac{s}{S} \right]_{ij}$$

ただし、

t_{ij} : 平面直角座標上の観測方角

T_{ij} : 基準面上の観測方角

s_{ij} : 平面直角座標上の測定距離

S_{ij} : 基準面上の測定距離

m_0 : 平面直角座標系のX軸上における縮尺係数 0.9999

R_0 : 平面直角座標系原点の平均曲率半径

x'_i, y'_i : P_i 点の近似座標値

x'_j, y'_j : P_j 点の近似座標値

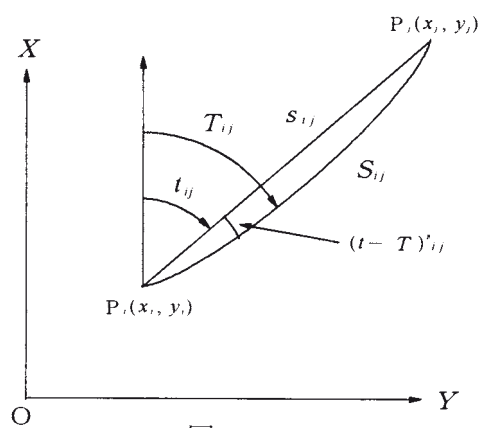


図 2. 6

2.4.2 観測方程式

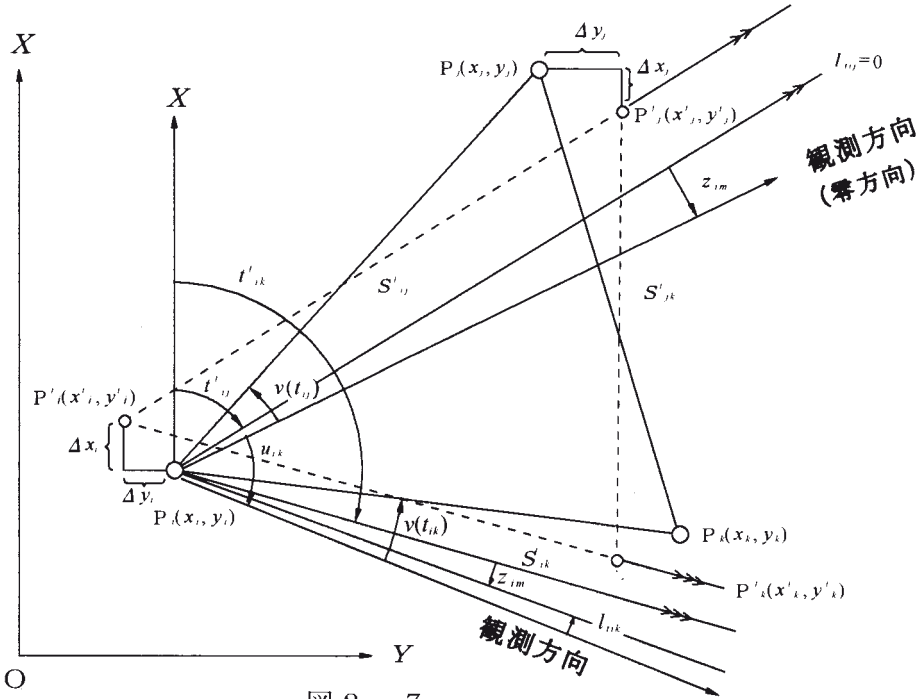


図 2. 7

(1) 方向観測の観測方程式

$$\nu(t_{ik}) = -z_{im} + a_{ik} \Delta x_i - b_{ik} \Delta y_i - a_{ik} \Delta x_k + b_{ik} \Delta y_k - l_{tik}$$

重量 $p_{ik} = 1$

(2) 距離観測の観測方程式

$$\nu(s_{ik}) = -b_{ik} \Delta x_i - a_{ik} \Delta y_i + b_{ik} \Delta x_k + a_{ik} \Delta y_k - l_{sik}$$

重量 p_{sik}

ただし、

x'_i, y'_i : P_i 点の座標の近似値 (m 単位)

x_i, y_i : P_i 点の座標の最確値 (m 単位)

$\Delta x_i, \Delta y_i$: P_i 点の座標の補正值 $x_i = x'_i + \Delta x_i, y_i = y'_i + \Delta y_i$
 P_i 点が既知点のとき $\Delta x_i = \Delta y_i = 0$

S'_{ik} : P_i, P_k 間の平面座標上の近似距離 $\{(x'_k - x'_i)^2 + (y'_k - y'_i)^2\}^{\frac{1}{2}}$

a_{ik}, b_{ik} : 観測方程式の係数

$$a_{ik} = \frac{(y'_k - y'_i)}{S'_{ik}} \rho'', \quad b_{ik} = \frac{(x'_k - x'_i)}{S'_{ik}} \rho''$$

s_{ik} : P_i, P_k 間の平面座標上の測定距離 (m 単位)

l_{sik} : 距離の観測方程式の定数項 (秒単位)

$$l_{sik} = \frac{(s_{ik} - S'_{ik})}{s_{ik}} \rho''$$

t'_{ij} : P_i 点における P_j (零方向) 方向の仮定方向角 $\tan^{-1}\{(y'_j - y'_i)/(x'_j - x'_i)\}$

t'_{ik} : P_i 点における P_k 方向の仮定方向角 $\tan^{-1}\{(y'_k - y'_i)/(x'_k - x'_i)\}$

z_{im} : 標定誤差、 P_i 点における m 組目の方向観測を方向角に換算するときの仮定方向角 (t') に対する補正值 (秒単位)

u_{ik} : P_i 点における零方向 (P_j 方向) を基準とした P_k 方向の観測角

l_{tik} : 方向の観測方程式の定数項 (秒単位)

$$l_{tik} = (t'_{ij} + u_{ik}) - t'_{ik}$$

$$l_{tij} = 0 \text{ (零方向)}$$

P_{ik} : 方向観測の重量、常に1とする

$$p_{sik} : \text{距離観測の重量 } p_{sik} = \frac{m_t^2 s_{ik}^2}{(m_s^2 + r^2 s_{ik}^2) \rho''^2}$$

m_t : 角の1方向の標準偏差 (秒単位)

m_s : 測距儀における距離に無関係な標準偏差 (m単位)

r : 測距儀における距離に比例する誤差の比例定数

$\nu(t_{ik})$: 方向観測の残差 (秒単位)

$\nu(s_{ik})$: 距離観測の残差 (秒単位)

m単位の場合の残差 = $s'_{ik} \nu(s_{ik}) / \rho''$

2.4.3 平均計算

(1) 観測方程式の行列表示

$$V = AX - L, P$$

ただし、

V : 残差のベクトル

A : 係数の行列

X : 未知数のベクトル

L : 定数項のベクトル

P : 重量の行列

} 行列要素の配置順位は、それぞれ対応している。

(2) 標準方程式の行列

$$NX = U$$

ただし、

$$N = A^T P A, U = A^T P L$$

A^T は、 A の転置行列 [$A = (a_{ij})$ のとき、 $A^T = (a_{ji})$] である。

(3) 解

$$X = N^{-1} U$$

N^{-1} は、 N の逆行列である。

(4) 座標の最確値

$$x_i = x'_i + \Delta x_i$$

$$y_i = y'_i + \Delta y_i$$

(5) 単位重量当たりの観測値の標準偏差 (m_0)

$$m_0 = \sqrt{\frac{V^T P V}{q - (r + 2n)}}$$

m_0 は、角度で表示する。

ただし、

V^T : V の転置行列

r : 方向観測の組の数

P : 観測値の重量

n : 新点の数

q : 観測方程式の数

(6) 座標の標準偏差

$$M_x = \frac{m_0}{\sqrt{P_x}} \dots\dots\dots X座標の標準偏差$$

$$M_y = \frac{m_0}{\sqrt{P_y}} \dots\dots\dots Y座標の標準偏差$$

$$M_s = \sqrt{M_x^2 + M_y^2} \dots\dots\dots 座標の標準偏差$$

M_x, M_y, M_s は、長さで表示する。

ただし、

P_x : Δx の重量

P_y : Δy の重量

[注] $1/P_x, 1/P_y$ は、逆行列 N^{-1} の対角要素である。

2.5 標高及び閉合差の計算

2.5.1 標高及び高低差の計算

標高 H_2 (H_1 を既知とした場合)

$$H_2 = (H'_2 + H''_2) / 2$$

H'_2, H''_2 正反に分けて計算を行う

$$\text{正方向} \quad H'_2 = H_1 + D \cdot \sin \alpha_1 + i_1 - f_2 + K$$

$$\text{反方向} \quad H''_2 = H_1 - D \cdot \sin \alpha_2 - i_2 + f_1 - K$$

高低差 h は

$$h = H_2 - H_1$$

$$= D \sin \left[\frac{\alpha_1 - \alpha_2}{2} \right] + \frac{1}{2}(i_1 + f_1) - \frac{1}{2}(i_2 + f_2)$$

ただし

H_i : P_i 点の標高

i_i : P_i 点のセオドライト高

f_i : P_i 点の目標高

h : P_1 点と P_2 点との高低差

D : 測定距離

S : 基準面上の距離

Z_i : P_i 点で観測した鉛直角

α_i : P_i 点における高低角 $\alpha_i = 90^\circ - Z_i$

K : 両差 (気差及び球差) $K = \frac{(1-k)D^2}{2R}$

k : 屈折係数 (0.133)

R : 平均曲率半径

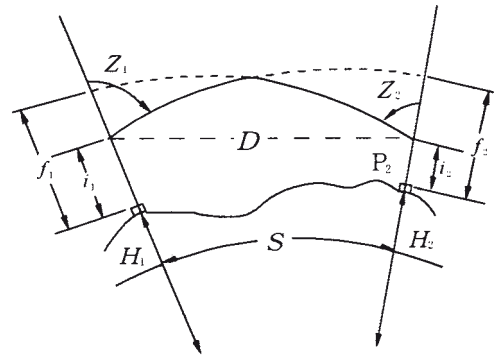


図 2. 8

2.5.2 標高の閉合差

(1) 結合多角路線の閉合差

$$dh = H_b - H_a - \Sigma h$$

ただし、

dh : 閉合差, H_a : 出発点の標高, H_b : 結合点の標高

(2) 単位多角形の閉合差

$$dh = \Sigma h$$

2.5.3 標高の近似値の計算

高低網平均の近似値は標高の概算値を使用する。

$$H_2 = H_1 + h$$

2.6 標高の精算 (厳密高低網平均計算)

2.6.1 観測した高低角の標石上面への補正計算

〈補正計算の説明〉

- H_i : 標高
- A_i : 測点 i から観測した高低角
- $d\alpha_i$: A_i に対する補正量
- α_i : A_i の補正後の高低角
- i_i : セオドライト高
- f_i : 目標高
- i : 測点番号

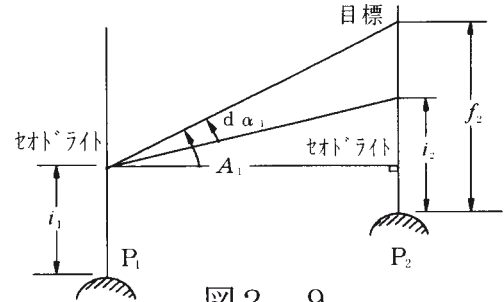


図 2. 9

(1) 正の高低角に対する補正量

$$d\alpha_1 = \tan^{-1} \left\{ \frac{(f_2 - i_1) \cos A_1}{\frac{S}{\cos A_1} - (f_2 - i_1) \sin A_1} \right\}$$

(2) 反の高低角に対する補正量

$$d\alpha_2 = \tan^{-1} \left\{ \frac{(f_1 - i_2) \cos A_2}{\frac{S}{\cos A_2} - (f_1 - i_2) \sin A_2} \right\}$$

ただし、

S は基準面上の距離 [2.6.2 による]

(3) 補正した観測高低角

$$\alpha_1 = A_1 - d\alpha_1$$

$$\alpha_2 = A_2 - d\alpha_2$$

2.6.2 観測方程式

〈平均値・観測値・近似値の関係〉

- P_i : 平均計算で確定した測点
- H_i : 標高の最確値
- P'_i : 近似値による測点
- H'_i : 近似標高
- Δh_i : 近似標高に対する補正量
- α : 観測した高低角

$$\alpha = \frac{\alpha_1 - \alpha_2}{2}$$

α' : 近似標高により求めた高低角

$$\alpha' = \tan^{-1} \left\{ \frac{H'_2 - H'_1}{S} \left[1 - \frac{H'_1 + H'_2}{2R} \right] \right\}$$

S : 基準面上の距離

R : 平均曲率半径

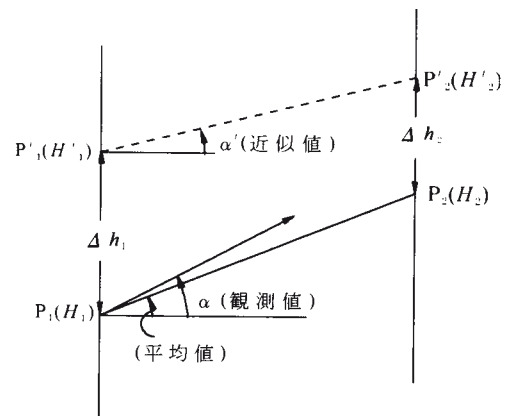


図 2. 10

- (1) 観測値の重量

正反を1組とした、 $\alpha = \left[\frac{\alpha_1 - \alpha_2}{2} \right]$ の観測値の重量を1とする。

- (2) 観測方程式の係数

$$C_1 = \frac{\cos^2 \alpha'}{S} \left[1 - \frac{H'_1}{R} \right] \rho''$$

$$C_2 = \frac{\cos^2 \alpha'}{S} \left[1 - \frac{H'_2}{R} \right] \rho''$$

- (3) 観測方程式

$$\nu(\alpha) = -C_1 \Delta h_1 + C_2 \Delta h_2 + l_{12}$$

重量 = 1

ただし、

$$l_{12} = \alpha - \alpha'$$

$\nu(\alpha)$: 高低角の残差 (秒単位)

2.6.3 平均計算

- (1) 観測方程式の行列表示は、2.4.3.(1)による。

- (2) 標準方程式の行列は、2.4.3.(2)による。

- (3) 解は2.4.3.(3)による。

- (4) 標高の最確値

$$H_i = H'_i + \Delta h_i$$

- (5) 単位重量当たりの観測値の標準偏差 (
- m_0
-)

$$m_0 = \sqrt{\frac{\mathbf{V}^T \mathbf{P} \mathbf{V}}{q - n}}$$

m_0 は、角度で表示する。

ただし、記号は2.4.3.(5)と同じである。

- (6) 標高の標準偏差 (
- M_h
-)

$$M_h = \frac{m_0}{\sqrt{P_h}}$$

M_h は、長さで表示する。

ただし、 P_h : Δh の重量

2.7 簡易網平均計算（簡易水平網平均計算及び簡易高低平均計算）

n : 1 路線内の節点数 ($k = 1, 2, \dots, n$)

m : 線路数 ($i = 1, 2, \dots, m$)

S_i : $\sum_{k=1}^{n+1} s_k$: i 路線の観測距離の総和、 s : 節点間の平面距離

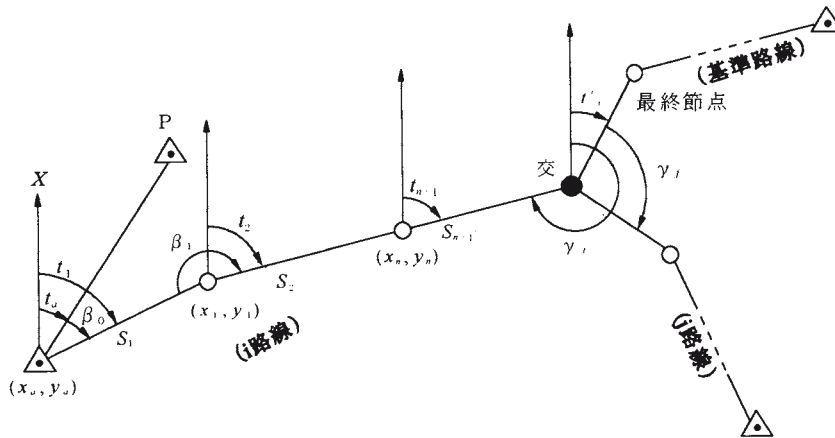


図 2. 11

2.7.1 単純重量平均による方法（交点 1 点の場合）

2.7.1.1 方向角の計算

(1) i 路線から求めた交点における基準路線の最終節点の方向角 (t'_i) の計算

$$t'_i = t_1 + \sum_{k=1}^n \beta_k - (n \pm 1)180^\circ - \gamma_i$$

$$t_1 = t_a + \beta_0$$

t_a : 出発点における取り付け点 (P) の方向角

t_k : ($k-1$) 番目の節点における方向角 ($k = 1, 2, \dots, n+1$)

β_k : k 番目の節点における夾角 ($k = 0, 1, 2, \dots, n$)

出発点での方向角の取り付け観測がない場合 ($k = 1, 2, \dots, n$)

γ_i : 交点における基準路線の最終節点と i 路線の最終節点との夾角

($i = 1, 2, \dots, m$), 基準路線の場合 $\gamma = 0$

(2) 交点における基準路線の最終節点の平均方向角 (t) の計算

$$t = \frac{\sum_{i=1}^m P_i t'_i}{\sum_{i=1}^m P_i}$$

P_i : i 路線の重量 (i 路線の夾角の観測数の逆数)

(3) 閉合差 (Δt) とその路線の夾角への補正值 ($d\beta$)

$$\Delta t = t - t'_i = \sum_{k=0}^n d\beta_k$$

$d\beta_k$: k 番目の節点の夾角 β への補正值

出発点において方向角の取り付けのない場合 ($k = 1, 2, \dots, n$)

2.7.1.2 座標計算

(1) i 路線から求めた交点の座標 (x'_i, y'_i)

$$x'_i = x_0 + \sum_{k=1}^{n+1} dx_k \quad y'_i = y_0 + \sum_{k=1}^{n+1} dy_k$$

x_0, y_0 : 出発点の座標

$dx_k = s_k \cdot \cos t_k$: ($k-1$) 点から k 点までの x 座標差

$dy_k = s_k \cdot \sin t_k$: ($k-1$) 点から k 点までの y 座標差

- (2) 交点における平均座標
- (x, y)
- の計算

$$x = \frac{\sum_{i=1}^m P_i x'_i}{\sum_{i=1}^m P_i} \quad y = \frac{\sum_{i=1}^m P_i y'_i}{\sum_{i=1}^m P_i}$$

$$P_i = 1/S_i$$

- (3) 閉合差
- $(\Delta x, \Delta y)$
- とその路線の節点座標への補正值
- (dx, dy)

$$\Delta x = x - x'_i = \sum_{k=1}^{n+1} dx_k \quad : i \text{ 路線の交点における } x \text{ 座標の閉合差}$$

$$\Delta y = y - y'_i = \sum_{k=1}^{n+1} dy_k \quad : i \text{ 路線の交点における } y \text{ 座標の閉合差}$$

$$dx_L = (\Delta x / S_i) \sum_{k=1}^L s_k \quad : L \text{ 番目の節点座標 } (x_L) \text{ への補正值}$$

$$dy_L = (\Delta y / S_i) \sum_{k=1}^L s_k \quad : L \text{ 番目の節点座標 } (y_L) \text{ への補正值}$$

2.7.1.3 高低計算

- (1)
- i
- 路線から求めた交点の標高
- (H_i)

$$H'_i = H_0 + \sum_{k=1}^{n+1} dH_k$$

H_0 : 出発点の標高

$$dH_k : s_k \tan \alpha_k$$

α_k : $k-1$ 番目の節点における高低角

- (2) 交点における平均標高
- (H)
- の計算

$$H = \frac{\sum_{i=1}^m P_i H'_i}{\sum_{i=1}^m P_i}$$

$$P_i = 1/S_i$$

- (3) 閉合差
- (ΔH)
- とその路線の節点標高への補正值
- (dH)

$$\Delta H = H - H'_i = \sum_{k=1}^{n+1} dH_k \quad : i \text{ 路線の交点の標高の閉合差}$$

$$dH_L = (\Delta H / S_i) \sum_{k=1}^L s_k \quad : i \text{ 路線の } L \text{ 番目の節点標高への補正值}$$

2.7.2 条件方程式による方法

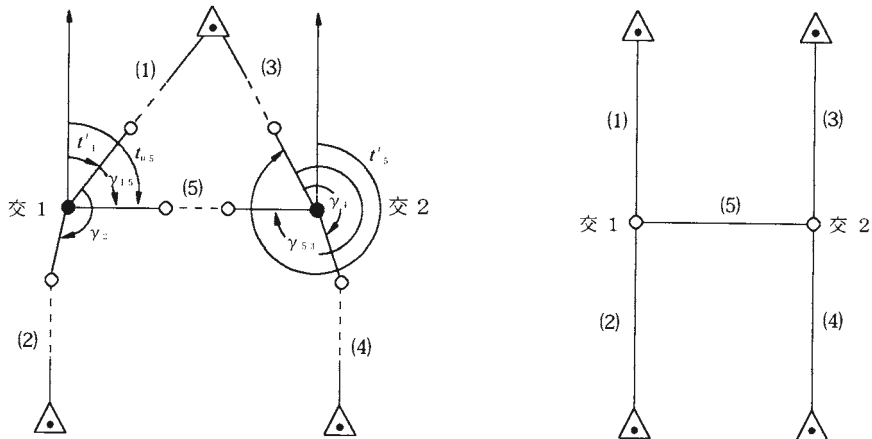


図 2 . 12

2.7.2.1 条件方程式の組成

交点の平均方向角、平均座標及び平均標高の計算は次例により条件方程式（共通）を設ける。

$$v_1 - v_2 + W_1 = 0$$

$$v_3 - v_4 + W_2 = 0$$

$$v_1 - v_3 + v_5 + W_3 = 0$$

$v_1 v_2 \dots v_5$: 各路線の方向角、座標、標高の補正量

W_1, W_2, W_3 : 各路線の方向角、座標、標高の閉合差

2.7.2.2 観測方向角 (t') 及び閉合差 (W_t) の計算

交点 1 において

$$t'_1 = t_{01} + \sum_{k=1}^{n_1} \beta_{1k} - (n_1 \pm 1)180^\circ - 0^\circ$$

$$t'_2 = t_{02} + \sum_{k=1}^{n_2} \beta_{2k} - (n_2 \pm 1)180^\circ - \gamma_2$$

交点 2 において

$$t'_3 = t_{03} + \sum_{k=1}^{n_3} \beta_{3k} - (n_3 \pm 1)180^\circ - 0^\circ$$

$$t'_4 = t_{04} + \sum_{k=1}^{n_4} \beta_{4k} - (n_4 \pm 1)180^\circ - \gamma_4$$

$$t'_5 = t_{05} + \sum_{k=1}^{n_5} \beta_{5k} - (n_5 \pm 1)180^\circ - \gamma_{53}$$

$$t'_{05} = t'_1 - \gamma_{15}$$

γ_{15} : 交点 1 における 1 路線の最終節点（零方向）と 5 路線の隣接接点との夾角

γ_{53} : 交点 2 における 5 路線の最終節点（零方向）と 3 路線の隣接接点との夾角

$$W_{t1} = t'_1 - t'_2$$

$$W_{t2} = t'_3 - t'_4$$

$$W_{t3} = t'_5 - t'_3$$

2.7.2.3 座標 (x' , y') 及び閉合差 (W_x , W_y) の計算

交点1において

$$x'_1 = x_{01} + \sum_{k=1}^{n1+1} dx_{1k}, \quad y'_1 = y_{01} + \sum_{k=1}^{n1+1} dy_{1k}$$

$$x'_2 = x_{02} + \sum_{k=1}^{n2+1} dx_{2k}, \quad y'_2 = y_{02} + \sum_{k=1}^{n2+1} dy_{2k}$$

交点2において

$$x'_3 = x_{03} + \sum_{k=1}^{n3+1} dx_{3k}, \quad y'_3 = y_{03} + \sum_{k=1}^{n3+1} dy_{3k}$$

$$x'_4 = x_{04} + \sum_{k=1}^{n4+1} dx_{4k}, \quad y'_4 = y_{04} + \sum_{k=1}^{n4+1} dy_{4k}$$

$$x'_5 = x_{05} + \sum_{k=1}^{n5+1} dx_{5k}, \quad y'_5 = y_{05} + \sum_{k=1}^{n5+1} dy_{5k}$$

$$dx_{ik} = s_{ik} \cdot \cos t_{ik}, \quad dy_{ik} = s_{ik} \cdot \sin t_{ik}$$

$$W_{x1} = x'_1 - x'_2, \quad W_{y1} = y'_1 - y'_2$$

$$W_{x2} = x'_3 - x'_4, \quad W_{y2} = y'_3 - y'_4$$

$$W_{x3} = x'_5 - x'_3, \quad W_{y3} = y'_5 - y'_3$$

2.7.2.4 標高 (H') 及び閉合差 (W_H) の計算

交点1において

$$H'_1 = H_{01} + \sum_{k=1}^{n1+1} dH_{1k}$$

$$H'_2 = H_{02} + \sum_{k=1}^{n2+1} dH_{2k}$$

交点2において

$$H'_3 = H_{03} + \sum_{k=1}^{n3+1} dH_{3k}$$

$$H'_4 = H_{04} + \sum_{k=1}^{n4+1} dH_{4k}$$

$$H'_5 = H_{05} + \sum_{k=1}^{n5+1} dH_{5k}$$

$$dH_{ik} = s_{ik} \cdot \tan \alpha_{ik}$$

α_{ik} : i 路線の $(k-1)$ 番目の節点における高低角

$$W_{H1} = H'_1 - H'_2$$

$$W_{H2} = H'_3 - H'_4$$

$$W_{H3} = H'_5 - H'_3$$

2.7.2.5 平均計算

(1) 条件方程式

$$CV + W = 0$$

$$C = \begin{bmatrix} 1 & -1 & 0 & 0 & 0 \\ 0 & 0 & 1 & -1 & 0 \\ 1 & 0 & -1 & 0 & 1 \end{bmatrix}, \quad V = \begin{bmatrix} v_1 \\ v_2 \\ v_3 \\ v_4 \\ v_5 \end{bmatrix}, \quad W = \begin{bmatrix} W_1 \\ W_2 \\ W_3 \end{bmatrix}$$

(2) 相関方程式

$$V = (CP^{-1})^T K$$

$$P^{-1} = \begin{bmatrix} 1/P_1 & 0 & 0 & 0 & 0 \\ 0 & 1/P_2 & 0 & 0 & 0 \\ 0 & 0 & 1/P_3 & 0 & 0 \\ 0 & 0 & 0 & 1/P_4 & 0 \\ 0 & 0 & 0 & 0 & 1/P_5 \end{bmatrix}, \quad K = \begin{bmatrix} K_1 \\ K_2 \\ K_3 \end{bmatrix}$$

(3) 正規方程式と解

$$(CP^{-1}C^T)K + W = 0$$

$$K = -(CP^{-1}C^T)^{-1}W$$

$$V = (CP^{-1})^T (CP^{-1}C^T)^{-1}W$$

2.7.3 観測方程式による方法

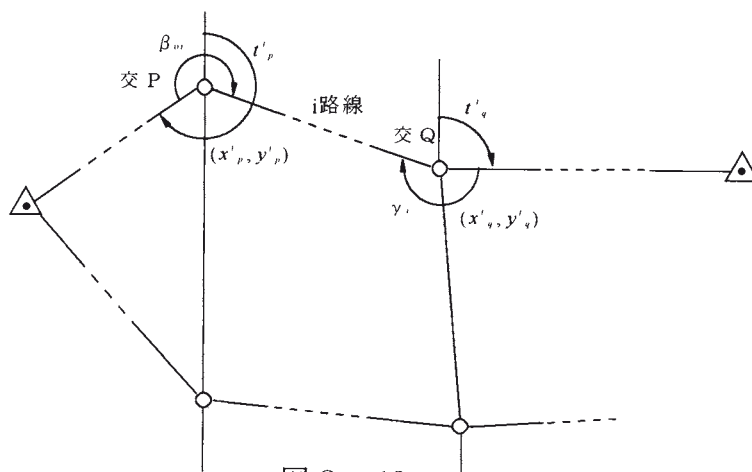


図 2. 13

2.7.3.1 方向角の観測方程式

交点Pから交点Qまで (*i* 路線) の方向角の観測方程式は次式による。

$$v_i = -\delta t_p + \delta t_q - \{(t'_p - t'_q) + dt_i\} \quad \text{重量 } P_i$$

v_i : 残差

t'_p, t'_q : 交点P及び交点Qにおける零方向の仮定方向角

$\delta t_p, \delta t_q$: t'_p, t'_q に対する補正值

$$dt_i = \beta_{0i} + \sum_{k=1}^{n_i} \beta_{ik} - (n_i \pm 1)180^\circ - \gamma_i$$

β_{ik} : k 番目の節点における観測夾角

β_{0i} : 出発点における観測夾角

γ_i : 結合点における観測夾角

$P_i = 1 / (\text{観測夾角の数})$: 図の場合、観測夾角の数 ($n_i + 2$)

n_i : 節点数

2.7.3.2 座標の観測方程式

- (1) 交点Pから交点Qまで (
- i
- 路線) の座標の観測方程式は次式による。

$$v_i = -\delta x_p + \delta x_q - \{(x'_p - x'_q) + dx_i\} \quad \text{重量 } P_i$$

$$v_i = -\delta y_p + \delta y_q - \{(y'_p - y'_q) + dy_i\} \quad \text{重量 } P_i$$

v_i : 偏差 (残差)

$(x'_p, y'_p), (x'_q, y'_q)$: 交点P及び交点Qの仮定座標

$(\delta x_p, \delta y_p), (\delta x_q, \delta y_q)$: 仮定座標に対する補正值

dx_i, dy_i : 交点P Q間 (i 路線) の観測座標差

$P_i = 1/S_i$ (S_i : P Q間の観測路線長)

- (2) 既知点
- (x, y)
- から交点
- (x'_q, y'_q)
- までの観測方程式は次式による。

$$v_i = \delta x_q - \{(x - x'_q) + dx_i\} \quad \text{重量 } P_i$$

$$v_i = \delta y_q - \{(y - y'_q) + dy_i\} \quad \text{重量 } P_i$$

- (3) 交点
- (x'_p, y'_p)
- から既知点
- (x, y)
- までの観測方程式は次式による。

$$v_i = -\delta x_p - \{(x'_p - x) + dx_i\} \quad \text{重量 } P_i$$

$$v_i = -\delta y_p - \{(y'_p - y) + dy_i\} \quad \text{重量 } P_i$$

2.7.3.3 標高の観測方程式

- (1) 交点Pから交点Qまで (
- i
- 路線) の標高の観測方程式は次式による。

$$v_i = -\delta H_p + \delta H_q - \{(H'_p - H'_q) + dH_i\} \quad \text{重量 } P_i$$

v_i : 残差

H'_p, H'_q : 交点P及び交点Qの仮定標高

$\delta H_p, \delta H_q$: 仮定標高に対する補正值

dH_i : 交点P Q間の観測高低差

$P_i = 1/S_i$ (S_i : P Q間の観測路線長)

- (2) 既知点
- (H)
- から交点
- (H_q)
- までの観測方程式は次式による。

$$v_i = \delta H_q - \{(H - H'_q) + dH_i\} \quad \text{重量 } P_i$$

- (3) 交点
- (H_p)
- から既知点
- (H)
- までの観測方程式は次式による。

$$v_i = -\delta H_p - \{(H'_p - H) + dH_i\} \quad \text{重量 } P_i$$

2.7.3.4 正規方程式の組成及びその答解

方向角の観測方程式から正規方程式を組成し答解を行い、方向角の平均値を求める。この方向角の平均結果から仮定座標を計算し、座標の正規方程式を組成し答解を行い、平均座標値を求める。

標高の観測方程式から正規方程式を組成し答解を行い、標高の平均値を求める。

2.7.3.5 補正值の配布

- (1) 交点P Q間 (
- i
- 路線) の角夾角 (
- β_{ik}
-) への補正 (
- $\delta\beta_k$
-)

$$\delta\beta_k = \Delta\beta_i / (\text{夾角の観測値の数}) : \text{夾角 } \beta_{ik} \text{ への補正值}$$

$$\Delta\beta_i = \sum \delta\beta_k = \beta_i - dt_i : \text{P Q路線の方向角の閉合差}$$

$$\beta_i = (t'_q + \delta t_q) - (t'_p + \delta t_p)$$

- (2) 交点P Q点の平均座標
- (x_p, y_p)
- (
- x_q, y_q
-) 及び平均標高
- (H_p, H_q)

$$x_p = x'_p + \delta x_p, \quad x_q = x'_q + \delta x_q$$

$$y_p = y'_p + \delta y_p, \quad y_q = y'_q + \delta y_q$$

$$H_p = H'_p + \delta H_p, \quad H_q = H'_q + \delta H_q$$

(3) 交点P Q間 (i 路線) の各座標 (x'_{ik}, y'_{ik}) 及び各標高 (H'_{ik}) への補正 ($\delta x_k, \delta y_k, \delta H_k$)

i 路線における L 番目の節点への補正值

$$\delta x_{iL} = (\Delta x_i / S_i) \sum_{k=1}^L s_k + \delta x_p$$

$$\delta y_{iL} = (\Delta y_i / S_i) \sum_{k=1}^L s_k + \delta y_p$$

$$\delta H_{iL} = (\Delta H_i / S_i) \sum_{k=1}^L s_k + \delta H_p$$

$\Delta x_i = \delta x_q - \delta x_p$: 交点P Q間 (i 路線) の x 座標の閉合差

$\Delta y_i = \delta y_q - \delta y_p$: 交点P Q間 (i 路線) の y 座標の閉合差

$\Delta H_i = \delta H_q - \delta H_p$: 交点P Q間 (i 路線) の標高の閉合差

2.8 平面直角座標による平面直角座標上方向角及び基準面上の距離の計算

2.8.1 平面直角座標上の方向角

$$T_{12} = \tan^{-1} \left[\frac{y_2 - y_1}{x_2 - x_1} \right] - (t - T)_{12}$$

ただし、

x_i, y_i : 測点1 および測点2 の座標

象限 : 第1象限 : $(y_2 - y_1) > 0, (x_2 - x_1) > 0$

第2象限 : $(y_2 - y_1) > 0, (x_2 - x_1) < 0$

第3象限 : $(y_2 - y_1) < 0, (x_2 - x_1) < 0$

第4象限 : $(y_2 - y_1) < 0, (x_2 - x_1) > 0$

$$(t - T)_{12} = \frac{\rho''}{4m_0^2 R_0^2} (y_2 + y_1)(x_2 - x_1) + \frac{\rho''}{12m_0^2 R_0^2} (x_2 - x_1)(y_2 - y_1)$$

2.8.2 基準面上の距離

$$S_{12} = \frac{\sqrt{(x_2 - x_1)^2 + (y_2 - y_1)^2}}{\frac{s}{S}}$$

$$\frac{s}{S} = m_0 \left\{ 1 + \frac{1}{6R_0^2 m_0^2} (y_1^2 + y_1 y_2 + y_2^2) \right\}$$

ただし、

R_0 : 平面直角座標系原点の平均曲率半径

m_0 : 平面直角座標系の X 軸上における縮尺係数 (0.9999)

2.8.3 成果表に記載する縮尺係数

$$m = m_0 \left[1 + \frac{y_2}{2R_0^2 m_0^2} \right]$$

ただし、

y : 当該点の y 座標

2.9 座標を換算して経緯度、子午線収差角及び縮尺係数を求める計算

2.9.1 緯度 ψ 及び経度 λ

$$\varphi = \chi + \rho'' \sum_{j=1}^6 \delta_j \sin 2j\chi, \quad \lambda = \lambda_0 + \tan^{-1} \left[\frac{\sin h\eta'}{\cos \xi'} \right]$$

2.9.2 子午線収差角 γ 及び縮尺係数 m

$$\gamma = \tan^{-1} \left[\frac{\tau' + \sigma' \tan \xi' \tan h\eta'}{\sigma' - \tau' \tan \xi' \tan h\eta'} \right], \quad m = \frac{\bar{A}}{a} \sqrt{\frac{\cos^2 \xi' + \sin^2 h\eta'}{\sigma'^2 + \tau'^2} \left\{ 1 + \left(\frac{1-n}{1+n} \tan \phi \right)^2 \right\}}$$

ただし、

χ, y : 新点の X 座標及び Y 座標

φ_0, λ_0 : 平面直角座標系原点の緯度及び経度

m_0 : 平面直角座標系の X 軸上における縮尺係数 (0.9999)

a, F : 楕円形の長半径及び逆扁平率

$$n = \frac{1}{2F-1}, \quad \xi = \frac{\chi + \bar{S}_{\varphi_0}}{\bar{A}}, \quad \eta = \frac{y}{\bar{A}}$$

$$\xi' = \xi - \sum_{j=1}^5 \beta_j \sin 2j\xi \cos h2j\eta, \quad \eta' = \eta - \sum_{j=1}^5 \beta_j \cos 2j\xi \sin h2j\eta$$

$$\sigma' = 1 - \sum_{j=1}^5 2j\beta_j \cos 2j\xi \cos h2j\eta, \quad \tau' = \sum_{j=1}^5 2j\beta_j \sin 2j\xi \sin h2j\eta$$

$$\beta_1 = \frac{1}{2}n - \frac{2}{3}n^2 + \frac{37}{96}n^3 - \frac{1}{360}n^4 - \frac{81}{512}n^5, \quad \beta_2 = \frac{1}{48}n^2 + \frac{1}{15}n^3 - \frac{437}{1440}n^4 + \frac{46}{105}n^5,$$

$$\beta_3 = \frac{17}{480}n^3 - \frac{37}{840}n^4 - \frac{209}{4480}n^5, \quad \beta_4 = \frac{4397}{161280}n^4 - \frac{11}{504}n^5, \quad \beta_5 = \frac{4583}{161280}n^5$$

$$\chi = \sin^{-1} \left[\frac{\sin \xi'}{\cos h\eta'} \right]$$

$$\delta_1 = 2n - \frac{2}{3}n^2 - 2n^3 + \frac{116}{45}n^4 + \frac{26}{45}n^5 - \frac{2854}{675}n^6, \quad \delta_2 = \frac{7}{3}n^2 - \frac{8}{5}n^3 - \frac{227}{45}n^4 + \frac{2704}{315}n^5 + \frac{2323}{945}n^6,$$

$$\delta_3 = \frac{56}{15}n^3 - \frac{136}{35}n^4 - \frac{1262}{105}n^5 + \frac{73814}{2835}n^6, \quad \delta_4 = \frac{4279}{630}n^4 - \frac{332}{35}n^5 - \frac{399572}{14175}n^6,$$

$$\delta_5 = \frac{4174}{315}n^5 - \frac{144838}{6237}n^6, \quad \delta_6 = \frac{601676}{22275}n^6$$

$$\bar{S}_{\varphi_0} = \frac{m_0 a}{1+n} \left[A_0 \frac{\varphi_0}{\rho''} + \sum_{j=1}^5 A_j \sin 2j\varphi_0 \right], \quad \bar{A} = \frac{m_0 a}{1+n} A_0$$

$$A_0 = 1 + \frac{n^2}{4} + \frac{n^4}{64}, \quad A_1 = -\frac{3}{2} \left[n - \frac{n^3}{8} - \frac{n^5}{64} \right], \quad A_2 = \frac{15}{16} \left[n^2 - \frac{n^4}{4} \right],$$

$$A_3 = -\frac{35}{48} \left[n^3 - \frac{5}{16}n^5 \right], \quad A_4 = \frac{315}{512}n^4, \quad A_5 = -\frac{693}{1280}n^5$$

ただし、

$$\phi \text{ の収束条件 : } |\phi_i - \phi_{i-1}| \leq 10^{-12} \text{ (rad)}$$

ϕ_i : i 回目の計算結果

$$\phi_0 : \tan^{-1}\left[\frac{Z}{P}\right]$$

3.2 偏心補正計算

3.2.1 偏心補正計算に必要な距離計算

$$D = \sqrt{(D' \cdot \cos \alpha_m)^2 + (D' \cdot \sin \alpha_m + i_1 - f_2)^2}$$

$$\alpha_m = \frac{(\alpha'_1 - \alpha'_2)}{2}$$

ただし、

D : 既知点と偏心点の斜距離

D' : 測定した斜距離

α'_1, α'_2 : 観測高低角

i_1, i_2 : TS等の器械高

f_1, f_2 : 目標高

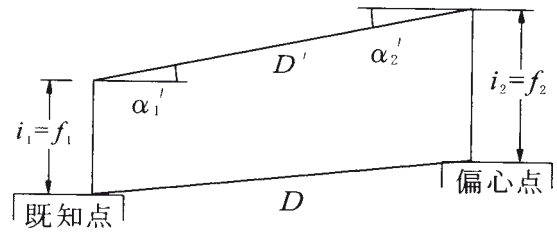


図 3. 1

3.2.2 偏心補正計算に必要な高低角に対する補正計算

$$\alpha_1 = \alpha'_1 + d\alpha_1$$

$$\alpha_2 = \alpha'_2 + d\alpha_2$$

$$d\alpha_1 = \sin^{-1}\left[\frac{(i_1 - f_2) \cos \alpha'_1}{D}\right]$$

$$d\alpha_2 = \sin^{-1}\left[\frac{(i_2 - f_1) \cos \alpha'_2}{D}\right]$$

ただし、

α_1, α_2 : 既知点と偏心点の高低角

α'_1, α'_2 : 観測高低角

$d\alpha_1, d\alpha_2$: 高低角の補正量

D : 既知点と偏心点の斜距離

i_1, i_2 : TS等の器械高

f_1, f_2 : 目標高

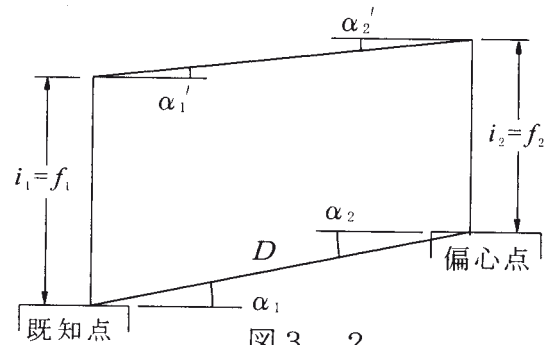


図 3. 2

3.2.3 偏心補正計算に必要な方位角の計算

(1) 偏心点から既知点の方位角

$$T = T_0 + \theta$$

$$T_0 = \tan^{-1}\left[\frac{D_Y}{D_X}\right]$$

$$\begin{bmatrix} D_X \\ D_Y \\ D_Z \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} -\sin \phi \cdot \cos \lambda & -\sin \phi \cdot \sin \lambda & \cos \phi \\ -\sin \lambda & \cos \lambda & 0 \\ \cos \phi \cdot \cos \lambda & \cos \phi \cdot \sin \lambda & \sin \phi \end{bmatrix} \begin{bmatrix} \Delta x' \\ \Delta y' \\ \Delta z' \end{bmatrix}$$

ただし、

T : 偏心点から既知点の方位角

T_0 : 方位標の方位角

- λ : 既知点の経度
- D : 既知点と偏心点の斜距離
- α_1, α_2 : 既知点と偏心点の高低角
- β : 既知点から偏心点又は偏心点から既知点の方位角

3.2.5 偏心補正の方法

(1) 偏心点及び既知点で偏心角を観測した場合

$$\begin{pmatrix} \Delta X \\ \Delta Y \\ \Delta Z \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \Delta X_{ob} \\ \Delta Y_{ob} \\ \Delta Z_{ob} \end{pmatrix} \pm \begin{pmatrix} \Delta x \\ \Delta y \\ \Delta z \end{pmatrix}$$

ただし、

- $\Delta X, \Delta Y, \Delta Z$: 偏心補正後の2点間の座標差
(地心直交座標系における成分)
- $\Delta X_{ob}, \Delta Y_{ob}, \Delta Z_{ob}$: 偏心点で観測した2点間の座標差
(地心直交座標系における成分)
- $\Delta x, \Delta y, \Delta z$: 偏心補正量
(3.2.4で計算した値を使用する)

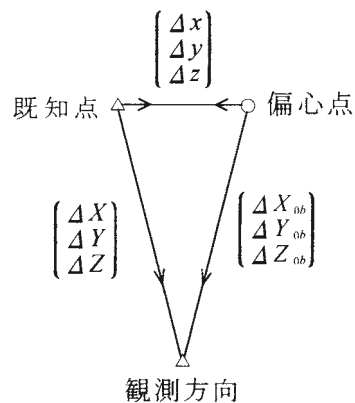


図 3. 4

(2) 偏心点の座標が未知の場合

$$\begin{pmatrix} X \\ Y \\ Z \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} X_1 \\ Y_1 \\ Z_1 \end{pmatrix} \pm \begin{pmatrix} \Delta x \\ \Delta y \\ \Delta z \end{pmatrix}$$

ただし、

- X, Y, Z : 偏心点の座標 (地心直交座標系における成分)
- X_1, Y_1, Z_1 : 既知点の座標 (地心直交座標系における成分)
- $\Delta x, \Delta y, \Delta z$: 偏心補正量 (3.2.4で計算した値を使用する)

3.3 点検計算の許容範囲に使用する閉合差、較差及び環閉合差 $\Delta X, \Delta Y, \Delta Z$ から $\Delta N, \Delta E, \Delta U$ への変換計算

3.3.1 既知点間の閉合差

$$\begin{pmatrix} \Delta N \\ \Delta E \\ \Delta U \end{pmatrix} = R \cdot \begin{pmatrix} \Delta X \\ \Delta Y \\ \Delta Z \end{pmatrix}$$

ただし、

- ΔN : 水平面の南北方向の閉合差
- ΔE : 水平面の東西方向の閉合差
- ΔU : 高さ方向の閉合差
- ΔX : 地心直交座標 X 軸成分の閉合差
- ΔY : 地心直交座標 Y 軸成分の閉合差
- ΔZ : 地心直交座標 Z 軸成分の閉合差

$$R = \begin{pmatrix} -\sin \phi \cdot \cos \lambda & -\sin \phi \cdot \sin \lambda & \cos \phi \\ -\sin \lambda & \cos \lambda & 0 \\ \cos \phi \cdot \cos \lambda & \cos \phi \cdot \sin \lambda & \sin \phi \end{pmatrix}$$

ϕ, λ は、測量地域内の任意の既知点の緯度、経度値とする

3.3.2 重複辺の較差

3.3.1の内 $\Delta X, \Delta Y, \Delta Z$ を

ΔX : 基線ベクトル X 軸成分の較差

ΔY : 基線ベクトル Y 軸成分の較差

ΔZ : 基線ベクトル Z 軸成分の較差

3.3.3 基線ベクトルの環閉合差

3.3.1の内 $\Delta X, \Delta Y, \Delta Z$ を

ΔX : 基線ベクトル X 軸成分の環閉合差

ΔY : 基線ベクトル Y 軸成分の環閉合差

ΔZ : 基線ベクトル Z 軸成分の環閉合差

3.4 三次元網平均計算

3.4.1 GPS基線ベクトル

$$\begin{bmatrix} \Delta X \\ \Delta Y \\ \Delta Z \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} X_2 \\ Y_2 \\ Z_2 \end{bmatrix} - \begin{bmatrix} X_1 \\ Y_1 \\ Z_1 \end{bmatrix}$$

$$\begin{bmatrix} X_1 \\ Y_1 \\ Z_1 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} (N_i + h_i) \cdot \cos \phi_i \cdot \cos \lambda_i \\ (N_i + h_i) \cdot \cos \phi_i \cdot \sin \lambda_i \\ \{N_i(1 - e^2) + h_i\} \cdot \sin \phi_i \end{bmatrix}_{i=1, 2}$$

3.4.2 観測方程式

(1) 地心直交座標 (X, Y, Z) による観測方程式

$$\begin{bmatrix} V_x \\ V_y \\ V_z \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} \delta X_2 \\ \delta Y_2 \\ \delta Z_2 \end{bmatrix} - \begin{bmatrix} \delta X_1 \\ \delta Y_1 \\ \delta Z_1 \end{bmatrix} + M_\xi \begin{bmatrix} \Delta X_0 \\ \Delta Y_0 \\ \Delta Z_0 \end{bmatrix} \xi + M_\eta \begin{bmatrix} \Delta X_0 \\ \Delta Y_0 \\ \Delta Z_0 \end{bmatrix} \eta + M_\alpha \begin{bmatrix} \Delta X_0 \\ \Delta Y_0 \\ \Delta Z_0 \end{bmatrix} \alpha + \begin{bmatrix} \Delta X_0 \\ \Delta Y_0 \\ \Delta Z_0 \end{bmatrix} - \begin{bmatrix} \Delta X_{0b} \\ \Delta Y_{0b} \\ \Delta Z_{0b} \end{bmatrix}$$

(補正量) (未知量) (未知量)

(概算値) (観測値)

(注) 鉛直線偏差及び鉛直軸の微小回転を推定しない場合は、 ξ, η, α の項は除く。

$$M_\xi = \begin{bmatrix} 0 & 0 & -\cos \lambda_0 \\ 0 & 0 & -\sin \lambda_0 \\ \cos \lambda_0 & \sin \lambda_0 & 0 \end{bmatrix}$$

$$M_\eta = \begin{bmatrix} 0 & -\cos \phi_0 & -\sin \phi_0 \cdot \sin \lambda_0 \\ \cos \phi_0 & 0 & \sin \phi_0 \cdot \cos \lambda_0 \\ \sin \phi_0 \cdot \sin \lambda_0 & -\sin \phi_0 \cdot \cos \lambda_0 & 0 \end{bmatrix}$$

$$M_\alpha = \begin{bmatrix} 0 & \sin \phi_0 & -\cos \phi_0 \cdot \sin \lambda_0 \\ -\sin \phi_0 & 0 & \cos \phi_0 \cdot \cos \lambda_0 \\ \cos \phi_0 \cdot \sin \lambda_0 & -\cos \phi_0 \cdot \cos \lambda_0 & 0 \end{bmatrix}$$

ただし、

ϕ_0, λ_0 : 既知点 (任意) の緯度、経度

ξ : 測量地域の南北成分の微小回転

η : 測量地域の東西成分の微小回転

α : 網の鉛直軸の微小回転

(2) 測地座標（緯度 ϕ 、経度 λ 、楕円体高 h ）による観測方程式

$$\begin{pmatrix} V_x \\ V_y \\ V_z \end{pmatrix} = m_2 \begin{pmatrix} \delta \phi_2 \\ \delta \lambda_2 \\ \delta h_2 \end{pmatrix} - m_1 \begin{pmatrix} \delta \phi_1 \\ \delta \lambda_1 \\ \delta h_1 \end{pmatrix} + M_\xi \begin{pmatrix} \Delta X_0 \\ \Delta Y_0 \\ \Delta Z_0 \end{pmatrix} \xi + M_\eta \begin{pmatrix} \Delta X_0 \\ \Delta Y_0 \\ \Delta Z_0 \end{pmatrix} \eta + M_\alpha \begin{pmatrix} \Delta X_0 \\ \Delta Y_0 \\ \Delta Z_0 \end{pmatrix} \alpha + \begin{pmatrix} \Delta X_0 \\ \Delta Y_0 \\ \Delta Z_0 \end{pmatrix} - \begin{pmatrix} \Delta X_{0b} \\ \Delta Y_{0b} \\ \Delta Z_{0b} \end{pmatrix}$$

(補正量) (未知量) (未知量) (概算値) (観測値)

(注) 測量地域の微小回転を推定しない場合は、 ξ 、 η 、 α の項は除く。

$$m_i = \begin{pmatrix} -(M_i+h_i) \sin \phi_i \cos \lambda_i & -(N_i+h_i) \cos \phi_i \sin \lambda_i & \cos \phi_i \cos \lambda_i \\ -(M_i+h_i) \sin \phi_i \sin \lambda_i & (N_i+h_i) \cos \phi_i \cos \lambda_i & \cos \phi_i \sin \lambda_i \\ (M_i+h_i) \cos \phi_i & 0 & \sin \phi_i \end{pmatrix}_{(i=1, 2)}$$

3.4.3 観測の重み

(1) 基線解析で求めた値による計算式

$$p = (\Sigma_{\Delta X, \Delta Y, \Delta Z})^{-1}$$

(2) 水平及び高さの分散を固定値とした値による計算式

$$\Sigma_{\Delta X, \Delta Y, \Delta Z} = R^T \Sigma_{N, E, U} R$$

ただし、

P : 重量行列

$\Sigma_{\Delta X, \Delta Y, \Delta Z}$: $\Delta X, \Delta Y, \Delta Z$ の分散・共分散行列

$$\Sigma_{N, E, U} = \begin{pmatrix} d_N & 0 & 0 \\ 0 & d_E & 0 \\ 0 & 0 & d_U \end{pmatrix}$$

d_N : 水平面の南北方向の分散

d_E : 水平面の東西方向の分散

d_U : 高さ方向の分散

$$R = \begin{pmatrix} -\sin \phi \cos \lambda & -\sin \phi \sin \lambda & \cos \phi \\ -\sin \lambda & \cos \lambda & 0 \\ \cos \phi \cos \lambda & \cos \phi \sin \lambda & \sin \phi \end{pmatrix}$$

ϕ, λ は測量地域内の任意の既知点の緯度、経度値とする

3.4.4 平均計算

$$V = AX - L, P$$

$$(A^T P A) X = (A^T P L)$$

$$X = (A^T P A)^{-1} A^T P L$$

$$P = \begin{pmatrix} \sigma_{\Delta X \Delta X} & \sigma_{\Delta X \Delta Y} & \sigma_{\Delta X \Delta Z} \\ \sigma_{\Delta Y \Delta X} & \sigma_{\Delta Y \Delta Y} & \sigma_{\Delta Y \Delta Z} \\ \sigma_{\Delta Z \Delta X} & \sigma_{\Delta Z \Delta Y} & \sigma_{\Delta Z \Delta Z} \end{pmatrix}^{-1}$$

ただし、

V : 残差のベクトル

A : 未知数の係数行列

X : 未知数のベクトル

L : 定数項のベクトル

P : 重量行列

3.4.5 平均計算後の観測値の単位重量当たりの標準偏差

$$m_0 = \sqrt{\frac{V^T P V}{3(m-n)}} \quad \begin{array}{l} m : \text{基線数} \\ n : \text{未知点数} \end{array}$$

3.4.6 未知点座標の平均値の標準偏差

(1) 地心直交座標

$$X \text{ の標準偏差} : \sigma_X = m_0 \sqrt{(\sigma_{\Delta X \Delta X})}$$

$$Y \text{ の標準偏差} : \sigma_Y = m_0 \sqrt{(\sigma_{\Delta Y \Delta Y})}$$

$$Z \text{ の標準偏差} : \sigma_Z = m_0 \sqrt{(\sigma_{\Delta Z \Delta Z})}$$

(2) 測地座標

$$\phi \text{ の標準偏差} : \sigma_n = m_0 \sqrt{(\sigma_{\phi \phi})} (M' + h)$$

$$\lambda \text{ の標準偏差} : \sigma_e = m_0 \sqrt{(\sigma_{\lambda \lambda})} (N + h) \cos \phi$$

$$h \text{ の標準偏差} : \sigma_h = m_0 \sqrt{(\sigma_{hh})}$$

ただし、

$\sigma_{\phi \phi}, \sigma_{\lambda \lambda}, \sigma_{hh}$: 重み係数行列の対角要素

M' : 子午線曲率半径

N : 卯酉線曲率半径

3.5 ジオイド高算出のための補間計算

$$N_g = (1-t)(1-u) N_{g(i,j)} + (1-t)u N_{g(i,j+1)} + t(1-u) N_{g(i+1,j)} + tu N_{g(i+1,j+1)}$$

ただし、

ϕ_i : i 格子の緯度

λ_j : j 格子の経度

$N_{g(i,j)}$: (i,j) 格子のジオイド高

ϕ : 求点の緯度

λ : 求点の経度

N_g : 求点のジオイド高

$$t = \frac{\phi - \phi_i}{\phi_{i+1} - \phi_i}$$

$$u = \frac{\lambda - \lambda_j}{\lambda_{j+1} - \lambda_j}$$

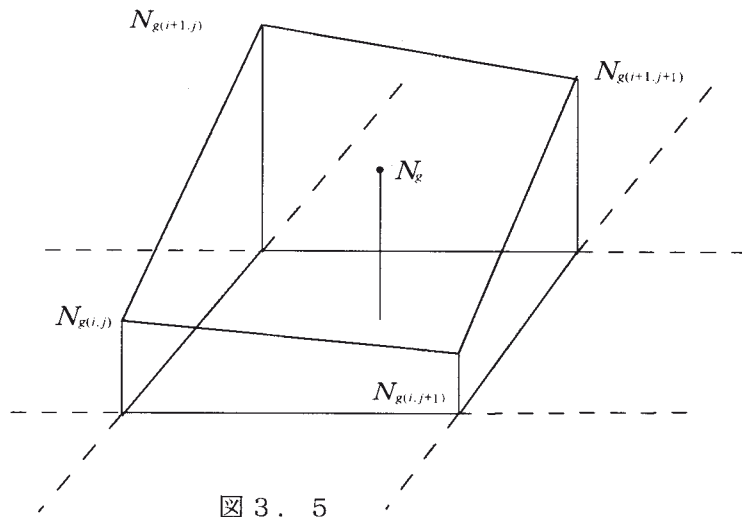


図 3. 5

(注) 求点のジオイド高は、求点を最も近く取り囲む4格子のジオイド高から求める。

4. 本計算式のほか、これと同精度もしくはこれをうわまわる精度を有することが確認できる場合には、当該計算式を使用することができる。

水準測量

1. 観測比高に対する補正計算

$$h = \Delta H + \Delta C + \Delta G$$

ただし、

- h : 高低差 (m単位)
- ΔH : 観測高低差 (m単位)
- ΔC : 標尺補正量 (m単位)
- ΔG : 正標高補正量 (m単位)

1.1 標尺定数補正

$$\Delta C = \{C_0 + (T - T_0) \alpha\} \Delta H$$

ただし、

- ΔC : 標尺補正量 (m単位)
- C_0 : 基準温度における標尺定数 (単位長さあたりの補正量) (m単位)
- T : 観測時の測定温度 (℃単位)
- T_0 : 基準温度 (℃単位)
- α : 膨張係数
- ΔH : 観測高低差 (m単位)

1.2 正規正標高補正計算 (楕円補正)

$$K = 5.29 \sin(B_1 + B_2) \frac{B_1 - B_2}{\rho'} H$$

ただし、

- K : 正規正標高補正量 (mm単位)
- B_1, B_2 : 水準路線の出発点及び終末点 (又は変曲点) の緯度 (分単位)
- H : 水準路線の平均標高 (m単位)
- $\rho' = \frac{180^\circ}{\pi} 60'$

1.3 正標高補正計算 (実測の動力値による補正)

$$\Delta G = \left\{ \left[\frac{g_i + g_j}{2} \right] - \gamma_0 \right\} \left\{ \frac{\Delta H}{\gamma_0} \right\} + \left\{ \frac{H_i (G_i - \gamma_0)}{\gamma_0} \right\} - \left\{ \frac{H_j (G_j - \gamma_0)}{\gamma_0} \right\}$$

ただし、

- ΔG : 正標高補正量 (mm単位)
- g_i, g_j : 水準点 i, j における重力値 (地表重力値 mGal単位)
- ΔH : 水準点 i から j の観測比高 (m単位)
- γ_0 : 980619.92mGal (緯度45° における正規重力値 mGal単位)
- H_i, H_j : 水準点 i, j における標高 (正標高 m単位)
- G_i, G_j : 水準点 i, j における鉛直平均重力値 (mGal単位)
(地表からジオイド面までの平均重力値)
- $G_i = g_i + 0.0424 \cdot H_i$
- $G_j = g_j + 0.0424 \cdot H_j$

2. 水準測量観測の標準偏差

$$m_0 = \sqrt{\frac{1}{4} \Sigma \left[\frac{U_i^2}{S_i} \right] \frac{1}{n}}$$

ただし、

- m_0 : 1 km当たりの観測の標準偏差 (mm単位)
- U_i : 各鎖部の往復差 (mm単位)
- S_i : 各鎖部の距離 (km単位)
- n : 鎖部数

3. 水準網平均計算

3.1 観測方程式による場合

3.1.1 観測方程式

$$\begin{aligned} v_{12} &= -x_1 + x_2 - (H_1 - H_2 + \Delta H_{12}), P_{12} \\ v_{23} &= -x_2 + x_3 - (H_2 - H_3 + \Delta H_{23}), P_{23} \\ &\dots\dots\dots \\ v_{ij} &= -x_i + x_j - (H_i - H_j + \Delta H_{ij}), P_{ij} \end{aligned}$$

ただし、

- H_i, H_j : 水準点 ij の仮定標高
- x_i, x_j : 水準点 ij の仮定標高に対する補正值
- ΔH_{ij} : 水準点 ij 間の観測高低差
- v_{ij} : 水準点 ij 間の観測高低差の残差
- P_{ij} : 水準点 ij 間の観測高低差の重量

行列表示にすると、

$$V = AX - L, \quad P$$

ただし、

- V : 残差のベクトル
- X : 未知数 (仮定標高に対する補正值) のベクトル
- A : 未知数の係数の行列
- L : 定数項のベクトル
- P : 重量の行列

ただし、各マトリックス、ベクトルの内容は次のとおり

$$\begin{aligned} V &= \begin{pmatrix} v_1 \\ v_2 \\ \vdots \\ v_m \end{pmatrix}_{(m,1)}, & A &= \begin{pmatrix} a_{11} & a_{12} & \dots\dots\dots a_{1n} \\ a_{21} & a_{22} & \dots\dots\dots a_{2n} \\ \dots & \dots & \dots\dots\dots \dots \\ \dots & \dots & \dots\dots\dots \dots \\ a_{m1} & a_{m2} & \dots\dots\dots a_{mn} \end{pmatrix}_{(m,n)} \\ \\ X &= \begin{pmatrix} x_1 \\ x_2 \\ \vdots \\ x_n \end{pmatrix}_{(n,1)}, & L &= \begin{pmatrix} l_1 \\ l_2 \\ \vdots \\ l_m \end{pmatrix}_{(m,1)}, & P &= \begin{pmatrix} p_1 & & & 0 \\ & p_2 & & \\ & & \dots & \\ 0 & & & p_m \end{pmatrix}_{(m,m)} \end{aligned}$$

ただし、

- v_k : k 番目に関する v_{ij}
- l_k : k 番目に関する $(H_i - H_j + \Delta H_{ij})$
- P_k : k 番目に関する P_{ij}

$$P_{ij} = \frac{1}{S_{ij}}$$

S_{ij} : 水準点 ij 間の路線長

3.1.2 正規方程式

$$(A^T P A) X = A^T P L$$

$$\therefore X = (A^T P A)^{-1} A^T P L$$

3.1.3 平均の結果

- (1) 単位重量当たりの観測の標準偏差 (m_0)

$$m_0 = \sqrt{\frac{V^T P V}{(m-n)}}$$

ただし、

- m : 観測方程式の数
- n : 未知数の数

- (2) 未知点の平均標高の準備偏差

$$M_1 = m_0 \sqrt{q_{11}}, M_2 = m_0 \sqrt{q_{22}}, \dots, M_n = m_0 \sqrt{q_{nn}}$$

ただし、

$$Q = (A^T P A)^{-1} = \begin{pmatrix} q_{11} & q_{12} & \dots & q_{1n} \\ q_{21} & q_{22} & \dots & q_{2n} \\ \dots & \dots & \dots & \dots \\ \dots & \dots & \dots & \dots \\ q_{n1} & q_{n2} & \dots & q_{nn} \end{pmatrix}$$

3.2 条件方程式による場合

3.2.1 条件方程式

$$b_{11} v_1 + b_{12} v_2 + \dots + b_{1m} v_m + \omega_1 = 0$$

$$b_{21} v_1 + b_{22} v_2 + \dots + b_{2m} v_m + \omega_2 = 0$$

$$\dots$$

$$b_{r1} v_1 + b_{r2} v_2 + \dots + b_{rm} v_m + \omega_r = 0$$

ただし、

- ω : 環閉合差
- v : 路線の高低差の補正量

行列表示にすると、

$$B V + W = 0$$

ただし、

- B : 未知数の係数の行列
- V : 残差のベクトル
- W : 閉合差のベクトル

ただし、各マトリックス、ベクトルの内容は次のとおり。

$$B = \begin{matrix} & \begin{matrix} b_{11} & b_{12} & \cdots & b_{1m} \\ b_{21} & b_{22} & \cdots & b_{2m} \\ \cdots & \cdots & \cdots & \cdots \\ \cdots & \cdots & \cdots & \cdots \\ b_{r1} & b_{r2} & \cdots & b_{rm} \end{matrix} \\ \begin{matrix} (r, m) \end{matrix} \end{matrix}, \quad V = \begin{matrix} \begin{matrix} v_1 \\ v_2 \\ \vdots \\ v_m \end{matrix} \\ \begin{matrix} (m, 1) \end{matrix} \end{matrix}, \quad W = \begin{matrix} \begin{matrix} \omega_1 \\ \omega_2 \\ \vdots \\ \omega_r \end{matrix} \\ \begin{matrix} (r, 1) \end{matrix} \end{matrix}$$

3.2.2 相関方程式

$$V = (BP^{-1})^T \cdot K$$

ただし、

$$P^{-1} = \begin{matrix} \begin{matrix} 1/P_1 & & & 0 \\ & 1/P_2 & & \\ & & \ddots & \\ & & & 1/P_m \\ 0 & & & & 0 \end{matrix} \\ \begin{matrix} (m, m) \end{matrix} \end{matrix}, \quad K = \begin{matrix} \begin{matrix} k_1 \\ k_2 \\ \vdots \\ k_r \end{matrix} \\ \begin{matrix} (r, 1) \end{matrix} \end{matrix}$$

K : 相関係数 (未定係数) のベクトル

3.2.3 正規方程式

$$(BP^{-1}B^T) \cdot K + W = 0$$

$$\therefore K = -(BP^{-1}B^T)^{-1} W$$

3.2.4 平均の結果

単位重量当たりの観測の標準偏差

$$m_0 = \sqrt{\frac{-K^T W}{r}}$$

ただし、 r : 条件方程式の数

4. 変動補正計算

$$\Delta h = \frac{\Delta H_2 - \Delta H_1}{T_2 - T_1} (T - T_2)$$

ただし、

Δh : ΔH_2 に対する変動補正量

T_1 : 旧観測月日

T_2 : 新観測月日

T : 統一する月日

ΔH_1 : T_1 における観測高低差

ΔH_2 : T_2 における観測高低差

5. 渡海水準測量の計算

5.1 交互法の計算

5.1.1 自動レベル及び気泡管レベルの場合

$$\Delta H = \frac{1}{m} \sum_{i=1}^m a_i - \frac{1}{n} \sum_{j=1}^n b_j$$

ただし、

ΔH : 高低差

a_i : 自岸の読定値

b_j : 対岸の読定値

m, n : 読定回数

5.1.2 電子レベルの場合

5.1.1の計算式を用いる

5.2 経緯儀法の計算

5.2.1 反射鏡高の計算

$$f_A = l_A + \Delta h_A$$

$$\Delta h_A = m_r - m_m$$

ただし、

f_A : A点の反射鏡高

l_A : A点の標尺のcm位までの読み値

Δh_A : マイクロメータの読みの差

m_r : 標尺のマイクロメータの読み値

m_m : 反射鏡のマイクロメータの読み値

B点の反射鏡高 f_B も同様に求める

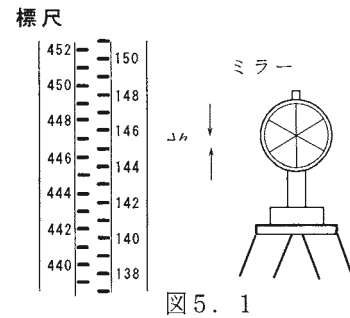


図 5. 1

5.2.2 高低差の計算

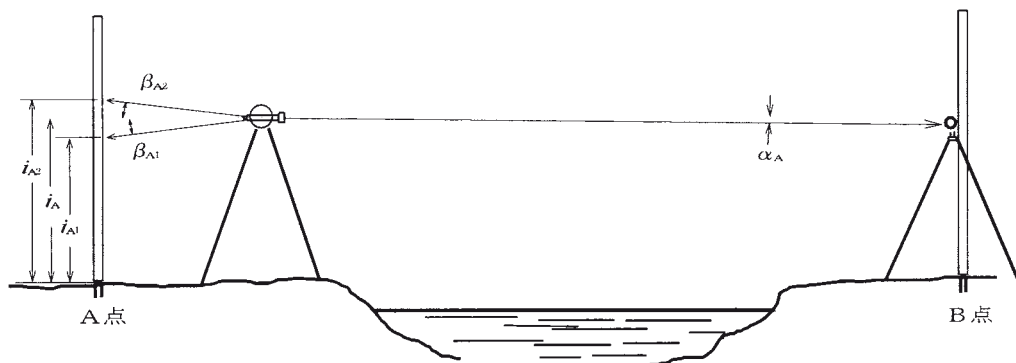


図 5. 2

$$i_A = \frac{(i_{A1} - i_{A2}) \tan \beta_{A1}}{\tan \beta_{A2} - \tan \beta_{A1}} + i_{A1}$$

$$\Delta H_A = D_A \sin \alpha_A + i_A - f_B$$

$$\Delta H_B = D_B \sin \alpha_B + i_B - f_A$$

$$\Delta H = (\Delta H_A - \Delta H_B) / 2$$

(注) B点の i_B は、 i_A と同様に計算で求める。

ただし、

- ΔH : A点とB点の高低差
- ΔH_A : A点から求めた高低差
- ΔH_B : B点から求めた高低差
- i_A, i_B : A点及びB点の器械高
- i_{A1}, i_{A2} : A点の標尺目盛
- i_{B1}, i_{B2} : B点の標尺目盛
- f_A, f_B : A点及びB点の反射鏡高
- β_{A1}, β_{A2} : A点の標尺目盛の測定値 (高低角)
- β_{B1}, β_{B2} : B点の標尺目盛の測定値 (高低角)
- α_A, α_B : 高低角
- D_A, D_B : 器械から反射鏡までの斜距離

5.2.3 高低角観測のみによる同時観測 (標尺使用)

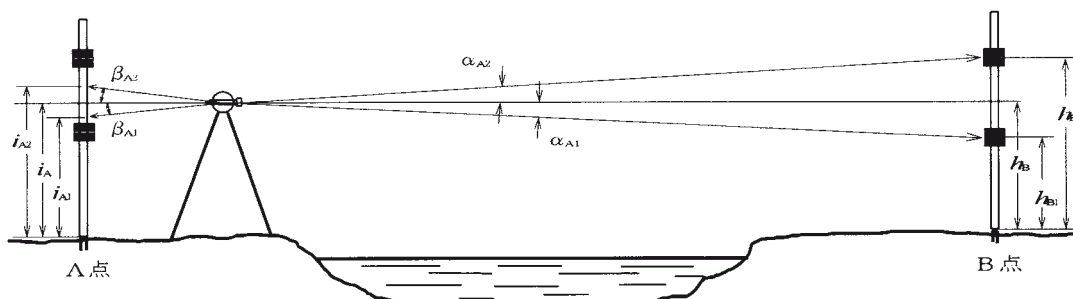


図 5. 3

$$i_A = \frac{(i_{A1} - i_{A2}) \tan \beta_{A1}}{\tan \beta_{A2} - \tan \beta_{A1}} + i_{A1} \qquad h_B = \frac{(h_{B1} - h_{B2}) \tan \alpha_{A1}}{\tan \alpha_{A2} - \tan \alpha_{A1}} + h_{B1}$$

$$\Delta H_A = i_A - h_B$$

$$\Delta H_B = i_B - h_A$$

$$\Delta H = (\Delta H_A - \Delta H_B) / 2$$

(注) B点の i_B, h_A については、 i_A, h_B と同様に計算で求める。

ただし、

- ΔH : A点とB点の高低差
- ΔH_A : A点から求めた高低差
- ΔH_B : B点から求めた高低差
- i_A, i_B : A点及びB点の器械高
- h_A, h_B : A点及びB点の計算目標高
- h_{B1}, h_{B2} : B点の目標板の測定値 (高低角)
- β_{A1}, β_{A2} : A点の標尺目盛の測定値 (高低角)
- α_A, α_B : B点の目標板の測定値 (高低角)

5.3 俯仰ねじ法の計算

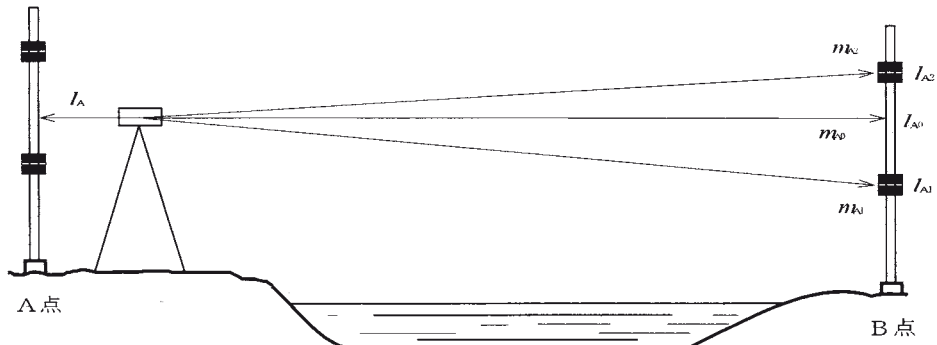


図 5. 4

$$l_{A0} = l_{A1} + (l_{A2} - l_{A1}) \frac{m_{A0} - m_{A1}}{m_{A2} - m_{A1}}$$

$$l_{B0} = l_{B1} + (l_{B2} - l_{B1}) \frac{m_{B0} - m_{B1}}{m_{B2} - m_{B1}}$$

$$\Delta H_A = l_A - l_{A0}$$

$$\Delta H_B = l_B - l_{B0}$$

$$\Delta H = (\Delta H_A - \Delta H_B) / 2$$

ただし、

ΔH_A : A点での高低差

ΔH_B : B点での高低差

l_{A1}, l_{A2} : A点からB点を観た際の下段、上段目標板位置の標尺目盛

m_{A1}, m_{A2} : A点からB点を観た際の下段、上段目標板測定値（俯仰ねじ目盛）

m_{A0} : A点からB点を観た際の気泡合致の時の測定値（俯仰ねじ目盛）

l_A : A点における後視標尺（自岸標尺）の読定値

l_{A0} : A点における前視標尺（対岸標尺）の m_{A0} に対する標尺目盛

l_{B1}, l_{B2} : B点からA点を観た際の下段、上段目標板位置の標尺目盛

m_{B1}, m_{B2} : B点からA点を観た際の下段、上段目標板測定値（俯仰ねじ目盛）

m_{B0} : B点からA点を観た際の気泡合致の時の測定値（俯仰ねじ目盛）

l_B : B点における後視標尺（自岸標尺）の読定値

l_{B0} : B点における前視標尺（対岸標尺）の m_{B0} に対する標尺目盛

5.4 標準偏差の計算

5.4.1 1セット観測の標準偏差

$$m_t = \sqrt{\frac{\sum \delta_i^2}{n-1}}$$

5.4.2 平均値の標準偏差

$$M_t = \sqrt{\frac{\sum \delta_i^2}{n(n-1)}}$$

5.4.3 器械の配置別標準偏差の平均値

$$m_{t2} = (m_1 + \dots + m_p) / n_p$$

ただし、

- m_i : 1セット観測の標準偏差
- M_i : 平均値の標準偏差
- m_{i2} : 器械の配置別標準偏差の平均値
- δ_i : $\Delta H_i - \Delta H_0$
- ΔH_i : 各セットの高低差
- ΔH_0 : 各セットの高低差の平均値
- n : セット数
- n_p : 器械の配置別の数

5.5 直接水準、渡海水準測量の路線の混合する環の平均

$$P_1 : P_2 = \frac{1}{m_1^2} : \frac{1}{m_2^2}$$

$$m_1 = m_0 \sqrt{S}$$

$$V_1 = -\frac{P_2 \cdot W}{P_1 + P_2} \quad V_2 = -\frac{P_1 \cdot W}{P_1 + P_2}$$

ただし、

- P_1 : 直接水準測量の重量
- P_2 : 渡海水準測量の重量
- m_1 : 直接水準測量の標準偏差
- m_0 : 0.6mmとする
- S : 直接水準測量の路線長 (km単位)
- m_2 : 渡海水準測量の平均値の標準偏差
- W : 環閉合差
- V_1, V_2 : 直接水準、渡海水準測量路線への補正量

6. 本計算式のほか、これと同精度もしくはこれをうわまわる精度を有することが確認できる場合には、当該計算式を使用することができる。

公共測量標準図式

目 次

公共測量標準図式

第1章 総 則	377
第1節 総 則	377
第2節 表示の原則	377
第2章 地図記号	378
第1節 通 則	378
第2節 境界等	378
第3節 交通施設	378
第4節 建物等	379
第5節 小物体	379
第6節 水部等	380
第7節 土地利用等	380
第8節 地形等	380
第9節 地図記号の様式	381
第3章 取得分類基準	381
第1節 通 則	381
第2節 取得分類基準	387
第4章 注 記	387
第1節 通 則	387
第2節 細 則	394
第5章 整 飾	396
第1節 通 則	396

数値地形図データファイル仕様

第1章 総 則	399
第1節 総 則	399
第2章 数値地形図データファイル仕様	403
第1節 通 則	403
第3章 写真地図データファイル仕様	404
第1節 通 則	404
第2節 写真地図データファイル	404
第3節 位置情報ファイル	404
第4章 数値地形図データファイル説明書	405

公共測量標準図式

第1章 総 則

第1節 総 則

(目 的)

第1条 この図式は、作業規程の準則第82条に基づき、地図情報レベル5000以下の数値地形図の調製について、その取得する事項及び地形、地物等の取得方法、その他記号の適用等の基準を定め規格の統一を図ることを目的とする。

(数値地形図の性格)

第2条 数値地形図とは、都市、河川、道路、ダム等の計画、管理及び土木工事のために使用できる位置精度を有した地理空間情報及び数値地形図をいう。

第2節 表示の原則

(表示の対象)

第3条 数値地形図に表示する対象は、測量作業時に現存し、永続性のあるものとする。ただし、次に掲げる事項は、表示することができる。

- 一 建設中のもので、おおむね1年以内に完成する見込のもの。
- 二 永続性のないもので、特に必要と認められるもの。

(表示の方法)

第4条 数値地形図への表現は、地表面の状況を地図情報レベルに応じて正確詳細に表示する。

- 2 表示する対象は、それぞれの上方面からの正射影（以下「正射影」という。）で、その形状を表示する。ただし、正射影で表示することが困難なものについては、正射影の位置に定められた記号で表示する。
- 3 特定の記号のないもので、特に表示する必要がある対象は、その位置を指示する点（以下「指示点」という。）を表示し、名称、種類等を文字により表示する。

(表示事項の転位)

第5条 数値地形図に表示する地物の水平位置の転位は、原則として行わない。

- 2 地図情報レベル2500以上に表示する地物の水平位置は、やむを得ない場合には地図情報レベルに対応する相当縮尺の出力図に限り、図上0.7mmまで転位させることができる。

(地図記号及び文字の大きさの許容誤差)

第6条 数値地形図に表示する記号及び文字の大きさの許容誤差は、表現上やむを得ないものに限り定められた大きさに対して図上 $\pm 0.2\text{mm}$ 以内とする。

(線の区分)

第7条 数値地形図に表示する線の区分は、次の表に定めるとおりとする。

線 号	線の太さ	備 考
1 号	0.05mm	線の太さの許容誤差は、各線号を通じて±0.025mmとする。
2 号	0.10mm	
3 号	0.15mm	
4 号	0.20mm	
5 号	0.25mm	
6 号	0.30mm	
7 号	0.35mm	
8 号	0.40mm	
10 号	0.50mm	

第2章 地図記号

第1節 通 則

(地図記号)

第8条 地図記号とは、対象物を数値地形図上に表現するために規定した記号をいい、境界等、交通施設、建物等、小物体、水部等、土地利用等及び地形等に区分する。

第2節 境界等

(境界等)

第9条 境界等は、境界及び所属界に区分する。

(境界)

第10条 境界とは、行政区画の境をいい、都府県界、北海道の支庁界、郡市・東京都の区界、町村・指定都市の区界、大字・町界・丁目界及び小字界に区分して表示する。

(所属界)

第11条 所属界とは、島等の所属を示す線をいい、用図上必要がある場合に表示する。

(未定境界)

第12条 未定境界とは、第10条に規定するもののうち、都府県界、北海道の支庁界、郡市・東京都の区界及び町村・指定都市の区界で未定であることが明らかな境界をいい、関係市町村間で意見の相違がある境界を含む。

2 未定境界は、間断区分を設定する。

3 未定境界は、数値地形図データでは表示しない。

第3節 交通施設

(交通施設)

第13条 交通施設は、道路、道路施設、鉄道及び鉄道施設に区分する。

(道路)

第14条 道路とは、一般交通の用に供する道路及び私有道路をいい、真幅道路、徒歩道、庭園路等、トンネル内の道路及び建設中の道路に区分して表示する。

2 真幅道路、庭園路等、トンネル内の道路及び建設中の道路は、その正射影を表示し、徒歩道は、正射影の中心線と記号の中心線を一致させて表示する。

(道路施設)

第15条 道路施設とは、道路と一体となってその効用を全うする施設をいう。

(鉄 道)

第16条 鉄道とは、鉄道事業法及び軌道法に基づいて敷設された軌道等をいう。

2 鉄道は、軌道、又は軌道間の正射影の中心線と記号の中心線を一致させて表示する。

(鉄道施設)

第17条 鉄道施設とは、鉄道と一体となってその効用を全うする施設をいう。

第4節 建 物 等

(建 物 等)

第18条 建物等は、建物、建物に付属する構造物及び建物記号に区分する。

(建 物)

第19条 建物とは、居住その他の目的をもって構築された建築物をいい、普通建物、堅ろう建物、普通無壁舎及び堅ろう無壁舎に区分して表示する。

2 建物は、射影の短辺が実長1 m以上のものについて、その外周の正射影を表示することを原則とする。

(建物の付属物)

第20条 建物の付属物とは、門、屋門、たたき及びプールをいう。

(建物記号)

第21条 建物記号とは、建物の機能を明らかにするために定めた記号をいう。

2 特定の用途あるいは、機能を明らかにする必要がある建物には、注記することを原則とする。

3 建物規模が小さいもの及び市街地等の建物の錯雑する地域において、注記により重要な地物と重複するおそれのある場合には、定められた記号によって表示する。

4 大きな建物の一部にある郵便局、銀行等のうち、好目標となるもので必要と認められるものは、指示点を付して表示する。

5 建物記号の表示位置等は、次による。

一 建物の内部に表示できる場合は、中央に表示する。

二 建物の内部に表示できない場合は、指示点を付しその上方に表示することを原則とし、表示位置の記号を間断することが適当でない場合は、その景況に従い適宜の位置に表示することができる。

第5節 小 物 体

(小 物 体)

第22条 小物体は、公共施設及びその他の小物体に区分する。

(公共施設)

第23条 公共施設とは、電柱及びマンホールをいう。

2 電柱は、その支柱中心を記号中心と一致させて表示し、有線方向を1.0mm表示する。このとき、有線方向は、架設されているものすべてについて表示する。

3 支線及び枝線は、原則として表示しない。

4 マンホールは、共同溝、ガス、電話、電力、下水及び上水は、それぞれの記号で表示し、それ以外のものについては、公共性、規模等を考慮して、未分類を用いて表示する。

(その他の小物体)

第24条 その他の小物体とは、形状が一般に小さく、定められた記号によらなければ表示できない工作物をいう。

2 その他の小物体は、原則として好目標となるもので、地点の識別と指示のために必要なもの及び歴史的・学術的に著名なものを表示する。

3 その他の小物体の記号は、特に指定するものを除き、その記号の中心点又は中心線が当該小物体の真位置にあるように表示する。

- 4 定められた記号のない小物体は、その位置に指示点を付し、これにその名称又は種類を示す注記を添えて表示する。

第6節 水部等

(水部等)

第25条 水部等は、水部及び水部に関する構造物等に区分する。

(水部)

第26条 水部は、河川、細流、かれ川、用水路、湖池、海岸線、地下水路及び低位水涯線に区分する。

(水部に関する構造物等)

第27条 水部に関する構造物等とは、水涯線に付属するダム、せき、水門、防波堤等の構造物をいい、渡船発着所、滝、流水方向を含む。

第7節 土地利用等

(土地利用等)

第28条 土地利用等は、法面、構囲、諸地、場地及び植生に区分する。

(法面)

第29条 法面とは、切土あるいは盛土によって人工的に作られた斜面の部分をいう。

(構囲)

第30条 構囲とは、建物及び敷地等の周辺を区画する囲壁の類をいう。

(諸地)

第31条 諸地とは、集落に属する区域の中で、建物以外の土地をいい、空地、駐車場、花壇、園庭、墓地及び材料置場に区分して表示し、区域界を含む。

- 2 区域界とは、諸地及び場地等のうち特に他の区域と区分する必要がある場合で、その区域が地物縁で表示できない場合に適用する。

- 3 建設中の区域は、区域界で表示する。

(場地)

第32条 場地とは、読図上他の区域と区別する必要がある城跡、史跡、名勝、天然記念物、温泉、鉱泉、公園、牧場、運動場、飛行場等の区域をいう。

- 2 場地は、その状況に応じて区域界及び場地記号又は注記により表示する。

- 3 場地記号は、区域のおおむね中央に表示するのを原則とする。ただし、特に指定する主要な箇所がある場合には、その位置に表示する。

(植生)

第33条 植生とは、地表面の植物の種類及びその覆われている状態をいい、植生界、耕地界及び植生記号により表示する。

- 2 植生の表示は、その地域の周縁を植生界等で囲み、その内部にそれぞれの植生記号を入力する。

- 3 既耕地の植生記号は、植生界、耕地界及び地物で囲まれる区域の中央部に一個表示する。ただし、一個では植生の現況が明示できない場合にはその景況に応じて意匠的に表示することができる。

- 4 未耕地の植生記号は、図上4.0cm×4.0cmにおおむね2～4個をその景況に応じて意匠的に表示する。

第8節 地形等

(地形等)

第34条 地形等とは、地表の起伏の状態をいい、等高線、変形地、基準点及び数値地形モデルに区分する。

- 2 地形の起伏は等高線によって表示することを原則とし、等高線による表現が困難又は不適当な地形は変形地の

記号を用いて表示する。

(等高線)

第35条 等高線は、計曲線、主曲線、補助曲線、特殊補助曲線及びそれらの凹地曲線に区分して表示する。

2 等高線には、属性数値に等高線数値を格納する。

(変形地)

第36条 変形地とは、自然によって作られた地表の起伏の状態をいい、土がけ、雨裂、急斜面、洞口、岩がけ、露岩、散岩及びさんご礁に区分して表示する。

(基準点)

第37条 基準点は、電子基準点、三角点、水準点、多角点等、公共電子基準点、公共基準点（三角点）、公共基準点（水準点）、公共基準点（多角点等）、その他の基準点、標石を有しない標高点及び図化機測定による標高点に区分して表示する。

2 標高数値の表示は、水準点及び公共基準点（水準点）は、小数点以下第3位までとし、電子基準点、三角点、多角点等、公共基準点（三角点）、公共電子基準点、公共基準点（多角点等）、その他の基準点及び標石を有しない標高点は、小数点以下第2位までとし、図化機測定による標高点は、小数点以下第1位までとする。

3 標高数値は、属性数値に小数点以下3位まで格納するものとし、有効桁数以下の位には0を与えるものとする。

4 基準点の表示密度は、等高線数値を含めて図上10cm×10cmに10点を標準とする。

(数値地形モデル)

第38条 数値を用いた地形表現をいう。

第9節 地図記号の様式

(地図記号の様式)

第39条 地図情報レベル500、1000、2500、5000の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。

2 応用測量の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。

3 測量記録の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録」による。

第3章 取得分類基準

第1節 通 則

(取得分類コード)

第40条 取得分類コードは、原則として数値地形図データ取得分類基準表の分類コードを標準の分類コードとして使用する。

2 標準の分類コード以外にデータ項目の追加が生じた場合は、同様の性質を持つ地形・地物等のデータ項目と整合させ、「使用分類コード」として追加することができる。

3 データ項目の追加の有無に関わらずデータファイル内で使用されている分類コードと標準の分類コードの関係は、インデックスレコードに記載しなければならない。

使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向規定	座標次元	内容記述
3001	3001	110000000	0	0	公共以外の普通建物
3006	3001	110000000	0	0	公共の普通建物

(データタイプ)

第41条 数値地形図のデータタイプは、その特性等により面、線、円、円弧、点、方向、注記、属性、グリッドデータ及び不整三角網の各タイプにより表現する。

- 一 面データとは、建物等の閉じた図形として表現するもので、始点から終点までの連続した座標列で表し、始点と終点は同一座標とする。
- 二 線データは、始点から終点までの連続した座標列で表す。
- 三 円データとは、タンク等のうち円筒状や球状の地物について表現するもので、円周上の3点の座標値で表す。
- 四 円弧データは、主に円データが図郭等で分断される場合に用い、円弧上の始点、中間点、終点の3点の座標値で表す。
- 五 点データは、建物記号や植生記号等1点で地物等を表現する場合に用いる。
- 六 方向データは、信号灯、抗口（極小）、洞口等点データによって表現される地図記号のうち、記号の向きを現況に合わせて表示する必要があるものは、2点一組の座標列で記号の位置と方向を表すこととし、最初の点は記号を表示する位置を、2番目の点は、1番目の点と合わせてその記号の向きを表す方向にデータを取得する。なお、2番目の点は、最初の点から大きく離れることがないように取得する。
- 七 注記データとは、数値地形図表示のための文字のデータであり、入力する位置、文字の大きさ、文字等の間隔、線の太さ等のデータを含む。
- 八 属性データは、ユーザがデータ利用を目的として、特定の事項について記録するためのもので、様式はFortran形式で設定する。
- 九 グリッドデータは、標高値だけのデータとし、その並び順により位置が決定される。
- 十 不整三角網は、3点の座標で構成されるデータの集合である。

(グループ化)

第42条 グループ化は、複数のデータをひとまとめにして取り扱うときに用いる。

- 2 グループ化は、地物と注記あるいは属性、建物と建物記号、建物本体に付属するポーチやひさし等（図形区分）の建物の小突起程度の範囲とする。
- 3 要素グループヘッダレコードの分類コードは、グループの基準となる要素と同一のコードとする。
- 4 グループの基準となる要素は、グループ内の最初のレコードに記述するものとする。
- 5 グループ内の要素識別番号は、新たに1から付与する。但し、外部のデータベースとリンクしている場合は、追加で付番してもよいこととする。

レコードタイプ	分類コード	要素識別番号	階層レベル	備考
:	:	:	:	
H_	2200	0	1	レイヤーヘッダレコード
E*	2255	1	2	要素レコード
E*	2255	2	2	要素レコード
:	:	:	:	
:	:	:	:	
E*	2255	n	2	要素レコード
H_	2255	n + 1	2	グループヘッダレコード
E*	2255	1	3	要素レコード
E 8	2255	2	3	要素レコード
(属性レコード)		属性レコード
H_	2255	n + 2	2	グループヘッダレコード
E*	2255	1	3	要素レコード
E 8	2255	2	3	要素レコード
(属性レコード)		属性レコード
E*	2255	n + 3	2	要素レコード
E*	2255	n + 4	2	要素レコード
E*	2256	1	2	要素レコード
E*	2256	2	2	要素レコード
H_	2300	0	1	レイヤーヘッダレコード
:	:	:	:	
:	:	:	:	

(取得基準)

第43条 データの取得基準及びデータタイプは、数値地形図データ取得分類基準表のとおりとする。

(地形の座標次元)

第44条 等高線、基準点、数値地形モデルの座標次元は3次元とする。

2 座標次元が3次元であっても、標高値が同一の場合は、属性数値を使用して標高値を格納し、XY座標は2次元座標レコードを使用して格納するものとする。

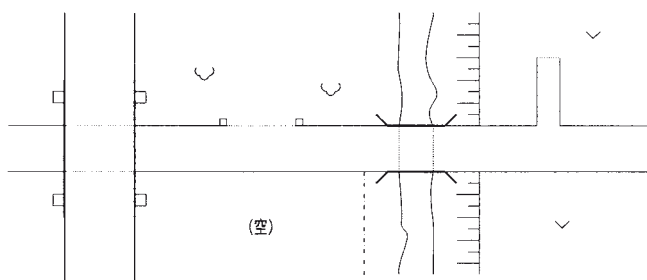
(連続性の確保)

第45条 連続するデータは、座標一致で連続しなければならない。

2 真幅道路等は街区面が構成できるように、袋小路や施設入り口等の表現上、開放部においても当該取得分類に間断区分を設定して取得するものとする。

3 河川等において道路橋等の下を通過する箇所は、間断区分を設定して取得するものとする。但し、出入り口の調査が困難な用水路等はこの限りではない。

4 線の中に別の線データが接する場合には、別の線データの端点座標は、接する線の線上になければならない。

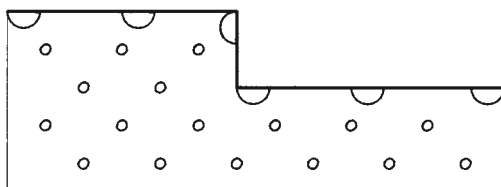


(射影のある非対称記号)

第46条 崩土、壁岩、人工斜面、被覆等の射影をもつデータは、射影部の上端と射影部の下端の始終点座標が座標

一致で接続されていなければならない。

2 図形区分は、次の図例による。

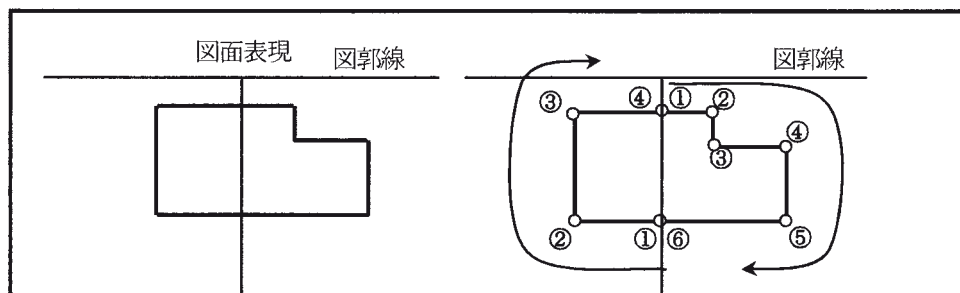


上端（太線）：11、下端（細線）：12、上端に付属する半円記号及び射影内部の輪形記号は自動発生被覆（大）

（面データの特例）

第47条 データタイプが面として規定されているデータにおいて、図郭や作業範囲等で分断される場合は、線形式で取得するものとする。

2 図郭で分断される場合は、データの始終点座標は図郭線に一致するものとし、分断された隣接図郭のデータの始終点座標とも一致しなければならない。

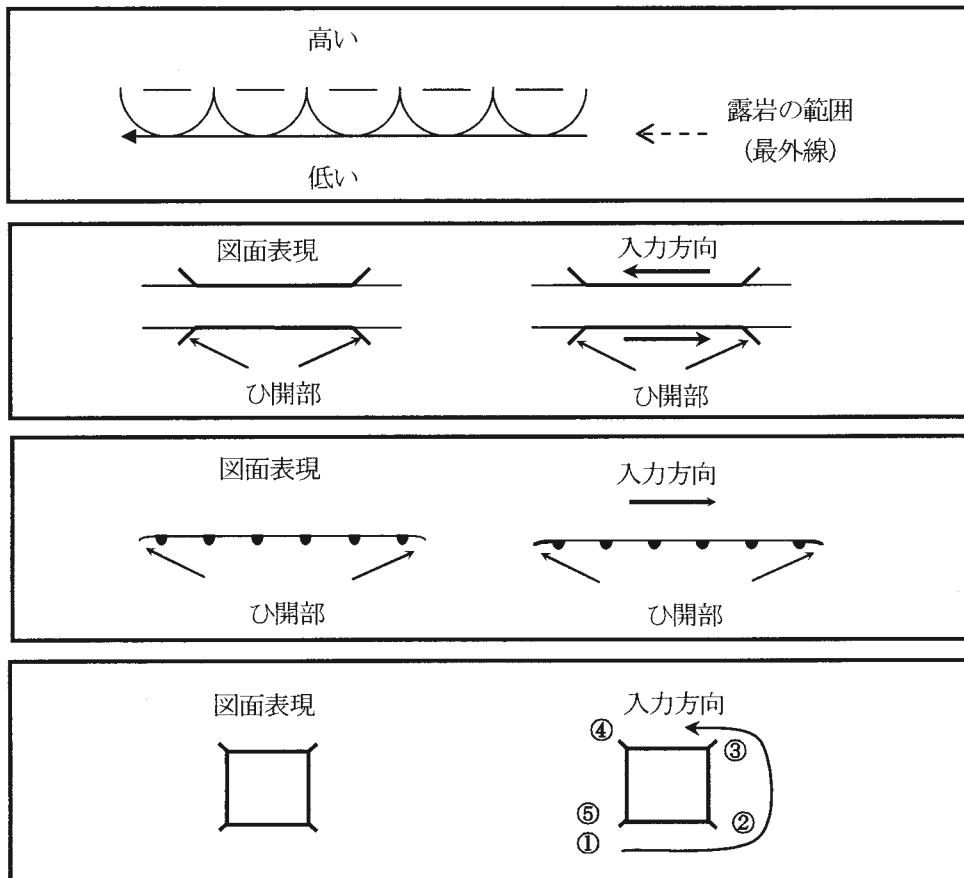


使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向規定	座標次元	内容記述
3001	3001	110000000	0	0	普通建物
3002	3002	110000000	0	0	堅ろう建物
3003	3003	110000000	0	0	普通無壁舎
3004	3004	110000000	0	0	堅ろう無壁舎

（座標列方向）

第48条 面、線、円、円弧データにおいて、座標列方向が規定されたものは、次の各号による。

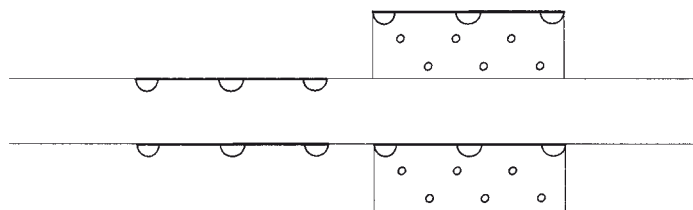
- 一 人工斜面や被覆（大）等1つの記号を得るために上端線と下端線のデータを取得する必要があるものについては、データ取得方向に規則性を持ち、上端線は標高の低い方を右に見た形で、下端線は標高の高い方を右に見た形でデータを取得する。
- 二 滝、せき、被覆（小）、さんご礁、露岩等、データの取得方向に対して記号の形が対称でない記号については、データ取得方向に規則性を持ち、標高の高い方向又は上流方向、陸方向を右に見た形でデータを取得する。
- 三 橋、防護さく等は、修飾する部品記号を右に見た形でデータを取得する。但し、中庭のような内包面となるデータは、対象物を左に見た形でデータを取得する。



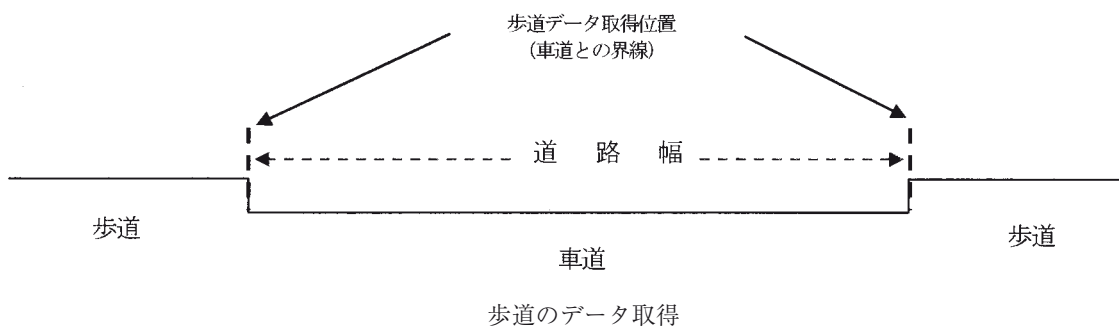
(表示の原則)

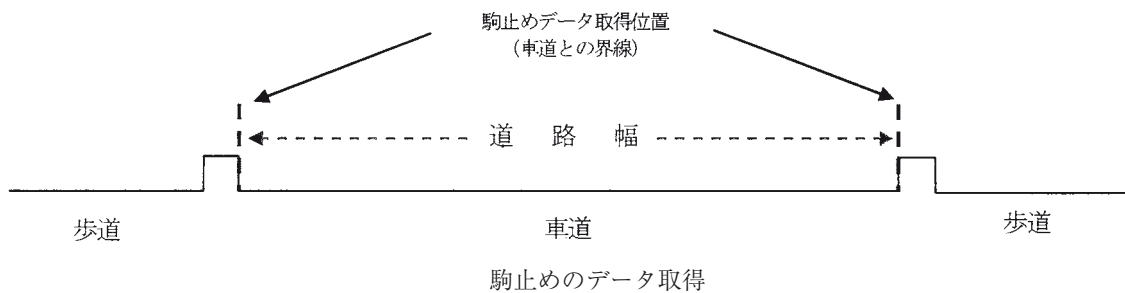
第49条 面、線、円、円弧データにおいては、原則として座標位置を中心として表示する。

2 道路に面する被覆 (小) においては、座標位置を線の表示中心とする。



3 歩道、駒止においては、座標位置を車道側の縁とする。

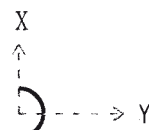
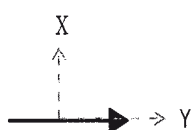
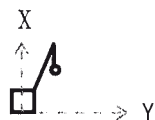
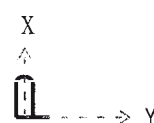
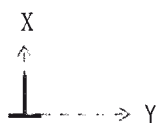
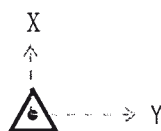




4 記号の表示原則は、次の各号による。

- 一 平面記号は、座標位置を中心とする。
- 二 側面記号のうち、影のあるものは、影を除く射影の中心とする。
- 三 側面記号のうち、旗が立っているものは、旗を除いた図形の中心とする。
- 四 方向記号は、記号の中心を原点座標とし、Y座標軸上を方向基点とする。

種別	原点	備考
平面記号	記号の中心が原点位置	三角点、水準点、多角点、標高点、高塔、油井、ガス井、とうろう、水位観測所、タンク、灯台など
側面記号	影を除く射影の中心が原点位置	墓碑、記念碑、立像、独立樹、煙突、路傍祠など
	図形の下辺中心が原点位置	電波塔や起重機など
方向記号	Y座標軸を方向基点	門、屋門、鳥居、高塔、とうろう、坑口、洞口など



5 記号の寸法は、表示した際の記号外周縁を原則とする。

(図式化の原則)

第50条 数値地形図データファイルより相当縮尺の出力図を作成する場合の図式化は、原則として自動処理により行うものとする。

- 2 自動処理が困難な場合は、表現補助データを用いてもよいものとする。ただし、その場合でも石段等の階段部を除いて、表現補助データは数値地形図データファイルには格納しないものとする。

第2節 取得分類基準

(取得分類の基準)

第51条 地図情報レベル500、1000、2500、5000の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。

- 2 応用測量の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。
- 3 測量記録の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録」による。

第4章 注 記

第1節 通 則

(注 記)

第52条 注記とは、文字または数値による表示をいい、地域、人工物、自然物等の固有の名称（以下「固有名」という。）、特定の記号のないものの名称及び種類又は状態を示す説明並びに標高、等高線数値等に用いる。

(注記の原則)

第53条 注記の原則は、次による。

- 一 注記は、対象物の種類、図上の面積及び形状により、小対象物、地域及び線状対象物に区分して表示する。
 - イ 小対象物とは、独立した建物等、単独に存在するものをいう。
 - ロ 地域とは、居住地のように集団的に存在するもの及び広がりのある区域等をいう。
 - ハ 線状対象物とは、河川のように幅に比べて長さが非常に長いものをいう。
- 二 固有名注記は、現在用いられている公称とし、公称を持たないもの又は公称がほとんど使用されていない場合は、最もよく知られている通称とする。
- 三 公称のほかに著名な通称を有し、両者を併記することが必要と認められる場合は、通称に括弧を付して公称と併記する。ただし、居住の地名（以下「居住地名」という。）には適用しない。
- 四 略称は、原則として表示しない。ただし、一般に通用する略称がある場合（ローマ字の頭文字をもって略称するものを含む。）、又はそのままの名称では字数が多く表示が不相当と認められる場合は、疑問を生じない範囲で略称を表示することができる。
- 五 数値地形図上では、注記の字数が多く、かつ、略称により表示することが不適当な場合には、二列に表示することができる。
- 六 注記は、対象物との関係位置を的確に示し、かつ、その注記によって重要な地形及び地物等を抹消しないように表示する。
- 七 注記は、字列の交差等により、読解に疑義が生じないように表示する。

(注記の取捨選択)

第54条 注記の取捨選択は、次による。

- 一 行政区画の名称（以下「行政名」という。）は、東京都の区、市町村及び指定都市の区について、すべて表

示する。

二 居住地、鉄道及び駅の名称は、原則としてすべて表示する。

三 河川、湖池、海湾、山地、島、道路、その他の地物等の名称については、著名なもの又は用図上重要なものについて表示する。

(使用する文字)

第55条 使用する文字の種類及び適用範囲は、次のとおりとする。

文字の種類	適用範囲
漢字	漢字を固有名とする名称
ひら仮名	ひら仮名を固有名とする名称及びふり仮名
かた仮名	かた仮名を固有名とする名称
アラビア数字	基準点等の標高、等高線数値及び国道番号等
ローマ字	ローマ字を固有名とする名称及び略称

(書体及び字形)

第56条 書体は、原則としてゴシック体（等線書体）とし、字形は、すべて直立体とする。

(字 大)

第57条 字大とは、文字を囲んだ四角形の高さをいい、一個の注記の字大は全て同一とする。

2 助字がある場合の数値地形図上での表示は、第60条（助字）の規定による。

(字 隔)

第58条 字隔とは、一個の注記において、隣接する文字と文字との間隔をいい、一個の注記の字隔はすべて等間隔とする。

2 助字がある場合の数値地形図上での表示は、第60条（助字）の規定による。

(字 列)

第59条 字列とは、一個の注記の配列をいい、水平字列、垂直字列及び斜向字列に区分する。

一 水平字列は、文字を横書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に対して平行にし、左から右に向かって読むようにする。

二 垂直字列は、文字を縦書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に対し垂直にする。

三 斜向字列は、線状等の対象物に沿わせて各文字を表示する配列をいい、直線字列、曲線字列及び折線字列に区分し、数値地形図上での表示に使用する。この場合、対象物の傾きが図郭下辺に対して45°未満の場合は横読みに、45°以上の場合は縦読みになるようにする。

イ 直線字列とは、線状の対象物に直線で沿わせた配列をいう。

ロ 曲線字列とは、線状の対象物に曲線で沿わせた配列をいう。

ハ 折線字列とは、前各号及びイ、ロにより表示することが不適當な場合、対象物の形状に沿わせて、その内部に表示する配列をいい、各文字の下辺は図郭下辺に対して平行になるようにする。

(助 字)

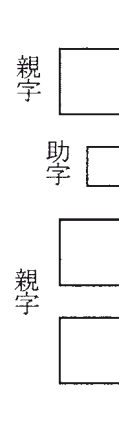
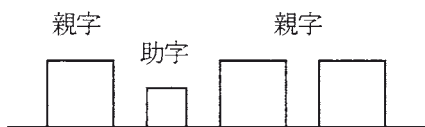
第60条 助字とは、親字の間にはさまれた小文字で親字と一体となって、その正しい名称を表す文字をいい、拗音、促音を含む。

一 助字の表現は、数値地形図上のみで行う。

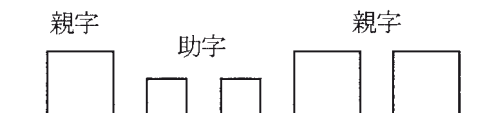
二 助字の字大は、親字の字大の60%を標準とする。

三 横書きの場合の助字は、文字の下辺を字列の下辺と一致させ、縦書きの場合の助字は、文字の右辺を字列の右辺と一致させて表示する。

[字隔が1/2の例]



2 助字が続く場合の字隔は、次のようにする。



[字隔が1/2の例]

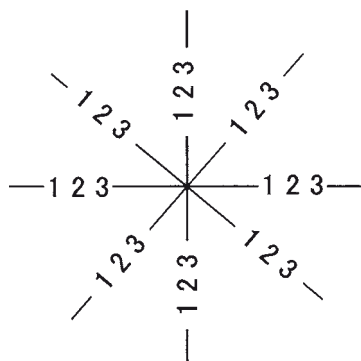
(ふり仮名)

第61条 ふり仮名は、難読な漢字に対して、横書きの場合は漢字の上側に、縦書きの場合は漢字の右側に表示し、字大は1.5mm、漢字との間隔は0.5mmとする。

2 ふり仮名は、個別の注記要素として入力する。

(アラビア数字)

第62条 アラビア数字による注記の向きは、次の図例による。

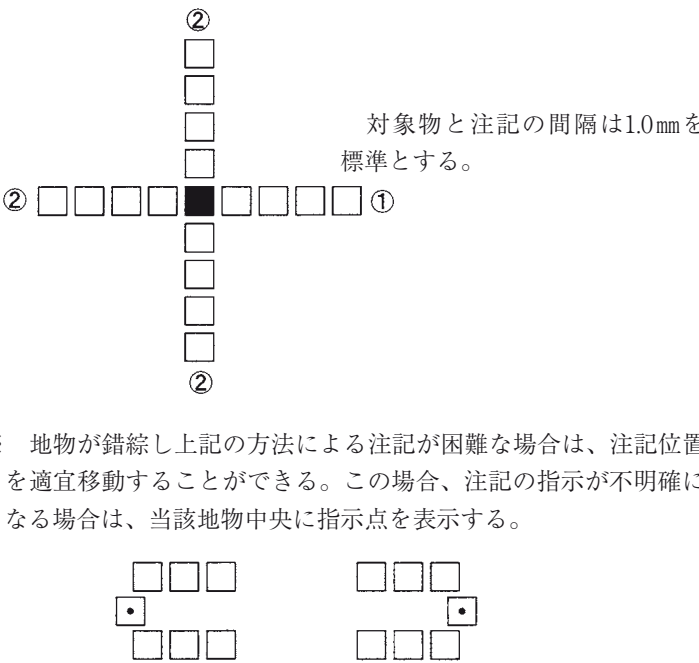
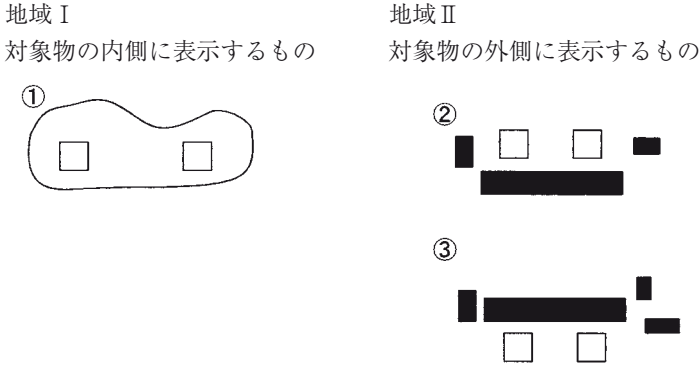
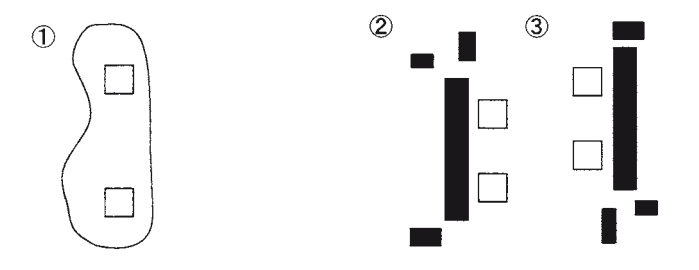
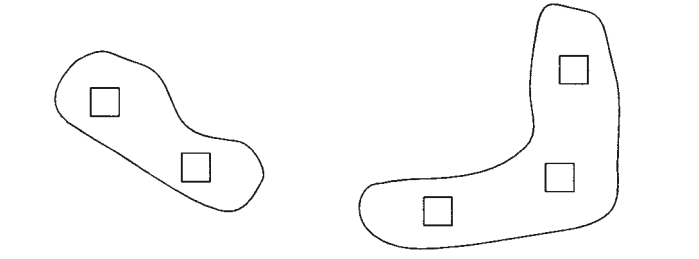


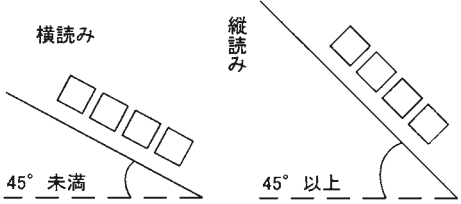
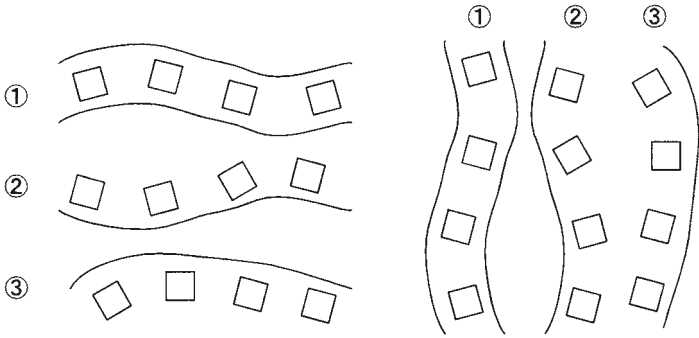
(外 字)

第63条 外字は、データファイル内には使用しないものとする。

(注記の配置)

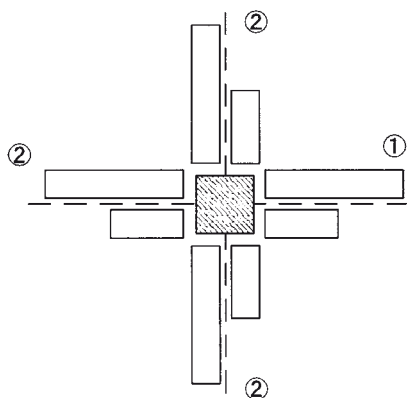
第64条 注記の配置は、次の図例により表示する。

注記の区分	字列	注記の位置及び優先順位	備考
小 対 象 物	水平字列・垂直字列・水平字列・垂直字列		①②…は、表示の優先順位
地 域	水平字列		地域Ⅱで注記する場合の、対象物と注記との間隔は1字大を標準とする。
地 域	垂直字列		
地 域	斜向字列・折線字列		水平字列、垂直字列によることが適当でない海湾及び湖池等に適用する。

注記の区分	字列	注記の位置及び優先順位	備考
線状対象物	斜向字列直線字列		対象物の外側に表示する場合には、対象物と注記との間隔は字大の1/2を標準とする。
	斜向字列曲線字列		線状対象物の幅が広い場合は、対象物の内側に表示する。

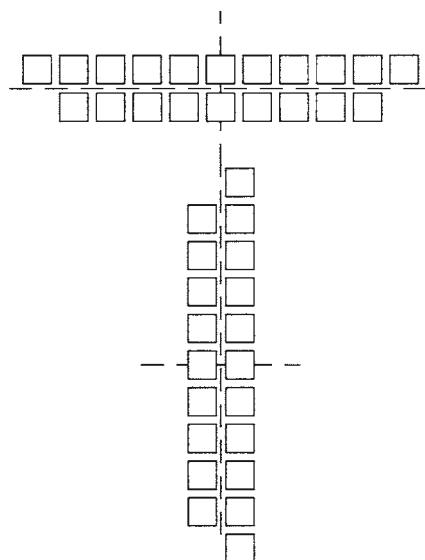
2 字列を二列に分けて表示するときは、字列の間隔を1.0mmとするほか、次による。

一 小対象物は、対象物側の文字をそろえ2列の中心線を対象物の中央に一致させる。



①②は表示の優先順位を示す。

二 地域の注記にあたっては、各列の中央を対象地域の中央に一致させる。



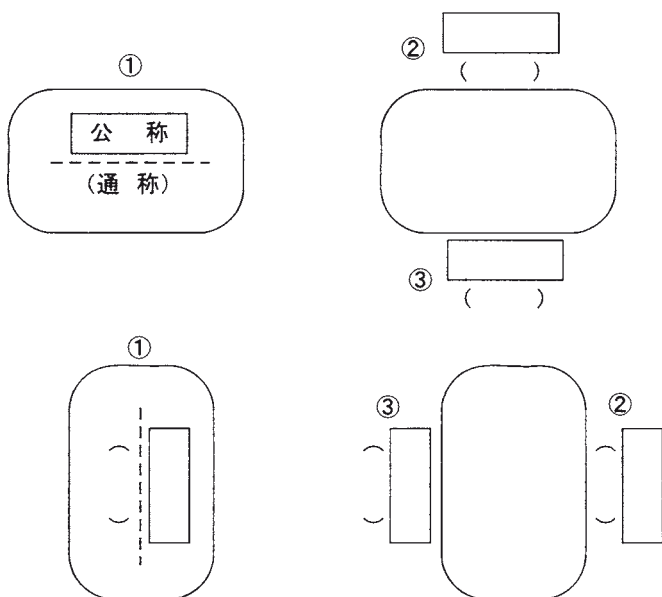
3 公称と通称を併記する場合は、次のとおりとする。

- 一 通称は、括弧を含めて公称とおおむね等しくなるよう字隔を調整する。
- 二 併記する字列の間隔は、1.0mmとする。
- 三 括弧は、1文字扱いとして表示する。

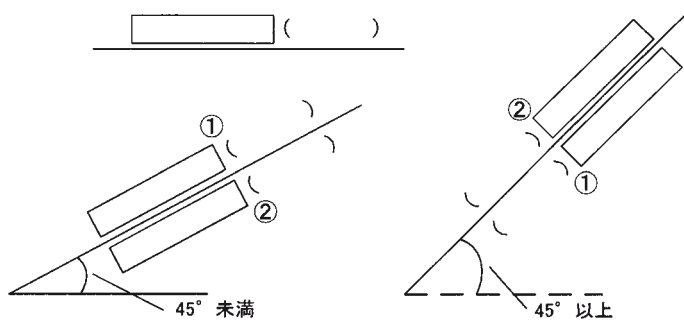
●小対象物



●地 域

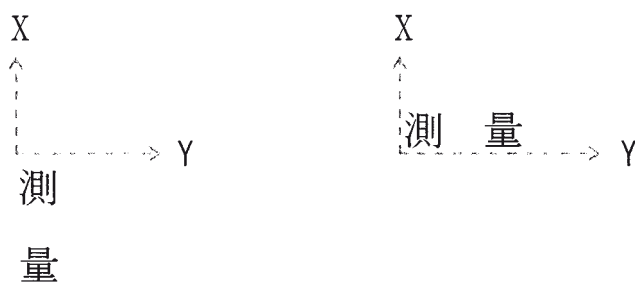


●線状対象物



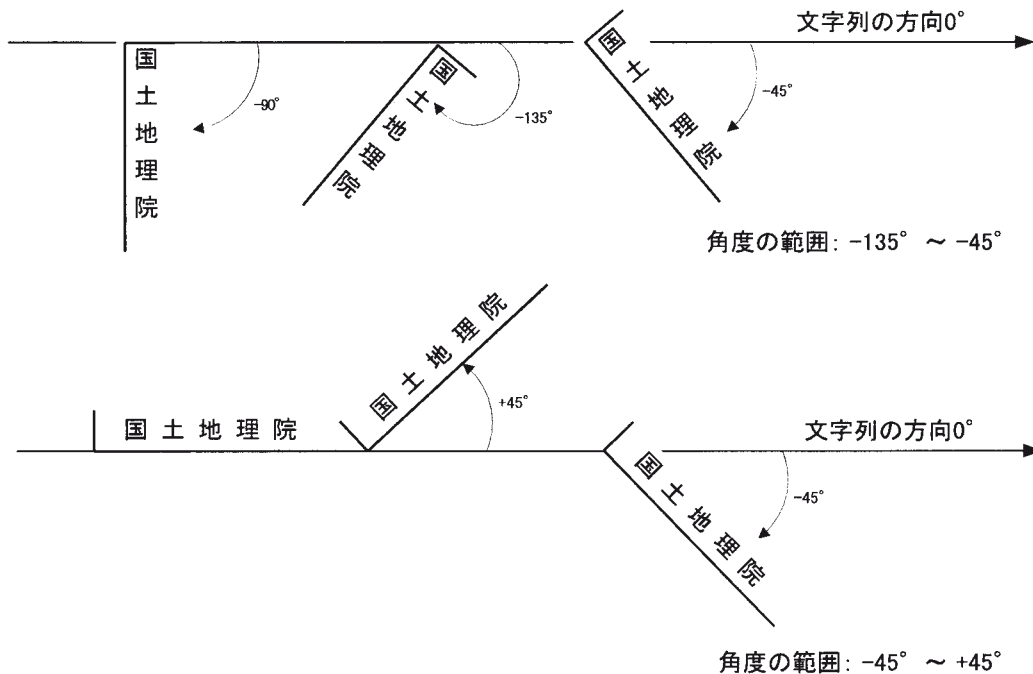
(注記の原点と文字列の方向)

第65条 注記の原点は、縦書きでは1文字目の左上、横書きでは1文字目の左下とする。

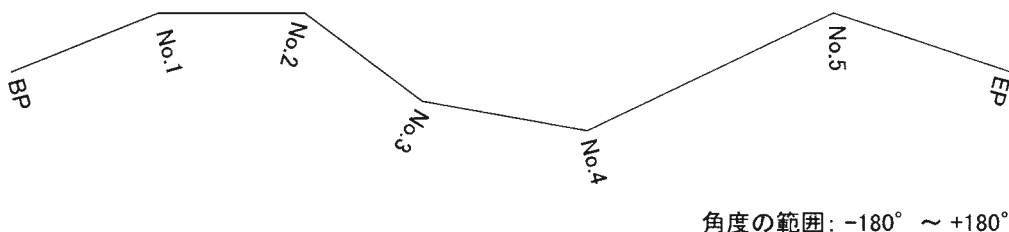


2 注記の文字列の方向は、次による。

一 文字列の方向は、原則として次の図例による。



二 路線中心等への注記は、路線の向きに添うものとする。



(注記の適用)

第66条 地図情報レベル500、1000、2500、5000の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。

- 2 応用測量の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。
- 3 測量記録の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録」による。

第2節 細 則

(行政区画)

第67条 行政名の表示は、次による。

- 一 行政名は、都道府県（北海道の支庁を含む。）名及び郡の名称を除きすべて表示する。
- 二 図上の面積が狭小で、規定の字大を用いることが困難な場合は、適宜字大を小さくして注記することができる。
- 三 市町村の飛地の名称は、市町村の名称に続けて「飛地」を付して表示する。

(居住地名)

第68条 居住地名の表示は、次による。

- 一 居住地名は、大区域、大字・町（住居表示による〇〇丁目を含む。）、小字・丁目、通りに区分して表示する。
- 二 地方自治法又は住居表示に関する法律に基づき、大字、町等の名称が定められた場合は、その名称を省略することなく表示する。なお、市街地等において、狭小な区域に字数の多い名称がある場合は、字大を3.0mmとして表示することができる。
- 三 大区域は、旧行政名等が大字の上に公称として呼称されているものに適用する。
- 四 居住地名が同じ呼称の一大字、一小字で構成される場合は、大字名のみを表示する。なお、異呼称の場合には、地域Ⅱの注記法により、小字名をその集落に近い方に表示する。
- 五 大字に2個以上の小字がある場合には、小字名をそれぞれの区域に表示し、さらに大字名をその中央に表示する。
- 六 市街地等の狭長な地域又は街区が、丁目、条又は通りにより縦横に区画された場合は線状対象物の注記法で表示することができる。

(道 路)

第69条 道路の名称の表示は、次による。

- 一 道路の名称は、高速道路、一般国道、有料道路及び都道府県道については、原則としてすべて表示し、街道、通り、専用道路等については、一般によく用いられている名称がある場合に表示する。
- 二 一般国道は、「国道15号」等と表示し、著名な街道名を併記する場合は、線状対象物の併記の注記法により表示する。ただし、国道の注記における文字の配列は道路に直立するようにし、路線番号を示す数字の字隔は1/4とする。
- 三 都道府県道等は、「主要地方道〇〇・〇〇線」「〇〇道〇〇線」等と表示する。この場合の「〇〇・〇〇」のような固有名間の間隔は、1字大とする。

- 四 坂、峠、橋等の名称は、著名なもの又は用図上重要なものについて表示する。
- 五 トンネルの名称は、小対象物の注記法によりトンネルの出入口に表示する。ただし、一見して同じトンネルの出入口と判断できる場合には、いずれか一方に注記するものとする。
- 六 高速道路のインターチェンジ等は、次の例に準じて略称を注記する。

例) ○○インターチェンジ→○○IC
 △△ジャンクション →△△JCT
 □□サービスエリア →□□SA
 ▽▽パーキングエリア→▽▽PA

(鉄 道)

第70条 鉄道の名称の表示は、次による。

- 一 鉄道は、固有の名称に従って「○○鉄道」「○○鉄道○○線」等と注記する。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不相当と認められるものについては、略称を表示することができる。
- 二 駅の名称は、すべて表示する。旅客駅は小対象物の注記法により「○○駅」と表示する。貨物駅、操車場及び信号所の名称は、その景況に従い、小対象物又は地域の注記法により表示する。

(建 物)

第71条 建物の名称の表示は、次による。

- 一 建物の名称は、表示の対象により小対象物又は地域の注記法により表示する。
- 二 建物は、固有名を表示するのを原則とする。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不相当と認められるものについては、略称を表示することができる。

(小 物 体)

第72条 小物体の名称は、著名なもの及び用図上重要なものについて、固有名又は種類を小対象物の注記法により表示する。

(水 部)

第73条 水部の名称の表示は、次による。

- 一 河川の名称は、線状対象物の注記法により表示する。
- 二 図郭隅等で線状対象物として表示できない河川については、小対象物又は地域の注記法で表示することができる。
- 三 湖、池及び沼の名称は、その形状及び広さにより小対象物又は地域の注記法で表示する。
- 四 海湾の名称は、その呼称される範囲が比較的狭い内湾等に限り、その形状及び広さにより、小対象物又は地域の注記法で表示する。
- 五 島の名称は、その形状又は大きさにより、小対象物又は地域の注記法で表示する。島の名称と島における唯一の居住地名が同名であり、かつ、島の形状又は大きさにより双方の表示位置が近接する場合には、居住地名をもって島の名称を兼ねることができる。

(水部に関する構造物)

第74条 せき、水門、ダム、渡船発着所等の名称は、その規模に応じて、小対象物又は線状対象物の注記法で表示する。

(諸地・場地)

第75条 諸地・場地の名称は、地域の注記法により表示する。ただし、図上の面積が狭小等のためこれによることが適当でない場合は、小対象物又は線状対象物の注記法により表示することができる。

(山 地)

第76条 山地の名称の表示は、次による。

- 一 山、丘、尖峰等は、著名なもの又は用図上重要なものについて、その頂上部に対して小対象物及び地域の注記法により表示する。

数値地形図データファイル仕様

第1章 総 則

第1節 総 則

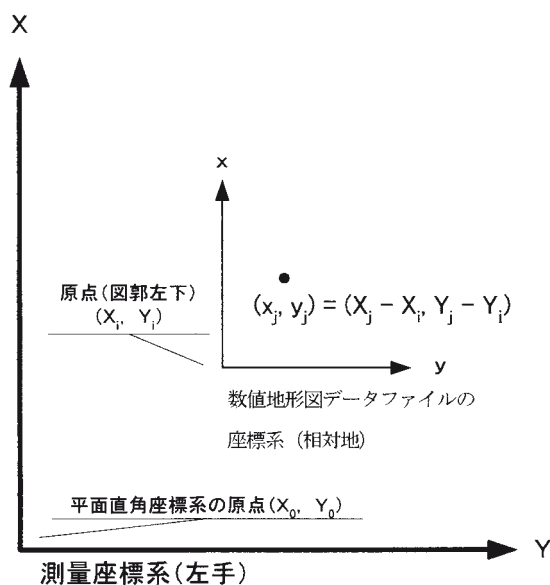
(ファイル仕様のバージョン)

第82条 本規約に基づく数値地形図データファイルのバージョンは、1とする。

- 2 ファイル内のいずれかの空き領域を利用した場合には、空き領域区分に空き領域の使用を示す任意の数値を記述するものとする。

(座標軸と原点)

第83条 数値地形図データファイルの座標軸は測量座標系とし、原点は図郭左下とする。

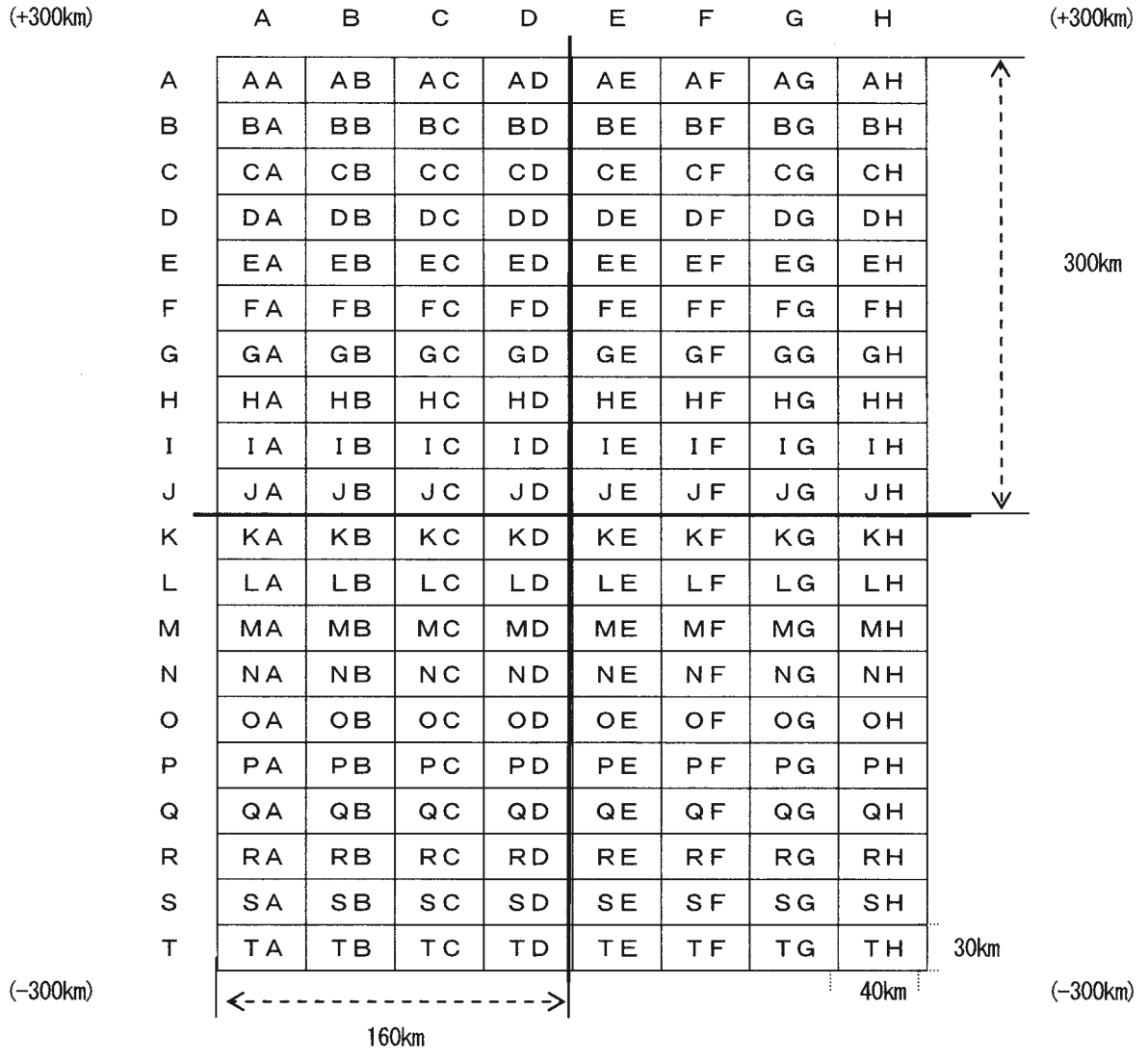


- 2 写真地図データファイルの座標軸は画像座標系とし、原点座標は図郭左上画素中央とする。
- 3 写真地図データファイルの位置情報ファイルの座標軸は数学座標系とし、原点座標は平面直角座標系の原点と同一とする。

(図郭割り)

第84条 図郭割りは、原則として座標軸に平行な矩形に分割する。

- 2 図郭割りとデータを格納するファイル単位は、一致させるものとする。
- 3 図郭座標は、その四隅座標を全て記録するものとする。
- 4 図郭割りの分割法は、次の各号に従うものとする。
 - 一 区画名は、各座標系のY軸及びX軸を基準とし、南北300km、東西160kmを含む区域を30km×40kmの長方形に分割して区画を定め、下図によりアルファベット大文字の組合せで表示する。



二 地図情報レベル5000にあっては座標系内の1区画を100等分し、下図によりアラビア数字で表示する。

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
0	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	↑ 30km ↓
1	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
2	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
3	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
4	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
5	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	
6	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	
7	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	
8	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	
9	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	
	←-----→										40km

三 地図情報レベル2500にあっては、地図情報レベル5000の図郭に相当する区画を各辺で2等分して得られる4個の区画に北西側、北東側、南西側、南東側の順に1～4のアラビア数字で区画番号を定め、地図情報レベル5000の図郭番号に追加する。

1	2
3	4

四 地図情報レベル1000にあっては、地図情報レベル5000の図郭に相当する区画を各辺で5等分して得られる25個の区画を次の図例に従って区画番号を定め、地図情報レベル5000の図郭番号に追加する。

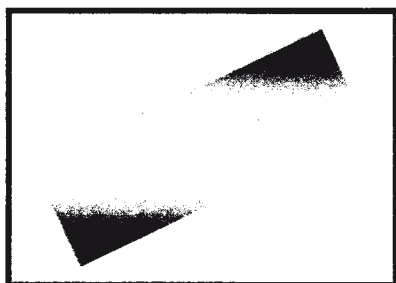
	A	B	C	D	E
0	0A	0B	0C	0D	0E
1	1A	1B	1C	1D	1E
2	2A	2B	2C	2D	2E
3	3A	3B	3C	3D	3E
4	4A	4B	4C	4D	4E

五 地図情報レベル500にあつては、地図情報レベル5000の図郭に相当する区画を各辺で10等分して得られる100個の区画を次の図例に従つて区画番号を定め、地図情報レベル5000の図郭番号に追加する。

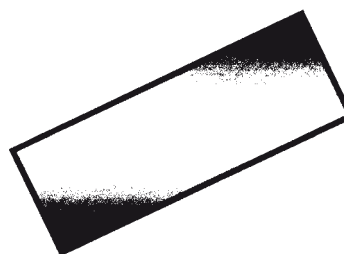
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
1	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
2	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
3	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
4	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
5	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
6	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
7	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
8	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
9	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99

5 路線等に沿つたデータ整備の場合は、次の各号による。

- 一 データ領域を座標軸に平行な矩形で覆うことを原則とするが、座標値が格納できる範囲でデータ領域を満たす斜めの矩形でもよいものとする。
- 二 図郭識別番号は、任意の番号でもよいものとする。
- 三 斜めの矩形で図郭割りを行う場合には、m単位未満の図郭座標を設定してもよいものとする。
- 四 斜めの矩形で図郭割りを行う場合の図郭座標は、数値地形図原図の左下を左下図郭座標、右上を右上図郭座標とするものとする。



座標軸に平行な矩形で覆う場合



斜めの矩形で覆う場合

(ファイルの命名則)

第85条 ファイル名は、図郭割り番号を準用する。

- 例. 地図情報レベル 500……………09LD0000～99
- 地図情報レベル1000……………09LD000A～4E
- 地図情報レベル2500……………09LD001～4
- 地図情報レベル5000……………09LD00～99

2 ファイルの拡張子は、次の各号による。

- 一 インデックスファイルは、数値地形図データインデックスとする。
- 二 データファイルは、数値地形図データとする。

(データファイルの更新)

第86条 データファイルを更新する場合、消去されたデータはデータファイルから取り除くものとする。ただし、消去されたデータの履歴が必要な場合は、消去年月を記録して残すものとする。

2 更新されたデータファイル内の要素識別番号は、1 から付番するものとする。

(世界測地系への座標変換)

第87条 日本測地系から世界測地系への座標変換する場合は、図郭割りも世界測地系に従うものとする。

2 ただし、1 回を限度として日本測地系の図郭割りを採用することができる。この場合は、変換後の図郭四隅座標をmm単位で図郭座標として記録するものとする。

(必須項目と選択項目)

第88条 ファイル仕様の各項目は、必須項目と選択項目に分類する。

2 選択項目の使用は、受発注者間の協議による。

第2章 数値地形図データファイル仕様

第1節 通 則

(座標値の単位)

第89条 水平座標値 (X, Y) の単位は、次の各号に従うものとする。ただし、図郭座標は地図情報レベルに関係なくm単位とする。

- 一 地図情報レベル500及び1000では、mm単位とする。
- 二 地図情報レベル2500及び5000では、cm単位とする。
- 三 地図情報レベル10000では、m単位とする。

2 標高値 (Z) の単位は、次の各号に従うものとする。

- 一 属性数値に標高値 (Z) を与える場合は、mm単位とする。
- 二 属性数値以外の標高値 (Z) の単位は、水平座標値 (X, Y) に準ずる。

(図郭座標の端数)

第90条 図郭座標端数の符号は、図郭座標の符号と同一とする。

例えば、“-1234.56”は、図郭座標カラムには“-1234”を、図郭座標端数カラムには“-56”を記述する。

(角 度)

第91条 角度の単位は、度単位とする。

(点データの記述)

第92条 点データは、要素レコードのみを使用して格納するものとし、レコード数、データ数には0を与える。

- 2 点データが標高値を保持している場合は、属性数値にmm単位で格納するものとする。
- 3 点データは、特別な理由がないかぎり、方向データに変更してはならない。

(等高線データの記述)

第93条 等高線データは、要素レコードと2次元座標レコードを使用して格納するものとする。

2 等高線標高は、要素レコードの属性数値にmm単位で格納するものとする。

(属性数値)

第94条 属性数値は、mm単位で格納するものとする。

- 2 有効桁数以下の数値は、0を与えるものとする。
- 3 データが属性数値を持たない場合は、空白とする。

(ファイルの座標次元)

第95条 ファイルの座標次元は、3次元を標準とする。

- 2 3次元で取得されたデータであっても、標高が同一な場合には、Z値を要素レコードの属性数値に格納し、2次元座標とする。
- 3 2次元で取得あるいは数値編集時に標高値を破棄したデータも、同一のファイルに2次元要素として格納する。

(レコード)

第96条 レコード長は、84バイト固定長とする。

2 各レコードの区切りには、CR (0Dh) LF (0Ah) を与えるものとする。

(代表点の座標)

第97条 点データ及び注記データにおいては、データの原点座標を代表点の座標に格納するものとする。

(年月の記述)

第98条 年月の記述は、期間が複数月にまたがる場合には最終の年月を与えるものとする。

2 取得年月は、原則として納品年月とする。

(文字コード)

第99条 文字コードは、Shift-JISとする。

2 使用する文字の範囲は、JIS第一水準と第二水準とする。

第3章 写真地図データファイル仕様

第1節 通 則

(図郭割り)

第100条 写真地図データファイルの格納は、国土基本図図郭を基本とした図郭単位とし、適宜分割することができる。

2 写真地図データファイルの位置情報を付加するためのインデックスファイルとして、位置情報ファイルを図郭ごとに作成する。

第2節 写真地図データファイル

(ファイル仕様)

第101条 写真地図データファイルは、原則として非圧縮TIFF仕様で格納するものとする。

(ファイル命名則)

第102条 写真地図データファイルの名称は、数値地形図データファイル名称に準じる。

2 写真地図データファイルの拡張子は、TIFとする。

第3節 位置情報ファイル

(ファイル仕様)

第103条 位置情報ファイルは、原則としてワールドファイル仕様で格納するものとする。

2 ワールドファイル仕様は、次の各号による。

一 画像座標系から地上座標系へ変換を行う際の、アフィン変換の6パラメータ (aからf) を順番に各1行で記述する。

アフィン変換は、次式で表される。

$$\begin{cases} x' = ax + cy + e \\ y' = bx + dy + f \end{cases}$$

ここで、

x' : 地上座標系の x 座標 (数学系 - 東西、単位 : m)

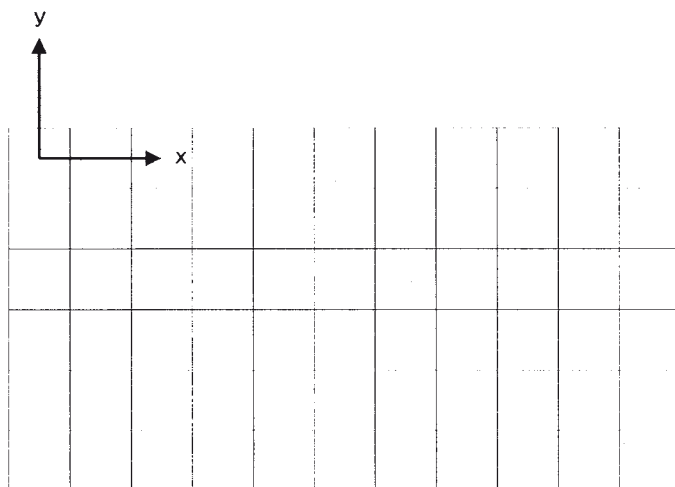
y' : 地上座標系の y 座標 (数学系 - 南北、単位 : m)

x : 画像座標系の x 座標 (コラム又は列、単位 : 画素)

y : 画像座標系の y 座標 (ロウ又は行、単位 : 画素)

a～f：アフィン変数

二 座標の原点は、下図に示す左上画素の中心を原点とする。



(ファイル命名則)

第104条 ワールドファイルの名称は、写真地図データファイル名称に準じる。

2 ワールドファイルの拡張子は、TFWとする。

第4章 数値地形図データファイル説明書

(作業地域表)

第105条 作業地域表は、一作業につき一表を作成する。

2 図郭割り標定図は、別途作成する。

3 特記事項に関しては、仕様等の特記すべき事項を記述する。

(データ管理表)

第106条 データ管理表は、一作業につき一表を作成する。

(データ更新記録表)

第107条 数値地形図データファイルの更新(修正測量)を行った場合に、その履歴を記録する。

(記録媒体記録票)

第108条 数値地形図データファイルを記録媒体に記録した場合に、その記録媒体に貼付する。

(ユーザー領域説明書)

第109条 各レコードの空き領域を使用した場合には、その使用したカラム、書式とともに、その内容を記述する。

(データ項目別オプションリスト)

第110条 数値地形図データ取得分類基準表以外の分類を使用した場合、作業規程の準則で規定されていない、又はオプションとして規定されている方法で作成したデータ項目について、そのオプションの内容を記述する。

2 注記表示情報は、字大・字隔・線号を示す。

3 オプションリストに関する付属書類は、必要に応じて作成する。

(属性区分表)

第111条 属性データを用いた場合には、属性区分を設定し、その内容を属性区分表に整理するものとする。

(外字記録表)

第112条 数値地形図データファイル作成時に外字を使用することが望ましい文字がある場合には、外字記録票に記録するものとする。

付属資料

- 公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表
- 公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量
- 公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録
- 公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類コード表
- 公共測量標準図式 数値地形図データファイル仕様

公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表

境界等

大分類	分類コード レイヤ 項目	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ					線号	通 用	備 考				
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード				方 向	属性数値		
境界等	11	01 都府県界	一般 道路 河川				境界の位置と一致する。						6	地方自治法に定める行政区画等の境をいう。異なる境界記号が重複する部分の優先順位は分類コードの小さい順とし、関係市町村で決定されていない境界は表示しない。 1. 異なる境界記号が重複する部分の優先順位は、図式分類コードの小さい順とする。 2. 境界記号は、原則として境界の真位置と記号の中心線とが一致するように表示する。 3. 関係市町村で決定されていない境界は表示しない。 4. 大字・町(丁)界は、東京圏の区市町村及び指定都市の区内で区域が明確なものを表示する。 5. 境界記号上には、注記・建物記号、小物体記号及び場地記号は原則として表示しない。ただし、表観上やむを得ない場合は境界記号を中断して表示することができる。	端点一致			
			一般 道路 河川	一般				境界の位置と一致する。							6	都道府県界 (図式分類コード11-01) の適用を参照。		
			一般 道路 河川	一般					境界の位置と一致する。						6	都道府県界 (図式分類コード11-01) の適用を参照。		
			一般 道路 河川	一般					境界の位置と一致する。							6	都道府県界 (図式分類コード11-01) の適用を参照。	
			一般 道路 河川	一般					境界の位置と一致する。							6	都道府県界 (図式分類コード11-01) の適用を参照。	
			一般 道路 河川	一般					境界の位置と一致する。							4	大字界、町界及び丁目界については、区域が明確なものについて表示する。 都道府県界 (図式分類コード11-01) の適用を参照。	
			(一般) (道路) (河川)	一般					境界の位置と一致する。							4	小字界については、区域が明確なものについて表示する。「製品仕様書」による。	
			一般 道路 河川	一般					境界の位置と一致する。							6	島等で所屬を示す必要がある場合で、それぞれの所屬が識別できる程度に表示する。 所屬界は、所屬を示す必要がある場合に、それぞれの所屬が識別できる程度に表示する。	
			一般 道路 河川	一般					境界の位置と一致する。							6	島等で所屬を示す必要がある場合で、それぞれの所屬が識別できる程度に表示する。 所屬界は、所屬を示す必要がある場合に、それぞれの所屬が識別できる程度に表示する。	

交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ				線号	用途	備考		
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ				レコード	方向
道路	21	建設中の道路	一般道路 河川	500	1000	2500	5000	<p>真幅 2.5 → 2.5 (建設中)</p>	道路線を得 (終端は、原則として閉じない)					<p>現在建設中の道路をいい、道路敷の外縁を表示し、路線のおおむね中央又は端部部分に(建設中)の説明注記を添えて表示する。測図完了時までには閉鎖見込みのものは完了時の道路で表示する。</p> <p>1. 建設中の道路とは、現地調査時に建設中であって、完成までに1年以上を要する道路線をいう。</p> <p>2. 建設中の道路は、その道路敷の外縁を表示し、工事区間の中央部または末端に(建設中)の説明注記(図式分類コード81-81)を添えて表示する。</p> <p>3. 建設中の道路が、道路線及び線道と交差する場合は建設中の道路を間断して表示する。</p> <p>4. 建設中の道路に接続する建設中の橋は、建設中の道路記号で表示する。ただし、完成しているもの及び1年以内に完成見込みのものは、道路橋の記号で表示する。</p>	
			一般道路 河川						線	E2			3		
道路施設	22	道路橋(高架部)	一般道路 河川	500	1000	2500	5000	<p>真幅 1.5 → 1.5 (建設中)</p>	線を得	線	E2			<p>鉄・コンクリート製の橋をいう。</p> <p>高欄・橋脚部分は真形を表示する。</p> <p>1. 道路橋(高架橋を含む)は、地図情報レベル2500においては、橋床部の長さか2.5m以上で幅員が1.0m以上、5000においては、橋床部の長さか5.0m以上で幅員が2.0m以上のものを正射影で表示する。</p> <p>2. 橋の幅員が第1項に定める大きさ未満のものは、橋の記号で表示する。</p> <p>3. 橋の長さか第1項に定める大きさ未満のものは、橋の記号を省略し道路として表示する。</p>	
									橋脚	21	面	E1			6
									高欄 外周を得(給排水設備一致)						
道路施設	03	道路橋(高架部)	一般道路 河川	500	1000	2500	5000	<p>1.0 橋小</p>	線を得	線	E2			<p>鉄・コンクリート製の橋をいう。</p> <p>高欄・橋脚部分は真形を表示する。</p> <p>1. 道路橋(高架橋を含む)は、地図情報レベル2500においては、橋床部の長さか2.5m以上で幅員が1.0m以上、5000においては、橋床部の長さか5.0m以上で幅員が2.0m以上のものを正射影で表示する。</p> <p>2. 橋の幅員が第1項に定める大きさ未満のものは、橋の記号で表示する。</p> <p>3. 橋の長さか第1項に定める大きさ未満のものは、橋の記号を省略し道路として表示する。</p>	
									高欄	22	線	E2			3
道路施設	03	道路橋(高架部)	一般道路 河川	500	1000	2500	5000	<p>0.6 45°</p>	線を得	線	E1			<p>鉄・コンクリート製の橋をいう。</p> <p>高欄・橋脚部分は真形を表示する。</p> <p>1. 道路橋(高架橋を含む)は、地図情報レベル2500においては、橋床部の長さか2.5m以上で幅員が1.0m以上、5000においては、橋床部の長さか5.0m以上で幅員が2.0m以上のものを正射影で表示する。</p> <p>2. 橋の幅員が第1項に定める大きさ未満のものは、橋の記号で表示する。</p> <p>3. 橋の長さか第1項に定める大きさ未満のものは、橋の記号を省略し道路として表示する。</p>	
									高欄	23	面	E1			6

交通施設

大分類	分類コード	項目名	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ					線号	通用	備考
				500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード			
交通施設	04	木橋		一般	1.0	45°	線	E2	有	3	木製の橋をいい、ひ開部は自動発生して表示する。	○			
				道路河川	1.0	55°									
	05	徒歩橋		一般	0.6	45°	線	E2		6	徒歩橋をいい、ひ開部は自動発生して表示する。	○	道路橋（図式分類コード22-03）の幅員が地図情報レベル2500においては1.0未満、5000においては2.0未満のものは、徒歩橋の記号で表示する。		
				道路河川	1.0										
	06	棧道橋		一般	1.0	1.0	線	E2	22	6	斜面を通過する道路で、橋桁の一端が斜面に接し、反対側が橋脚になっている断面をいう。橋脚断面は真形を表示する。	○			
				道路河川	1.0	1.0									
	11	横断歩道橋		一般			面	E1		3	人、自転車等が道路又は鉄道を横断するために構築された歩道橋をいう。				
				道路河川	1.0										
	12	地下横断歩道		一般	1.5	1.0	面	E1		3	道路または鉄道の横断歩道橋は正射影を表示する。				
				道路河川	1.0	1.0									

交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル	図式	データタイプ				線号	用途	備考
					取得方法	図形区分	データ	レコード			
交通施設	22	歩道	一般 道路 河川		線号を取得 (階段部は取得しない) (階段部は取得しない) (階段部は取得しない)	E2	線	3	道路線は歩道有する部分は、歩道の幅員が図上0.6mm以上のものを表示し、その端部は対向により閉塞する。		
											車道との界線を取得
交通施設	14	石段	一般 道路 河川		線号を取得 (階段部は取得しない) (階段部は取得しない)	E2	線	3	図上の長さがおおむね2.0mm以上のものを表示し、幅員が図上0.5mm以下のものは省略することができる。縮尺等で階根のない階段状の観覧等は、これに準じて表示する。		
											階段線

交通施設

大分類	分類コード	項目	名称	地図情報レベル	図式	データタイプ				線号	通	用	備考
						取得方法	図形区分	データ	レコード				
22	15	地下街・地下鉄等出入口	一般 道路 河川	500 1000 2500 5000		外面を取得 (始終点座標一致)	面	E1		3	通	用	備考
						階段線 (入口から3段取得)	99 線	E2					
22	15	地下街・地下鉄等出入口	一般	500 1000 2500 5000		外面を取得 (始終点座標一致)	面	E1		3	通	用	備考
						階段線 (入口から3段取得)	99 線	E2					
22	19	道路のトンネル	一般 道路 河川	500 1000 2500 5000		真形 坑口部分の外面を取得 (始終点座標一致)	面	E1		3	通	用	備考
						真形 坑口部分の外面を取得	線	E2					
22	19	道路のトンネル	一般	500 1000 2500 5000		縮小 中央位置の点と方向を取得	方向	E6	有	3	通	用	備考
						真形 坑口部分の外面を取得 (始終点座標一致)	面	E1					
22	19	道路のトンネル	一般	500 1000 2500 5000		真形 坑口部分の外面を取得	線	E2		3	通	用	備考
						真形 坑口部分の外面を取得	方向	E6	有				

交通施設

大分類	分類コード	項目名	名称	地図情報レベル		図式	データタイプ				備考		
				500	1000 2500 5000		取得方法	図形区分	データ	レコード		方向	属性数値
交通施設	22	21	バス停	一般 道路 河川	500 1000 2500 5000		位置の点情報を取得 挿入位置	点	E5		3	道路上あるいは歩道上に設けられたバスの停留所をいう。	
		22	安全地帯	一般 道路 河川			外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1		3	道路上あるいは駅前広場等に設けられた安全地帯 (安全島) をいう。	
		26	分離帯	一般 道路 河川	一般		外周を取得 (始終点座標一致) 中心線を取得	面 線	E1 E2		3 2	分離帯とは、道路の分離帯、ロータリーの中央島等をいい、正射影を表示する。 分離帯の幅員が図上0.4mm未満のものは、中心線を一乗線で表示する。	
		27	駒止	一般 道路 河川	一般		道路側の線路を取得	線	E2		6	道路上に設けられたコンクリート製のブロックをいう。	
		28	道路の雪覆い等	一般 道路 河川	一般		外周を取得 (始終点座標一致) 外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1		3	雪前又は落石等を防ぐために道路上に設置されたものをいう。 道路の雪覆い等とは、雪前又は落石等を防ぐために道路上に設置されたものをいい、長さが図上2.0mm以上のものについて正射影を表示する。	
		31	側溝 U字溝無蓋	道路			線路を取得	線	E2		3	道路線に設けられた無蓋のU字溝等をいう。	
		32	側溝 U字溝有蓋	道路			線路を取得	線	E2		3	道路線に設けられた有蓋のU字溝等をいう。	
		33	側溝 L字溝	道路			線路を取得	線	E2		3	道路線に設けられたL字溝等をいう。	

交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ				線号	用途	備考
			500	1000	2500		5000	図形区分	取得方法	レコード			
交通施設	レイヤ	34	側溝地下部				線	E2			3	道路線に設けられたU字溝等の地下部をいう。	
				取得方法 編線を取得									
	レイヤ	35	雨水樹				面	E1			3	道路線に設けられた側溝に付随して設置された雨水等の集水樹をいう。	
				外周を取得（始終点座標一致）									
	レイヤ	36	並木樹				面	E1			3	植樹保護のコンクリート製の枠または樹をいう。	
				外周を取得（始終点座標一致）									
	レイヤ	38	並木				点	E5			3	道路等に沿って整然と植樹された樹木等をいう。	
				並木の位置の点情報を取得								2	1. 並木とは、道路外縁、道路の歩道及び幅員が図上0.4mm以上の分線帯に道路に沿って整然と植樹された樹木をいい、長さが図上1.0cm以上のものについて、各樹木の真位置に顯示するのを原則とする。ただし、樹木の間の間隔が図上3.0mm未満の場合は適宜省略することができる。 2. 歩道（図式分類コード22-13）の表示を行わない場合は、並木は表示しない。 3. 並木は、道路線、歩道及び分線帯とは重複して表示できる。
	レイヤ	39	植樹				点	E5			3	街路樹、芝地等の植樹をいう。	
並木の位置の点情報を取得													

交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ					線号	通 用	備 考	
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード				方 向
	レイヤ項目														
	41	道路情報板	道路				面の位置の点情報と標識の向きを取得	方向	E6	有		3	道路法に規定する道路情報板をいう。種類を示す注記を併記する。		
	42	道路標識 案内	(道路)				面の位置の点情報と標識の向きを取得	方向	E6	有		3			
	43	道路標識 警戒	(道路)				面の位置の点情報と標識の向きを取得	方向	E6	有		3	道路管理者が設置する道路標識をいい、案内、警戒及び規制に区分する。「製品仕様書」による。		
	44	道路標識 規制	(道路)				面の位置の点情報と標識の向きを取得	方向	E6	有		3			
	46	信号灯	道路				ポール位置と信号灯の向きを取得	方向	E6	有		3	専用ポールのある信号灯をいう。		
	47	信号灯 専用ポールのないもの	道路				信号灯の位置と向きを取得	方向	E6	有		3	電柱、横断歩道等に設置されている、専用ポールを持たない信号灯をいう。		
	51	交通量観測所	道路				位置の点情報を取得	点	E5			3	交通量を常時観測している施設をいう。		
	52	スノーポール	(道路)				位置の点情報を取得	点	E5			3	降雪時に道路線を確認できるように設置されているポールをいう。「製品仕様書」による。		
	53	カーブミラー	(道路)				位置の点情報を取得	点	E5			3	交差点又は屈曲路等に設置されている確認鏡のうち公的なものをいう。「製品仕様書」による。		

交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル	図式	データタイプ				線号	用途	備考
					取得方法	図形区分	データ	レコード			
交通施設	55	距離標 (km)	500 1000 2500 5000 道路		位置の点情報を取得	点	E5		3	起点からのkm単位の追距離を示す構図をいう。距離数を適切な位置に併記する。	
						点	E5				
						注記	E7				
交通施設	56	距離標 (m)	2.0 0.1/km 道路		位置の点情報を取得	点	E5		3	起点からの0.1km単位の追距離を示す構図をいう。距離数を適切な位置に併記する。	
						点	E5				
						注記	E7				
交通施設	61	電話ボックス	一般道路 河川		外周を取得 (概算点座標一致)	面	E1		3	独立した電話ボックスをいう。	
					位置の点情報を取得	点	E5				
						属性	E8				
交通施設	62	郵便ポスト	一般道路 河川		位置の点情報を取得	点	E5		3	独立した郵便ポストをいう。	
						点	E5				
						属性	E8				
交通施設	63	火災報知器	一般道路 河川		位置の点情報を取得	点	E5		3	独立した火災報知器をいう。	
						点	E5				
						属性	E8				

交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	取得方法	データタイプ				線号	用途	備考
			500	1000	2500			5000	図形区分	データ	レコード			
交通施設	23	普通鉄道	一般	道路	河川		レールを取得する					8	鉄道測量又は軌道法に基づいて運行されている鉄道で、特殊軌道及び索道を除いたものを表示する。工機等における引き込み線、駅構内又は停車場における側線は、本線と同じ記号で表示する。	○
			一般				中心線を取得	E2	線		10			
		地下鉄地上部	一般	道路	河川		レールを取得する					8	地方公共団体及び東京地下鉄(株)等が管理する地下電運鉄道の路線のうち、軌道が地上部に出ているものをいう。	
		路面鉄道	一般	道路	河川		レールを取得する					8	路面鉄道とは、道路上に線路を敷設した鉄道で、主として路面上から直接乗り降りできる車両が運行される鉄道をいう。	
		モノレール	一般	道路	河川		中心線を取得					8	車両が一本の軌道桁に跨座し、又は懸垂して走行するものをいう。	
交通施設	05	特殊鉄道	一般	道路	河川		レールを取得する					6	鋼索鉄道、普通鉄道と接続しない工場等特定の地区内の軌道及び採鉱(石)地と工場等を結ぶ専用軌道をいう。 特殊軌道は、次の各号に適用する。 (1) モノレール・鋼索鉄道 (2) 普通鉄道と接続しない工場等特定の地区内の軌道。 (3) 採鉱(石)地と工場等を結ぶ専用軌道。	
			一般				中心線を取得	E2	線		6			

交通施設

大分類	分類コード	項目	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ					線号	用途	備考	
				500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード				方向
交通施設	23	06	索道	一般	道路	河川		中心線を取得					3	空中ケーブル、スキーリフト、ペルトコンベンヤー及びこれらに類するものをいい、大規模なものは説明注記を添えて表示する。		
				一般												2
		09	建設中の鉄道	一般	道路	河川		外面を取得						3	現在建設中の鉄道等もいい、測図完了時までに開通見込みのものは、宗ノ階の鉄道で表示する。鉄道敷の外線を鉄道とし、路線のおおむね中央部又は工事部分の末端に（建設中）の注記を添えて表示する。廃業路線も同様に注記する。	
				一般										2		
		11	トンネル内の鉄道 普通鉄道	一般	道路	河川		レールを取得する						8	普通鉄道の地下部分をいう。	
				一般												
		12	地下鉄地下部	一般	道路	河川		レールを取得する						8	路面鉄道の地下部分をいう。	
				一般												





交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ				線号	用途	備考	
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ				レコード
鉄道	23	トンネル内の鉄道 モノレール	一般 道路 河川			中心線を取得		線	E2		8	モノレールの地下部分をいう。		
						レールを取得する		線	E2	6	特殊鉄道の地下部分をいう。			
	交通施設	24	トンネル内の鉄道 特殊鉄道	一般 道路 河川		橋 線路を取得					有	6	鉄道橋及び鉄道の高架部は、その正射影を表示する。図上の長さ15.0mm以上のものには記号としての半円を付す。	
橋脚 線路を取得							22	線	E2	3				
外周を取得 (橋脚点座標一致)										6	鉄道橋及び鉄道の高架部は、その正射影を表示する。ただし、鉄道の記号との間隔が狭い場合は、記号の外側に0.2mmの白筋をおいて鉄道橋を表示する。			
交通施設	11	跨線橋	一般 道路 河川		一般							3	駅構内の鉄道を横断するために構築された橋をいい、跨線橋の正射影を表示する。	
					一般		面	E1						
交通施設	12	地下通路	一般 道路 河川		地下通路 線路を取得 (始終点座標一致)		面	E1			3	乗降客が鉄道を横断するために構築された地下道をいう。		

交通施設

大分類	分類コード	分類項目	名称	地図情報レベル	図式	データタイプ				線号	通信用	備考
						取得方法	図形区分	データ	レコード			
24	19	鉄道トンネル		一般 道路 河川		真形 坑口部分の外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1			3	普通鉄道及び特殊鉄道のトンネルの出入口をいう。建設中のトンネルは出入口が明確な場合にのみ表示する。
						真形 坑口部分の外周を取得	線	E2				
24	19	鉄道トンネル		一般		極小 中央位置の点と方向を取得 (始終点座標一致)	方向	E6	有		6	1. 普通鉄道及び特殊鉄道のトンネルの出入口を坑口表示線は表示しない。 2. 建設中のトンネルは、出入口が明確な場合にのみ表示する。
						真形 坑口部分の外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1				
21	21	停留所		一般 道路 河川		真形 中央位置の点と方向を取得 (始終点座標一致)	方向	E6	有		3	1. 停留所とは、路面鉄道の駅をいう。 2. 停留所は、安全地帯が駅本体の施設であるものがある場合は、その外縁を正射影で表示し、安全島がない(安全地帯が道路踏道及び道路表示により明示されたもの)場合は、安全島及び踏道より表示されない場合は、おおむねその位置に極小の記号を表示する。
						真形 外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1				
21	21	停留所		一般		位置の点情報を取得 ● 挿入位置	点	E5			2	
						真形 外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1				
21	21	停留所		一般		位置の点情報を取得 ● 挿入位置	点	E5			2	
						真形 外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1				


交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル		図式	データタイプ				番号	通 用	備 考	
			500	1000		2500	5000	取得方法	図形区分				データ
交通施設	24	プラットホーム	一般	道路		外周を取得 (始終点座標一致)					3	駅構内で乗降用に足場を高くした構造物をいう。 1. プラットホームは、その外周の正射影を表示する。 2. 建物内にあるプラットホームは表示せず、鉄道の記号を建物線に接させて表示する。 3. プラットホームの上層は、普通無壁舎 (図式分類コード30-03) の記号を適用する。	
			一般	河川		面	E1				2		
		一般	道路		外周を取得 (始終点座標一致)							3	プラットホーム上に建造された雨よけ等の屋根をいう。
		一般	河川		面	E1				3			
		一般	道路		外周を取得 (始終点座標一致)								モノレールの橋脚をいう。
一般	河川	面	E1						3				
一般	道路		外周を取得 (始終点座標一致)								雪崩又は落石等を防ぐために鉄道上に設置されたものをいう。 鉄道の雪覆い等は、道路の雪覆い等 (図式分類コード22-28) の規定を適用して表示する。		
一般	河川		面	E1					4				

建物等

大分類	分類コード	分類コード 項目目次	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ						線号	用途	備考
				500	1000	2500 5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値			
建築物等	30	01	普通建物	一般 道路 河川				外形 外周を取得 (始終点座標一致)		面	E1		3	3階未満の建物及び3階以上の木造等で建築された建物をいう。	<p>普通建物とは、3階未満の建物及び3階以上の木造等で建築された建物をいう。</p> <p>2. 市街地等において建物が密集し個々に建物を表示し、その状況を損なわない範囲内で総括表示することである。</p> <p>3. 総括表示する建物のうち、個々の建物が別列で表示するのは、その建物の基礎線と区分し、現況の道路につとめるものとする。</p> <p>4. 近隣の建物が普通建物と堅ろう建物の部分からなる場合は、外周を普通建物と堅ろう建物の部分を、階階線として6号線を表示する。</p>	
								中庭線 外周を取得 (始終点座標一致)	31							
								棟割線	32	線	E2					
								階層線	33							
								外付階段 (線型)	34	面	E1					
								外付階段 (階段線) 階段間隔 10 mm	99	線	E2					
								ポーチ・ひさし	35	面	E1					
								外形 外周を取得 (始終点座標一致)		面	E1					
								中庭線 外周を取得 (始終点座標一致)	31							
								棟割線	32	線	E2					
								階層線	33							

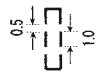
建物等

大分類	分類コード	分類項目	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ					番号	適用	備考
				500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード			
建物等	30	02	堅ろう建物	一般 道路 河川				外形 外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1			6 鉄筋コンクリート等で建築された建物で、地上3階以上又は3階相当以上の高さのものをいう。階層表示は「製品仕様書」による。		
								中庭線 外周を取得 (始終点座標一致)	31						
								構築線	32	線	E2				
								階層線	33						
								外付階段 (線部)	34	面	E1				
								外付階段 (階段線) 階段間隔 1.0 mm	99	線	E2				
								ポーチ・ひさし	35	面	E1				
								外形 外周を取得 (始終点座標一致)							
								中庭線 外周を取得 (始終点座標一致)	31						
								構築線	32	線	E2				
								階層線	33						

建物等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ						線号	用途	備考
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード	方向			
建築物	30 03	普通無壁舎	一般 道路 河川				外形 外周を取得 (始終点座標一致)		面	E1			3	側壁のない建物、温室及び工場内の建物類似の建築物で、3階未満のものという。	
							中庭線 外周を取得 (始終点座標一致)	31							
							棟割線		線	E2					
							階層線								
							外付階段 (薬部)	34	面	E1					
							外付階段 (階段線) 階段幅間隔 1.0 mm	99	線	E2					
							ホーチ・ひさし								
							外形 外周を取得 (始終点座標一致)	35	面	E1					
							中庭線 外周を取得 (始終点座標一致)	31							
							棟割線								
							階層線		線	E2					

建物等

大分類	分類コード	分類項目	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ					番号	用途	備考		
				500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード				方向	属性数値
建物等	30	04	堅ろう無壁舎	一般 道路 河川				外形 外周を取得 (結終点座標一致)		面	EI			6		鉄筋コンクリート等で建築された倒壁のない建物及び建築物類似の建築物で、地上3階以上又は3階相当以上の高さのものをいう。	ポーチ・ひさし (美線1.0mm、白部0.5mm)とする。
								中庭線 外周を取得 (結終点座標一致)	31								
								棟割線	32	線	E2						
								階層線	33								
								外付階段 (兼部)	34	面	EI						
								外付階段 (階段線)	99	線	E2						
								ポーチ・ひさし	35	面	EI						
								外形 外周を取得 (結終点座標一致)		面	EI						
								中庭線 外周を取得 (結終点座標一致)	31								
								棟割線	32	線	E2						
								階層線	33								

建物等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ				番号	用途	備考
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ			
建物に付属する構造物等	34	門	一般 道路 河川		1.0 座小	門柱の外周を取得（始終点座標一致）	面	E1			3	石、コンクリート、れんが等でできた堅ろうな門柱を有するもので、特に構造の大きなものをいう。扉木門を含む。	
						座小	方向	E6	有				
	01	門	一般	0.5 座小	門柱の外周を取得（始終点座標一致）	面	E1				2	門は、石、コンクリート、れんが等でできた堅ろうな門柱を有するもので、図上0.5mm以上の大きさのものを正射影で表示する。	
					座小	方向	E6	有					
02	屋門	一般	0.5 座小	建物の中の道路線路を取得	線	E2				3	建築物の一部が道路に供されているものをいう。 門は、神社・仏閣等における規模の大きなものについて、普通建築物（図式分類コード30-01）の記号の内部に、道路に相当する部分の真幅を破線で表示する。		
				外周を取得（始終点座標一致） 内部りん形点は自動発生して表示する	面	E1							
03	たたき	一般	0.3 座小	水部との境を取得（始終点座標一致）	面	E1				3	ガソリンスタンド等、広範囲をコンクリート等で覆われたものをいう。		
04	プール	一般	2.0 座小	説明注記 図形に対して平行置入方法	面	E1				3	人工の遊泳施設をいう。ただし、屋内のものは除く。		

建物等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ					線号	通	用	備	考
			500	1000	2500		5000	図形区分	データ	レコード	方向					
建物記号	03	官公署	一般	道路	河川		記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	点	E5			4	外国公館及び大規模な官公署については、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は小規模な官公署で特記がないものは、官公署の記号で表示する。			
			一般	道路	河川											
	04	裁判所	一般	道路	河川		記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	点	E5			4	裁判所（回支部を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。			
			一般	道路	河川											
	05	検察庁	一般	道路	河川		記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	点	E5			4	検察庁（回支部を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。			
			一般	道路	河川											
			一般				記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置									

建物等

大分類	分類コード	名	地図情報レベル	図式	データタイプ					備考	
					取得方法	図形区分	データ	レコード	方向		属性数値
建物等	07	税務署	一般道路河川		記号の表示位置の点情報を取得	点	E5		4	税務署（国税局を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。	
			一般道路河川								一般
			一般道路河川	一般							
			一般道路河川	一般							
建物等	08	税関	一般道路河川		記号の表示位置の点情報を取得	点	E5		4	税関をいう。	
			一般道路河川								一般
			一般道路河川	一般							
			一般道路河川	一般							
建物等	09	郵便局	一般道路河川		記号の表示位置の点情報を取得	点	E5		4	郵便局は、普通郵便局及び特定郵便局については注記で表示するのを原則とする。ただし、建物の一部にあるもの及び簡易郵便局は記号で表示する。	
			一般道路河川								一般
			一般道路河川	一般							
			一般道路河川	一般							
建物等	10	森林管理署	一般道路河川		記号の表示位置の点情報を取得	点	E5		4	森林管理署（森林事務所を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。	
			一般道路河川								一般
			一般道路河川	一般							
			一般道路河川	一般							

建物等

大分類	分類コード	項目名	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ					備考		
				500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード		方向	属性数値
		11	測候所	一般道路 河川	一般道路 河川	一般道路 河川		記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	測候所をいう。地方気象台等は注記とする。	
		12	地方整備局事務所	一般道路 河川	一般道路 河川	一般道路 河川		記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	国の機関（公団を含む）における地方整備局事務所等をいう。	
		13	出張所	一般道路 河川	一般道路 河川	一般道路 河川		記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	国の機関（公団を含む）における工事事務所等の出張所をいう。	
		14	警察署	一般道路 河川	一般道路 河川	一般道路 河川		記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	警察署をいう。	
		15	交番	一般道路 河川	一般道路 河川	一般道路 河川		記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	交番とは、警察法による交番その他の派出所及び駐在所をいう。記号を原則とする。	

建物等

大分類	分類コード	項目名	地名情報レベル	図式	データタイプ				備考
					取得方法	図形区分	データ	レコード	
35 建築物記号等	16	消防署	一般道路河川		記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	点	E5	4	1. 消防署及び子の出張所等消防器具を装備し消防職員が常駐する施設は、法記で表示するのを原則とする。ただし、市町村等において重要な地物を排除するおそれがある場合は記号で表示する。 2. 消防分団等で施設が大きいものは記号で表示する。
			一般道路河川		記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置				
	一般道路河川		記号の表示位置の点情報を取得	点	E5	4	職業安定所（ハローワーク）は、法記で表示するのを原則とする。ただし、同出張所及び市街地等に於いて重要な地物を排除するおそれがある場合は記号で表示する。		
	一般道路河川		記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	点	E5	4	職業安定所（ハローワーク）は、法記で表示するのを原則とする。ただし、同出張所及び市街地等に於いて重要な地物を排除するおそれがある場合は記号で表示する。		
18	土木事務所	一般道路河川		記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	点	E5	4	地方公共団体における土木事務所、工務所等という。	
		一般道路河川		記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置					
19	役場支所及び出張所	一般道路河川		記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	点	E5	4	市・特別区・町・村及び指定都市の区役所、支所及び出張所という。 市・特別区・町・村・指定都市の区役所支所及び出張所は記号で表示する。	
		一般道路河川		記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置					

建物等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル		図式	データタイプ					編号	用途	備考
			500	1000 2500 5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向			
建築物記号等	21	神社	一般道路 河川			記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置 2.0	点	E5			4		
			一般道路 河川			記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置 1.25	点	E5					
			一般道路 河川			記号の表示位置の点情報を取得							
	35	寺院	一般道路 河川			記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	点	E5				4	神社・寺院・キリスト教会およびその他神道教会（教団等に類する教会で規模の大きなものを含む。）は、注記で表示するのを原則とする。ただし、小規模なものは記号で表示する。
	23	キリスト教会	一般道路 河川			記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置 2.0	点	E5				4	
			一般道路 河川			記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置 1.25	点	E5					

建物等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	子ータタイプ					番号	通	用	備考
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード				
建築物等	24	学校	一般 道路 河川	一般 道路 河川	一般		取得方法	点	E5			4	学校は、学校教育法による学校（幼稚園、各種学校は除く）について注記で表示するのを原則とする。ただし、狭小で注記を表示することが困難な場合又は市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。		
						挿入位置									
	25	幼稚園・保育園	一般 道路 河川	一般 道路 河川	一般		取得方法	点	E5			4	幼稚園・保育園は、注記で表示するのを原則とする。ただし、神社、寺院、教室等に併設されたものは記号で表示することができる。		
						挿入位置									
	26	公会堂・公民館	一般 道路 河川	一般 道路 河川	一般		取得方法	点	E5			4	公会堂・公民館は、規模の大きなものは注記で表示するのを原則とする。ただし、規模の小さいもの又は市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。		
						挿入位置									

建物等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ					備考		
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード		方向	属性数値
建築物等	35	博物館	一般道路	河川			記号の表示位置の点情報を取得		点	E5		4	一般の利用に供されている博物館をいう。	
			一般道路	河川				記号の表示位置の点情報を取得		点	E5			
	一般道路	河川			記号の表示位置の点情報を取得		点	E5		4	一般の利用に供されている美術館をいう。			
	一般道路	河川				記号の表示位置の点情報を取得		点	E5			4	一般の利用に供されている美術館をいう。	
		老人ホーム	一般道路	河川			記号の表示位置の点情報を取得		点	E5		4	1. 老人ホームは老人福祉法の老人福祉のうち養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽老人ホームをいう。 2. 規模の大きな老人ホームは、法記で表示することを原則とする。ただし、市町村等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。	

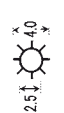


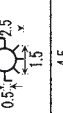
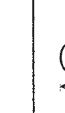
建物等

大分類	分コード	名	地図情報レベル			図式	データタイプ				番号	通	用	備考								
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ					レコード	方	属性数値					
	レイヤ	31	保健所	一般	道路	 4.0m	記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置 	点	E5			4	保健康所は、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。									
				一般	道路										 2.5m	記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置 	点	E5		4	保健康所は、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。	
				一般	道路																	
	レイヤ	32	病院	一般	道路	 3.0m	記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置 	点	E5		4	1. 病院とは、医標法に基づき、病院、規模の大きな療養所及び規模の大きい診療所をいう。 2. 医標法に基づき、病院及び診療所の大きな療養所は、注記で表示することをお勧めとする。 3. 前項において市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は、規模の大きい診療所は記号で表示する。										
				一般	道路									 3.0m	記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置 	点	E5		4	1. 病院とは、医標法に基づき、病院、規模の大きな療養所及び規模の大きい診療所をいう。 2. 医標法に基づき、病院及び診療所の大きな療養所は、注記で表示することをお勧めとする。 3. 前項において市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は、規模の大きい診療所は記号で表示する。		
				一般	道路																	 3.0m
	レイヤ	34	銀行	一般	道路	 3.0m	記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置 	点	E5		4	銀行は、銀行（支店を含む）及び信用金庫に適用し、記号で表示するのを原則とする。ただし、規模が大きく特に必要と認められるものは注記で表示することができる。										
				一般	道路									 3.0m	記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置 	点	E5		4	銀行は、銀行（支店を含む）及び信用金庫に適用し、記号で表示するのを原則とする。ただし、規模が大きく特に必要と認められるものは注記で表示することができる。		
				一般	道路																	 3.0m
	レイヤ	35	建物記号	一般	道路	 2.0m	記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置 	点	E5		4	銀行は、銀行（支店を含む）及び信用金庫に適用し、記号で表示するのを原則とする。ただし、規模が大きく特に必要と認められるものは注記で表示することができる。										
				一般	道路									 2.0m	記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置 	点	E5		4	銀行は、銀行（支店を含む）及び信用金庫に適用し、記号で表示するのを原則とする。ただし、規模が大きく特に必要と認められるものは注記で表示することができる。		
				一般	道路																	 2.0m

建物等

大分類	分類コード	名	地図情報レベル	図式	データタイプ					番号	用途	備考
					取得方法	図形区分	データ	レコード	方向			
			500 1000 2500 5000		記号の表示位置の点情報を取得							
	36	協同組合	一般道路 河川		挿入位置	点	E5			4	協同組合（農業協同組合、漁業協同組合、林業協同組合及び酪農協同組合）をいう。	
			一般道路 河川		挿入位置	点	E5			4	協同組合（農業協同組合、漁業協同組合、林業協同組合及び酪農協同組合）は注記で表示するのを原則とする。ただし、支所・出張所は記号で表示する。	
	39	デパート	一般道路 河川		記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	デパート（スーパーマーケットを含む）をいう。	
			一般道路 河川		挿入位置	点	E5			4	専門に使用されているものについては表示する。大規模なものは注記する。	
	45	倉庫	一般道路 河川		記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	専門に使用されているものについては表示する。大規模な倉庫は、専門に使用されているものについて記号で表示するのを原則とする。	
			一般道路 河川		挿入位置	点	E5			4	専門に使用されているものについては表示する。大規模な倉庫は、専門に使用されているものについて記号で表示するのを原則とする。	
	35	火薬庫	一般道路 河川		記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	専門に使用されているものについては表示する。大規模なものは注記する。	
			一般道路 河川		挿入位置	点	E5			4	専門に使用されているものについては表示する。大規模な火薬庫は、専門に使用されているものについて記号で表示するのを原則とする。	

建物等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	子データタイプ					線号	用途	備考
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード			
			一般 道路 河川				取得方法 <small>記号の表示位置の点情報を取得</small>					4	工場をいう。	
	48	工場	一般 道路 河川		一般		挿入位置	点	E5			4	工場をいう。 工場は、注記で表示するのを原則とする。ただし、小規模なものは記号で表示する。	
	49	発電所	一般 道路 河川		一般		取得方法 <small>記号の表示位置の点情報を取得</small>					4	発電所をいう。	
	50	変電所	一般 道路 河川		一般		取得方法 <small>記号の表示位置の点情報を取得</small>					4	図上の送電線に接続しない小規模なものは、記号で表示する。変電所の鉄骨部分は、その外周を送電線の記号で囲んで表示する。 1.変電所は、注記で表示するのを原則とする。ただし、図上の送電線に接続しない小規模なものは、記号で表示する。 2.変電所の鉄骨部分は、その外周を送電線の記号で囲んで表示する。	
	52	浄水場	一般 道路 河川		一般		取得方法 <small>記号の表示位置の点情報を取得</small>					4	浄水場をいう。	

建物記号 35

建物等

大分類	分類コード	項目	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ					線号	通用	備考
				500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード			
建物等	35	53	揚水機場	河川	河川		記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	点	E5			4	揚水機場は、農業用及び工業用等のために設けられたものをいい、特に規模の大きなものは、注記で表示する。		
															河川
		56	揚・排水機場	一般 道路 河川	一般		記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	点	E5			4	揚・排水機場は、農業用及び工業用等のために設けられたものをいい、特に規模の大きなものは、注記で表示する。		
															河川
		57	排水機場	河川	河川		記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	点	E5			4	揚排水ポンプ場は、農業用及び工業用等のために設けられたもので、規模の大きなものは、注記で表示する。ただし、特に規模の大きなものは、注記で表示する。		
															河川
	59	公衆便所	一般 道路 河川	一般	WC \times 2.0 \times 4.0 \rightarrow	記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	点	E5			4	公共のために供することを目的に作られたものをいう。			
														河川	WC \times 1.5 \times 3.0 \rightarrow

小物体

大分類	小分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ				線号	通信用	備考
				500	1000	2500		5000	図形区分	データ	レコード			
小 公 共 施 設 体	41	01	マンホール (未分類)	一般 道路 河川			蓋の外周を取得 (始終高座標一致)	面	E1		3	共同溝、ガス、電気、電話、下水、上水以外のマンホール及び分類の必要のない場合に用いる。		
							種小 点位置情報を取得 挿入位置	点	E3	E5				
	11	マンホール (共同溝)	一般 道路 河川			蓋の外周を取得 (始終高座標一致)	面	E1		3	共同溝のマンホールをいう。			
						種小 点位置情報を取得 挿入位置	点	E3	E5					
	19	有線柱	一般 道路 河川			柱の位置と架線の方向を取得 架線が無い場合は点で取得	点	E5		3	電話柱、電力柱を除く有線柱をいう。			
						蓋の外周を取得 (始終高座標一致)	点 方向	E6	有					
21	マンホール (ガス)	一般 道路 河川			蓋の外周を取得 (始終高座標一致)	面	E1		3	ガス施設のマンホールをいう。				
					種小 点位置情報を取得 挿入位置	点	E3	E5						
31	マンホール (電話)	一般 道路 河川			蓋の外周を取得 (始終高座標一致)	面	E1		3	電話施設のマンホールをいう。				
					種小 点位置情報を取得 挿入位置	点	E3	E5						
32	電話柱	一般 道路 河川			柱の位置と架線の方向を取得 架線が無い場合は点で取得	点	E5		3	電話柱を支える柱をいう。				
					蓋の外周を取得 (始終高座標一致)	点 方向	E6	有						

小物体

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ					線号	用途	備考
			500	1000	2500		5000	図形区分	データ	レコード	方向			
小物体	41	マンホール(電気)	一般 道路 河川				面円	E1			3	電力施設のマンホールをいう。		
							点	E3						E5
	42	電力柱	一般 道路 河川				点 方向	E5	有		3	電力線を支える柱をいい、電話線が架設されているものを含む。		
							点	E6						
51	マンホール(下水)	一般 道路 河川				面円	E1			3	下水道施設のマンホールをいう。			
						点	E3						E5	
61	マンホール(水道)	一般 道路 河川				面円	E1			3	上水道施設のマンホールをいう。			
						点	E3						E5	



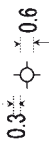







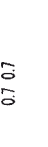
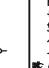


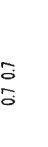
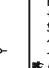

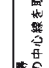

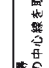
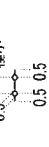


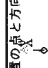
小物体

大分類	分属コード	名称	地図情報レベル			図式	データベース					線号	備考
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード		
その他小物体	42	01 墓 碑	一般 道路 河川			<p>取得方法</p> <p>台座があるものは、右座の外周を取得 (特異点座標一致)</p>	面	E1				<p>独立して1個又は数個が存在し、墓地として表示できない場合に表示する。</p> <p>3 1. 墓碑は、独立して1個又は数個が存在し、墓地として表示できない場合に表示する。 2. 短辺が図上2.0mm以上の台石を有するものは、台石の正射影を人工斜面(図式分類コード61-01)又は複層(図式分類コード61-10)等の記号を適用して表示し、該当する位置に記号を表示する。 3. 数個がまとまって存在する場合は、主要なものを表示するか又はその中央に表示する。 4. 墓碑が建物内にあり、その建物の大きさが図上0.5mm以上の場合は、建物として表示し、当該記号は表示しない。ただし、建物に側壁がなく、主体が墓碑の場合は、当該記号で表示する。 5. 記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。</p>	
						<p>取得方法</p> <p>記号の表示位置の点情報を取得</p>	点	E5					
その他小物体	42	02 記念 碑	一般 道路 河川			<p>取得方法</p> <p>台座があるものは、右座の外周を取得 (特異点座標一致)</p>	面	E1				<p>記念碑のうち主要なものをいう。</p> <p>3 1. 記念碑は、規模が大ききものを表示する。 2. 短辺が図上2.0mm以上の台石を有するものは、台石の正射影を人工斜面(図式分類コード61-01)又は複層(図式分類コード61-10)等の記号を適用して表示し、該当する位置に記号を表示する。 3. 数個がまとまって存在する場合は、主要なものを表示するか又はその中央に表示する。 4. 記念碑が建物内にあり、その建物の大きさが図上0.5mm以上の場合は、建物として表示し、当該記号は表示しない。ただし、建物に側壁がなく、主体が記念碑の場合は、当該記号で表示する。 5. 記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。</p>	
						<p>取得方法</p> <p>記号の表示位置の点情報を取得</p>	点	E5					

小物体

大分類	分類コード	レイヤ	項目目次	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ					線番号	適用	備考
					500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード			
その他小物体	03	42	立像	一般 道路 河川	一般		右側があるものは、台座の外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1				銅像、石像等で主要なものを用いる。 1. 立像（銅像及び石像等）は、規模が大ききものを表示する。 2. 石の正射影を人工斜面（図式分類コード61-01）又は設置（図式分類コード61-10）等の記号を適用して表示し、該当する位置に記号を表示する。 3. 数値がまとまらずに存在する場合は、主要なものを表示する。 4. 立像が建物内にある場合は、建物の大きさが図上0.5mm以上の場合は、建物として表示し、当該記号は表示しない。ただし、建物の側面がなく、主体が立像の場合は、当該記号で表示する。 5. 記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。	3		
							記号の表示位置の点標線を取得	点	E5							
その他小物体	04		路傍祠	一般 道路 河川	一般		右側があるものは、台座の外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1				特に著名なもの又は好目標になるものを用いる。 1. 路傍祠は、特に著名なもの又は好目標となるものを表示する。 2. 祠号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。	3		
							記号の表示位置の点標線を取得	点	E5							

小物体

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル		図式	データタイプ				線号	用途	備考
			500	1000 2500 5000		取得方法	図形区分	データ	レコード			
その他の小物体	42	灯ろう	一般 道路 河川	500 1000 2500 5000	 0.5 × 1.0	取得方法 台座があるものは、右座の外周を取得 (始点座標一致)。 	面	E1		3	灯ろうのうち主要なものをいう。	
					 0.3 × 0.6	取得方法 記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5		3	1. 灯ろうは、旗標が大きく主要なものについて、基部の中心と記号の中心とを一致させて表示する。 2. 灯ろうが連続して存在する場合は、適宜省略して表示することができる。	
					 1.0 × 2.0	取得方法 台座があるものは、右座の外周を取得 (始点座標一致)。 	面	E1		3	拍木のうち主要なものをいう。	
その他の小物体	42	犬	一般 道路 河川	500 1000 2500 5000	 1.0 × 2.0	取得方法 位置の点情報と向きを取得 	面	E1		3		
					 0.5 × 1.5 極小	取得方法 台座があるものは、右座の外周を取得 (始点座標一致)。 	方向	E6	有	3	神社の参道等に設置されている門状の建造物をいう。	
					 0.7 × 0.7	取得方法 位置の点情報と向きを取得 	線	E2		3		
その他の小物体	42	鳥居	一般 道路 河川	500 1000 2500 5000	 0.5 × 1.5 極小	取得方法 台座があるものは、右座の外周を取得 (始点座標一致)。 	面	E1		3		
					 0.7 × 0.7	取得方法 位置の点情報と向きを取得 	方向	E6	有	3	神社の参道等に設置されている門状の建造物をいう。	
					 1.0 × 0.5	取得方法 台座があるものは、右座の外周を取得 (始点座標一致)。 	線	E2		3		
その他の小物体	42	鳥居	一般 道路 河川	500 1000 2500 5000	 0.3 × 1.0 極小	取得方法 台座があるものは、右座の外周を取得 (始点座標一致)。 	面	E1		3		
					 0.5 × 0.5	取得方法 位置の点情報と向きを取得 	方向	E6	有	3	1. 鳥居は、脚の位置を主柱の真位置とし、正射影の方向に一致させて表示する。ただし、極小の記号に満たないものは、極小の記号で表示する。 2. 鳥居が連続して存在する場合は、適宜省略して表示することができる。	
					 1.0 × 0.5	取得方法 台座があるものは、右座の外周を取得 (始点座標一致)。 	線	E2		3		

小物体

大分類	分類コード	項目名	名称	地図情報レベル		図式	データタイプ						備考		
				500	1000		2500	5000	図形区分	データ	レコード	方向		属性数値	線号
小物体	42	11	官民境界杭	(道路) (河川)			位置の点情報を取得 	点	E5			3	公用地と私有地を区別するために設置された杭をいう。 『製品仕様書』による。		
		15	消火栓	一般道路 河川			位置の点情報を取得 	点	E5			3	消防用に設置された水道栓のうち平面状のものをいう。		
		16	消火栓 立型	一般道路 河川			位置の点情報を取得 	点	E5			3	消火栓のうち地上に突出した形状のものをいう。		
		17	地下換気孔	一般道路 河川			真形 外周を取得 (始終点距離一致) 	面	E1				3	地下通路 (地下鉄を含む) の換気用に設けられた換気口をいう。	
その他小物体	19	坑口	一般道路 河川	一般		真形 坑口部分の外周を取得 	面	E1				3	坑坑の入口をいう。		
						種小 中央位置の点と方向を取得 	線	E2							
						真形 坑口部分の外周を取得 (始終点距離一致) 	面	E1					1. 坑口は、坑坑の入口及び河川が地下に出入する部分に等価する。ただし、一条河川が連続又は連続と交差する部分における坑口の記号は表示しない。 2. 坑口の記号は、正射影を兼示する。ただし、正射影の範囲が地上1.5m未満の場合は、種小の記号を正射影の方向と一致させても等級で表示する。		
						種小 中央位置の点と方向を取得 	方向	E6	有						
						真形 坑口部分の外周を取得 (始終点距離一致) 	面	E1							
						真形 坑口部分の外周を取得 	線	E2							
						種小 中央位置の点と方向を取得 	方向	E6	有						
						真形 坑口部分の外周を取得 (始終点距離一致) 	面	E1							
						真形 坑口部分の外周を取得 	線	E2							
						種小 中央位置の点と方向を取得 	方向	E6	有						

小物体

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ					線号	適用	備考
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード			
小物体	42	21	独立樹 (広葉樹)	一般 道路 河川			記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	点	E5			3	1. 独立樹は、単独の大きな樹木又は数株の大きな樹木が集合するもの、著名なものなどを表す。 2. 記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。	
		22	独立樹 (針葉樹)	一般 道路 河川			記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	点	E5			3	1. 独立樹は、単独の大きな樹木又は数株の大きな樹木が集合するもの、著名なものなどを表す。 2. 記号の真位置は、記号下辺の影の部分を除いた中央とする。	
		23	噴水	一般 道路 河川			真形 構造物の外面を點情報で取得 (始終点座標一致) 縮小 記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	面 点	E1 E5			3	観音用に水を噴出させる設備をいう。射影形の中央に表す。	
		24	井戸	一般 道路 河川			真形 構造物の外面を點情報で取得 (始終点座標一致) 縮小 記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	面 点	E1 E5			3	地下水を汲み上げて利用するための施設をいう。	
		25	油井・ガス井	一般 道路 河川			真形 構造物の外面を點情報で取得 (始終点座標一致) 縮小 記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	面 点	E1 E5			3	現在採取中のもので、目標となる施設を有するものをいう。 油井・ガス井は、現に採取中のものを表示する。	

小物体

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ					備考	
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード		方向
その他の小物体	42	貯水槽	一般 道路 河川				真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致)	①	面	E1			3 水を利用するために蓄えた貯水槽をいう。
							縮小 記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	②	点	E5			
	27	肥料槽	一般 道路 河川				真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致)	③	面	E1			3 肥料を蓄えるために建造されたものをいう。
							縮小 記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	④	点	E5			
	28	起重機	一般				真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致)	⑤	面	E1			3 1. 起重機は、常設され規模の大きいものを表示する。ただし、多数集合しているものについては、集足を省略するよう運営省略する。 2. 軌道等で移動する起重機は、その移動範囲の中心に記号を表示し、その範囲が図上おおむね2.0cm以上のものは、移動範囲に区境界（図式分類コード62-01）の記号を適用する。
							縮小 記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置	⑥	点	E5			

小物体

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ				線号	通 用	備 考
			500	1000	2500		5000	図形区分	データ	レコード			
その他小物体	42	タンク	一般 道路 河川			取得方法 真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面円	E1 E3			3	水、油、ガス、飼料等を貯蔵するために地上に設置されたタンクをいう。	
						種小 記号の表示位置の点情報を取得 挿入位置 	点	E5					
						取得方法 真形 構造物の外周を線情報で取得 (始終点座標一致) 	面円	E1 E3	石油、ガス等のタンクは、直径が4以上2.0mm以上のものについてその正射影を表示する。ただし、直径が2.0mm未満であつても、多数が集まっている場合には、集積を表現するよう種小の記号で表示する。				
その他小物体	42	給水塔	一般 道路 河川	一般		取得方法 真形 基礎の外周を取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	塔の上に水槽を設置したものをいう。	
						記号表示位置を点情報で取得 挿入位置 	点	E5					
						取得方法 真形 基礎の外周を取得 (始終点座標一致) 	面	E1					
その他小物体	42	火の具	一般 道路 河川			取得方法 真形 基礎の外周を取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	火の見煙及び簡易火の見（棒状）をいう。	
						記号表示位置を点情報で取得 挿入位置 	点	E5					
						取得方法 真形 基礎の外周を取得 (始終点座標一致) 	面	E1					

小物体

大分類	分類コード	名	地図情報レベル		図式	データタイプ					備考												
			500	1000/2500/5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向		属性数値											
小物体	42	その他小物体	一般	一般 道路 河川		真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	煙突は、煙線が大きなものについて表示する。 煙線が建物と離れて離れに存在し、その基部の大きさが、図上1.2mm以上のものは、基部の正射影を描き、その中央に記号を表示する。 1. 煙線は、煙線が大きなものについて表示する。 2. 煙線が建物と離れて離れに存在し、その基部の大きさが、図上1.2mm以上のものは、基部の正射影を描き、その中央に記号を表示する。											
													34	煙	突	一般		真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致) 	面	E1			特に高くそびえている工作物のうち、教会の煙線、展望台等記号が定められていないものをいう。
													35	高	塔	一般		真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致) 	面円	E3	有		3
小物体	36	電	一般	一般 道路 河川		真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致) 	面	E1			3	テレビ、ラジオ、無線電信等の送受信を目的に構築されたものをいう。 1. 電波塔は、テレビ、ラジオ、無線電信等の送受信を目的に構築されたものを表示する。 2. 基部の大きさが図上1.2mm以上のものは、基部の正射影に煙線(図式分類コード42-35)の記号を適用し、その中央に電波塔の記号を表示する。											
													36	電	波	塔	一般		真形 基部の外周を取得 (始終点座標一致) 	面	E5		





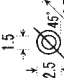
小物体

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ				番号	用途	備考
			500	1000	2500		5000	図形区分	データ	レコード			
その他小物体	レイヤ	37	一般道路	一般道路	一般道路		点	E5			3	照明用のために作られたものをいう。	
			一般道路	一般道路	一般道路		点	E5			3	街路等に設置された専用柱を持つものをいう。	
	項目	39	一般道路 河川	一般道路 河川	一般		面	E1			3	風車は、発電を目的に構築されたものをいう。	
			一般	一般	一般		点	E5					
レイヤ	41	灯台	一般道路 河川	一般道路 河川	一般		面	E1			3	結露構造のうち、灯台をいい、灯火装置のある部分を表示する。	
			一般	一般	一般		点	E5					

小物体

大分類	分類コード	名 称	地図情報レベル			図 式	デ ー タ タ イ プ					編 号	通 用	備 考
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード			
		航空灯台	一般	道路	河川		面	E1				3	航空機が位置の確認等を行えるように一定の信号電流を発生する施設をいう。	
		灯 標	一般	道路	河川		面	E1				3	灯標は、航路標識のうち、灯標、灯柱及び導標について、固定された規模の大きなものを表示する。	
		ヘリポート	一般	道路	河川		円	E3				3	ヘリコプターの離着陸のための施設で、常設のものをいう。	
その他の小物体	42	水位観測所	道路	河川		面	E1					3	水位観測所をいい、すべて注記を併記する。河川図以外については、小規模なものは省略する。 1. 水位観測所は、主要なものを記号で表示し、ポール等の置水標は表示しない。 2. 観測所（場）は注記で表示する。	

小物体

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ				編号	通用	備考
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ			
その他小物体	42	流量観測所	道路 河川			面	EI			3	流量観測所をいい、すべて注記を併記する。河川図以外については、小規模なものは省略する。		
						点	E5						
	53	雨量観測所	道路 河川			面	EI			3	雨量観測所をいい、すべて注記を併記する。河川図以外については、小規模なものは省略する。		
						点	E5						
	54	水質観測所	道路 河川			面	EI			3	水質観測所をいい、すべて注記を併記する。河川図以外については、小規模なものは省略する。		
						点	E5						
55	波浪観測所	一般 河川			面	EI			3	波浪観測所をいい、注記を原則とする。			
					点	E5							
56	風向・風速観測所	一般 道路 河川			面	EI			3	風向・風速観測所をいい、注記を原則とする。			
					点	E5							

小物体

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル		図式	データタイプ					番号	用途	備考
			500	1000/2500/5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向			
その他の小物体	42	61 輸送管 (地上)	一般 道路 河川	5000		面	E1	有		3	水、油、ガス、ガソリン等を輸送する管で目隠しになるものをいう。大規模な輸送管はその内容によって(水)、(油)等の注記を添えて表示する。		
										2	1. 輸送管は、水、油、ガス、ガソリン等を輸送するものでその直径が60mm以上、高さ(地上)がおおむね2.0mm以上のものを地上及び空間(地上)1.0m以上を標準とする)に区分して表示する。ただし、この基準を満たさないものであっても、重要なものについては表示することができる。 2. 輸送管は、正射影の方向に一致させて表示する。 3. 大規模な輸送管は、その内容物によって(水)又は(油)等の説明注記(図式分類コード81-81)を添えて表示する。 4. 輸送管の地下の部分は表示しない。		
		62 輸送管 (空間)	一般 道路 河川	5000		面	E1	有		3	地上1.0 m以上の高さに設置された輸送管をいう。		
						線	E2			2	1. 輸送管は、水、油、ガス、ガソリン等を輸送するものでその直径が60mm以上、高さ(地上)がおおむね2.0mm以上のものを地上及び空間(地上)1.0m以上を標準とする)に区分して表示する。ただし、この基準を満たさないものであっても、重要なものについては表示することができる。 2. 輸送管は、正射影の方向に一致させて表示する。 3. 大規模な輸送管は、その内容物によって(水)又は(油)等の説明注記(図式分類コード81-81)を添えて表示する。 4. 輸送管の地下の部分は表示しない。		
65 送電線	一般 道路 河川	5000		線	E2			3	おおむね20 k v以上の高圧電流を流すものをいう。				
								2	1. 送電線は、おおむね20kV以上の高圧電流を流すものをいう。ただし、地中にある部分については表示しない。 2. 送電線の方向に一致させて表示する。 3. 送電線の電柱は、高塔(図式分類コード42-35)の記号を適用し、木柱及びコンクリート柱は表示しない。				

水部等

大分類	分類コード	名	地図情報レベル	図式	データタイプ				備考
					取得方法	図形区分	データ	レコード	
水部等	51	河川	500 1000 2500 5000		取得方法 界線を取得				平水時における河川の水涯線をいう。河川の景況に影響を与えない小凹は、通直線符号又は省略することができる。
			一般 道路 河川		界線を取得	E2	3	1. 水涯線は、河川、湖池等の水涯線及び海岸線の正射影を表示する。ただし、水部の景況に影響を与えない小凹は、通直線符号又は省略することができる。地下の部は表示しない。 2. 河川は、平水時において流水部の幅が図上0.4mm以上、流水部の幅が図上0.4mm未満であっても表示することができる。 3. 湖池等とは、湖、池、沼等（人工的に貯水したものを含む。）をいい、図上おおむね2.0mm平方以上のものを表示する。湖池等は固有な注記するものを原則とし、プール等狭小で注記することが困難な場合は、「TW」の記号（図式分類コード51-05）を添えて表示する。 4. 海岸線は、満潮時における海岸の水涯線の正射影を表示する。	
	51	細流	一般 道路 河川		中心線を取得				河川の流水部の幅が図上0.2mm以上、0.4mm未満の河川をいう。
			一般			E2	3	1. 一条河川とは、流水部の幅が図上0.2mm以上、0.4mm未満の河川をいい、隣接の線を表示する。ただし、地下の部は表示しない。 2. 地物等と隣接する地境にあり容易に識別できない場合は、通直の位置に流水方向（図式分類コード52-41）の記号を表示する。	
	51	一條河川	一般 道路 河川		範囲を示す線線を取得				水の流れていない川をいい、断続する河川の流路を明示する場合には、景況に従い地地及びひき地の記号で表示する。
			一般			E2	3	1. 流れの流れていない川をいい、断続する河川の流路を明示している河川の流路を明示する場合には、断続して表示する。 2. 流れの流れていない川をいい、断続して表示する場合には、断続して表示する。	
	51	—	かれ川	一般 道路 河川					1. 流れの流れていない川をいい、断続する河川の流路を明示している河川の流路を明示する場合には、断続して表示する。 2. 流れの流れていない川をいい、断続して表示する場合には、断続して表示する。
				一般			E2	2	

水部等

大分類	分類コード	名	地図情報レベル	図式	データタイプ				線号	用途	備考
					取得方法	図形区分	データ	レコード			
水部等	04	用水路	500		界線を取得		線	E2	3	流水部の幅が図上0.4mm以上の用水路を表示する。	
			1000								
	05	湖池	一般		界線を取得		線	E2	3	湖、池、沼等（人工的に貯水したものを含む）の水涯線をいい、河川の表示法に従って表示する。注記されないものには「W」記号を添える。	
			一般								
	06	海岸線	一般		界線を取得		線	E2	3	満潮時における海岸の水涯線をいい、河川の表示法に従って表示する。	
			道路 河川								
07	水路 地下部	一般		地下水路線路を取得		線	E2	3	河川、用水路等における地下の部分で、経路の明確なものについて表示する。		
		道路 河川									
11		低位水涯線（干潟線）	一般		界線を取得		線	E2	3	低潮位において、海面上に表れる砂泥地における海水部との境をいう。	



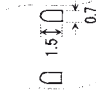


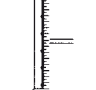
水部等

大分類	分類コード	項目名	名	地図情報レベル	図式	データタイプ				備考		
						取得方法	図形区分	データ	レコード		方向	属性数値
水部に関する構造物	52	レイヤ	02	一般 道路 河川		海側を右に外周を取得	線	E2	有	4	船艀の垂陸用に水部に突出した形状のもので、鉄製又はコンクリート製のものをいう。	
						被覆 (図式分類コード61-10) 参照	—	—	—	1. 橋樑は、その射影の幅が図上0.4mm以上で、長さが図上4.0mm以上のものを表示する。 2. 橋樑 (鉄・コンクリート) は、その射影により被覆 (小) (図式分類コード01-10) の記号を用いる。		
	03	一般 道路 河川		外周を取得	線	E2	—	—	4	橋樑のうち、木製のものをいう。		
				図形に対して平行垂直入力 (浮) 挿入位置	—	—	—	—	橋樑は、その射影の幅が図上0.4mm以上で、長さが4.0mm以上のものを表示する。			
	04	一般 道路 河川		外周を取得	線	E2	—	—	4	橋樑のうち、水底に固定されていないものをいう。		
				—	点	E5	—	—	3	—		
	11	一般 道路 河川		直に、低い方を右に取得	線	E2	線	有	4	波浪を制御する堤防、埠頭、海岸浸食を防ぐ突堤等をいう。		
				射影部 (上端線) 低い方を右に取得	11	—	—	—	—	—	—	—
	—	一般		射影部 (下端線) 高い方を右に取得	12	—	—	—	—	—	—	—
				被覆 (図式分類コード61-10) 参照 透水路 (図式分類コード02-32) 参照	—	—	—	—	—	—	—	—

水部等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル		図式	データタイプ				番号	用途	備考		
			500	1000 2500 5000		取得方法	図形区分	データ	レコード				方向	属性数値
水部に属する構造物	レイヤ	12 護岸 被覆	一般 道路 河川	500		垂直 低い方を右に取得								
						射影部 (上照線) 低い方を右に取得	11	線	E2	有		濁流を防ぐために、水際を固めたものをいう。		
			内部りん形点は自動発生して表示	12										
			射影部 (下照線) 高い方を右に取得											
			外周を取得											
水部に属する構造物	レイヤ	13 護岸 杭 (消波ブロック)	一般 道路 河川	500		説明注記 網状に入れ								
						消波ブロック	E2				波を弱めるために、水中から水上にかけて規則的に置かれた構造物の集合体をいう。			
			外周を取得											
			説明注記 網状に入れ											
			消石											
水部に属する構造物	レイヤ	14 護岸 捨石	一般 道路 河川	500		説明注記 網状に入れ								
						捨石	E2				水勢をそぐするために、水中に投げ入れられた石をいう。			
			外周を取得											
			説明注記 網状に入れ											
			面											
水部に属する構造物	レイヤ	19 坑口 トンネル	一般 道路 河川	500		真形 坑口部分の外周を取得 (始終点照準一致)								
						真形 坑口部分の外周を取得	E1							
						縮小 中央位置の点と方向を取得	E2				水路が地下に入りする部分をいう。			

水部等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル		図式	データタイプ					番号	用途	備考
			レイヤ	項目		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向			
水部に関する構造物	52	渡船乗着所	一般	道路 河川		表示位置の点と方向を取得 	方向	E6	有	3	1. 渡船乗着所は、定期的に人又は車両を運搬する船舶の乗着所及び遊覧船の乗着所に適用し、著名なもの又は規模の大きなものは注記を添えて表示するの原則とする。 2. 乗着地点に線構がある場合は、進行方向に記号の先端を向けて表示する。 3. 乗着地点に線構がない場合は、河川においては記号の先端を上流に向けて表示し、湖池等においては記号が傾立しないように表示する。 4. 河川の幅が狭小な場合は、その中央に記号を表示する。		
													真形 外形を取得（輪郭点座標一致） 
		船揚場	一般	道路 河川		説明注記 輪状に記入 船揚場	注記	E7	3	1. ダムとは、洪水の調整、発電、上水道、農工業等のための各種用水の貯水を目的として設けられた工作物をい、砂防ダムを含むものとする。 2. ダムは、その形態により堰（図式分類コード61-10）及び人工斜面（図式分類コード61-01）の記号を適用する。			
		ダム	一般			位置（図式分類コード61-10）参照 人工斜面（図式分類コード61-01）参照							

水部等

大分類	分類コード	名	地図情報レベル			図式	データタイプ					備考
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード	
水部に関する構造物	52	滝	一般 道路 河川			真形 (上部部) 低い方を右に取得 	11	線	E2	有		4 地形的段差により流水が急激に落下する場所をいう。
						真形 (下部部) 高い方を右に取得 	12	方向	E6	有		
水部等	26		一般			真形 (上部部) 	11	線	E2			4 1. 滝とは、流水が急激に落下する場所をいい、高さがおおむね3.0m以上のものを表示する。 2. 滝は、上流は河川を横断して4号線を描き、射影部は下流側に直径0.3mmの小円形をりん形に描いて表示する。 3. 滝の端が図上0.8mm未満のものは、極小の記号で表示する。
						真形 (下部部) 	12	方向	E6	有		

水部等

大分類	分類コード	分項コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ				線号	用途	備考
				500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ			
水部等	52	27	き	一般 通路 河川			11	線	E2			流水の制御や河床の保護を目的として設けられた工作物又は用水の取水等のため河川を横断して設けられた工作物をいい、その主要なものを表す。 1. せきとは、流水の制御や河床の保護を目的として設けられた工作物又は用水の取水等のため河川を横断して設けられた工作物をいい、その主要なものを表す。 2. はまは、常時水面上にある部分は、その正射影を実線で表示し、常時溢流する部分は、破線を上流側に描いて表示する。		
							12	99	方向	E6	有			
							11	線	E2					
							12	方向	E6	有				

水部等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	取得方法	データタイプ				備考	
			500	1000	2500			5000	図形区分	データ	レコード		方向
水部に関する構造物	52	水門	一般 道路 河川	0.5	0.5		<p>取排水、水量調節等のために設けられた工造物をいう。トックは入口に水門記号を表示する。</p>	4	E2				
							<p>1. 水門とは、取排水、水量調節等のために設けられた工造物をいい、正射影を表示する。ただし、縮小の記号に満たないものは、種小の記号で表示する。 2. トックは次の例に準じて入口に水門記号を表示する。</p>	4	E6	有			
							<p>真形</p> <p>種小 中点位置の点と方向を取得 </p> <p>種七 低い方を右に取得 </p>						
水部等	31	不透過水制	一般 道路 河川	0.5	1.0		<p>流水の制御又は河岸及び海岸の洗脚防止を目的として設けられた工造物をいう。その構造によって不透過水制と透過水制に区分する。</p>	4	E2				
							<p>射影部 (上線線) 低い方を右に取得 </p> <p>射影部 (下線線) 高い方を右に取得 </p>	11					
							<p>縮小 (図式分類コード61-10)参照 </p>	12					
							<p>1. 水制とは、流水の制御又は河岸及び海岸の洗脚防止を目的として設けられた工造物をいい、平時時に水面上に露出し、その真さが図上おおむね4.0mm以上のものにつづいて、表示する。 2. 不透過水制は、縮小 (図式分類コード61-10) の記号を適用する。ただし、その頂部の幅が図上0.2mm未満のものは、0.2mmとして表示する。</p>						

水部等

大分類	分類コード	項目名	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ				線号	用途	備考
				500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ			
水部に関する構造物	52	32	透過水制	一般 運路 河川			真形 外周を取得 (最終点座標一致) 	面	E1			4	流水の制御又は河岸及び湖岸の洗掘防止を目的として設けられた構造物をいう。その構造によって不透過水制と透過水制に区分する。 1. 水制とは、流水の制御又は河岸及び湖岸の洗掘防止を目的として設けられた構造物をいい、平水時に水面上に露出し、その高さ(図上おおむね4.0mm以上)のものについて、露出のたけ・控石を表示する。 2. 透過水制は、露出のたけ・控石を表示する。 3. 透過水制の記号は、その区域の広さに応じて直径0.5mmの円を1.0mm間隔にりん形に配置して表示する。ただし、その幅が図上1.0mm未満の場合は、1.0mmとして表示する。	
	52	35	堰 固	一般 運路 河川			真形 外周を取得 (最終点座標一致) 	面	E1	注記	E7	4	堰岸のための構造物で露況に従って表示する。長いものは中間を省略することができる。	
	52	37	床固 水面下	一般 運路 河川			真形 外周を取得 (最終点座標一致) 	面	E1	注記	E7	3	堰岸のための構造物で露況に従って表示する。長いものは中間を省略することができる。	

水部等

大分類	分類コード	名	称	地図情報レベル		図式	データタイプ					備考	
				500	1000		2500	5000	取得方法	図形区分	データ		レコード
水部に 関する 構造物	レイヤ	38	蛇	箱	一般 道路 河川		真形 外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1			4	長いものは中間を省略することができる。
							説明注記 線状入力	注記	E7			3	
	52	39	敷石斜坂	一般	一般 道路 河川		外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1			3	漁港等における敷石斜坂は、外周の正射影を表示する。
							表示位置の点と方向を取得						6
	55	56	距離標	河川	河川		記号 表示位置の点情報を取得	点	E5			3	河口又は河川の合流点から、100m又は200mごとに河岸に設置する標識をいう。
							記号 表示位置の点情報を取得	点	E5			3	河川の水位を観測に用いる標識をいう。

土地利用等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ				備考	
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ		レコード
土地利用等	61	01 人工斜面	一般 道路 河川			上端線 低い方を右に取得 補助記号は自動発生して表示 下端線 高い方を右に取得	11	線	E2	有		<p>盛土部及び切土工により人工的に作られた急斜面（道路、鉄道等の盛土部、造成地の急斜面等）をいう。頂部を築路で、傾斜部分は長ケハと短ケハを交互に射影の1/2間隔に表示する。長ケハの長さは射影幅、短ケハの長さは射影幅の1/2とする。最も小さいものは最小1.0mm、最大10.0mmとし中間を省略することができる。</p>
						上端線 低い方を右に取得 補助記号は自動発生して表示 下端線 高い方を右に取得	12					
		02 土堤	一般 道路 河川		上端線 低い方を右に取得 補助記号は自動発生して表示 下端線 高い方を右に取得	11	線	E2	有		<p>被覆のない堤防及び敷地等の周囲にある盛土をいう。長いものは中間を省略することができる。ケハの長さは最小1.0mm、最大10.0mmとし表示する。</p>	
03 表法同の法線	河川		法線を取得		<p>土堤等とは、被覆のない堤防及び敷地等の周囲にある盛土をいう。人工斜面（図式分類コード61-01）の記号で表現できない形状のものについて表示する。</p>							

土地利用等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル		図式	データタイプ				線番号	備考										
			500	1000		取得方法	図形区分	データ	レコード			方向	属性数値								
土地利用等	61	10 被覆	500	1000		図七 低い方を右に取得 射影部 (上端線) 低い方を右に取得 内部りん形点は自動発生して表示する 射影部 (下端線) 高い方を右に取得	11	線	E2	有	4	1. 被覆とは、道路、河川、海岸等の斜面を保護するためのコンクリート、石積等の堅ろうな工作物をいふ。その高さが1.5m以上、厚さが図上1.0mm以上のものを表示する。ただし、この基準に満たないものであつても、周囲の景況により必要と認められるものについては表を4号線、他を2号線で描き、上線の線には上線を4号線、下線を2号線と表示する。また、その内部に直径0.3mmの円点を上線より1.5mm間隔で表示する。この場合、円点は下線から0.2mm以上離すものとする。この表示を被覆 (大) という。ただし、幅が図上0.6mm以上0.9mm以下のものは、円点を表示しない。 2. 被覆は、上線を4号線、他を2号線で描き、上線の線には上線を4号線、下線を2号線と表示する。また、その内部に直径0.3mmの円点を上線より1.5mm間隔で表示する。この場合、円点は下線から0.2mm以上離すものとする。この表示を被覆 (大) という。ただし、幅が図上0.6mm以上0.9mm以下のものは、円点を表示しない。 3. 前項で、図上0.4mm未満のものは、被覆 (小) の記号で表示する。									
													5000		図七 低い方を右に取得 射影部 (上端線) 低い方を右に取得 内部りん形点は自動発生して表示 射影部 (下端線) 高い方を右に取得	11	線	E2	有	3	道路河川、海岸等の斜面を保護するための堅ろうな工作物のうち、コンクリート製のものをいう。周縁を描き、上線の線に半円を配し、その内部に円点を表示する。射影幅があり、低いものは中間を省略することができる。
5000	一般		図七 低い方を右に取得 射影部 (上端線) 低い方を右に取得 内部りん形点は自動発生して表示 射影部 (下端線) 高い方を右に取得	11	線	E2	有	3	斜面又は側面を保護するためのブロック製の被覆をいう。射影幅があり、低いものは中間を省略することができる。射影幅を描き、上線の線に四角を配し、その内部に円点を表示する。射影幅があり、長いものは中間を省略することができる。												

土地利用等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ					備考					
			500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード		方向	属性数値			
土地利用等	61	石積被覆	一般 道路 河川				直二 低い方を右に取得										
							射影部 (上端線) 低い方を右に取得	11	線	E2	有		斜面又は側面を保護するための石積みの被覆をいう。射影幅があり、長いものは中間を省略することができる。				
							内部りん形点は自動発生して表示										
							射影部 (下端線) 高い方を右に取得	12									
		法面保護 (網)	一般 道路 河川			真形 外周を取得 (始終点座標一致)		面	E1				盛土又は切土部の法面を網で覆っているものをいう。				
		法面保護 (モルタル)	一般 道路 河川			真形 外周を取得 (始終点座標一致)		面	E1				モルタルで法面を覆っているものをいう。				
		法面保護 (コンクリート)	一般 道路 河川			真形 外周を取得 (始終点座標一致)		面	E1				コンクリート材で法面を覆っているものをいう。				

土地利用等

大分類	分類コード	レイヤ	項目目次	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ					備考						
					500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	レコード		方向	属性数値				
土地利用等	61		30	さく(未分類)	一般道路 河川	500	1000	2500	5000	中心を取得							建物及び敷地の周辺を区画するための生け垣、鉄さく等の工作物をいう。			
					一般					かき	線	E2				1. かきとは、建物及び敷地の周辺を区画するためのトタンべい、生かき、鉄さく等の工作物をいい、高さがおおむね1.5m以上、底さが図上おおむね1.0cm以上のものを表示する。 2. 前号において、建物が密接し表示することが困難な場合には、省略することができる。				
				31	落下防止さく	一般道路 河川					中心を取得								さくの構造、材質に関わらず落石を避けることを目的に設置されたものをいう。	
				32	防護さく	一般道路 河川					ガードレール 道路を左に見て中心を取得 面壁の範囲は自動車発生して直進するガードレール 中心を取得	線	26	有					防護さくをいう。(ガードレール、ガードパイプ)	
				33	遮光さく	一般道路 河川					中心を取得									光を避けることを目的として設置されたさくをいう。
				34	鉄さく	一般道路 河川					中心を取得									金属製のさくをいう。

土地利用等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル		図式	データタイプ				備考				
			500	1000		2500	5000	取得方法	図形区分		データ	レコード	方向	属性数値
土地利用等	36	生垣	一般 道路 河川			中心を取得		線	E2			3	生垣、竹垣等をいう。	
						中心を取得		線	E2			3	盛土による構図をいう。	
	40	へい (未分類)	一般 道路 河川			内側を右にみて中心を取得		線	E2	有		4	建物及び敷地の周辺を区画するための図壁をいう。 1. へいとは、建物及び敷地の周辺を区画するためのついで石、コンクリート等で作られた堅ろうな工 作物をいい、高さがおおむね2.0m以上、厚さが図上 おおむね4.0m以上のものを表示する。 2. へいのうち、高さがおおむね2.0m未満、厚さが図上 おおむね4.0m未満のものはかき(図式分類コード 61-30)の記号により表示する。	
						内側を右にみて中心を取得		線	E2	有		6	石、コンクリート、れんが、ブロック等により作られた 堅ろうな図壁をいう。	
	42	柵等へい	一般 道路 河川			中心を取得	46	線	E2	有		3	板、トタン等で作られた図壁をいう。	
						図側に敷地がある場合 内側を右にみて中心を取得		線	E2	有		3	板、トタン等で作られた図壁をいう。	

土地利用等

大分類	分類コード	名	地図情報レベル	図式	データタイプ				番号	適用	備考
					取得方法	図形区分	データ	シコード			
土地利用等	62	01 区域界	500 1000 2500 5000	2.5 — 2.5 —	界線を点情報で取得	線	E2	3	区域界は、場地等のうち特に他の地区と区別する必要がある場合で、その区域が地物線と表示できない場合に適用する。		
			一般 道路 河川	1.5 — 1.5 —							
		11 空地	一般 道路 河川	4.0 (空) 3.0	記号表示位置を点情報で取得 (空) 挿入位置	点	E5	3	特に定められた記号のない場合は、建物密集地の必要を十分に表示する。		
		12 駐車場	一般 道路 河川	4.0 (駐) 3.0	記号表示位置を点情報で取得 (駐) 挿入位置	点	E5	3	車両の駐車のための場地下に利用可能なもの、月極駐車場等のうちおおむね図上2.0m平方以上のものをいう。立体駐車場は建物に記号を表示する。		
		13 花壇	一般 道路 河川	3.0 (花) 2.0	記号表示位置を点情報で取得 (花) 挿入位置	点	E5	3	1. 駐車場は、一般車が利用可能なもの及び月極駐車場等とする。 2. 駐車場は、その区域を地物線等で表示できない場合は、区域界(図式分類コード62-01)の記号により外圍を表示し、その内部に駐車場の記号を表示する。 3. 立体駐車場で大規模なものは、建物の内部に記号を表示する。また、駐車場の記号が建物の記号の内部に入らない場合は指示点を付し記号を表示する。 4. 公衆施設、工場及び店舗等の敷地内にある駐車場は表示しない。		
											4
		3	公園、広場等で鑑賞のために花を植え込める場所をいう。								

土地利用等

大分類	分類コード	名	地図情報レベル	図式		データベース				備考	
				項目	レイヤ	取得方法	図形区分	データ	レコード		方向
土地利用等	14	庭園	一般 道路 河川	500	2500	5000		記号表示位置を点情報で取得 	点	E5	庭園、公園、宅地、道路の分離帯、工場等の周辺にある樹木があるいは隠すための雑木を集合しているところをいう。 園庭とは、庭園、公園、宅地、道路の分離帯及び工場等の周辺にある樹木があるいは隠すための雑木を集合しているものを用いて、記号を断片的に配置して表示する。ただし、園庭の記号を配置することが不適当な居住地域の周辺の樹木は、広葉樹林（図式分類コード63-31）の樹木、針葉樹林（図式分類コード63-32）等の記号を適宜適用する。
				一般							
	15	墓地	一般 道路 河川	1	2.0	1		記号表示位置を点情報で取得 作図データでは、区界線と区界線と重複して取得しても良い。 	点	E5	墓の集合しているところをいう。
				一般							
	16	材料置場	一般 道路 河川	0.5	0.8	3.0		記号表示位置を点情報で取得 	点	E5	1. 墓地は、その区域を地物線で表示できない場合は、補注線（図式分類コード63-01）の記号により外周を表示し、その内部に墓碑（図式分類コード42-01）の記号を表示する。 2. 図上おおむね3.0cm×3.0cm以上のものについては、墓碑（図式分類コード42-01）の記号を定間隔に配列して表示する。ただし、区域の形状によっては定間隔に記号を配置することが困難な場合は、適宜記号の間隔をせばめて表示することができる。 木材、石材、鉱石等を集積するための土地又は水面で、おおむね図上2.0cm平方以上のものをいう。工場等の敷地内にある材料置場は表示しない。注記を併記する。 1. 材料置場とは、木材、石材、鉱石等を集積するための土地又は水面をいい、おおむね図上2.0cm×2.0cm以上のものについて表示する。 2. 工場等の敷地内にある材料置場は表示しない。
				一般							

土地利用等

大分類	分類コード	レイヤ	項目目次	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ				番号	用途	備考								
					500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ				レコード	方向	属性数値					
土地利用等	62		21	噴火口・噴気口	一般 道路 河川			記号表示位置を点情報で取得 挿入位置	点	E5		3	現に噴火・噴気しているものをいう。 1. 噴火口及び噴気口は、現に噴火・噴気しているものについて、当該位置に記号を表示する。 2. 噴火又は噴気が広範囲にわたる場合は、主要なものを表示する。										
															一般	一般		記号表示位置を点情報で取得 挿入位置	点	E5		3	温泉法に基づく温泉又は鉱泉の泉源をいう。注記を併記する。 1. 温泉・鉱泉とは、温泉法に基づく温泉及び鉱泉をいい、主要なものを表示する。 2. 温泉及び鉱泉の記号は、泉源の出題に表示するのを原則とする。ただし、泉源と浴槽が離れている場合には、浴槽の位置にも表示することができる。
															一般	一般		記号表示位置を点情報で取得 挿入位置	点	E5		3	
															一般	一般		記号表示位置を点情報で取得 挿入位置	点	E5		3	

土地利用等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル		図式	データベース				備考					
			500	1000		2500	5000	取得方法	図形区分		データ	レコード	方向	属性数値	
土地利用等	62	墓	一般道路 河川	500	1000	2500	5000	記号表示位置を点情報で取得 挿入位置 	点	E5			天皇又は皇族の墓が独立あるいは数個存在するもので著名なものは注記を併記する。		
				一般道路 河川	一般道路 河川	3									
			一般道路 河川	一般道路 河川	一般道路 河川	一般道路 河川	記号表示位置を点情報で取得 挿入位置 	点	E5			古代の支配階級を葬ってある盛土された墓で有名なものは注記を併記する。			
		墳	一般道路 河川	500	1000	2500	5000	記号表示位置を点情報で取得 挿入位置 	点	E5				古城あるいはその形跡が残存しているもので著名なものは注記を併記する。	
				一般道路 河川	一般道路 河川	一般道路 河川	一般道路 河川								3
		城・城跡	一般道路 河川	500	1000	2500	5000	記号表示位置を点情報で取得 挿入位置 	点	E5				文化財保護法で指定されているものをいう。	
				一般道路 河川	一般道路 河川	一般道路 河川	一般道路 河川								3
		史跡・名勝・天然記念物	一般道路 河川	探石場	500	1000	2500	5000	記号表示位置を点情報で取得 挿入位置 	点	E5				土木建築用等の石材を採取する場所、現在採掘中のものをいう。
					一般道路 河川	一般道路 河川	一般道路 河川	一般道路 河川							
一般道路 河川	一般道路 河川				一般道路 河川	一般道路 河川	4								
探石場	一般道路 河川	土取場	500	1000	2500	5000	記号表示位置を点情報で取得 挿入位置 	点	E5				土を採取する場所、現在採掘中のものをいう。		
			一般道路 河川	一般道路 河川	一般道路 河川	一般道路 河川								4	
土取場	一般道路 河川	探鉱地	500	1000	2500	5000	記号表示位置を点情報で取得 挿入位置 	点	E5				鉱石を採掘する場所、現在採掘中のものをいう。		
			一般道路 河川	一般道路 河川	一般道路 河川	一般道路 河川								4	











土地利用等

大分類	分類コード	名	地図情報レベル	図式	データタイプ				備考	
					取得方法	図形区分	データ	レコード		方向
土地利用等	63	01	植生界		中心を取得				3 異なる植生の区分に適用する。未耕地面の植生界は原則として表示しない。 2 1. 植生界は、異なる植生の区分に適用する。ただし、未耕地面の植生界は原則として表示しない。 2. 植生界が区域界（図式分欄コード62-01）と合する場合は、区域界を優先して表示する。	
			一般				E2			
	02	耕地界		中心を取得				3 同一種類の耕地の境で、一区面の短辺が図上おおむね2.0cm以上のものをいう。 2 耕地界とは、同一種類の耕地の境界をいい、一区面の短辺が図上おおむね2.0cm以上のものを表示するを原則とする。ただし、この基準に満たないものであっても図上必要と認められるものについては表示することができる。		
		一般					E2			
	11	田		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得					2 溜田、乾田及び沼田とし、季節により畑作物を栽培する田をいう。 田は、水稲、粟、い草、わさび、せり草を栽培している土地に適用し、季節により畑作物を栽培する土地を含む。	
		一般					点		E6	
	12	はす田		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得					2 はすを栽培する土地をいう。「製品仕掛蓄」による。	
		(一般) (道路) (河川)								E5
	13	畑		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得					2 粟、陸稲、野菜、芝等を栽培している土地をいう。 畑は、粟、陸稲、野菜、芝、牧草等を栽培している土地に適用する。	
		一般								E5

土地利用等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	取得方法	データタイプ				線号	適用	備考
			500	1000	2500			5000	図形区分	データ	レコード			
土地利用等	レイヤ	14	さとうきび畑	(一般) (道路) (河川)	一般		<p>記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 </p>	点	E5		2	さとうきびを栽培している土地をいう。「製品仕様書」による。 さとうきび畑は、さとうきびを栽培している土地に適用する。		
														2
	63	15	パイナップル畑	(一般) (道路) (河川)	一般		<p>記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 </p>	点	E5		2	パイナップルを栽培している土地をいう。「製品仕様書」による。 パイナップル畑は、パイナップルを栽培している土地に適用する。		
														2
	63	16	わさび畑	(一般) (道路) (河川)	一般		<p>記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 </p>	点	E5		2	わさびを栽培している土地をいう。「製品仕様書」による。		
														2
	63	17	桑畑	一般 道路 河川	一般		<p>記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 </p>	点	E5		2	桑畑は、桑を栽培している土地に適用する。		
														2
	63	18	茶畑	一般 道路 河川	一般		<p>記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 </p>	点	E5		2	茶畑は、茶を栽培している土地に適用する。		
														2

土地利用等

大分類	分類コード	名	地図情報レベル			図式	データタイプ				備考	
			500	1000	2500		5000	図添区分	データ	レコード		方向
土地利用等	19	果樹園	一般 道路 河川			0.5 [*] ○ 1.5 [*]	記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			果樹園は、果樹を栽培している土地に適用する。
			一般			0.5 [*] ○ 1.0 [*]	記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			
	21	その他の樹木畑	一般 道路 河川			○ 1.5 [*]	記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			その他の樹木畑は、桐、はぜ、こらぞ、庭木等を栽培している土地及び苗木畑に適用する。
			一般			○ 1.0 [*]	記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			
	22	牧草地	一般 道路 河川			1.5 [*] 2.0 [*] 3.0 [*]	記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			牧草を栽培している土地をいう。
			一般			0.5 [*] 0.6 [*] 0.4 [*] 2.5 [*]	記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			
	23	芝地	一般 道路 河川			0.4 [*] ○ 0.2 [*] 1.5 [*]	記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			芝地は、芝を植えて管理している庭園、ゴルフ場及び運動場等に適用する。
			一般			○ 1.5 [*] 1.0 [*]	記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			
	31	広葉樹林	一般 道路 河川			○ 1.5 [*] 1.0 [*]	記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			樹高2.0m以上の広葉樹が密生している土地をいう。 広葉樹林は、樹高2.0m以上の広葉樹が発生している地域に適用する。ただし、雑林地は樹高2.0m未満でも適用する。
			一般			○ 1.0 [*]	記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 	点	E5			




土地利用等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル		図式	データタイプ				備考		
			500	1000/2500/5000		取得方法	図形区分	データ	レコード		方向	属性数値
土地権利用等	32	針葉樹林	一般 道路 河川	5000		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 挿入位置	点	E5		2	樹高2.0m以上の針葉樹が密生している土地をいう。	
			一般			記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 挿入位置	点	E5		2	針葉樹林は、樹高2.0m以上の針葉樹が密生している地域に適用する。ただし、雑林地は樹高2.0m未満でも適用する。	
	33	竹	一般 道路 河川	5000		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 挿入位置	点	E5		2	樹高2.0m以上の竹が密生している土地をいう。	
			一般			記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 挿入位置	点	E5		2	竹林は、樹高2.0m以上の竹が密生している地域に適用する。ただし、雑林地は樹高2.0m未満でも適用する。	
	34	荒地	一般	一般 道路 河川	5000		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 挿入位置	点	E5		2	裸地、雑草地等の地域に適用する。
一般						記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 挿入位置	点	E5		2	はい松地は、はい松又はわい性松の密生している地域に適用する。	
35	はい松地	一般	一般 道路 河川	5000		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 挿入位置	点	E5		2	はい松地は、はい松又はわい性松の密生している地域に適用する。	

土地利用等

大分類	分類コード	名	地図情報レベル		図式	データタイプ				備考	
			500	1000 2500 5000		取得方法	図形区分	データ	レコード		方向
土地利用等	63	36	しの地(笹地)	一般 道路 河川	2.0 1.0 1.0	記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 挿入位置	点	E5		2	しの地は、しの又は笹の密生している地域に適用する。
				一般	1.5 0.6 0.6	記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 挿入位置					
		一般 道路 河川	2.5 0.7 2.5 1.0	記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 挿入位置	点	E5	2	やし科樹林は、やし科、へご科、たこのき科等の植物が密生している地域に適用する。			
土地利用等	38	湿地	一般 道路 河川	2.5 1.5 1.5	記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 挿入位置	点	E5		2	1.湿地は、滞時水を含み、土地が軟弱で湿地性の植物が生育している土地に適用する。 2.湿地の範囲は、雑生界(図式分類コード63-01)の記号を適用して表示する。	
			一般	1.5 0.9 0.9	記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 挿入位置						

地形等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ				備考	
			500	1000	2500/5000		図形区分	データ	レコード	属性数量		線号
地形等	01	等高線 (計曲線)	一般 道路 河川		一般		線	E2	有	4	○	等深線を含む。
							注記	E7		4		
							線	E2	有	4		
							注記	E7		4		
							線	E2	有	4		
							注記	E7		4		
	02	等高線 (主曲線)	一般 道路 河川		一般		線	E2	有	2	○	等深線を含む。
							注記	E7		4		
							線	E2	有	2		
							注記	E7		4		
							線	E2	有	2		
							注記	E7		4		
03	等高線 (補助曲線)	一般 道路 河川		一般		線	E2	有	2	○	等深線を含む。	
						注記	E7		4			
						線	E2	有	2			
						注記	E7		4			
						線	E2	有	2			
						注記	E7		4			

地形等

大分類	分類コード	分類コード 項目 目次	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ				用途	備考						
				500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ			レコード	方向	属性位置			
地形等	71	等深線	04 等深線 (特殊補助曲線)	一般 道路 河川			線	E2	有	2	主曲線の1/4の間隔の等深線で、補助曲線で適切な地形表現がでない部分について適用する。	○	等深線を含む。						
							注記	E7	4										
			71	71	05 凹地 (針曲線)	一般 道路 河川			線	E2	有	4	人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、凹地を示す等深線の長径が図上5.0m以上のものを、凹地(穴)を、それ未満のものは凹地(くぼみ)として適用する。	○	等深線を含む。				
									注記	E7	4								
						71	71	06 凹地 (主曲線)	一般 道路 河川			線	E2	有	2	人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、凹地を示す等深線の長径が図上5.0m以上のものを、凹地(穴)を、それ未満のものは凹地(くぼみ)として適用する。	○	等深線を含む。	
												注記	E7	4					
	71	71							06 凹地 (主曲線)	一般			線	E2	有	2	凹地 (針曲線) (図式分類コード71-05) の適用を参照。	○	等深線を含む。
													注記	E7	4				

地形等

大分類	分コード	分コード 項目 シイ 目々	名称	地図情報レベル			図式	子ータタイプ				備考
				500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	
地形等	71	07	凹地 (補助曲線)	一般 道路 河川	500 1000 2500 5000		線	E2	有	有	2	人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、主曲線の1/2間隔の等高線をいう。 等深線を含む。
							注記	E7			4	
							線	E2	有	有	2	
							注記	E7			4	
							線	E2	有	有	2	
							注記	E7			4	
地形等	71	08	凹地 (特殊補助曲線)	一般 道路 河川		線	E2	有	有	2	人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、主曲線の1/4間隔の等高線をいう。 等深線を含む。	
						注記	E7			4		
						線	E2	有	有	2		
						注記	E7			4		
						線	E2	有	有	2		
						注記	E7			4		
地形等	71	99	凹地 (矢印)	一般		線	E2	有	有	2	凹地 (小) は、凹地を示す等高線と進行する長さ2.0mm~4.0mmの矢印を、高い方から最低部の方に向けて表示する。	
						注記	E7			4		
						線	E2	有	有	2		

地形等

大分類	分類コード	名	地図情報レベル			図式	データタイプ				線号	適用	備考		
			500	1000	2500		5000	取得方法	図数区分	データ				レコード	方位
72	01	土がけ(崩土)	一般 道路 河川				上線線 低い方を右に取得	11	線	E2	有	<p>土がけとは、本図の崩壊等によって自然にできたがけ状の急斜面をいい、頂部を示す線と射影部を示す短線を頂部から最大傾斜方向へ2.0mまで表示し、それ以上の射影部は下線を破線で表示する。</p>	○		
			一般				下線線 高い方を右に取得	12							
			一般				図割に対して平行直線入力 (土) 傾位置		点	E5					
72	02	雨裂	一般 道路 河川				上線線 低い方を右に取得	11	線	E2	有	<p>1. 土がけとは、本図の崩壊等によって自然にできた急斜面をいい、頂部を示す線と射影部を示す短線を頂部から最大傾斜方向へ2.0mまで表示し、それ以上の射影部は下線を破線で表示する。 2. 土がけの表示は頂部を示す短線を省略し、傾斜を示す短線は頂部を示す短線から最大傾斜方向に最大図上2.5mmを表示し、それ以上の場合は正射影の下線を破線で表示する。 3. 前項において、正射影の幅が図上1.0cm以上の場合には、適宜の位置に(土)の記号を添えて表示する。</p>	○		
			一般				下線線 高い方を右に取得	12							
			一般				図割に対して平行直線入力 (土) 傾位置		点	E5					
72	03	急斜面	一般 道路 河川				上線線 低い方を右に取得	11	線	E2	有	<p>土がけが雨水によって流出した状態をいい、土がけの記号で表示する。</p>	○		
			一般				下線線 高い方を右に取得	12							
			一般				図割に対して平行直線入力 (土) 傾位置		点	E5					

地形等

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ				用途	備考
			500	1000	2500		5000	取得方法	図式区分	データ		
地質	13	散岩	一般 道路 河川			高さの違い方を石にみる形で界線を取得	線	E2			地表に散在する岩石をい、岩礁を含む。	
						増小 記号表示位置の点を取得 伴入位置	点	E5		有		
地形	72		一般			高さの違い方を石にみる形で界線を取得	線	E2			1. 散岩とは、地表に散在する岩石をい、岩礁を含むものとする。 2. 散岩(大)の表示は、大きさが図上1.5mm×1.5mm以上のものに適用し、その集積を適宜修飾し、露岩(図式分類コード72-12)の記号を組み合わせて表示する。 3. 散岩(小)の表示は、大きさが図上1.5mm×1.5mm以下のものに適用し、当該位置に記号を表示する。	
						増小 記号表示位置の点を取得	方向	E6		2		
地	14	さんご礁	一般 道路 河川	一般		高さの違い方を石にみる形で界線を取得	線	E2			空中写真上で判読できる程度のものについてその外縁を表示する。	
						高さの違い方を石にみる形で界線を取得	線	E2		有	2	

地形等

大分類	分類コード	分類コード （項目）	名称	地図情報レベル		図式	データタイプ				備考		備考
				500	1000		2500	5000	取得方法	図形区分	データ	シコード	
01	01	三角点	一般 道路 河川	25.4 +0.3 △ 25.62 -2.5	25.62	△	基本測量又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値（単位：mm） △ 挿入位置	点	E5	有	基本測量により設置された三角点をいう。標石の亡失した ものについては表示しない。	4	点名称も含む（但し、点名称は全 角文字、数値は半角文字）
							25.62 挿入位置	注記	E7	有			
							基本測量又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値（単位：mm） △ 挿入位置	点	E5	有			
							25.6 挿入位置	注記	E7	有			
							基本測量又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値（単位：mm） △ 挿入位置	点	E5	有			
							25.6 挿入位置	注記	E7	有			
02	02	水準点	一般 道路 河川	2.0 2.0 □ 25.621 0.3	25.621	□	基本測量又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値（単位：mm） □ 挿入位置	点	E5	有	基本測量により設置された水準点をいい、す べて表示する。ただし、標石の亡失したものは表示しない。	4	点名称も含む（但し、点名称は全 角文字、数値は半角文字）
							25.621 挿入位置	注記	E7	有			
							基本測量又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値（単位：mm） □ 挿入位置	点	E5	有			
							25.62 挿入位置	注記	E7	有			
							基本測量又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値（単位：mm） □ 挿入位置	点	E5	有			
							25.62 挿入位置	注記	E7	有			
03	03	多角点等	一般 道路 河川	2.5 ○ 25.62 -0.3	25.62	○	基本測量又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値（単位：mm） ○ 挿入位置	点	E5	有	基本測量により設置された基準点のうち三角点及び水準点 以外のものをいう。標石の亡失したものは表示しない。	4	点名称も含む（但し、点名称は全 角文字、数値は半角文字）
							25.62 挿入位置	注記	E7	有			
							基本測量又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値（単位：mm） ○ 挿入位置	点	E5	有			
							25.6 挿入位置	注記	E7	有			
							基本測量又は指示点表示位置を取得 標高値は属性数値（単位：mm） ○ 挿入位置	点	E5	有			
							25.6 挿入位置	注記	E7	有			

地形等

大分類	分コード	分類	名	地図情報レベル	図式	取得方法	データタイプ				用途	備考
							取得区分	データ	レコード	方位		
地 基 準 点	73	04	公共基準点 (三角点)	一般 道路 河川	 25.62 2.5 , 1.5 , 0.3 , 2.5	基準点記号又は指示高表示位置を取得 標高値は属性数値 (単位: mm) ▲ 挿入位置	点	E5	有	公共測量による「線水準測量及び公算水準測量により設置された基準点をいう。標石の亡失したものについては表示しない。 公共測量による「線水準測量及び公算水準測量による」線水準測量測及及び公算水準測量により設置された基準点をいい、すべて表示する。ただし、標石の亡失したものは表示しない。	点名称も含む (但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)	
						基準点記号又は指示高表示位置を取得 標高値は属性数値 (単位: mm) ▼ 挿入位置	注記	E7	有			
		05	公共基準点 (水準点)	一般 道路 河川	 25.621 2.0 , 1.0 , 2.0 , 0.3	基準点記号又は指示高表示位置を取得 標高値は属性数値 (単位: mm) □ 挿入位置	点	E5	有	公共測量による「線水準測量及び公算水準測量により設置された基準点をいう。標石の亡失したものは表示しない。 公共測量による「水準点」とは、公共測量による「線水準測量及び公算水準測量により設置された水準点をいい、すべて表示する。ただし、標石の亡失したものは表示しない。	点名称も含む (但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)	
						基準点記号又は指示高表示位置を取得 標高値は属性数値 (単位: mm) □ 挿入位置	注記	E7	有			
		06	公共基準点 (多角点等)	一般 道路 河川	 25.62 2.5 , 1.5 , 0.3	基準点記号又は指示高表示位置を取得 標高値は属性数値 (単位: mm) ⊙ 挿入位置	点	E5	有	公共測量によって設置された多角点等、特別に区別して取り扱う場合に「多角点等」に準じて用いる。	点名称も含む (但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)	
						基準点記号又は指示高表示位置を取得 標高値は属性数値 (単位: mm) ⊙ 挿入位置	注記	E7	有			
	07	その他の基準点	一般 道路 河川	 25.62 2.5 , 1.5 , 1.8 , 0.3	基準点記号又は指示高表示位置を取得 標高値は属性数値 (単位: mm) ⊙ 挿入位置	点	E5	有	工事等の遂行のために、コンクリート杭等で堅固に作られた基準点をいう。	点名称も含む (但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)		
					基準点記号又は指示高表示位置を取得 標高値は属性数値 (単位: mm) ⊙ 挿入位置	注記	E7	有				

地形等

大分類	中分類	分類コード	分類名	地図情報レベル	図式	データタイプ				備考		
						取得方法	図形区分	データ	レコード		属性数値	
地形等	08	電子基準点	電子基準点	一般 道路 河川		取得方法は、指定位を指定して取得する。 属性数値は、電子基準点付属情報の精度 (単位: mm)	点	E5	有	4	基本測量により設置された電子基準点をいう。	点名称も含む (但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)
						取得方法は、指定位を指定して取得する。 属性数値は、電子基準点付属情報の精度 (単位: mm)	注記	E7				
						取得方法は、指定位を指定して取得する。 属性数値は、電子基準点付属情報の精度 (単位: mm)	点	E5	有	4	基本測量により設置された電子基準点をいう。	点名称も含む (但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)
						取得方法は、指定位を指定して取得する。 属性数値は、電子基準点付属情報の精度 (単位: mm)	注記	E7				
						取得方法は、指定位を指定して取得する。 属性数値は、電子基準点付属情報の精度 (単位: mm)	点	E5	有	4	公共測量により設置された公共電子基準点をいう。 標高数値は、公共電子基準点付属情報の精度を表示する。	点名称も含む (但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)
						取得方法は、指定位を指定して取得する。 属性数値は、電子基準点付属情報の精度 (単位: mm)	注記	E7				
取得方法は、指定位を指定して取得する。 属性数値は、電子基準点付属情報の精度 (単位: mm)	点	E5	有	4	公共測量による3線及び4線基準点 (三角点及び水準点)、公共測量による水準測量委員会により設置された水準点 (三角点及び水準点) を所定の精度で測定した点を含む。必要に応じて要素となる電子基準点の精度は小数点以下2位、その他は小数点以下1位とする。	点名称も含む (但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)						
取得方法は、指定位を指定して取得する。 属性数値は、電子基準点付属情報の精度 (単位: mm)	注記	E7										
地形等	11	標石を有しない標高点	標石を有しない標高点	一般 道路 河川		取得方法は、指定位を指定して取得する。 属性数値は、電子基準点付属情報の精度 (単位: mm)	点	E5	有	4	標石を有しない標高点とは、公共測量による3線及び4線基準点 (三角点及び水準点)、水準測量委員会により設置された水準点 (三角点及び水準点)、水準測量委員会により設置された水準点を所定の精度で測定した点を含む。必要に応じて要素となる電子基準点の精度は小数点以下2位、その他は小数点以下1位とする。	点名称も含む (但し、点名称は全角文字、数値は半角文字)
						取得方法は、指定位を指定して取得する。 属性数値は、電子基準点付属情報の精度 (単位: mm)	注記	E7				

地形等

大分類	分コード	分レイヤ	分目	名称	地図情報レベル			図式	データタイプ				用途	備考	
					500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ			レコード
基準	73	12	因化機測定による標高点	一般 道路 河川	一般	25.6	0.3 ^①	取得方法	高さ記号又は表示位置を取 標高値は属性数値(単位: mm)	挿入位置	点	E5	有	4	因化機測定による標高値は必要に応じて表示する。
								25.6	挿入位置	注記	E7				
標	01	グリッドデータ						取得方法	グリッド間隔は、地図情報レベル相当の 図面上で、2cmを標準とする。 グリッド		グリッド	6			数値地形モデル法によるグリッド上のデータで、グリッド 点を記号で表示し、標高数値をm単位で小数点以下1位までと する。
								標高値は属性数値(単位: mm)	挿入位置	点	E5	有	数値地形モデル法のグリッドデータを補完するための標高 点であり、ランダム点を記号で表示し、標高数値をm単位で 小数点以下1位までとする。標高値が小数点以下2位又は3位 までである場合は、必要に応じて表示する。		
標	21	ブレイクライン						取得方法	家形地、人工物等による地形の不連続部 等の主な場所について、線状に標高測定を 行う。		線	E2			数値地形モデル法におけるグリッドデータを補完するため に取得するもので、形状を線線で表示する。
								標高面の三角形 (TIN) 三点を取得					地表面のグリッドデータ、ランダムポイント、ブレイクラ イン、等高線等から生成する。		
等	75	31	不整三角形 (TIN)					取得方法	地表面の三角形 (TIN) 三点を取得		不整三角形	T			地表面のグリッドデータ、ランダムポイント、ブレイクラ イン、等高線等から生成する。
								水表面の三角形 (TIN) 三点を取得					陸地のグリッドデータ、ランダムポイント、ブレイクラ イン、等高線等から生成する。		
-	-	81	指示点	一般 道路 河川	一般		0.3 ^①	取得方法	挿入位置	点	E5		4	建物記号、注記を表示する場合に、その対象物の内部に表 示ができます対象とするものが特定できない場合に表示する。	

注記

大分類	分類コード	項目	表示対象	字 大				字隔	データタイプ		注記法の区分				全角・半角	備 考 (記載例)	
				500	1000	2500	5000		デ ー タ	レ コ ー ド	小対 象物	地域 (I)	地域 (II)	線状			
注 記	22	55	交通施設	距離標(Km)	2.0			1/4	注記	E7	○				半角		
		56	交通施設	距離標(m)	2.0			1/4	注記	E7	○				半角		
	34	04	水部	ブール	2.0			1/4	注記	E7		○			全角		
				13	護岸杭(消波ブロック)	2.0			1/4	注記	E7			○		全角	
	52	水部に関する構造物等	14	護岸 捨石	2.0			1	注記	E7				○	全角		
			22	船揚場	2.0			1/4	注記	E7				○	全角		
			35	根固	2.0			1/4	注記	E7				○	全角		
			36	床固 陸部	2.0			1	注記	E7				○	全角		
			37	床固 水面下	2.0			1	注記	E7				○	全角		
			38	シヤカゴ	2.0			1/4	注記	E7				○	全角		
	71	等高線数値	01	等高線(計曲線)	2.0	1.5			1/4	注記	E7				○	半角	
			02	等高線(主曲線)	2.0	1.5			1/4	注記	E7				○	半角	
			03	等高線(補助曲線)	2.0	1.5			1/4	注記	E7				○	半角	
			04	等高線(特殊補助曲線)	2.0	1.5			1/4	注記	E7				○	半角	
			05	凹地(計曲線)	2.0	1.5			1/4	注記	E7				○	半角	
			06	凹地(主曲線)	2.0	1.5			1/4	注記	E7				○	半角	
			07	凹地(補助曲線)	2.0	1.5			1/4	注記	E7				○	半角	
			08	凹地(特殊補助曲線)	2.0	1.5			1/4	注記	E7				○	半角	
	73	基準点等	01	三角点	2.0			1/4	注記	E7	○				半角	点名称を入れる場合は全角文字とする	
			02	水準点	2.0			1/4	注記	E7	○				半角		
			03	多角点	2.0			1/4	注記	E7	○				半角		
			04	公共基準点(三角点)	2.0			1/4	注記	E7	○				半角		
05			公共基準点(水準点)	2.0			1/4	注記	E7	○				半角			
06			公共基準点(多角点)	2.0				1/4	注記	E7	○				半角		
07			その他基準点	2.0			1/4	注記	E7	○					半角		
08			電子基準点	2.0			1/4	注記	E7	○					半角		
09			公共電子基準点	2.0				1/4	注記	E7	○				半角		
11			標石を有しない標高点	2.0			1/4	注記	E7	○					半角		
12	図化標高点	2.0	1.5			1/4	注記	E7	○				半角				

注記

大分類	分類コード	項目	表示対象	字大				字隔	データタイプ		注記法の区分				全角・半角	備考 (記載例)	
				500	1000	2500	5000		デ ー タ	レ コ ー ド	小対 象物	地域 (I)	地域 (II)	線状			
注記	行政区画	10	市・東京都の区	6.0	5.0			1/2~7	注記	E7		○			全角		
		11	町・村・指定都市の区	5.0	4.5			1/2~7	注記	E7		○			全角		
		12	市町村の飛地	3.5	3.0			1/4~7	注記	E7	○	○	○		全角		
	居住地名	13	大区域	4.5	4.0			1/4~5	注記	E7		○	○		全角	大字の上に公称としてあるもの	
		14	大字・町・丁目	4.5	3.5			1/4~3	注記	E7		○	○		全角	町・丁目は大字に対応するもの	
		15	小字・丁目	3.5	3.0			1/4~3	注記	E7		○	○	○	全角	丁目は小字に対応するもの	
		16	通り	3.5	3.0			1/4~3	注記	E7		○	○	○	全角		
		17	その他の地名(大)	5.0	3.5			1/4~3	注記	E7		○	○		全角	通称及び俗称等に用いる	
		18	その他の地名(中)	4.0	3.0			1/4~3	注記	E7		○	○	○	全角		
		19	その他の地名(小)	3.0				1/4~3	注記	E7		○	○	○	全角		
		交通施設	21	道路の路線名	3.5	3.0			1/2~5	注記	E7				○	全角	
			22	道路施設、坂、峠、インターチェンジ等	3.0	2.5			1/4~1	注記	E7	○	○	○	○	全角	
	23		鉄道の路線名	3.5	3.0			1/2~5	注記	E7				○	全角		
	24		鉄道施設 駅、操車場、信号所	3.0	2.5			1/4~3	注記	E7	○	○	○	○	全角		
	25		橋	3.0	2.5			1/4~5	注記	E7	○			○	全角		
	26		トンネル	3.0	2.5			1/4~5	注記	E7	○			○	全角		
	建物	31	建物の名称	3.0	2.5			1/4~3	注記	E7	○	○	○		全角		
		34	建物の付属物	3.0	2.5			1/4	注記	E7	○				全角		
		40	マンホール	2.0				1/4	注記	E7	○				全角		
		41	電柱	2.0				1/4	注記	E7	○				全角		
	水部	42	その他の小物体	3.0	2.5			1/4	注記	E7	○				全角	輸送管は線状対象物の注記法	
		51	河川、内湾、港	4.0	3.0	3.5			1/4~5	注記	E7	○	○	○	○	全角	
			一条河川			2.5			1/4~5	注記	E7	○	○		○	全角	
			湖池			3.0			1/4~5	注記	E7					全角	
			岬、崎、鼻、岩礁	3.0	2.5				1/4~5	注記	E7	○	○	○		全角	
						2.5			1/4~1								
			河岸、河原、洲、滝、浜、磯	3.5	3.0					1/4~5	注記	E7	○	○		○	全角
		山、島	3.5	3.0					1/4~5	注記	E7	○	○	○		全角	
		52	水部施設、ダム	3.0	2.5				1/4~1	注記	E7	○	○	○	○	全角	羽村堰 岩淵水門
			せき、水門、渡船発着所			2.5			1/4~1								
	堤防				2.5			1/4~5									
53	地下水部	4.0	3.0				1/4~5	注記	E7				○	全角			

注記

大分類	分類コード	分	表示対象	字大				字隔	データタイプ		注記法の区分				全角・半角	備考 (記載例)		
				500	1000	2500	5000		データタイプ	レコード	小対象物	地域(I)	地域(II)	線状				
注記	81	土地利用等	61 法面、構図	2.5	2.0			1/4~3	注記	E7	○	○	○		全角			
			62 諸地、場地 公園、牧場、飛行場 運動場、ゴルフ場等	3.5	2.5			1/4~5	注記	E7	○	○	○	○	全角			
			62 公園、運動場、牧場、飛行場、ゴルフ場、材料置場、温泉、採鉱地、採石地、城跡、史跡名勝、天然記念物等			2.5		1/4~5			○	○	○	○	全角			
			63 植生	3.0	2.5			1/4~1	注記	E7	○	○	○		全角	森林、原野、果樹園		
			山	3.5	3.0			1/4~5	注記	E7	○	○	○		全角			
						3.0		1/4~3			○	○	○		全角			
			山地	71 尖峰、丘、塚	3.0	2.5			1/4~5	注記	E7	○	○	○		全角		
				谷、沢	3.0	2.5			1/4~1			○	○		○	全角		
						3.0	2.5			1/2~3	注記	E7	○	○		○	全角	
						2.5		2.0		1/4~2	注記	E7	○	○	○	○	全角	(建設中)(宅地造成中) (油)(整理中)
			助字 親字の60%															
			ふり仮名 1.5															

注1 字隔は、対象物の大小、字数の多少及び資格等を考慮して表の範囲で選択する。ただし、小対象物の注記法による場合の字隔は、すべて1/4とする。

注2 対象物の面積及び長さにより規定の字大の適用が困難な場合、又は不適切な場合は、字大を0.5mm小さくすることができる。

注3 本表に記載されていないものは、表中の類似物の注記規定による。

注4 各字大における文字の線の太さは、次の線号を標準とする。

字大	2.0mm	2.5~3.0mm	3.5~4.0mm	4.5~5.0mm
線の太さ	0.15mm	0.20mm	0.25mm	0.35mm

三角点、水準点、多角点、現地測定による標高点及び図化機により測定した標高点、等高線数値の線の太さは、0.20mmとする。

公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量



線形図

大分類	分類コード	分類項目	名称	図式	データタイプ				線号	用途	備考
					取得方法	図形区分	データ	レコード			
		01	IP (IP杭)		記号表示位置の点を取得 	点	E5		3	中心線測量のIP点をいう。	
		02	IP方向線		IP点間の方向線を取得 	線	E2		3	IP点間に引いた方向線をいう。	
		03	主要点 (投杭)		記号表示位置の点を取得 	点	E5		3	中心線測量のB.C.、E.C等の主要点をいう。	
		04	中心点 (中心杭)		中心点の要素を取得 (属性区分81、属性データの書式A55) 	属性	E8	有	3	中心点の要素をいう。路線属性区分 (必須)・路線番号 (選取)・測点名 (必須)・岸距離 (必須)・追加距離 (必須) で構成され、属性は省略可能である。書式は、"A2.15.4X.A24.18.112"とする。岸距離は、前測点からの距離をmm単位で記述する。追加距離は、路線の開始点からの追加距離をmm単位で記述する。	
		05	中心線		記号表示位置の点を取得 	点	E5		3	中心線測量のB.C.、E.C等の主要点をいう。	
					直線区間を始点から終点方向に取得 		E2	有	3	中心線の直線区間をいう。	
					円弧区間を始点から終点方向に取得 	61	E2	有	3	中心線の円弧区間をいう。	
					クロノイド区間を始点から終点方向に取得 	63	E2	有	3	中心線のクロノイド区間をいう。	形状に沿って連続した座標列で出力する。
					その他の緩和区間を始点から終点方向に取得 	64	E2	有	3	中心線のその他の緩和区間をいう。	

用地

大分類	分類コード	項目名	名称	図式	データタイプ				線号	用途	備考
					取得方法	図形区分	データ	レコード			
		01	中心杭		記号表示位置の点を取得 挿入位置	点	E5		4	中心線の測点（役杭を含む）をいう。	
		02	用地杭		記号表示位置の点を取得 挿入位置	点	E5		4	用地杭（幅杭点を含む）をいう。	
		11	起業地の境界		用地境界線を取得	線	E2		3	用地取得境界線（幅杭線を含む）をいう。	
		12	用地取得予定線		用地境界線を取得	線	E2		3	用地取得境界線をいう。	公図等転写図に使用する。
		13	大字の境界		大字の境界線を取得	線	E2		7	大字の境界線をいう。	大字名の注記は、8114 を使用する。
		14	字の境界		字の境界線を取得	線	E2		7	字の境界線をいう。	字名の注記は、8115 を使用する。
		15	土地の境界		土地の境界線を取得	線	E2		3	土地の境界線を言う。	
		16	一筆地内の異なる地目の境界		地番内で地目が異なる境界を取得	線	E2		2	地番内で地目が異なる境界線をいう。	
		17	一筆地内の異なる権利の境界		地番内で権利の異なる境界を取得	線	E2		2	地番内で権利の異なる境界線をいう。	
		18	一筆地内の異なる占有者の境界		地番内で占有者の境界を取得	線	E2		3	地番内で占有者がある場合の境界線をいう。	

用地

大分類	分類コード	分類項目	名称	図式	データタイプ				線号	用途	備考																																															
					取得方法	図形区分	データ	レコード				方向	属性数値																																													
土地利用等	65	19	同一所有者記号		隣り合った土地の所有者が同じ場合に共有する線上に円弧を取得	円弧	E4		隣り合った土地の所有者が同じで片方の所有者名を省略する場合に記号を入れる。																																																	
											記号表示位置の点を取得	点	E5		境界点に石杭が埋設してあるものをいう。																																											
																	記号表示位置の点を取得	点	E5		境界点にコンクリート杭が埋設してあるものをいう。																																					
																							記号表示位置の点を取得	点	E5		境界点に合成樹脂杭が埋設してあるものをいう。																															
																													記号表示位置の点を取得	点	E5		境界点に不銹鋼杭が埋設してあるものをいう。																									
																																			記号表示位置の点を取得	点	E5		境界点に鉄等が打設してあるものをいう。																			
																																									記号表示位置の点を取得	点	E5		延長上の交点等で求めた点をいう。													
																																															道路の区画線を取得	線	E2		道路の区画線とは、道路法第2条第1項に規定された道路にあっては道路法施行規則第4条の2第1項第1号の道路の区域の境界線、道路法第2条第1項に規定する以外の道路にあってはこれに準ずる境界線をいう。							
																																																					河川の区画線を取得	線	E2		河川の区画線とは、河川法第6条第1項の河川区域又は同法第10条第1項の規定により指定された河川について準用される同法第6条第1項の区域及びその他の公共の用に供する水路である河川の境界線をいう。	


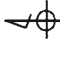
用地

大分類	分類コード	名称	図式	データタイプ				線号	備考
				取得方法	図形区分	データ	レコード		
土地利用等	65	41 拡大参照枠		拡大して詳細を表示する外周を取得(終点座標一致) 	面線 円	E1 E2 E3		3	部分的に拡大詳細図を作成する場合の範囲をいう。 ○
		42 引き出し線		引き出し線を取得 	線	E2		3	寸法等で表示場所が制約される場合に別な場所に引き出す線をいう。
		51 配電線路		電柱の中心位置と架線の方向を取得 挿入位置 	方向	E6	有	3	電力柱をいう。
		52 送電線路		外枠は支保物の架地を取得し、内枠は支保物の基礎を取得(始点座標一致) 	面線	E1 E2		3	送電線の鉄塔をいう。 ○
		53 通信線路		電柱の中心位置と架線の方向を取得 挿入位置 	方向	E6	有	3	電話柱をいう。
		54 鉄道・軌道		電柱の中心位置と架線の方向を取得 挿入位置 	方向	E6	有	3	鉄道の電柱をいう。
		55 その他の路線		電柱の中心位置と架線の方向を取得 挿入位置 	方向	E6	有	3	その他の電柱をいう。

整飾

大分類	分類コード	名 称	図 式	データタイプ					線 号	通 用	備 考
				取得方法	図形区分	データ	レコード	方 向			
	レイヤ										
	01	図枠 (外枠)		図枠外側の線を取得 (始終点座標一致)		面線	E1 E2			○	図枠の外側に引かれた線をいう。
	02	図枠 (内枠)		図枠内側の線を取得 (始終点座標一致)		面線	E1 E2			○	図枠の内側に引かれた線をいう。
	03	タイトル (外枠)		タイトルの外枠線を取得 (始終点座標一致)		面線	E1 E2			○	図面の右下に書かれたタイトルの外枠線をいう。
	04	タイトル (罫線)		タイトル内の罫線を取得		線	E2				図面の右下に書かれたタイトル内の罫線をいう。
	05	凡例 (外枠)		凡例の外枠線を取得 (始終点座標一致)		面線	E1 E2			○	図面内の要素を示す凡例の外枠線をいう。
	06	凡例 (罫線)		凡例内の罫線を取得		線	E2				図面内の要素を示す凡例内の罫線をいう。
	07	作表 (外枠)		作表の外枠線を取得 (始終点座標一致)		面線	E1 E2			○	作表の外枠線をいう。
	08	作表 (罫線)		作表内の罫線を取得		線	E2				作表内の罫線をいう。
	11	方眼線		罫線の方眼線を取得		線	E2				図面内に表示された基準座標を示す方眼線をいう。
	12	方眼点		記号表示位置の点と方向を取得		線	E1				図面内に表示された基準座標を示す方眼点をいう。

整飾

大分類	分類コード	名称	図式	データタイプ					線号	通 用	備 考
				取得方法	図形区分	データ	レコード	方 向			
地 形 等	79	13 方位		方位の図解線を取得 	線 円	E2 E3		3	平面図等の座標の北を示す方位をいい、図解フータで表示する。		
		14 方眼紙 (5cm)	—	方眼紙の5cm間隔の線を取得 —	線	E2		3	方眼紙をあらわす線をいう。		
		15 方眼紙 (1cm)	—	方眼紙の1cm間隔の線を取得 —	線	E2		2	方眼紙をあらわす線をいう。		
		16 方眼紙 (1mm)	—	方眼紙の1mm間隔の線を取得 —	線	E2		1	方眼紙をあらわす線をいう。		

注記

大分類	分類コード	分	表示対象	字 大		字隔	データタイプ		注記法の区分				全角・半角	備 考 (記載例)
				500	1000		デ ー タ	レ コ ー ド	小対 象物	地域 (Ⅰ)	地域 (Ⅱ)	線状		
82	01	図面タイトル	7.0	1/4~3	注記	E7	○					全角・半角		
	02	図面縮尺	5.0	1/4~3	注記	E7	○					全角・半角		
	03	地区名	5.0	1/4~3	注記	E7	○					全角・半角		
	04	計画機関名	5.0	1/4~1	注記	E7	○					全角・半角		
	05	作業機関名	5.0	1/4~1	注記	E7	○					全角・半角		
	06	作成年月日	5.0	1/4~1	注記	E7	○					全角・半角		
	07	タイトル(文字)	4.0	1/4	注記	E7	○					全角・半角		
	08	凡例(文字)	4.0	1/4	注記	E7	○					全角・半角		
	09	作表(文字)	2.5	1/4	注記	E7	○					全角・半角		
	11	方眼座標値	2.0	1/4	注記	E7	○					半角		
	12	方位	2.0	1/4	注記	E7	○					全角・半角		
	25	01	IP(IP杭)	2.0	1/4	注記	E7	○					全角・半角	
03		線形図 主要点(役杭)	2.0	1/4	注記	E7	○					全角・半角		
04		中心点(中心杭)	2.0	1/4	注記	E7	○					全角・半角		
07		役杭引出要素	2.0	1/4	注記	E7	○					半角		
11		杭打図 多角点名称	2.0	1/4	注記	E7	○					全角・半角		
12	引照	2.0	1/4	注記	E7	○					半角			
65	01	中心杭番号	2.0	1/4	注記	E7	○					全角・半角		
	02	用地杭名称	2.0	1/4	注記	E7	○					全角・半角		
	21	境界点名称	2.0	1/4	注記	E7	○					全角・半角		
82	61	用 点間の距離	2.0	1/4	注記	E7	○					半角		
	62	地番	2.5	1/4~1	注記	E7	○					全角・半角		
	63	地目	2.5	1/4~1	注記	E7	○					全角		
	64	所有者等の氏名	2.5	1/4~1	注記	E7	○					全角・半角		
	65	不動産番号	2.5	1/4~1	注記	E7	○					半角		
	66	座標系	2.5	1/4~1	注記	E7	○					全角・半角		

公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録


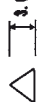



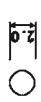

基準点網図

大分類	分類コード	項目	名称	図式	データタイプ				備考	
					取得方法	図形区分	データ	レコード		属性数値
		01	与点記号		記号表示位置の点を取得 ○ 入力位置	点	E5		3 基準点測量を行う場合に使用する与点をいう。	
		02	新点記号		記号表示位置の点を取得 ○ 入力位置	点	E5		3 新しく設置する新点(基準点)をいう。	
		03	節点記号		記号表示位置の点を取得 ○ 入力位置	点	E5		3 点間に視通が無い場合に定められた範囲内で設ける点をいう。	
		04	偏心点・方位点		記号表示位置の点を取得 ○ 入力位置	点	E5		3 与点等で点間の視通が無い場合に設ける偏心点をいう。	
		05	点間結線		点間の線を取得	線	E2		3 点間の視通を表す結線をいう。	
		06	与点後視方向線		与点での方向線を与点から方向点方向に取得 →	線	E2	有	3 与点で後視方向のみ取り付ける場合の方向線をいう。	
		07	観測方向(矢印)		観測方向で観測の方向を点間結線上に点の位置と方向を取得 →	方向	E6	有	3 点間結線上に観測方向を表現した記号をいう。	
		08	観測方向(線)		観測方向を基点から終点に向かって取得 内角の場合は時計回りに取得 →	線 円弧	E2 E4	有	3 観測路線方向を表現した方向線をいう。	
		09	セッション		セッションを取得(始点座標一致) →	面線	E1 E2		3 GPSで観測する場合のセッションをいう。	○
		11	与点記号(電子基準点)		記号表示位置の点を取得 ○ 入力位置	点	E5		3 基準点測量を行う場合に使用する与点(電子基準点)をいう。	
		15	点間結線(偏心点間)		点間の線を取得	線	E2		3 偏心点間での視通を表す結線をいう。	

水準路線図

大分類	分類コード	項目名	図式	データタイプ					線号	用途	備考
				取得方法	図形区分	データ	シコード	方向			
地形図等	77	01 与点記号		記号表示位置の点を取得 挿入位置	点	E5		3	水準測量を行う場合に使用する与点をいう。		
		02 新点記号		記号表示位置の点を取得 挿入位置	点	E5		3	新しく設置する新点（水準点・BM・交点）をいう。		
		03 固定点記号		記号表示位置の点を取得 挿入位置	点	E5			3	観測路線中にある固定点をいう。	
		04 水準路線		水準路線を取得	線	E2			3	水準路線をいい、路線単位で取得する。	
		05 観測路線方向線		観測路線の方向を始点から終点方向に取得 ---	線	E2			3	水準路線の観測方向を表現した方向線をいう。	

空中写真資料

大分類	分類コード	項目レイヤ	名	形式	データタイプ				備考	
					取得方法	図形区分	データ	レコード		方向
		01	標定点		記号表示位置の点を取得 挿入位置 □	点	E5		3	規定点配置図
		02	対空標識		記号表示位置の点を取得 挿入位置 △	点	E5		3	対空標識一覧図
		03	測針点		記号表示位置の点を取得 挿入位置 ⊗	点	E5		3	測針点一覧図
		04	主点		記号表示位置の点を取得 挿入位置 ○	点	E5		3	空中三角測量標識一覧図
		05	タイポイント		記号表示位置の点を取得 挿入位置 ●	点	E5		3	空中三角測量標識一覧図
		06	測経	—	規定点から撮影コースへの測経を取得 挿入位置 —	線	E2		3	空中三角測量標識一覧図
		11	撮影コース	— 属性	撮影コースを取得 挿入位置 —	線	E2		3	空中写真標定図
		12	撮影主点		撮影コースの要素を取得 (属性区分71、属性データの形式A52) 挿入位置 ○	属性	E8			空中写真標定図
		13	写真枠		記号表示位置の点を取得 挿入位置 □	点	E5		3	空中写真標定図
		14	撮影区域	—	写真の枠を取得 (属性区分71) 挿入位置 —	面	E1		3	空中写真標定図
		21	作成範囲	—	撮影区域を取得 作業範囲を取得 —	面	E1		4	空中写真標定図

注記

大分類	分類コード	分	表示対象	字 大		字 隔	データ		注記法の区分				全角・半角	備 考 (記載例)
				500	1000		デ	レ	小	地	地	線		
注記	82	21	基準点網図	測点名称	2.5	1/4	注記	E7	○				全角・半角	
		22		電算番号	2.5	1/4	注記	E7	○				半角	
		23		セッション名	2.5	1/4	注記	E7	○				半角	
	82	31	水準	測点名称	2.5	1/4	注記	E7	○				全角・半角	
		32		観測路線番号	2.5	1/4	注記	E7	○				半角	
	78	01	空中写真資料	標定点名称	2.0	1/4	注記	E7	○				全角・半角	
		02		対空標識名称	2.0	1/4	注記	E7	○				全角・半角	
		03		刺針点名称	2.0	1/4	注記	E7	○				全角・半角	
		04		主点名称	2.0	1/4	注記	E7	○				半角	
		05		タイポイント名称	2.0	1/4	注記	E7	○				半角	
	82	11		コース番号	2.0	1/4	注記	E7	○				半角	
		41		写真番号	2.0	1/4	注記	E7	○				半角	
		42		使用カメラ	2.0	1/4	注記	E7	○				半角	
		43		画面距離	2.0	1/4	注記	E7	○				半角	
			44		撮影高度	2.0	1/4	注記	E7	○		半角		

公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類コード表

取得分類コード表

コード	項目	コード	項目	コード	項目	コード	項目
未分類		11 XX	境界・所属界	24 XX	鉄道施設	35 50	変電所
00	未分類	11 00	未分類	24 00	未分類	35 52	浄水場
行政界		11 01	都府県界	24 01	鉄道橋(高架部)	35 53	揚水機場
10	未分類	11 02	北海道の支庁界			35 56	揚・排水機場
11	境界・所属界	11 03	都市・東京都の区界	24 11	跨線橋	35 57	排水機場
交通施設		11 04	町村・指定都市の区界	24 12	地下通路	35 59	公衆便所
20	未分類	11 06	大字・町・丁目界	24 19	鉄道のトンネル		
21	道路	11 07	小字界			35 60	ガンリンスタンド
22	道路施設			24 21	停留所		
23	鉄道	11 10	所属界	24 24	プラットホーム	41 XX	公共施設
24	鉄道施設	11 11	行政区の代表点	24 25	プラットホーム上屋	41 00	未分類
25	線形図・杭打ち図			24 26	モノレール橋脚	41 01	マンホール(未分類)
建物		21 XX	道路	24 28	鉄道の管覆い等		
30	建物の付属物	21 00	未分類	25 XX	線形図・杭打ち図	41 11	マンホール(共同溝)
34	建物記号	21 01	道路線(街区線)	25 01	IP(IP杭)	41 19	有線柱
小物体		21 02	軽歩道	25 02	IP方向線		
40	未分類	21 03	徒歩道	25 03	主要点(夜杭)	41 21	マンホール(ガス)
41	公共施設	21 06	庭園路等	25 04	中心点(中心杭)	41 31	マンホール(電話)
42	その他の小物体	21 07	トンネル内の道路	25 05	中心線	41 32	電話柱
水部等		21 09	建設中の道路	25 06	その他の路線結線		
50	未分類	22 XX	道路施設	25 07	夜杭引出線	41 41	マンホール(電気)
51	水涯線	22 00	未分類	25 11	多角点(記号)	41 42	電力柱
52	水部に関する構造物	22 03	道路橋(高架部)	25 12	引照(線)	41 51	マンホール(下水)
土地利用等		22 05	木橋			41 61	マンホール(水道)
60	未分類	22 06	徒橋	30 XX	建物		
61	法面・構面	22 11	横断歩道橋	30 00	分類しない建物	42 XX	その他の小物体
62	諸地・場地	22 12	地下横断歩道	30 01	普通建物	42 00	未分類
63	植生	22 13	歩道	30 02	堅ろう建物	42 01	墓碑
65	用地	22 14	石段	30 03	普通無壁舎	42 02	記念碑
地形		22 15	地下街・地下鉄等出入口	30 04	堅ろう無壁舎	42 03	立像
70	未分類	22 19	道路のトンネル	34 XX	建物の付属物	42 04	路傍祠
71	等高線			34 00	未分類	42 05	灯ろう
72	変形地	22 21	バス停	34 01	門	42 06	狛犬
73	基準点	22 22	安全地帯	34 02	屋門	42 07	鳥居
75	数値地形モデル	22 26	分離帯	34 03	たたき		
76	基準点網図	22 27	駒止	34 04	プール	42 11	官民境界杭
77	水準点網図	22 28	道路の管覆い等			42 15	消火栓
78	空中写真資料	22 31	側溝 U字溝無蓋	35 XX	建物記号	42 16	消火栓 立型
79	応用測量整飾	22 32	側溝 U字溝有蓋	35 00	未分類	42 17	地下換気孔
注記		22 33	側溝 L字溝	35 03	官公署	42 19	坑口
80	未分類	22 34	側溝地下部	35 04	裁判所		
81	注記	22 35	雨水樹	35 05	検察庁		
82	測量記録等	22 36	並木樹	35 07	税務署	42 21	独立樹(広葉樹)
		22 37	並木	35 08	税関	42 22	独立樹(針葉樹)
		22 38	植樹	35 09	郵便局	42 23	噴水
		22 39				42 24	井戸
				35 10	森林管理署	42 25	油井・ガス井
				35 11	測候所	42 26	貯水槽
				35 12	工事事務所	42 27	肥料槽
				35 13	出張所	42 28	起重機
				35 14	警察署		
				35 15	交番	42 31	タンク
				35 16	消防署	42 32	給水塔
				35 17	職業安定所(ハローワーク)	42 33	火の見
				35 18	土木事務所	42 34	煙突
				35 19	役場支所及び出張所	42 35	高塔
						42 36	電波塔
				35 21	神社	42 37	照明灯
				35 22	寺院	42 38	防犯灯
				35 23	キリスト教会	42 39	風車
				35 24	学校	42 41	灯台
				35 25	幼稚園・保育園	42 42	航空灯台
				35 26	公会堂・公民館	42 43	灯標
				35 27	博物館	42 45	ヘリポート
				35 28	図書館		
				35 29	美術館	42 51	水位観測所
				35 30	老人ホーム	42 52	流量観測所
				35 31	保健所	42 53	雨量観測所
				35 32	病院	42 54	水質観測所
				35 34	銀行	42 55	波浪観測所
				35 36	協同組合	42 56	風向・風速観測所
				35 39	デパート		
				35 45	倉庫	42 61	輸送管(地上)
				35 46	火薬庫	42 62	輸送管(空間)
				35 48	工場	42 65	送電線
				35 49	発電所		
		23 11	トンネル内の鉄道・普通鉄道				
		23 12	地下鉄地下部				
		23 13	トンネル内の鉄道・路面電車				
		23 14	トンネル内の鉄道・モノレール				
		23 15	トンネル内の鉄道・特殊鉄道				

取得分類コード表

コード	項目	コード	項目	コード	項目	コード	項目
51 XX	水部	62 21	噴火口・噴気口	71 08	凹地(特殊補助曲線)	79 05	凡例(外枠)
51 00	未分類	62 22	温泉・鉱泉	71 99	凹地(矢印)	79 06	凡例(裏線)
51 01	河川・水がい線	62 23	陵墓			79 07	作表(外枠)
51 02	細流・一糸河川	62 24	古墳			79 08	作表(裏線)
51 03	かれ川	62 25	城・城跡	72 XX	変形地		
51 04	用水路	62 26	史跡・名勝・天然記念物	72 00	未分類	79 11	方眼線
51 05	湖池			72 01	土がけ(崩土)	79 12	方眼点
51 06	海岸線	62 31	採石場	72 02	雨裂	79 13	方位
51 07	水路 地下部	62 32	土取場	72 03	急斜面	79 14	方眼紙(5cm)
		62 33	採鉱地	72 06	洞口	79 15	方眼紙(1cm)
51 11	低位水がい線(干潟線)	63 XX	植生	72 10	未分類 岩	79 16	方眼紙(1mm)
52 XX	水部に関する構造物等	63 00	未分類	72 11	岩がけ		
52 00	未分類	63 01	植生界	72 12	露岩		
52 02	棧橋(鉄・コンクリート)	63 02	耕地界	72 13	散岩		
52 03	棧橋(木製・浮棧橋)	63 03	仮耕地界	72 14	さんご礁		
52 04	棧橋(浮き)						
		63 11	田	73 XX	基準点		
52 11	防波堤	63 12	はず田	73 00	未分類		
52 12	護岸 被覆	63 13	畑	73 01	三角点		
52 13	護岸 杭(消波ブロック)	63 14	さとうきび畑	73 02	水準点		
52 14	護岸 積石	63 15	バナナップル畑	73 03	多角点等		
52 19	坑口 トンネル	63 16	わさび畑	73 04	公共基準点(三角点)		
		63 17	桑畑	73 05	公共基準点(水準点)		
52 21	渡船発着所	63 18	茶畑	73 06	公共基準点(多角点等)		
52 22	船揚場	63 19	果樹園	73 07	その他の基準点		
52 26	滝			73 08	電子基準点		
52 27	せき	63 21	その他の樹木畑	73 09	公共電子基準点		
52 28	水門	63 22	牧草地				
		63 23	芝地	73 11	標石を有しない標高点		
52 31	不透過水制			73 12	図化機測定による標高点		
52 32	透過水制	63 31	広葉樹林				
52 33	水制水面下	63 32	針葉樹林	75 XX	数値地形モデル		
52 35	相国	63 33	竹林	75 00	未分類		
52 36	床固 陸部	63 34	荒地	75 01	グリッドデータ		
52 37	床固 水面下	63 35	はい松地	75 11	ランダムポイント		
52 38	蛇籠	63 36	しの地(笹地)	75 21	ブレークライン		
52 39	敷石斜坡	63 37	やし科樹林	75 31	不整三角網(TIN)		
		63 38	湿地				
52 41	流水方向	63 40	砂れき地(未分類)	76 XX	基準点綱図		
		63 41	砂地	76 01	与点記号		
52 55	距離標	63 42	れき地	76 02	新点記号		
52 56	量水標	63 45	干潟	76 03	節点記号		
				76 04	偏心点・方位点		
61 XX	法面・構面			76 05	点間結線		
61 00	未分類	65 XX	用地	76 06	与点後視方向線		
61 01	人工斜面	65 01	中心杭	76 07	観測方向(矢印)		
61 02	土堤	65 02	用地杭	76 08	観測方向(線)		
61 03	河川堤防の表法層の法線	65 11	起業地の境界	76 09	セッション		
		65 12	用地取得予定線				
61 10	被覆	65 13	大字の境界	76 11	与点記号(電子基準点)		
61 11	コンクリート被覆	65 14	字の境界				
61 12	ブロック被覆	65 15	土地の境界	76 15	点間結線(偏心与点間)		
61 13	石積被覆	65 16	一筆地内の異なる地目の境界				
		65 17	一筆地内の異なる権利の境界	77 XX	水準路線図		
61 20	未分類 法面保護	65 18	一筆地内の異なる占有者の境界	77 01	与点記号		
61 21	法面保護(網)	65 19	同一所有者記号	77 02	新点記号		
61 22	法面保護(モルタル)			77 03	固定点記号		
61 23	法面保護(コンクリート樹)	65 21	境界標	77 04	水準路線		
		65 22	公共施設の境界線(道路区域界)	77 05	観測路線方向線		
61 30	さく(未分類)・かき	65 23	公共施設の境界線(河川区域界)				
61 31	落下防止さく						
61 32	防護さく			78 XX	空中写真資料		
61 33	遮光さく			78 01	標定点		
61 34	鉄さく			78 02	対空標識		
61 36	生垣	65 41	拡大参照枠	78 03	刺針点		
61 37	土圍	65 42	引き出し線	78 04	主点		
				78 05	タイポイント		
61 40	へい(未分類)	65 51	配電線路	78 06	連結		
61 41	壁ろうへい	65 52	送電線路				
61 42	簡易へい	65 53	通信線路				
		65 54	鉄道・軌道				
62 XX	諸地・場地			78 11	撮影コース		
62 00	未分類			78 12	撮影主点		
62 01	区域界	65 55	その他の路線	78 13	写真枠		
				78 14	撮影区域		
62 11	空地	71 XX	等高線				
62 12	駐車場	71 00	未分類	78 21	作成範囲		
62 13	花壇	71 01	等高線(計曲線)				
62 14	園庭	71 02	等高線(主曲線)	79 XX	応用測量整飾		
62 15	墓地	71 03	等高線(補助曲線)	79 01	図枠(外枠)		
62 16	材料置場	71 04	等高線(特殊補助曲線)	79 02	図枠(内枠)		
		71 05	凹地(計曲線)	79 03	タイトル(外枠)		
		71 06	凹地(主曲線)	79 04	タイトル(裏線)		
		71 07	凹地(補助曲線)				

取得分類コード表

コード	項目	コード	項目
81 XX	注記	25 11	多角点名称
81 00	未分類	25 12	引照
81 10	市・東京都の区	34 XX	建物の付属物
81 11	町・村・指定都市の区	34 04	フール
81 12	市町村の飛地		
81 13	大区画	52 XX	水部に関する構造物等
81 14	大字・町・丁目	52 13	護岸杭(消波ブロック)
81 15	小字・丁目	52 14	護岸 捨石
81 16	通り		
81 17	その他の地名(大)	52 22	船揚場
81 18	その他の地名(中)		
81 19	その他の地名(小)	52 35	根固
81 21	道路の路線名	52 36	床固 陸部
81 22	道路施設、坂、峠、インターチェンジ	52 37	床固 水面下
81 23	鉄道の路線名	52 38	ジャカコ
81 24	鉄道施設、駅、操車場、信号所		
81 25	橋	65 XX	用地測量
81 26	トンネル	65 01	中心杭番号
81 31	建物の名称	65 02	用地杭名称
81 34	建物の付属物	65 21	境界点名称
81 40	マンホール		
81 41	電柱	71 XX	等高線
81 42	その他の小物体	71 01	等高線(計曲線)
81 51	水部	71 02	等高線(主曲線)
81 52	水部施設	71 03	等高線(補助曲線)
81 53	地下水部	71 04	等高線(特殊補助曲線)
81 61	法面、構面	71 05	凹地(計曲線)
81 62	諸地、場地	71 06	凹地(主曲線)
81 63	緑地	71 07	凹地(補助曲線)
81 71	山地	71 08	凹地(特殊補助曲線)
81 73	標高注記		
81 81	説明注記	73 XX	基準点
81 99	指示点	73 01	三角点
		73 02	水準点
		73 03	多角点
82 XX	測量記録等	73 04	公共基準点(三角点)
82 0X	応用測量整飾	73 05	公共基準点(水準点)
82 01	図面タイトル	73 06	公共基準点(多角点)
82 02	図面縮尺	73 07	その他基準点
82 03	地区名	73 08	電子基準点
82 04	計画機関名	73 09	公共電子基準点
82 05	作業機関名		
82 06	作成年月日	73 11	標石を有しない標高点
82 07	タイトル(文字)	73 12	図化標高点
82 08	凡例(文字)		
82 09	作表(文字)		
82 11	方眼座標値		
82 12	方位		
82 2X	基準点網図		
82 21	測点名称		
82 22	電算番号		
82 23	セッション名		
82 3X	簡易水準測量		助字
82 31	測点名称		ふり仮名
82 32	観測路線番号		
82 4X	空中写真資料		
82 41	写真番号		
82 42	使用カメラ		
82 43	画面距離		
82 44	撮影高度		
82 6X	用地測量		
82 61	点間の距離		
82 62	地番		
82 63	地目		
82 64	所有者等の氏名		
82 65	不動産番号		
82 66	座標系		
22 XX	道路施設		
22 55	距離標(Km)		
22 56	距離標(m)		
25 XX	線形		
25 01	IP(IP杭)		
25 03	主要点(役杭)		
25 04	中心点(中心杭)		
25 07	役杭引要素		

公共測量標準図式 数値地形図データファイル仕様

数値地形図データファイル仕様

(1) インデックスレコード (b)

図郭識別番号 (1)	図郭識別番号 (2)	図郭識別番号 (3)	図郭識別番号 (4)	図郭識別番号 (5)	図郭識別番号 (6)	図郭識別番号 (7)	図郭識別番号 (8)	図郭識別番号 (9)	図郭識別番号 (10)	空白領域
A8	A8	A8	A8	A8	A8	A8	A8	A8	A8	4X
0	10	20	30	40	50	60	70	80		

図郭識別番号.....地域内に含まれる全国郭番号(英数字、図郭識別番号レコード数分繰り返し)

(1) インデックスレコード (c)

使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向性	階次	方向性
	レイヤ	レイヤ	レイヤ	レイヤ	レイヤ
14	14	911	11	11	11
内容記述					
A65					
0	10	20	30	40	50
60	70	80			

使用分類コード.....当該データファイルで使用している分類コード標準の分類コード.....使用している取得分類コードに対応する標準の取得分類コード(数値地形図データ取得分類標準)レイヤ.....取得分類標準の分類コード上位2桁

使用データタイプフラグ.....当該取得分類で各データタイプを使用しているか否かを示すフラグ
 0: 使用していない
 1: 使用している

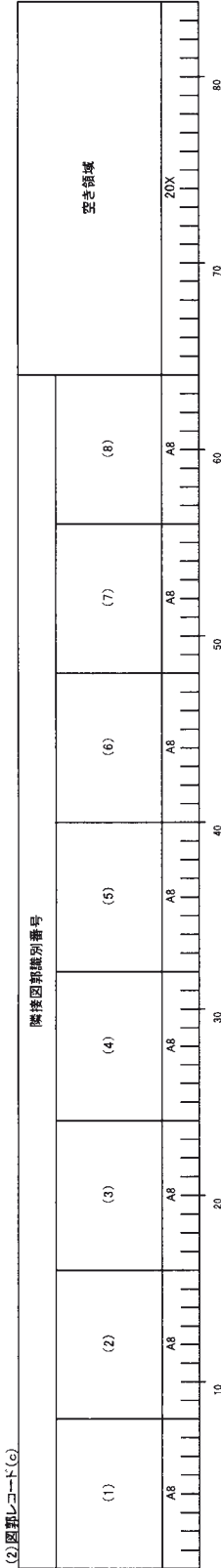
方向規定区分.....当該取得区分の座標列の方向性をどのように規定しているかを示す区分
 0: 方向性は本規定に準拠
 1: 別途定めて使用している

座標次元区分.....当該座標取得分類の座標値の次元を示す区分
 0: 横に定めなし(二次元と三次元が混在)
 2: 二次元(X, Y)
 3: 三次元(X, Y, Z)

内容記述.....標準の分類コードと異なる分類コードを使用した場合は、その仕様等の概要を記述

※(b)(c)は各々、(a)の図郭識別番号レコード数及び取得分類だけ繰り返し返される。

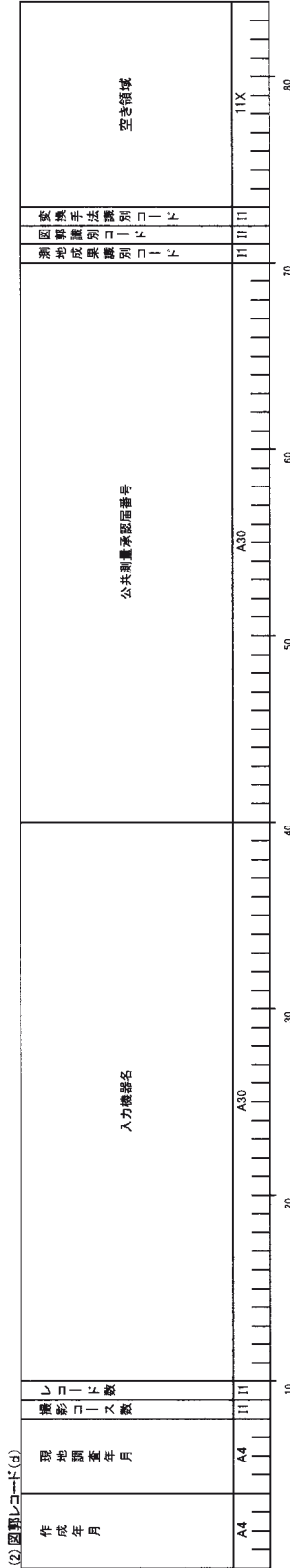
数値地形図データファイル仕様



隣接図郭識別番号...当該図郭の周りの図郭番号(英数字)で、左上から右回り(全部で8枚)、存在しない図郭はスペース
※右図参照

隣接図郭識別番号

1	2	3
8	9	4
7	6	5



作成年月.....位置データを生成した年月、西暦の下2桁及び月で表現(未入力は"0000")
 現地調査年月.....現地調査を行った年月、西暦の下2桁及び月で表現(未入力は"0000")
 レコード数.....当該図郭に属する写真のコース数、航空レーザ測量の場合は、計測地区数と読み替える。
 レコード数.....撮影コースレコード(f)の数、レコード数(に記載項目がない場合は0(ゼロ))。
 入力機器名.....位置データを入力した機器名(例:デジタルステレオ図化機 ○○○○)
 公共測量承認番号.....承認番号(国土地理院からの承認番号)
 測地成果識別コード.....作成した成果の測地系コードを入力

- 0:日本測地系で作成
 1:世界測地系で作成
 2:日本測地系から世界測地系へ変換
 3:世界測地系から日本測地系へ変換された図郭の状態を示すコード
 図郭識別コード.....
 1:図郭が切り置かれた場合
 0:それ以外
 変換手法識別コード.....
 変換手法識別コード.....
 1:図郭代点を座標変換
 2:図郭四隅を座標変換
 3:全座標データを座標変換
 9:上記以外の座標変換
 0:それ以外

※日本測地系とは、測量法(昭和24年)に定められた測量の基準、世界測地系とは、測量法(平成14年4月1日施行)に定められた測量の基準

数値地形図データファイル仕様

(2) 図郭レコード(e)

作業識別名	図郭座標の端数			
	左下図郭座標	右上図郭座標	左上図郭座標	右下図郭座標
X (cm, mm)	X (cm, mm)	Y (cm, mm)	Y (cm, mm)	Y (cm, mm)
14	14	14	14	14
A40				
10 20 30 40 50 60 70 80				
空き領域				
12X				

作業識別名.....数値地形図作成作業を実施した機関名
 図郭座標の端数で、メートル未満の端数値を記述する。
 左下図郭座標.....左下図郭座標のメートル未満の端数値を記述する。
 右上図郭座標.....右上図郭座標のメートル未満の端数値を記述する。
 左上図郭座標.....左上図郭座標のメートル未満の端数値を記述する。
 右下図郭座標.....右下図郭座標のメートル未満の端数値を記述する。
 ※地図情報レベル500及び1000では「mm」単位、地図情報レベル2500以上では「cm」単位

(2) 図郭レコード(f)

撮影	写真		撮影		写真		撮影		写真		撮影		写真		
	年 月	縮 尺	枚 数	始 点	終 点	年 月	縮 尺	枚 数	始 点	終 点	年 月	縮 尺	枚 数	始 点	終 点
コ ー ス 番 号			コ ー ス 番 号			コ ー ス 番 号			コ ー ス 番 号		コ ー ス 番 号			コ ー ス 番 号	
A4	15	11	14	14	A4	15	11	14	14	A4	15	11	14	14	14
A40															
10 20 30 40 50 60 70 80															
空き領域															
18X															

撮影コース番号.....当該図郭に関する空中写真の撮影コース番号(英数字)。航空レーザ測量の場合は、計測地区番号と読み替える。
 撮影年月.....当該図郭に関する空中写真の撮影年月。西暦の下2桁及びひし目で表す(未入力の場合は「0000」)。航空レーザ測量の場合は、計測年月日と読み替える。
 写真縮尺.....当該図郭に関する空中写真の地上画素方法をcm単位で入力する。フィルム航空カメラ撮影の場合は撮影縮尺の分母数を入力する。また、航空レーザ測量の場合は、三次元計測データの平均間隔を読み替えcm単位で入力す
 写真枚数.....当該図郭に関する空中写真の当該コース番号についての枚数
 写真番号.....当該図郭に関する空中写真の始点及び終点番号

※(d) (e) (f) は新規作成時に1回、その後は
 (d) (e) (f) (d) (e) (f)
 新規 修正回数 修正回数
 のように、修正が行われる度に追加される。
 ※図郭レコード(f)のデータ数が4以上の場合には複数レコードを連結する。

数値地形図データファイル仕様

③ グループヘッダレコード(レイヤヘッダレコード及び要素グループヘッダレコード)

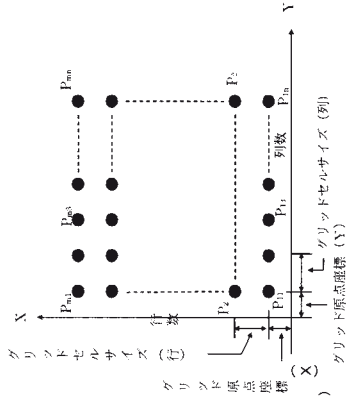
レコードタイプ	A2	14	12	14	14	14	12	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	11	A4	A4	12	X	
分類コード	レイヤ	項目	地域分類	情報分類	要素識別番号	階層レベル	要素数	総数	グループ	面	線	円	円弧	点	方向	注記	属性	グリッド・TIN	取得年月	更新の取得年月	消去年月	数値化区分	留意事項
要素数																							

レコードタイプ.....「H△」に固定
 地図分類コード.....取得分類標準表に基づく分類コード
 階層レベル.....数値地形図の情報体系コード
 要素識別番号.....地図情報の属する位置的特性による分類で、必要に応じて利用者が任意に定義するコード(選択項目)
 要素数.....地図情報の利用目的による分類で、必要に応じて利用者が任意に定義するコード(選択項目)
 総数.....個々の要素を識別するためのもので、一図郭内の分類コード別、一図郭内の分類コード別、1から4桁の一連番号、10,000を超える場合は0から開始する4桁の一連番号(通常レイヤヘッダレコードでは0)
 グループ.....当該レコードの階層上の位置(通常レイヤヘッダレコードでは1、要素グループヘッダレコードでは2)
 面.....レベル下に存在するデータタイプの要素数及びグループ数、総数
 線.....全要素数
 円.....グループ化した要素の数
 円弧.....面データタイプの数
 点.....線データタイプの数
 方向.....円データタイプの数
 注記.....点データタイプの数
 属性.....方向データタイプの数
 グリッド・TIN.....注記データタイプの数
 取得年月.....グリッド要素の数とTIN(不整三角網)の数の合計。通常は1。(例:DTMとDSMがある場合は2)
 更新の取得年月.....当該グループに属する取得要素の最新年月、西暦の下2桁及びび月で表現(未入力時は"0000")
 消去年月.....追加形式でファイルを更新する際に用い、当該グループに属する消去要素の最新年月、西暦の下2桁及びび月で表現(未入力時は"0000")
 数値化区分.....追加形式でファイルを更新する際に用い、当該グループによって数値化されたかを示す区分(精度区分の上位桁)

数値地形図データファイル仕様

レコードタイプ	A2	14	12	14	14	12	12	11	12	11	12	11	14	14	14	17 or 17X	12	A7	A4	A4	A4	6X	80	
レコードタイプ	分類	項目	地域分類	情報分類	要素識別番号	要素レベル	図形区分	図形区分	変データ区分	精度区分	注記区分	転位区分	間断区分	データ数	レコード数	代表点の座標値		属性数値	属性区分	属性データの書式	取得年月	更新の取得年月	消去年月	空き領域
																X	Y							

レコードタイプ.....データタイプによって区分される。
 地図分類コード.....数値地形図の情報体系コード
 分類コード.....取得分類基準表に基づく分類コード
 地域分類コード.....地図情報の属する位置的特徴による分類で、必要に応じて利用者が任意に定義するコード(選択項目)
 情報分類コード.....(3)要素グループヘッダレコードを参照
 要素識別番号.....(3)要素グループヘッダレコードを参照
 要素レベル.....当該レコードの階層上の位置
 図形区分.....当該レコードの階層上の位置
 図形区分.....図面出力に必要な区分
 変データ区分.....直線に由来する変データレコードの区分コード
 精度区分.....要素ごとのデータの精度
 注記区分.....漢字か英数字かの区分
 転位区分.....転位処理フラグが1のとき、図面出力において適用される区分
 0:転位されない。
 n:データの方向に対して右側に転位する。(1 ≤ n ≤ 9)
 -n:データの方向に対して左側に転位する。(1 ≤ n ≤ 9)
 取得分類コード.....取得分類フラグが1のとき、図面出力において適用される区分
 間断区分.....間断処理フラグが1のとき、図面出力において適用される区分
 取得分類コード.....取得分類フラグが1のとき、図面出力において適用される区分
 データ数.....データタイプによって記述が異なる。
 E1~E6:座標数 E7:文字数 E8:属性数
 E5は、記号の場合は0、構高点群の場合は点数が入る。
 レコード数.....当該要素が持つ変データレコード数
 代表点の座標値.....図形の代表となる点、記号や注記の指示座標
 E5:データ数が0のとき、その点の座標値
 E7:始点座標(構書きでは最初の文字の左下座標、縦書きでは最初の文字の左上座標)
 E8:終点座標(構書きでは最初の文字の右下座標、縦書きでは最初の文字の右上座標)
 属性数値.....図形の代表となる数値、等高線や基準点の標高で、mm単位で記述
 属性区分.....利用者が自由に設ける区分で、別途属性区分表にて解説
 属性データの書式.....属性レコードを持つ構文の、そのレコードに記述されている内容の書式、Fortran形式で記述
 取得年月.....当該要素が最初に取得された年月、西暦の下2桁及び月で表現(未入力時は"0000")
 更新の取得年月.....追加形式でファイルを更新する際に用い、当該要素が存在しなくなったことが確認された年月、西暦の下2桁及び月で表現(選択項目)(未入力は"0000")
 消去年月.....追加形式でファイルを更新する際に用い、当該要素が存在しなくなったことが確認された年月、西暦の下2桁及び月で表現(選択項目)(未入力は"0000")
 要素識別番号反復回数.....要素識別番号が4桁を超える場合に用い、(1~9,999が1、10,000~19,999が2、20,000~29,999が3、.....。通常は10,000を超えないために1となる。)



数値地形図データファイル仕様

⑤.グリッドヘッダレコード

レコードタイプ	地図分類コード		要素識別番号	階層レベル	行数	列数	グリッドセルサイズ		グリッド原点座標値		更新の取得年月	消去年月	図形区分	精度区分	空き領域	レコード数	反復回数
	分類コード	項目					行	列	X	Y							
A2	14	12	14	12	14	14	17	17	17	17	A4	A4	12	12	9X		11

レコードタイプ.....「GΔ」に固定
 地図分類コード.....要素グループヘッダレコードを参照
 分類コード、地域分類、情報分類.....要素グループヘッダレコードを参照
 要素識別番号.....要素グループヘッダレコードを参照
 階層レベル.....当該レコードの階層上の位置(通常2または3)
 行数.....グリッドデータの縦(X)方向の並びの数
 列数.....グリッドデータの横(Y)方向の並びの数
 レコード数.....当該グリッドデータの要素レコード数
 グリッドセルサイズ.....グリッドデータの格子点間距離
 グリッド原点座標値.....グリッドデータの原点
 取得年月.....当該グリッドデータを取得した年月、西暦の下2桁及びひひ月で表現(未入力時は"0000")
 更新の取得年月.....追加形式でファイルを更新する際に用い、当該グリッドデータが修正された年月、西暦の下2桁及びひひ月で表現(選択項目)(未入力は"0000")
 消去年月.....追加形式でファイルを更新する際に用い、当該グリッドデータが存在しなくなったことが確認された年月、西暦の下2桁及びひひ月で表現(選択項目)(未入力は"0000")
 図形区分.....図面出力に必要な区分コード
 精度区分.....グリッドデータのデータの精度
 レコード数反復回数.....レコード数が4桁を超える場合に用いる。(1~9,999が1、10,000~19,999が2、20,000~29,999が3、.....、通常は10,000を超えないためにとなる。)

⑥.不整三角網ヘッダレコード

レコードタイプ	地図分類コード		要素識別番号	階層レベル	図形区分	三角形数	レコード数	取得年月	更新の取得年月	消去年月	精度区分	空き領域	レコード数	反復回数
	分類コード	項目												
A2	14	12	14	12	12	16	16	A4	A4	A4	12	38X		11

レコードタイプ.....「TΔ」に固定
 地図分類コード.....要素グループヘッダレコードを参照
 分類コード、地域分類、情報分類.....要素グループヘッダレコードを参照
 要素識別番号.....要素グループヘッダレコードを参照
 階層レベル.....当該レコードの階層上の位置(通常は2又は3)
 図形区分.....図面出力に必要な区分コード
 三角形数.....当該三角形の数
 レコード数.....当該三角形のデータレコード数
 取得年月.....当該不整三角網データを取得した年月、西暦の下2桁及びひひ月で表現(未入力は"0000")
 更新の取得年月.....追加形式でファイルを更新する際に用い、当該不整三角網データが修正された年月、西暦の下2桁及びひひ月で表現(選択項目)(未入力は"0000")
 消去年月.....追加形式でファイルを更新する際に用い、当該不整三角網データが存在しなくなったことが確認された年月、西暦の下2桁及びひひ月で表現(選択項目)(未入力は"0000")
 精度区分.....不整三角網データのデータの精度
 レコード数反復回数.....不整三角網とは不整形の三角形で地物を表現する方法(TIN)。
 ※不整三角網とは不整形の三角形で地物を表現する方法(TIN)。

数値地形図データファイル仕様

(7) 三次元座標レコード

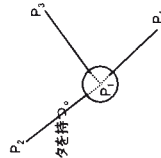
座標値		座標値		座標値		座標値	
X	Y	Z	X	Y	Z	X	Y
17	17	17	17	17	17	17	17
10		20		30		40	
17		17		17		17	
50		60		70		80	

Z値.....座標列の一部に値が存在しない場合は、「m」単位では-999、「cm」単位では-99900、「mm」単位では-999000を与える。

(8) 二次元座標レコード

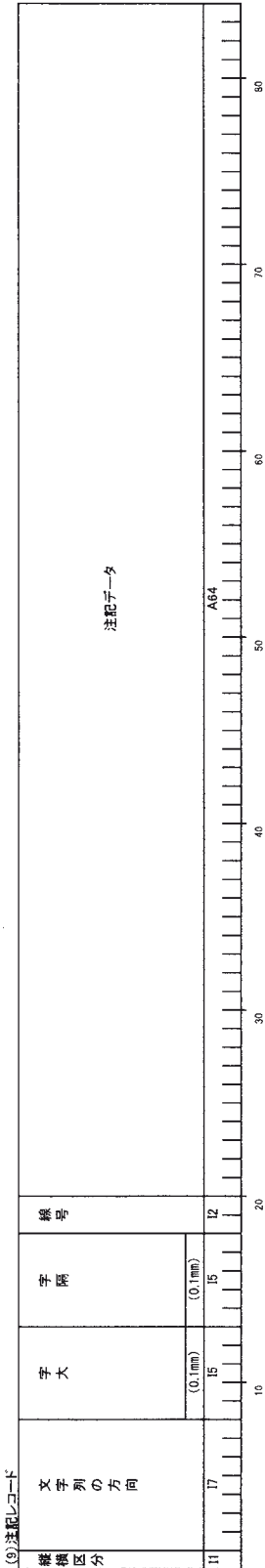
座標値		座標値		座標値		座標値	
X	Y	X	Y	X	Y	X	Y
17	17	17	17	17	17	17	17
10		20		30		40	
17		17		17		17	
50		60		70		80	

座標値.....図形原点(左下隅)からの測地座標で、要素レコードにあるデータ数と同じ座標数を持つ
 線・面.....線上の経過点の座標値
 点.....1点の座標値
 円.....円弧上の3点の座標値
 円弧.....円弧上の3点の座標値で、円弧の始点、円弧上の任意の点、円弧の終点の順に持つ
 方向.....円弧に対する方向を示す場合(例えば管柱)に用いるもので、2つの座標値を組して方向を示す。
 方向.....ある点に対する方向を示す場合(例えば管柱)に用いるもので、2つの座標値を組して方向を示す。
 最初の座標値がその中心を、次の座標値がその方向を表し、レコードには、三次元座標レコードでは2組の方向データを持つ。
 右の例での方向データは、P1P、P1P、P1Pの3組となる(レコードが必要)



※(7)において直前の要素レコードのデータ数が5以上の場合は、複数レコード連続する。
 ※(8)において直前の要素レコードのデータ数が5以上の場合は、複数レコード連続する。

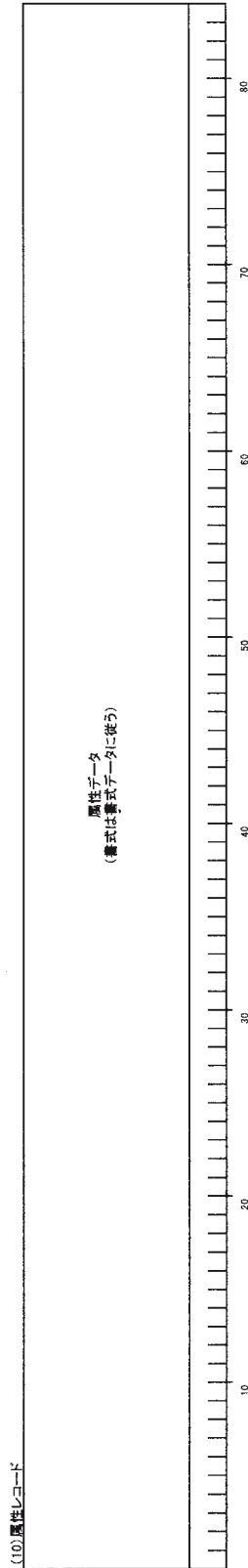
数値地形図データファイル仕様



縦横区分.....文字列の並びが横か縦かの区分
 0 : 横書き : 公共測量
 1 : 縦書き : 各種図幅

文字列の方向.....注記の表示方向を示す角度。単位は度、範囲は縦書きの場合は-135° ~ -45°、横書きの場合は-45° ~ +45° とする。
 字大.....字の大きさ 単位は10分の1ミリメートル
 字間.....字の間隔 単位は10分の1ミリメートル。全角・半角が混在する場合には、全角を基準とする。
 線号.....字の本さ 線号の号数を記述する
 注記データ.....漢字または文字データ(JIS第1及び第2水準) 複数レコードにまたがり、レコードの区切りは全角文字がきた場合には、バイトに分割して格納する。

※ 要素レコードのデータ数が、漢字の場合33以上、英数字の場合66以上の場合、注記レコードが、連続格納する。



属性データ.....ユーザーが利用する属性データ、書式は要素レコードに記述された「属性データの書式」による。

※ 要素レコードのデータ数が9以上の場合、複数レコード連続する。

数値地形図データファイル仕様

(11)グリッドレコード

数値(1)	数値(2)	数値(3)	数値(4)	数値(5)	数値(6)	数値(7)	数値(8)	数値(9)	数値(10)	数値(11)	数値(12)
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
10	20	30	40	50	60	70	80				

数値.....各格子点の数値、数値地形モデルのグリッドデータのグリッド単位に依って記述する。

※ 全グリッドポイントを記述するまで連続する。データは原点(左下)から右上へ、連続して記述する。グリッドポイントが存在しない場合は、「m」単位では-99900、「cm」単位では-99900、「mm」単位では-999000を与える。

(12)不整三角形レコード

座標値 (i, 1)			座標値 (i, 2)			座標値 (i, 3)			座標値 (i+1, 1)		
X	Y	Z	X	Y	Z	X	Y	Z	X	Y	Z
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
10	20	30	40	50	60	70	80				

座標値.....括弧内に示す順番は、特定の不整三角形レコードの事例である。

三角形は3点の座標値とする。

座標値は不整三角形レコードを渡すよう選択して記録する。

座標値及び三角形の記録する順番は規定しない。

※ (12)において直前の不整三角形レコードの三角形数が2以上の場合は、座標レコード連続する。

※ Z値が存在しない場合は、「m」単位では-999、「cm」単位では-99900、「mm」単位では-999000を与える。

数値地形図データファイル仕様

データ区分		注記区分	
コード	内容	コード	内容
0	データなし(地形素面の高さ計測したもの)	0	区分しない
1	データなし(人工構造物等の地形素面以外の高さを計測したもの)	1	漢字
2	二次元座標レコード	2	英数カナ文字

図形区分		対象となる取得分類項目	
コード	内容	非区分	下に該当しない全データ
0	射影箱の上端		石段等の高評語、階土、壁居、溝、人工斜面、敷設等の射影をもつもの
11	射影箱の下端		道路橋、敷設橋
12	橋		
21	高脚		
22	網柱		
23	ガードレール		
26	ガードハイブ		
27	中継線		
31	標高線		
32	標高線		
33	階層線		
34	付階線		
35	外付階線		
46	高脚(空脚)		
47	高脚(空脚)		
51	素地面		
52	地表面		
61	崖線		
62	田舎		
63	クワット		
64	その他の線形曲線		
71	石杭		
72	コンクリート		
73	合成樹脂杭		
74	不設脚杭		
75	その他の境界線		
76	境界線		
81	オリジナルデータ		
82	オリジナルデータ		
99	表現補助データ		

データタイプ	レコードタイプ
面	E1
線	E2
円	E3
円弧	E4
点	E5
方向	E6
注記	E7
属性	E8

間断区分	
コード	内容
0	間断しない
1~9	間断する(数値は優先順位)

転位区分	
コード	内容
0	転位しない
1~9	座標列の方向に対して右側に転位する
-1~-9	座標列の方向に対して左側に転位する

精度区分	
コード	内容
0	データなし(地形素面の高さ計測したもの)
1	データなし(人工構造物等の地形素面以外の高さを計測したもの)
2	二次元座標レコード
3	三次元座標レコード(地形素面の高さ計測したもの)
4	注記レコード
5	属性レコード
6	三次元座標レコード(人工構造物等の地形素面以外の高さを計測したもの)

精度区分		下位桁	
コード	内容	上位桁	下位桁
1	基準点測量成果を用いる方法	地図情報レベル区分	1 ~ 50
2	TS等を用いた数値測量		~ 100
3	数値図化法・他の数値地形図データの利用		~ 250
4	既成図数値化(無伸縮図面を使用)*		~ 500
5	既成図数値化(伸縮図面を使用)*		~ 1000
6	航空レーザ測量成果を用いる方法		~ 2500
7			~ 5000
8			~ 10000
9	その他	その他	その他

測量機器級別性能分類表

別表 1

測量機器級別性能分類表

1. セオドライトの級別性能分類

級 別	望 遠 鏡	目 盛 盤		読 取 方 法	水平気泡管 公称感度 (秒/目盛)	高度気泡管 公称感度 (秒/目盛)
	最短視準 距離 (m)	最 小 目 盛 値				
		水 平 (秒)	鉛 直 (秒)			
特	10以下	0.2以下	0.2以下	精密光学測微計又は 電子的読取装置	10以下	10以下
1	2.5以下	1.0以下	1.0以下	同 上	20以下	20以下
2	2.0以下	10以下	10以下	同 上	30以下	30以下
3	2.0以下	20以下	20以下	同 上	40以下	40以下

ただし、高度角自動補正装置が内蔵されている場合は、高度気泡管の公称感度は除く。

2. 測距儀の級別性能分類

級 別	型 区 分	公称測定可能距離 (km)	公 称 測 定 精 度	最小読定値(mm)
特	長距離	30以上	$\pm (5\text{mm} + 1 \times 10^{-6} \cdot D)$ 以下	1
	短距離	——	$\pm (0.2\text{mm} + 1 \times 10^{-6} \cdot D)$ 以下	0.1
1	長距離	10以上	$\pm (5\text{mm} + 1 \times 10^{-6} \cdot D)$ 以下	1
	中距離	6 以上	$\pm (5\text{mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D)$ 以下	1
2	中距離	2 以上	$\pm (5\text{mm} + 5 \times 10^{-6} \cdot D)$ 以下	1
	短距離	1 以上	$\pm (5\text{mm} + 5 \times 10^{-6} \cdot D)$ 以下	1

ただし、Dは測定距離 (km) とする。

3. トータルステーションの級別性能分類

トータルステーションの構成は、測角部、測距部の本体及びデータ記憶装置をいう。

級 別	型 区 分	測 角 部 の 性 能	測 距 部 の 性 能	デ ー タ 記 憶 装 置
1	—	1級セオドライトに準ずる	2級中距離型測距儀に準ずる	データコレクタ、メモリカード又はこれに準ずるもの
2	A	2級セオドライトに準ずる	2級中距離型測距儀に準ずる	
	B		2級短距離型測距儀に準ずる	
3	—	3級セオドライトに準ずる	2級短距離型測距儀に準ずる	

4. レベルの級別性能分類

レベルは、必要に応じて水準測量作業用電卓を接続する。

1) [気泡管レベル]

級 別	最短視準距離 (m)	最小目盛値 (mm)	読取方法	主気泡管公称感度 (秒/目盛)	円形気泡管公称感度 (分/目盛)	摘 要
1	3.0以下	0.1	精密読取機構等を有すること	10以下	5以下	気泡合致方式であり、視準線微調整機構を有すること
2	2.5以下	1	同 上	20以下	10以下	
3	2.5以下	—	—	40以下	10以下	—

2) [自動レベル]

級 別	最短視準距離 (m)	最小目盛値 (mm)	読取方法	自動補正装置公称設定精度 (秒)	円形気泡管公称感度 (分/目盛)	摘 要
1	3.0以下	0.1	精密読取機構等を有すること	0.4以下	8以下	視準線微調整機構を有すること
2	2.5以下	1	同 上	0.8以下	10以下	同 上
3	2.5以下	—	—	1.6以下	10以下	—

3) [電子レベル]

級 別	最短視準距離 (m)	最小読取値 (mm)	読取方法	自動補正装置公称設定精度 (秒)	円形気泡管公称感度 (分/目盛)	摘 要
1	3.0以下	0.01	電子画像処理方式による自動読取機構を有すること	0.4以下	8以下	視準線微調整機構を有すること
2	2.5以下	0.1	同 上	0.8以下	10以下	同 上

5. 水準標尺の級別性能分類

級	型区分	目 盛			全 長	附属気泡管 の 感 度 (分/目盛)	形 状
		材 質	目 盛	目盛精度			
1	A	インバール	10mm又は5mm間隔 両側目盛又は バーコード目盛	50 $\mu\text{m}/\text{m}$ 以下	3 m以下	15~25	直
	B	インバール	10mm又は5mm間隔 両側目盛又は バーコード目盛	51 $\mu\text{m}/\text{m}$ ~ 100 $\mu\text{m}/\text{m}$	3 m以下	15~25	直
2		インバール等	10mm又は5mm間隔 又はバーコード目盛	200 $\mu\text{m}/\text{m}$ 以下	4 m以下	15~25	直 又はつなぎ

6. GNSS測量機の級別性能分類

級 別	受信帯域数	観 測 方 式
1	2周波 (L1、L2)	スタティック法 短縮スタティック法 キネマティック法 RTK法 ネットワーク型RTK法
2	1周波 (L1)	スタティック法 短縮スタティック法 キネマティック法 RTK法

上記観測方法の公称測定精度、公称測定距離及び最小解析値は、下表のとおりとする。

観 測 方 法	公 称 測 定 精 度	公称測定可能距離	最小解析値
2周波スタティック法	$\pm (5\text{mm} + 1 \times 10^{-6} \cdot D)$ 以下	10km以上	1 mm
1周波スタティック法	$\pm (10\text{mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D)$ 以下	10km以上	1 mm
2周波短縮スタティック法	$\pm (10\text{mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D)$ 以下	5 km以上	1 mm
1周波短縮スタティック法	$\pm (10\text{mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D)$ 以下	5 km以上	1 mm
キネマティック法	$\pm (20\text{mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D)$ 以下	————	1 mm
R T K 法	$\pm (20\text{mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D)$ 以下	————	1 mm
ネットワーク型 R T K 法	$\pm (20\text{mm} + 2 \times 10^{-6} \cdot D)$ 以下	————	1 mm

ただし、Dは測定距離 (km) とする。

参 考 付 録

図化機点検調整要領

図化機点検調整要領

1 要 旨

- (1) この要領は、精密図化機の点検調整の標準を示すものである。
- (2) 点検調整により、図化機点検調整記録書が作成される。
- (3) 以下の各号に示す資料を提出する。
 - イ) 図化機点検調整記録書 (図表 1)
 - ロ) 観測手簿、図表及び図表作成に要した計算諸表

2 実 施

- (1) 点検調整は、図化機点検調整記録書 (以下「記録書」という。) に定められた各項目について行う。
- (2) 点検調整に使用する格子板は、各図化機付属の格子板とし、格子板の不明瞭なもの、板面に損傷のあるものなどは使用してはならない。
- (3) 画面距離の点検調整は、水平に標定された格子板の投影器の平面位置を投影距離を変えて測定した数値により求められた画面距離と図化機にセットした画面距離の比較により行う。
- (4) 格子板実体測定とは、水平に対地標定された格子板によるモデル上の点の高さを測定することをいう。点検調整には図表 2 に示された 15 点を用いる。結果は、記録書に記入するとともに図表に表示する。
- (5) 格子板単眼測定とは、水平の標定された格子板の投影像の平面位置を測定することをいう。点検調整には、図表 3 に示された 9 点を用いる。結果は、記録書に記入するとともに図表に表示する。
- (6) 描画台の点検調整は、図紙上に図表 3 に示された 9 点を展開し、その図紙を 90 度、180 度回転後それぞれ展開点の位置を測定する方法によって行う。結果は、記録書に記入する。
- (7) 図化機と描画台の接続との検定は、次のように行う。水平に標定された格子板の投影像の平面位置を、図表 4 に示された 4 点について、図化機が目盛と描画台が目盛とで記録し、また、描画台上の図紙に展開することで行う。結果は、記録書に記入するとともに図表に表示する。

描画台

直交性 (度)

X・Yスケールの相違 $\frac{X}{Y} = \text{-----}$

Xスケールの位置による相違

Yスケールの位置による相違

バック・ラッシュ

b mean

mb (最大)

図化機と描画台の接続

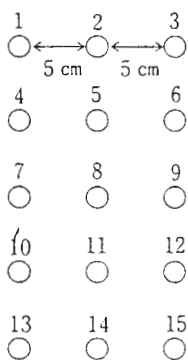
$\frac{X \text{ 図化機}}{X \text{ 描画台}} = \text{-----}$ 、 $\frac{X \text{ 図化機}}{X \text{ 描画台}} = \text{-----}$

バック・ラッシュ

b mean

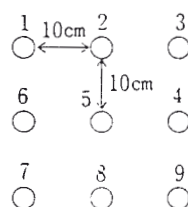
mb (最大)

図表 2



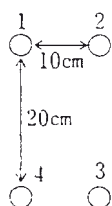
実体モデルの範囲で、端と真中に点を取る。点の配置は、格子板上で左図のようなものを標準とし、それぞれの格子板に応じて選ぶ。

図表 3



図化機に応じて、可動範囲一杯に左図のように選ぶ。

図表 4



実体モデルの範囲で4隅に点をとる。標準的には格子板上で左図のようにとる。